

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究

平成24年度 総括研究報告書

研究代表者：宮内康二（東京大学政策ビジョン研究センター 特任助教）

平成25(2013)年3月

目 次

総合研究報告 成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究 宮内康二、甲斐一郎、森田朗、齋藤真由美、飯間敏弘、黒河昭雄、太田響子	1
1. 研究の目的と方法 1.1. 研究の目的 1.2. 研究の方法	2
2. 後見業務の実施に係る状況 2.1. 本人の財産の取扱や親族対応などの状況 2.2. 本人の判断能力低下による経済的損失の状況	5
3. 後見業務に対する後見人の認識 3.1. 後見業務遂行における後見人の役割意識 3.2. 後見業務の難易度・煩雑度に関する認識と期待報酬額	15
4. 後見人によって実施される業務内容に関する分析 4.1. 後見業務の内容の全般的傾向 4.2. 後見業務の実施率 4.3. 後見業務の実施回数 4.4. 後見業務の実施時間 4.5. 後見業務の取扱金額	47
5. 後見人の活動に対する評価 5.1. 後見人への評価(本人〔軽度〕、周囲の人、後見人による評価) 5.2. 後見人への評価(本人〔重度〕による評価) 5.3. 後見監督人への評価	80
6. 諸外国における公的後見機関に関する事例検討 (オーストラリア・タスマニア州とカナダ・ブリティッシュコロンビア州を例として) 6.1. はじめに 6.2. オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関 6.3. カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関 6.4. 結びに代えて(自治体の関与のあり方をめぐって)	99

7. 現行の報酬決定システムの構造に関する分析	117
7.1. 分析の枠組み	
7.2. 本人の財産と後見業務の関係に関する分析	
7.3. 後見業務とその評価の関係に関する分析	
7.4. 業務評価と報酬の関係に関する分析	
7.5. 後見業務と報酬の関係に関する分析	
7.6. 本人の財産と報酬の関係に関する分析	
7.7. 総合的分析	
7.8. 本分析のまとめと含意	
8. 本研究のまとめと今後の展望	149
8.1. 本研究のまとめ	
8.2. 今後の課題と展望	
・参考文献	157
・資料	159
1. 後見業務の状況に関する調査票	
2. 後見人への第三者評価に関する調査票	

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究

研究代表者：宮内康二（東京大学政策ビジョン研究センター 特任助教）

研究分担者：甲斐一郎（東京大学 名誉教授）

森田朗（学習院大学法学部政治学科 教授）

齋藤真由美（東京大学政策ビジョン研究センター 特任研究員）

飯間敏弘（東京大学政策ビジョン研究センター 特任研究員）

研究協力者：黒河昭雄（東京大学政策ビジョン研究センター）

太田響子（東京大学公共政策大学院 特任研究員）

・研究要旨

高齢化の進展とそれにともなう認知症高齢者等のさらなる増加によって今後生じてくる諸問題に対応するために、成年後見制度の普及や利用促進、その担い手となる人材の育成・支援などが、これまで以上に必要とされている。このような課題に対処するため、本研究は、後見実務の実態を明らかにし、適切な後見のあり方を実務的かつ理論的に検討・分析することを通じて、今後目指すべき後見のあり方を提示することを目的とする。

本研究は、主に 4 つの主要な分析（①後見業務の第三者評価に関する分析、②後見業務の内容に関する分析、③後見人の適性や業務体制等に関する分析、④後見報酬に関する分析）から構成されている。本報告書では、後見実務全般について、その実態を客観的に明らかにするための実証分析を行った。具体的には、後見人等へのアンケート調査や各種後見関連資料の収集などを通じて、後見実務に関する各種データを広範に収集・整理し、データベースを構築した上で、後見実務の諸側面における実態を、計量分析を用いて明らかにした。

研究成果としては、後見実務の諸側面として、①後見業務の実施に係る状況、②後見業務に対する後見人の認識、③後見人によって実施される業務内容、④後見人の活動に対する評価、⑤現行の報酬決定システムの構造、のそれぞれについて、その実態を実証的に明らかにした。その際特に、①業態間比較と、②後見報酬と後見実務の諸要素との関係、に重点を置き、また比較研究として海外の後見事例を参照しながら、各業態の特徴を析出するとともに、多変量解析等を用いて後見実務の実態を客観的に明らかにした。

1. 研究の目的と方法

1.1. 研究の目的

判断能力が十分でない認知症高齢者、精神・知的障がい者等が約700万人にものぼる中、増加する認知症高齢者への対応や、精神・知的障がい者の地域生活への支援などの必要性が高まっている。また、高齢化の進展と、それにともなう認知症高齢者等のさらなる増加によって生じる諸問題（増大する一人暮らし高齢者への対応、認知症高齢者や知的・精神障がい者の身上監護ならびに財産管理に対する支援、後見制度を必要とする人々の制度利用の促進、認知症高齢者や障がい者などを支える家族等の負担軽減など）が今後ますます重要な課題となっていく。このような状況に鑑み、成年後見制度の利用促進、その担い手となる人材の育成・支援、地域における後見人の一層の浸透・活用などが、これまで以上に必要とされている。

このような中、後見制度に関するこれまでの研究は、主に法学的視点からの法制度研究を中心であった。他方、後見実務の実態に関する実証的研究（例えば、後見人が行う業務の内容に関する研究、被後見人やその周囲の人による第三者評価に関する研究、客観的データに基づく制度設計や運用に関する研究など）は、いまだほとんど行われていないというのが実情である。また一般の国民や行政などからみて、後見の実態は今なお不透明なままである。以上のことから、本研究は、後見実務の実態を明らかにし、適切な後見のあり方を実務的かつ理論的に検討・分析することを通じて、今後目指すべき後見の方向性を提示することを目的とする。

後見について実証的な研究を行おうとする際、後見実務と後見報酬に関する分析は特に重要となる。

成年後見を、後見人等による被後見人等に対する後見サービスの提供と捉えたとき、このサービスの質を評価する客観的指標は現在のところほとんど存在していない。成年後見においては、主にサービス受容者が、判断能力が不十分な人達であるという理由から、通常のサービスであれば得られるはずの客観的な評価指標（売上高や顧客満足度など）を得ることができないのである。そのなかで、唯一客観的な指標となりうるもののが後見報酬である。その意味で、後見報酬の決定根拠の客観性を確保することは非常に重要である。

またこの後見報酬は、後見人等（特に第三者後見人）に対する経済的インセンティブとして働くゆえ、この後見報酬の算定基準のあり方は、後見人等の仕事のやり方や意欲などに決定的な影響を与える。この意味においても、後見報酬の算定基準をより客観的で公正なものにすること（さらにはその基準をある程度公表すること）が非常に重要となる。

以上のような観点から、本研究では、後見報酬の現状を客観的に明らかにするとともに、この後見報酬と後見実務の諸要素（後見活動のあり方や本人の資産・収支の状況など）との間の関係を、多変量解析等を用いて析出することを通じて、後見実務と後見報酬等の実態について実証的に明らかにすることを目指す。

1.2. 研究の方法

1.2.1. 研究全般の方法

まず、本研究全体の枠組みを示すと、主に次の4つの主要な分析から構成されている。

すなわち、①後見業務の第三者評価に関する分析（後見業務に対する客観的評価に関する分析）、②後見業務の整理・分析（後見人によって行われている後見業務の内容に関する分析）、③後見人の適性および業務体制についての分析（後見人の業態や社会的属性、後見の形態などに関する分析）、④後見報酬に関する分析（現行の報酬決定システムの構造に関する分析）である。

前年度は、これらの研究を進めていくための基礎を構築するための作業として、後見実務全般の実態を客観的に明らかにするための実証的な分析を行った。具体的には、①後見等開始申立の態様、②後見関係者の社会的属性、③後見等の形態、④本人の状況、⑤本人との面会状況、⑥後見事務報告書の作成・提出状況、⑦本人の資産の状況、⑧本人の収支の状況、⑨後見報酬の状況、のそれぞれについて、その実態を実証的に明らかにした。

そしてこれを受けて本年度は、前年度の研究をさらに発展させるために、次のような実証的かつ計量的な各種分析を行った。すなわち、後見人が行う業務内容に関する詳細な分析、後見人が後見業務に対してもついている認識に関する分析、後見業務に対する客観的評価に関する分析、海外の後見制度に関する事例研究などの分析である。そしてその上で、これらを総合する形で、後見を作る主要な構成要素（本人の財産、後見業務、業務評価、後見報酬等）の相互関係を明らかにする計量的な分析を行った。

本研究の具体的な研究方法としては、概略以下のような方法が用いられた。

後見業務の実態について客観的に把握すべく、後見関係者（後見人等、被後見人本人、および

[表1] 調査対象件数

後見関係者	調査対象者数
本人	393
後見人等	413
協力者	48
監督人	40
申立人	341
後見人候補者	196
本人の周囲の人	58

本人の周囲の人など）へのヒアリングなどを通じて調査研究のためのフレームワークを構築し、その上で、後見関係者へのアンケート調査や各種後見関連資料（後見事務報告書、報酬付与審判書、後見登記事項証明書、後見業務日誌など）の収集などを通じて、後見実務に関する各種データを広範に収集・整理した。このデータ収集によって、本人393人、後見人等¹413人、本人の周囲の人58人といった、さまざまな後見関係者らの多様な情報を収集・整理することができた。この収集作業により得られたサンプル数等を一覧表の形で示したのが、表1である。

そして、各調査対象者から得られた後見実務に関する各種情報をデータベース化した上で、後見実務に関するさまざまな側面についての分析を行った。具体的には、①後見業務の実施に係る状況、②後見業務に対する後見人の認識、③後見人によって実施される業務内容、④後見人の活動に対

¹ 本稿では、後見人、補佐人、補助人を総称して「後見人等」ないし「後見人」と呼び、また被後見人、被補佐人、被補助人を総称して「本人」と呼ぶことにする。

する評価、⑤現行の報酬決定システムの構造、に関する分析である。

これらの分析の際に重視したのが、業態間の比較である。今回の研究では、業態間の比較分析として、後見事案を大きく、①親族後見、②第三者後見（親族以外の後見）に分けた上で、それぞれの業態の特徴などを析出し、業態間でどのような違いが生じているのかという点を明らかにした。また、特に業務内容の分析においては、さらに本人と後見人等の同居・別居の違いを考慮して、①親族後見（同居）、②親族後見（別居）、③第三者後見（別居）、を区別しながら分析を行った。

さらに本研究では、日本の後見制度と後見実務のあり方を考察する上での参考事例として、海外における後見制度の事例、具体的にはオーストラリアとカナダの後見制度とその運用の態様について検討した。

その上で、本研究の締めくくりとして、①本人の財産、②後見業務、③後見業務の評価、④後見報酬、の相互関係について総合的な分析を行った。具体的には、後見における一つの理念型としての合理的な後見報酬決定システム（業務・評価・報酬）の枠組みを提示し、後見実務の実態と照らし合わせながら、現行の後見報酬の決定構造（後見報酬がどのような要素や基準によって決められているか）を明らかにした。

1.2.2. 倫理面への配慮

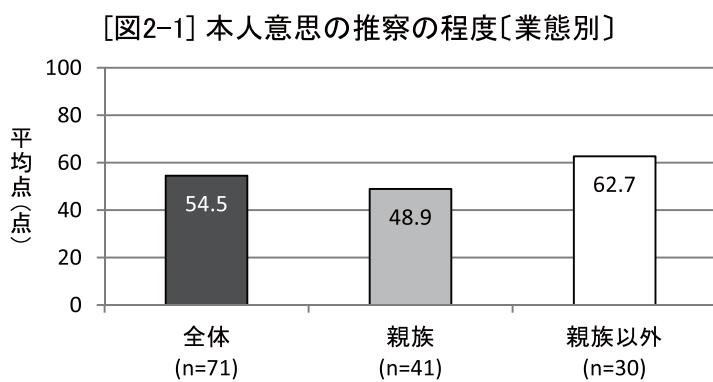
本研究においては、多数の後見人等に対するアンケート、インタビューなどを通じて、多くの個人情報の収集が行われることから、この個人情報の適切な取扱いが非常に重要な課題となる。

本研究において収集された個人情報は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」並びに当研究室が独自に制定している「個人情報取扱規程」に基づき、厳重に管理された。

2. 後見業務の実施に係る状況

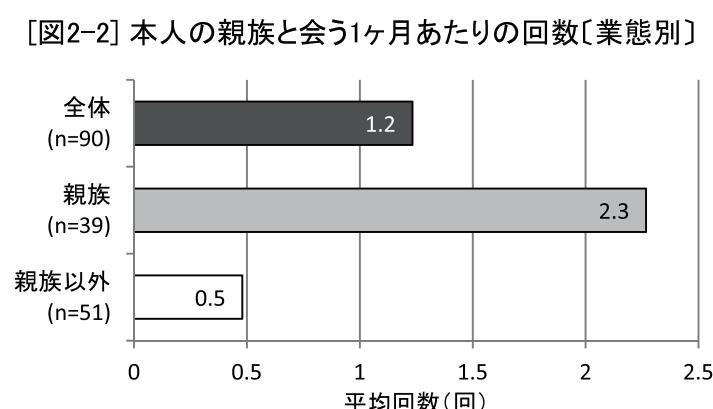
2.1. 本人の財産の取扱や親族対応などの状況

2.1.1. 後見人等による本人意思の推察の程度

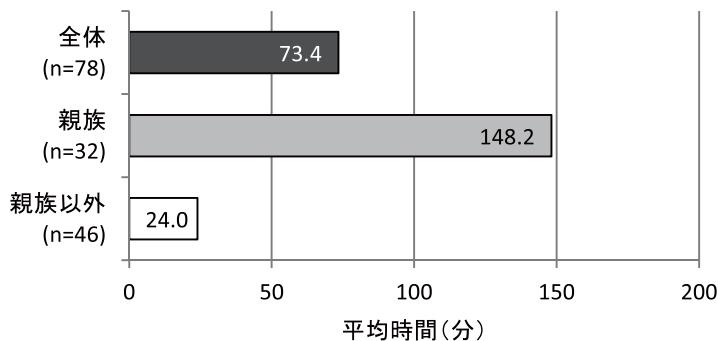


な立場から、本人の意志を汲みとりやすいと考えられる親族後見人よりも、専門職である第三者後見人の方が、自己評価が高くなっている点が注目される。

2.1.2. 本人の親族への対応



2.1.3. 本人の親族と接する1ヶ月あたりの時間[業態別]



まず、後見業務を行う上で、本人（被後見人等）の意志をどのくらい正しく推察することができているかについての後見人等による自己評価（100点満点による評価）の結果を見る。図2-1を見ると、親族後見人による自己評価の平均が49点であるのに対し、第三者後見人による自己評価は63点とやや高くなっていることが分かる。親族として本人により身近

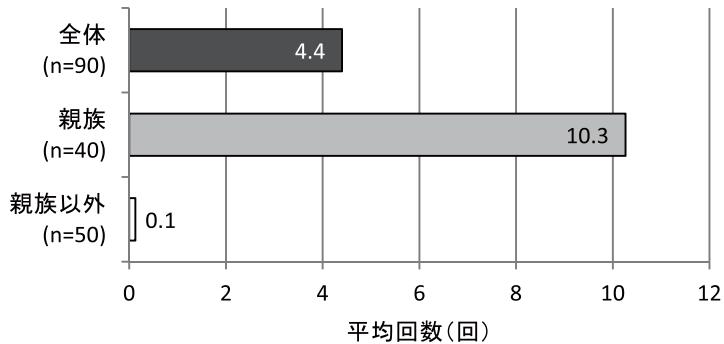
次に、後見人が後見活動についての相談や協議等を行うために本人の親族と会う、1ヶ月あたりの回数、および1ヶ月あたりの時間を見てみる。すると、いずれにおいても親族後見と第三者後見とで顕著な差が見られた。

まず1ヶ月あたりの回数については、親族後見人は平均2回以上、本人の親族に会う機会があるのに対し、第三者後見人は1回に満たず、およそ2ヶ月に1回という頻度であった（図2-2）。さらに1ヶ月あたりの面会時間になると、両者の差はさらに大きくなり、親族後見人が2時間半近くの時間を充てているのに対し、第三者後見人はわずか24分となっている（図2-3）。第三者後見においては、そもそも本人に親族等の身寄りがないケースが少くないゆえ、こうした差が生じているといえるが、概して第三者後

見人は、あまり本人の親族と接することなく後見業務を行っていることが分かる。

続けて、後見業務を行う上で、本人の親族とトラブルが生じた回数がこれまでどのくらいあるかを見てみると、第三者後見人の場合にはほとんどトラブルが生じたことがないと考えているのに対し、親族後見人は約10回にも及んでいる（図2-4）。そもそも親族後見においては、通常その選任時に、他の親族からの同意を得ることが求められるため、少なくとも後見開始時には親族間の大きなトラブルは生じていないはずである。この点を考えると、この10回強という回数はやや際立っているように見える。

[図2-4] 本人の親族との間のトラブルの回数[業態別]



財産管理や身上監護といった後見業務、あるいはそれに付随する業務にともなって、親族間で新たなトラブルが顕在化するケースも少なくないことがうかがえる。

2.1.3. 財産管理における立替と借用の状況

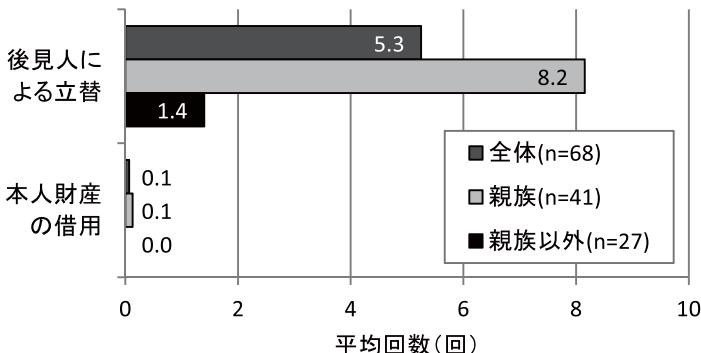
次に、財産管理における、後見人等による立替や借用についての状況を見てみる（図2-5）。

まず、後見人等の財産による立替（本人の支出を後見人等が代わりに支払う行為）の回数を尋ねたところ、後見人全体の平均回数は5回ほどであった。これを業態別に見てみると、

親族後見人は平均8回ほど立替を行っていたのに対し、第三者後見人は平均1.4回と、その回数には大きな開きがあった。

一方、後見人等が本人の財産を借用した回数について尋ねたところ、親族後見人、第三者後見人いずれにおいても、そうしたケースはほとんど存在しなかった。

[図2-5] 財産管理における立替や借用[業態別]



続けて、さらに細かく、こうした立替や

借用についての後見人等の認識を見てみる。

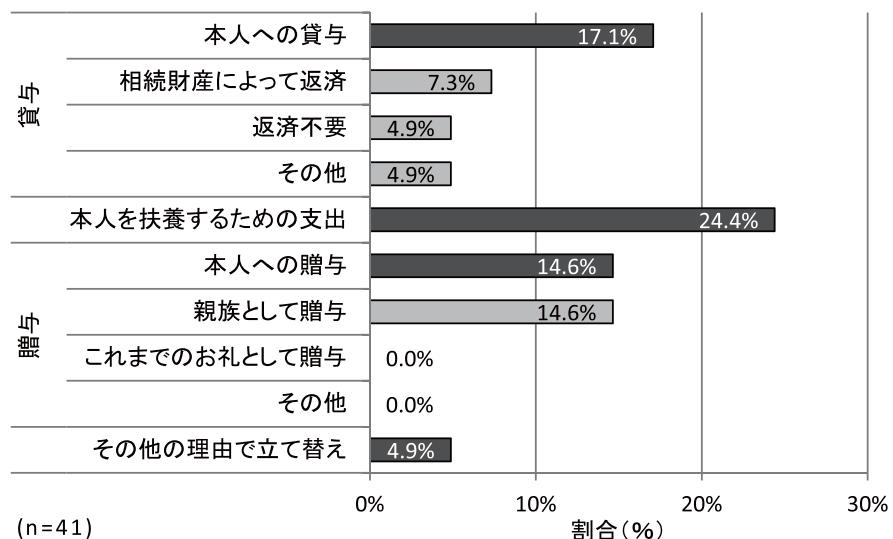
まず、親族後見人に対して、後見人等の財産による立替についての認識を尋ねたところ、以下のようなになった（図2-6）。最も多いのは、「本人を扶養するための支出」であるという認識で、全体の約4分の1を占めた。次に、「本人への貸与」であるという認識が多く、全体の17%であった。その内訳としては、「相続財産によって返済」を受けるという認識が、「返済不要」とする認識を上回った。また、「本人への贈与」（特に、親族としての贈与）であるという認識は、15%であった。

次に、第三者後見人に対して、同じく後見人等の財産による立替についての認識を尋ねたところ、「本人への貸与」であるという認識が最も多く、これも全体の4分の1近くを占めた（図2-7）。ただし、その内訳を見てみると、「返済不要」であるという認識ではなく、「いつか本人の財産から返済」さ

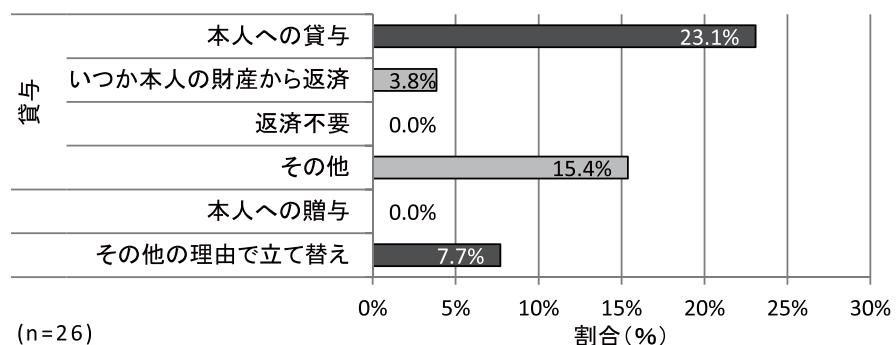
れるものであるとする認識もわずかであった。また第三者後見人においては、立替が「本人への贈与」であると認識する例はなかった。

これらのことから、親族後見においては、後見人というよりもむしろ親族（あるいは扶養者）としての立場から、立替を行っているケースが少なくないと考えられる。これに対して第三者後見においては、そもそも後見人等の財産から本人のために立替をする機会そのものが少なく、また立替を行う場合においても、業務を遂行する上で何らかのやむを得ない事情により、とりあえず貸与するという形をとっているものと推察される。

[図2-6] 後見人による立替についての認識[親族後見]



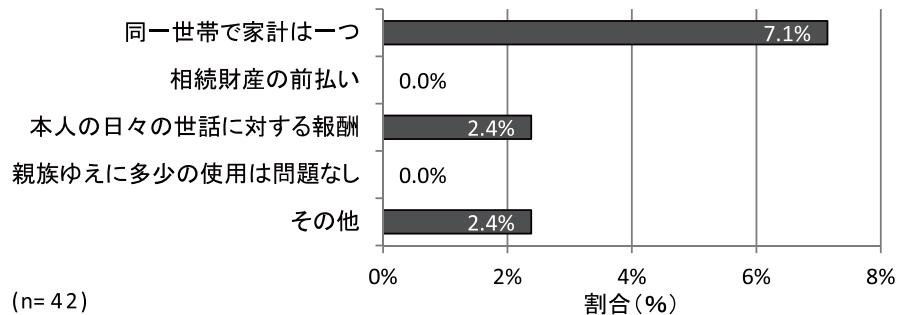
[図2-7] 後見人による立替についての認識[親族以外]



また、後見人等による本人財産の借用についての認識を親族後見人に尋ねたところ、以下のようない回答が得られた（図2-8）。最も多い認識としては、「同一世帯で家計は一つ」であるから、というもので、後見人全体の7%を占めた。その他の認識を持つ人はわずかであり、「本人の日々の世話に対する報酬」という認識は全体の2%程度となっている。また、「相続財産の前払い」や「親族ゆえに多少の使用は問題なし」とする認識を持つ例はみられなかった。

このように親族後見人は、本人と同一世帯の場合、同一家計内でのやりくりとして、本人財産を借用することは許されると認識しているケースも少くないようである。

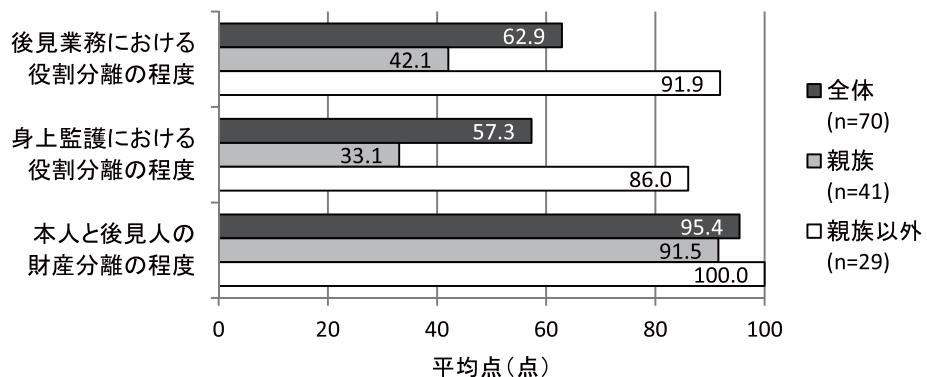
[図2-8] 本人財産の借用についての認識[親族]



2.1.4. 後見業務における役割分離

次に、後見人等は日々の後見業務において、どの程度自身の役割（後見人としての役割と、親族ないし知人としての役割）を分離させているかという点²について見てみる（図2-9）。

[図2-9] 後見業務における役割分離[業態別]



まず後見業務全般については、後見人による役割分離についての自己評価の平均点は63点であった。これを業務の種類別に見ると、身上監護における役割分離の程度は57点である一方、財産管理の分離の自己評価は100点に近く、ほぼ完全に後見人等の財産と本人の財産を分離させている（という認識である）ことが分かる。

さらに、こうした役割分離の程度を業態別に見てみると、業態間で大きな違いがみられる。まず、第三者後見の場合は、身上監護と財産管理のいずれの後見業務においても、ほぼ完全に後見人としての立場からこれを行っている。一方、親族後見の場合は、財産についてはほぼ完全にこれを分離させ、後見人としての立場で財産管理を行っているが、身上監護においては、役割分離の程度は33点にとどまっている。

このことから、特に親族後見人は、とりわけ身上監護において、後見人としての役割と親族としての役割をあまり分けることなく、これを混在させる形で後見業務を行っているものと推測される。

² 後見業務を、完全に後見人としての立場で行っている場合には100点、後見人等と親族（ないし知人）の立場を全く分けていない場合には0点として、後見人等に自己評価をしてもらった。

2.2. 本人の判断能力低下にともなう経済的損失の状況

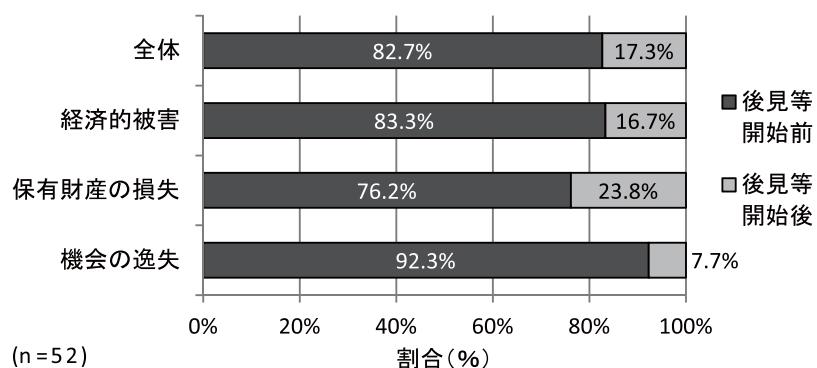
次に、本人（被後見人等）の判断能力低下にともなって生じる経済的損失（経済的被害、保有財産の棄損、機会の逸失）の状況について見てみる。

2.2.1. 経済的損失の状況

はじめに、本人の経済的損失の全般的な状況について概観しておきたい。

まず、経済的損失が生じた時期について見てみる（図 2-10）。

[図2-10] 経済的損失が生じた時期



「経済的被害」（他者から受けた経済的被害）、「保有財産の損失」（本人自身の行為による保有財産の棄損）、「機会の逸失³」（判断能力の低下にともなう機会の逸失）のいずれにおいても、およそ8～9割の事案が、後見の開始前に生じていた。特に、「機会の逸失」の9割以上が後見開始前に生じており、本人の判断能力の低下によって、後見制度利用前から就業等の機会（経済的利益を獲得しうる機会）が失われているケースが非常に多いことが分かる。逆に、後見等開始後に生じる損失は割合としては低いものの、それでも1割から2割程度は存在しており、後見人がついていたとしても本人の経済的損失のすべてを防ぐことができるわけではないことが分かる。

次に、これまでに経済的損失が生じた回数についてである。

図2-11をみると、「保有財産の損失」の発生回数が最も多く、平均で約9回の損失が生じていることが分かる。また、「経済的被害」については平均約2回、「機会の損失」については、1.5回ほど生じていた。

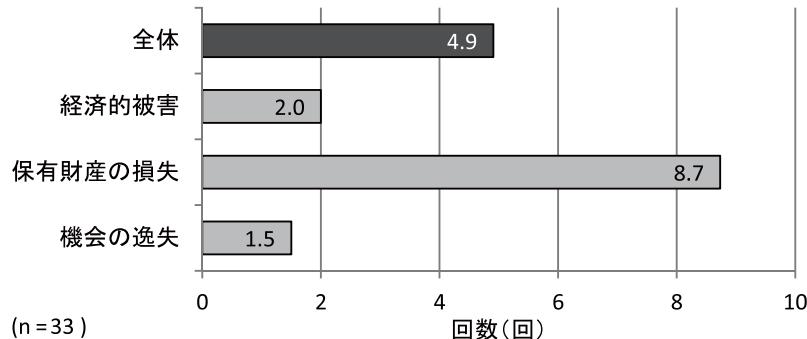
このように、本人が被る経済的損失の中心は、本人自身の行為による保有財産の毀損であることがわかる。

次に、これまでの経済的損失の総額について見てみる（図2-12）。

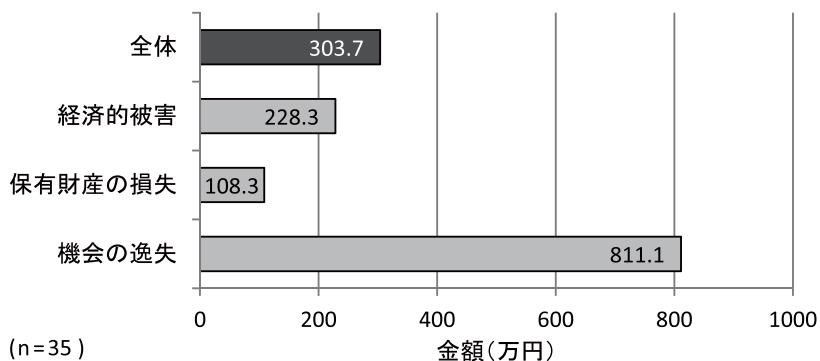
すると、「機会の逸失」による経済的損失の総額が飛びぬけて多く、平均で約810万円にのぼっ

³ ここで「機会の逸失」とは、経済的利益を獲得しうる機会を、本人の判断能力が低下することによって逃してしまうことをいう。具体的には、本人や親族の就業の機会が損なわれた（離職や転職をせざるを得なかった）ケース等がこれにあたる。

[図2-11] これまでに経済的損失が生じた回数



[図2-12] これまでの経済的損失の総額



ている。これは、本人の判断能力が失われ、またそうした本人の介護を行うため、本人及び親族がこれまでの仕事を退職（あるいは転職等）すること等により、本人だけでなく周囲の人についても多くの損失を生じさせていることによる。

「経済的被害」については、その回数は上述のように約2回と少ないものの、損失の総額は2百万円以上になっており、一件あたりの被害金額は100万円程度に上る。一方で、「保有財産の損失」については、その回数は上述のように多めであるが、損失の総額は約百万円であり、1回ごとの損失は平均で10万円前後となっている。

2.2.2. 経済的被害を受けた取引の態様

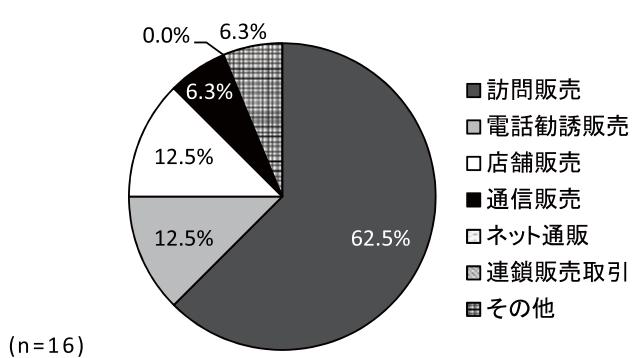
次に、3種類の経済的損失（「経済的被害」、「保有財産の損失」、「機会の逸失」）のうち、ここ

では「経済的被害」について、より詳細に見ていきたい

まずははじめに、経済的被害を受けた取引の形態についてである（図2-13）。

ここで、最も多い取引の形態は「訪問販売」による被害で、全体の約6割を占めている。その次に多いのが「電話勧誘販売」と「店頭販売」で、いずれも13%を占めている。なお、「通信販売」は6%で、また「ネット販売」による被害については、本調査においては存在しなかつ

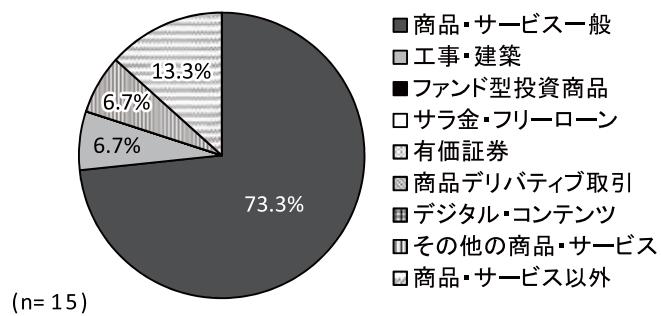
[図2-13] 経済的被害を受けた取引の形態



た。

のことから、被後見人が被る経済的被害としては、いわゆる押し売りに近い形で、本人が受身で対応せざるを得ない「訪問販売」という形態が最も多くなっていることが分かる。

[図2-14] 経済的被害を受けた取引の内容

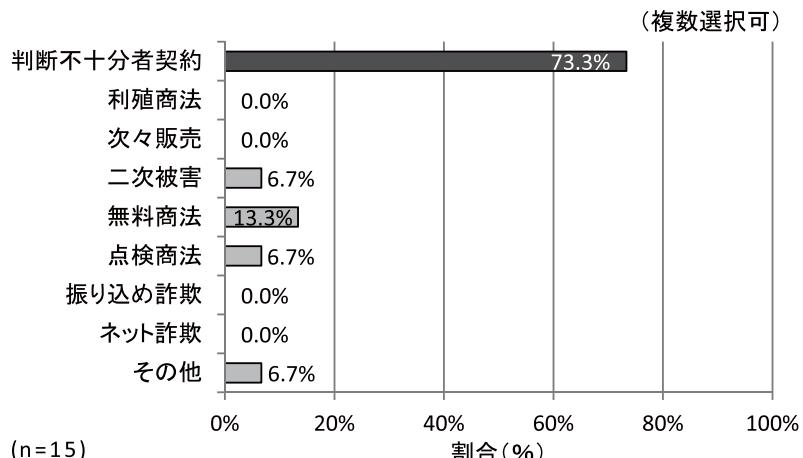


続いて、経済的被害を受けた取引の内容について見てみる（図2-14）。

すると、「商品・サービス一般」が全体の被害の約4分の3を占めており、他に「工事・建築」（住宅のリフォーム等）が7%、「商品・サービス以外」が13%となっている。本人は、布団や浄水器やリフォーム等、さまざまなものを取りつけられて大きな被害を受けていることが分かる。

さらに、経済的被害を受けた際の取引の手法について見てみる（図2-15）。

[図2-15] 経済的被害を受けた取引の手法



最も多い取引手法は、経済的被害全体の約4分の3を占める「判断不十分者契約」（本人の判断能力が不十分であることを利用した取引）となっている。その他には、「無料商法」（はじめは無料で商品やサービスを提供し、一定期間経過後に料金を徴収するもの）が13%、「二次被害」（一度被害にあった人を、被害の救済等の名目で再び勧誘して二次的被害を与える事）が7%、「点検商法」（住宅等の点検などと称して虚偽の報告をし、商品や修繕等のサービスを購入させるもの）が7%となっている。

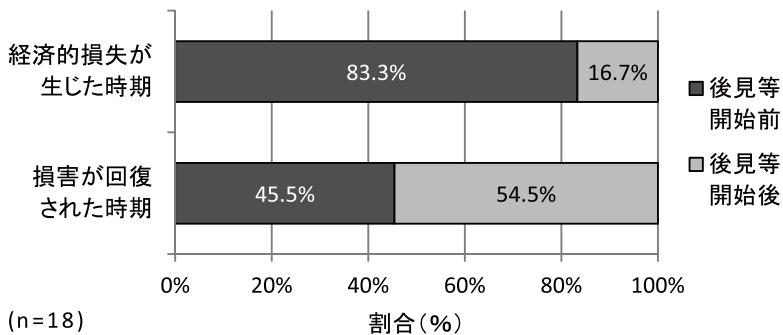
こうした契約等は、本来、契約者本人がそれらの契約の適正さや公正さ等に関して慎重に精査したうえで実際の契約が締結されるものであるが、判断能力が減退した本人の場合、それらのサービスにともなうリスクやコスト等に関する十分な検討ができないままに、契約を結ばされている様子がうかがわれる。

2.2.3. 経済的損失の発生と回復

次に、経済的損失の発生と回復がなされた時期について見てみる（図2-16）。

すると、経済的損失全体の8割以上が、後見開始前に発生しており、後見開始後にも損失の2割弱が生じていた。また、損害が回復された時期については、その4割半が、後見開始前に回復されており、残りの5割半が、後見開始後の回復であった。

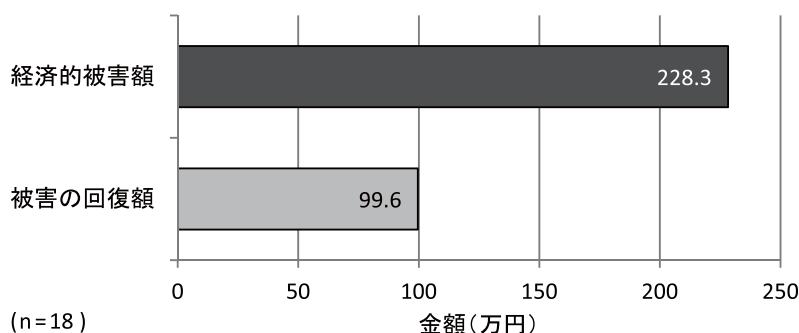
[図2-16] 経済的損失の発生と回復がなされた時期



このことから、被害の多くは後見開始前に発生しており、すでに後見を開始するまでに損失が回復されているケースもみられるが、損失回復の多くは後見開始後になされている。これは、こうした経済的損失の回復が、後見制度の利用目的の一つになっているためと考えられる。

続けて、経済的被害の金額とその回復額について見てみる（図2-17）。

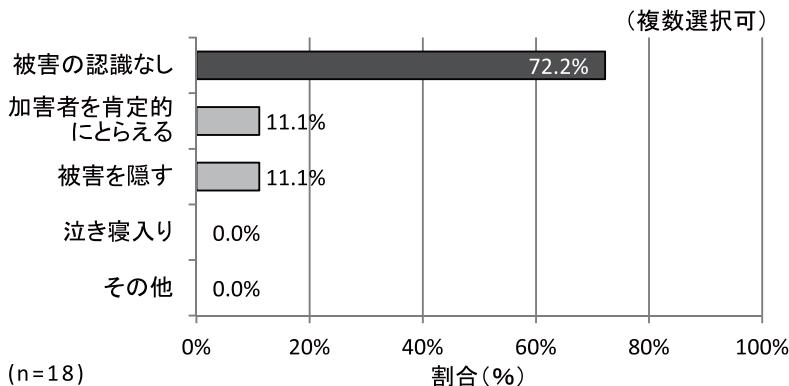
[図2-17] 経済的被害額とその回復額



すると、その被害額は平均で約230万円と高額にのぼることが分かる。また、回復水準については、平均で被害額の約半分に相当する約100万円程度となっている。

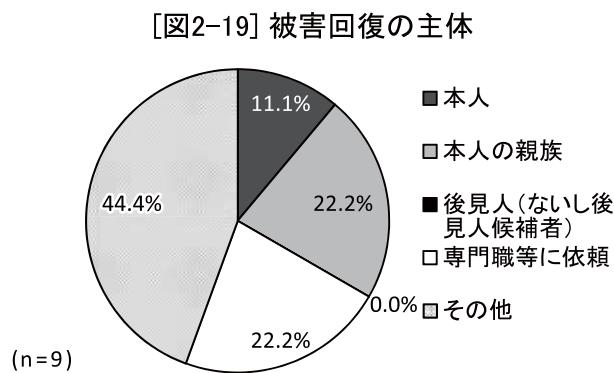
続いて、本人による被害の受け止め方について見てみる（図2-18）。

[図2-18] 本人の被害の受け止め方



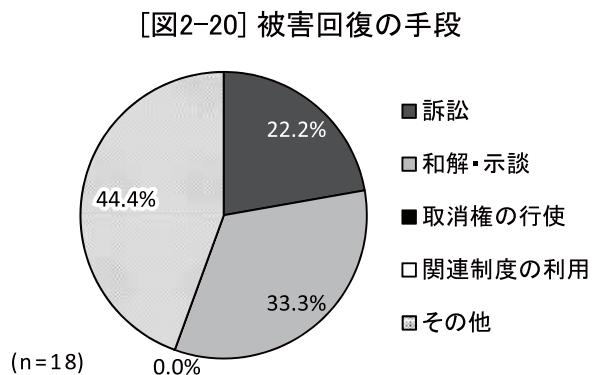
すると、被害全体の7割以上において、本人は自身の経済的被害を、「被害」として認識していないことが分かる。また、加害者を「何度も家に来てくれて、話し相手になってくれる優しい人」などと肯定的にとらえたり、また被害そのものを隠したりするケースも、それぞれ全体の1割ほどあった。

続いて、被害回復の主体について見てみる（図2-19）。



すると、実際に被害の回復を行ったのは、「本人」が約1割、「本人の親族」が約2割となっている一方、「後見人等」は本調査ではゼロとなっている。これは多くの場合、後見人等が自らが被害の回復にあたるのではなく、法律専門職に被害回復を目的とした業務を依頼しているためと考えられ、実際に「専門職等に依頼」が全体の約2割を占めている。

さらに、「被害回復の手段」について見てみる（図2-20）。



被害の回復に用いられる手段としては、「和解・示談」が全体の約3分の1を占めている。これは、後見開始前に受けた被害については、裁判においてその証拠を明示することや本人に判断能力がなかったことを立証することが難しく、やむをえず和解や示談によって回復が図られているケースが多いためと考えられる。ただし、和解や示談という手段を取る場合、裁判所を通じた訴訟よりも、回復額は低くなる傾向にあり、先にみたように実際の

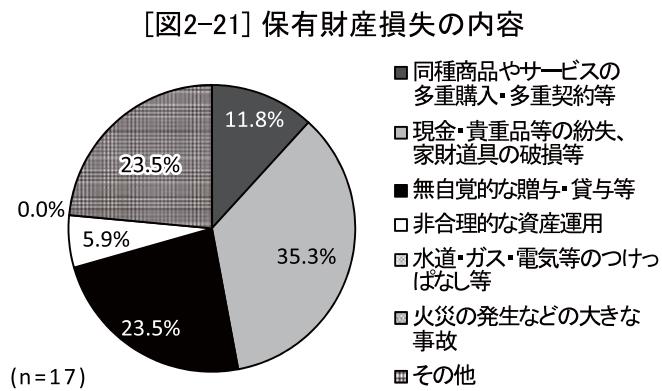
回復金額は、被害金額の半分程度の水準である。そして「訴訟」については、全体の約2割を占めるにとどまっている。

なお、本調査では、後見人等に付与されている取消権を使用した事例はみられなかった。

2.2.4. 保有財産損失の内容

次に、「保有財産の損失」（本人自身の行為による財産の棄損）の内容について見てみる（図2-21）。

その内訳をみると、損失の内容として最も多いのは、「現金・貴重品等の紛失や家財道具の破損等」

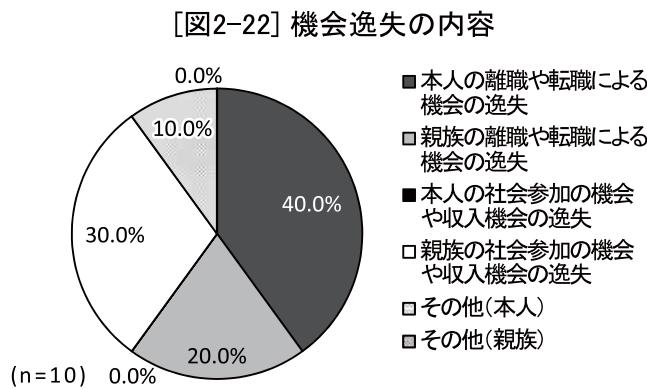


で、全体の約3分の1を占めている。次に多いのが「無自覚な贈与・貸与等」で、これが全体の2割強を占める。これらは、ともに物理的な金銭や財に関する管理能力が減退しているために起こる損失である。さらに、「同種商品やサービスの多重購入・多重契約等」が、同じく約1割を占める。ここには、たとえば勧誘されるままに複数の新聞の定期購読を契約するケースなどが含まれる。

2.2.5. 機会逸失の内容

最後に、「機会の逸失」の内容について見てみる（図2-22）。

ここでは、損失の種類を大きく分けて、本人の機会逸失と親族の機会逸失とに区別できる。まず本人については、離職や転職による機会の逸失が最も多く、全体の約4割を占めている。一方、親族については、本人の介護等のために社会参加の機会や収入機会を逸失するが多く、全体の約3割を占める。次いで、離職や転職を余儀なくされるケースが全体の約2割を占める。



機会の逸失については、全体としては、本人の機会逸失が5割、親族の機会逸失が5割となっており、両者が同程度に機会の逸失を経験していることが分かる。このことは、おそらく本人が機会の逸失を経験するような場面においては、親族もともに何らかの機会を失っている可能性が高いことを示唆している。

3. 後見業務に対する後見人の認識

3.1. 後見業務遂行における後見人の役割意識

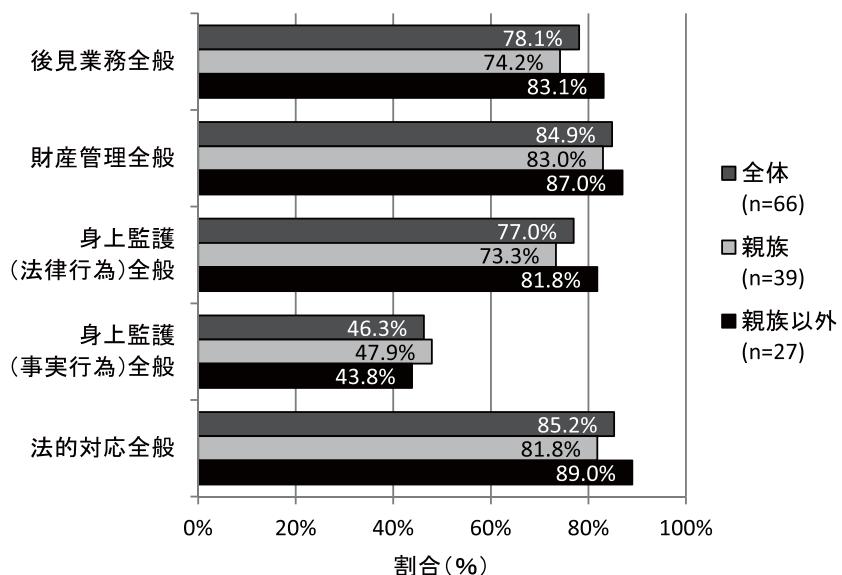
本節では、後見業務における後見人等の役割意識の態様について検討する。

本調査では、調査対象者（後見人等）に対して、「後見業務を、後見人としての立場で行っているのか、あるいは親族(ないし知人)としての立場で行っているのか。そしてそれはどのくらいの割合か」ということについて尋ねた。その際、完全に後見人として後見業務を行っている場合を100%、逆に完全に親族(ないし知人)として後見業務を行っている場合を0%として、各業務をどの程度、後見人としての立場で行っているか、その割合(%)を回答してもらった。本節は、その調査結果をまとめたものである。

3.1.1. 後見業務全般における役割意識

まずははじめに、各種後見業務における後見人等の役割意識の程度について検討する（図3-1）。

[図3-1] 後見業務における後見人としての役割意識[業態別]



まず、後見業務全般について見てみると、後見人としての役割意識（その業務を、どの程度、後見人としての立場で行っているか）について、全体の平均は78%にのぼっている。このことから、多くの後見人が、自身の本人に対する活動はあくまで後見人として行っていると考えていることが分かる。

この点につき、後見業務を、財産管理、身上監護（法律行為および事実行為）、法的対応といった業務ごとに分けて見てみると、大きな差異が存在することが分かる。

まず「財産管理全般」と、「法的対応全般」については、後見人としての役割意識は90%近くと高く、また「身上監護（法律行為）」についても77%と比較的高い割合となっている。その一方で、「身上監護（事実行為）」については、その後見人としての役割意識は46%にとどまっており、他の業務と比べて明らかに低い割合となっている。

これらの役割意識について、さらに業態別に見てみると、親族後見人と第三者後見人ではおおよそ似た傾向が示されている。ただし、ほとんどの業務において、第三者後見人は親族後見人よりも強く、後見人としての役割意識を持っている。

ここでは、以下のような指摘がされうる。

後見業務においては、特に身上監護の扱いの難しさが指摘されている。これは、身上監護のうち法律行為については後見業務とされているが、事実行為については原則として後見業務にあたらぬとされているところ、例外として法律行為に付随する事実行為（本人の介護保険施設への入所契約にともなう協議・下見など）については、後見業務に含まれる場合もありうるためである。実際の業務遂行においては、身上監護における法律行為と事実行為を完全に切り離すことは難しい。見方を変えると、親族後見人においては、事実行為としての身上監護でありながら、後見人としての役割意識を50%近くもの高さで持ちながら、これを行っていると捉えることもできる。

3.1.2. 動産管理における役割意識

ここからは、上で見た各種後見業務をさらに細かく分類した上で、これらの業務における後見人としての役割意識の程度について検討する。

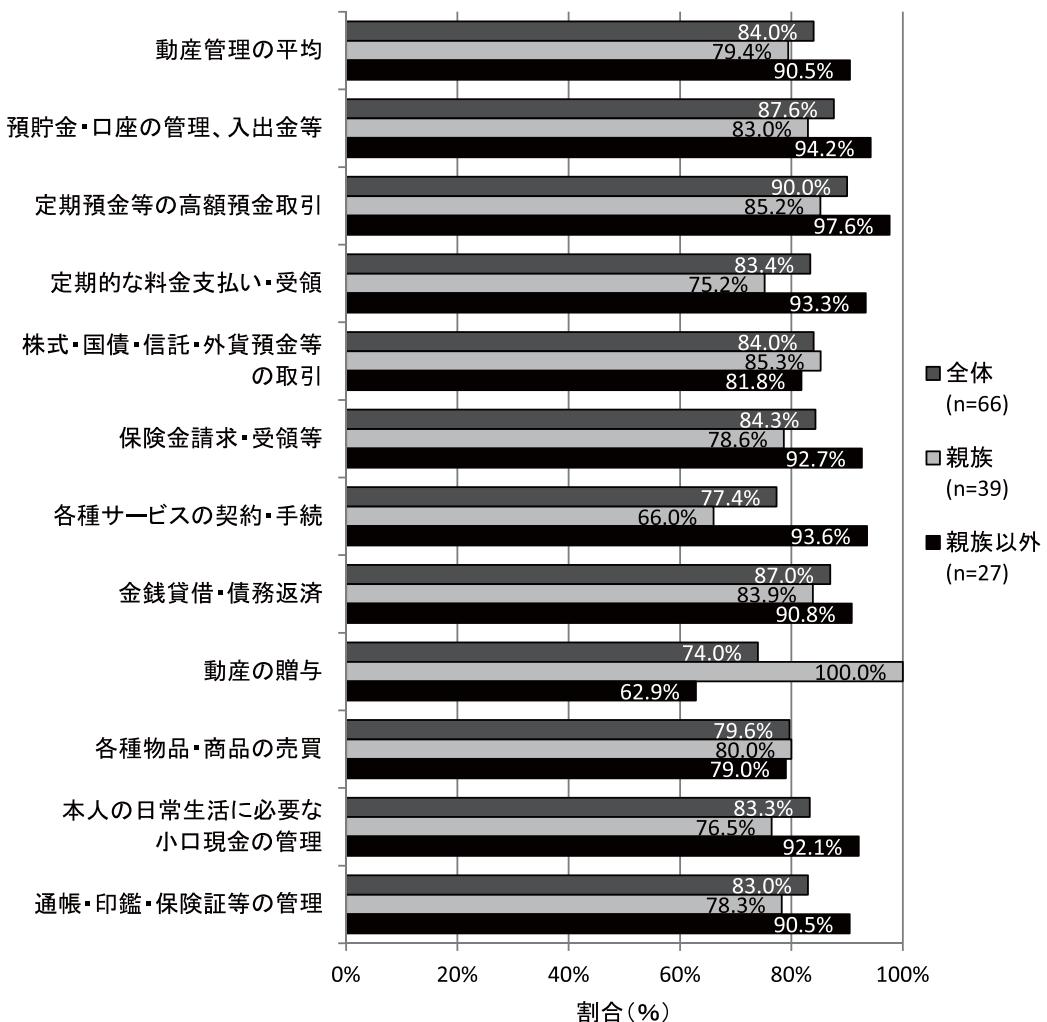
まず、動産管理における後見人としての役割意識についてである。

図3-2を見ると、「動産管理全般」の役割意識の平均は84%となっていた。この動産管理をより細かく分類した11の業務それぞれにおいても、役割意識はおよそ70～90%の高い水準であった。後見人は、後見人としての役割意識を強く持ちながら、これら動産管理業務を行っていることが分かる。

さらにこれを業態別に見てみると、多くの業務において、親族後見人よりも第三者後見人の方が、後見人としての役割意識の程度は高く、10ポイントほど開きのある業務も多かった。特に、「各種サービスの契約・手続き」については、第三者後見人の役割意識が94%であるのに対し、親族後見人のそれは66%にとどまっていた。親族後見人においては、大きな額ではない日常的な各種サービスの契約・手続きについては、親族としての立場からこれを行うという意識もあることがうかがえる。

なお、「動産の贈与」については、他とは状況が逆転し、第三者後見人の役割意識は63%程度であるのに対し、親族後見人は完全に後見人としての立場でこれを行うとしている。

[図3-2] 動産管理における後見人としての役割意識[業態別]



3.1.3. 不動産管理における役割意識

次に、不動産管理における後見人としての役割意識について見てみる（図3-3）。

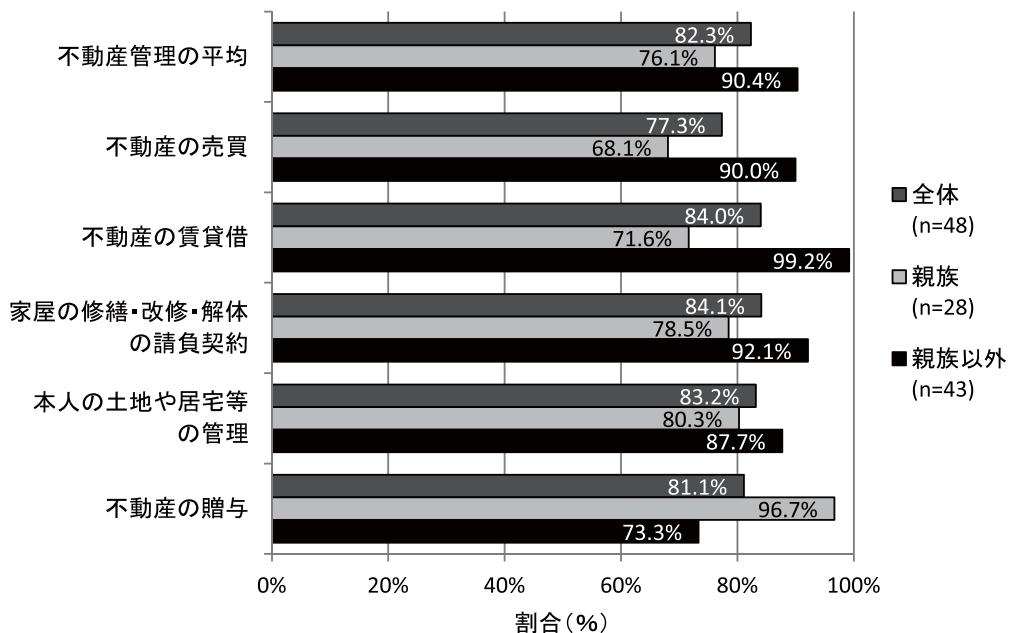
まず「不動産管理全般」の平均（後見人全体）であるが、その後見人としての役割意識は82%となっており、動産管理の平均と同程度となっている。

不動産管理は、一般に動産よりも扱う金額が大きく、また住居や宅地の処分等も含むなど、動産管理よりもより慎重かつ煩雑な手続きを要するため、後見人としての役割意識は動産管理の場合よりも高くなると予測されるところ、実際には動産のそれと同程度であった。

さらに不動産管理の内訳について業態別に見てみると、動産管理と同様に多くの業務において、第三者後見人の方が親族後見人よりも意識の程度は高くなっていた。なかでも特に、「不動産の売買」（親族後見人68%、第三者後見人90%）、「不動産の賃貸借」（親族後見人72%、第三者後見人99%）において、その差は大きかった。

一方、ここでも、「不動産の贈与」についてのみ、第三者後見人（73%）よりも親族後見人（97%弱）の方が、後見人としての役割意識をより強く持っていた。

[図3-3] 不動産管理における後見人としての役割意識〔業態別〕



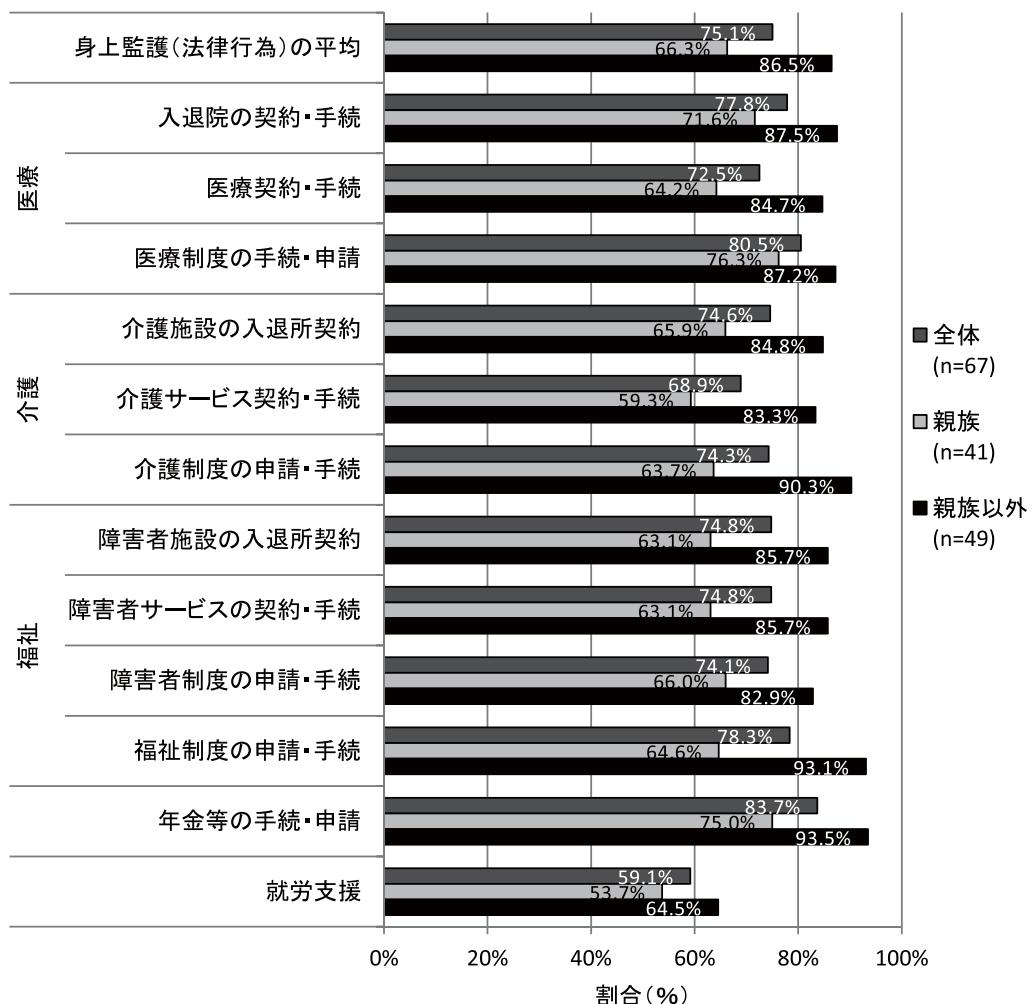
3.1.4. 身上監護（法律行為）における役割意識

次に、身上監護（法律行為）における後見人としての役割意識について見てみる（図3-4）。

身上介護の法律行為は大きく分けて医療、介護、福祉の3分野に分類できるが、「身上監護（法律行為）全般」の平均、そして各分野のそれぞれの業務の平均のいずれにおいても、第三者後見人が軒並み90%前後と高い水準で後見人としての役割意識を持っているのに対し、親族後見人は、概ねこれより20～30ポイントほど低い水準になっている。

また、上記の3分野には含まれない業務についてみると、「年金等の手続・申請」については、ほぼ上記と同様の傾向であった。他方、本人の「就労支援」においては、いずれの業態においても後見人としての役割意識はやや低く、親族後見人の場合は54%、第三者後見人の場合でも65%程度であった。

[図3-4] 身上監護(法律行為)における後見人としての役割意識[業態別]



3.1.5. 身上監護（事実行為）における役割意識

次に、身上監護（事実行為）における後見人としての役割意識について見てみる（図3-5）。

すでに述べたように、事実行為としての身上監護は、後見業務の中でも難しい位置付けにある。実際の後見人等の役割認識を見てみると、「身上監護（事実行為）全般」の平均は59%と、他の業務（財産管理等）と比べると低くなっている。だが、これは見方を変えれば、本来後見業務には事実行為は含まれないとする原則からすると、かなり高い水準であるともいえる。

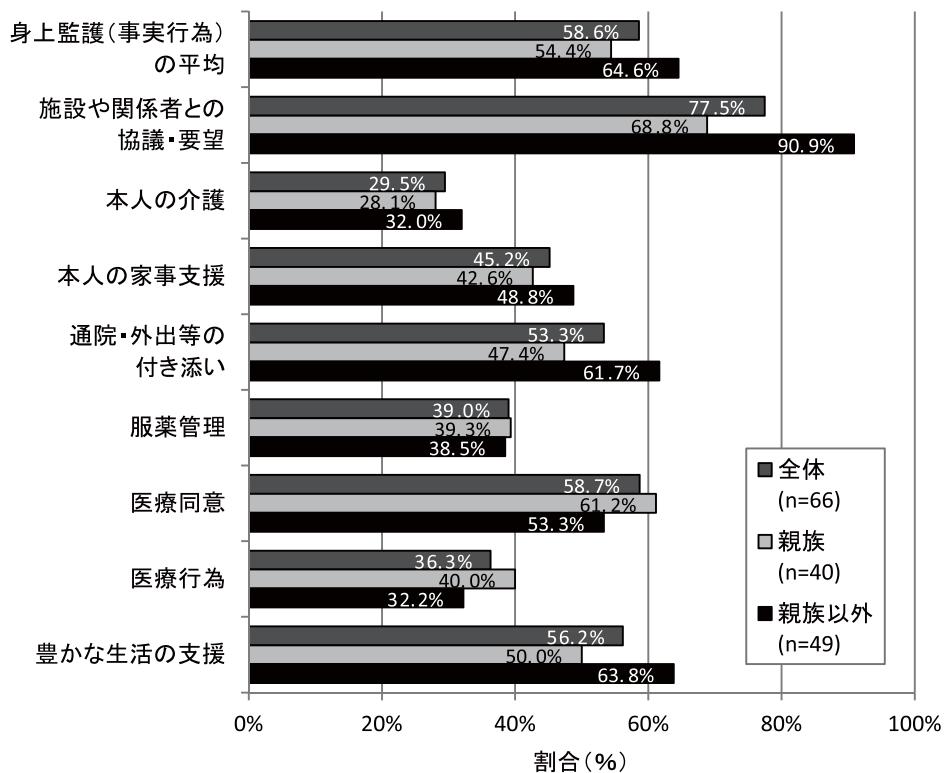
これをさらに業務の種類ごとに細かく見てみると、その業務によって大きな差が見られる。

まず、事実行為としての身上監護のなかでも、親族後見および第三者後見いずれにおいても比較的、役割意識の程度が高いのが、「施設や関係者との協議・要望」である。この業務においては、親族後見では69%、第三者後見では91%と、法律行為としての身上監護に比する高い役割意識が持たれている。これは、本人の施設等への入所契約という法律行為を行うためには、こうした協議や要望の伝達が不可欠であるという実務上の実態を反映していると考えられる。

また、次いで後見人意識の程度が高い「医療同意」（全体の平均で59%）や、「通院・外出等の付き添い」（同、53%）についても同様の指摘ができる。なお、「医療同意⁴」および「医療行為」

といった医療分野にあたる業務については、第三者後見人よりも親族後見人の方が、後見人としての役割意識が高くなっている点が注目される。

[図3-5] 身上監護(事実行為)における後見人としての役割意識[業態別]



3.1.6. 法的対応における役割意識

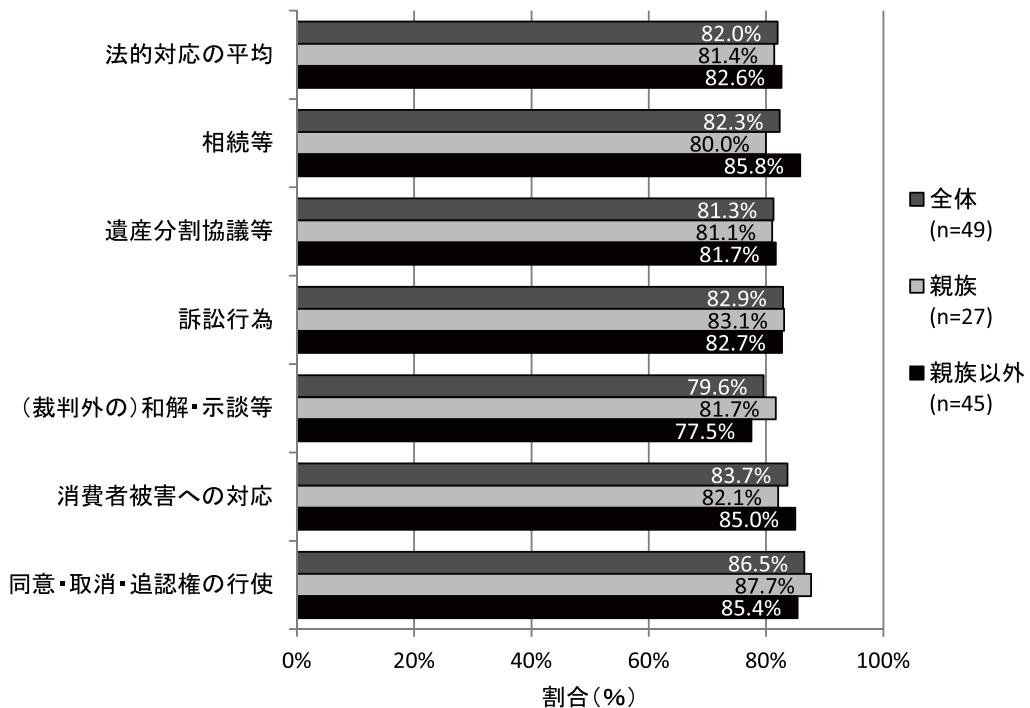
次に、法的対応における役割意識について見てみる。

図3-6を見ると、親族後見人および第三者後見人のいずれにおいても、各種業務における後見人としての役割意識はおよそ80%程度とかなり高くなっている。後見人が本人に代わって法的対応を行う際には、ときに複雑な法的手続きをともなうものであり、特に親族後見にとっては多くの場合、あまりなじみのない業務にあたる。そのため、「後見人でなければ行うことのない手続き」（すなわち、後見人としての役割）という側面がより認識され易くなるものと思われる。

⁴ この点、特に医療同意のあり方については慎重な判断が求められる。というのも、たとえ親族後見人であっても、本人に対する医療行為の同意権を有しているわけではなく、あくまでその決定権は本人のみが有するものとされている。しかし医療の現場においては、本人への医療に対する同意を、医師が後見人に求めるケースが多いというのが実情である。とはいっても、本人に医療行為への同意能力がない場合には、もっぱら家族の同意をもとに医療行為は事実として行われており、裁判所も、親族が本人の意思を最もよく推察できる立場にあるという相当性等を理由としてこれを認めている。

ここで問題となるのは、親族以外の第三者による医療同意の是非についてである。医療同意権が本人の一身専属的なものとされ、第三者による医療同意の可否を判断するための法律や判例を欠いている現状においては、第三者後見人による医療同意は基本的には認められないという考え方が通説とされており、実際の医療現場ではその対応に苦慮するケースが目立っている。

[図3-6] 法的対応における後見人としての役割意識[業態別]

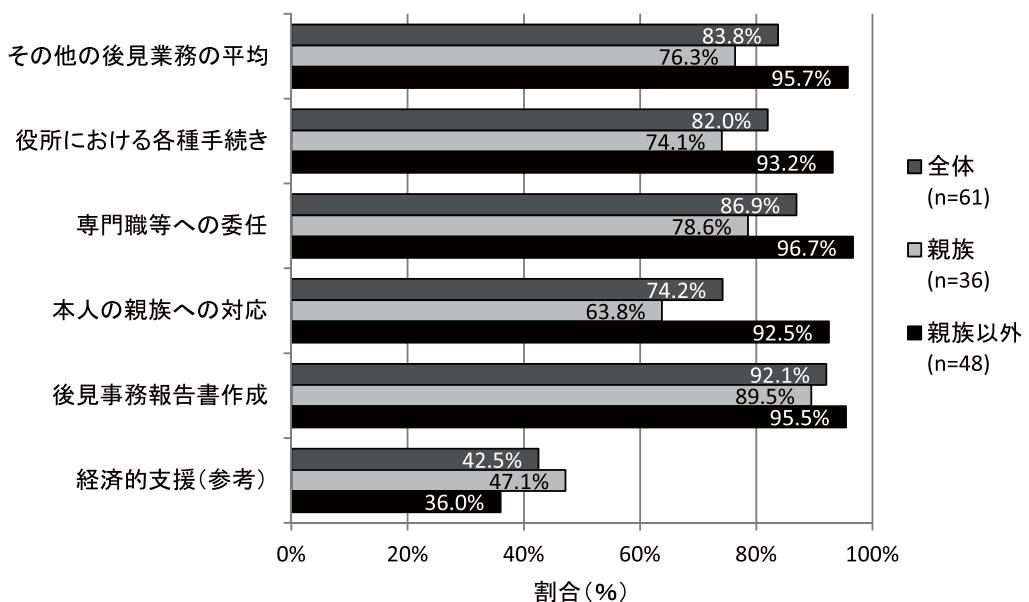


3.1.7. その他の後見業務における役割意識

次に、その他の後見業務における役割意識について見てみる（図3-7）。

ここでは、「経済的支援⁵」を除いて、いずれの業務においても後見人としての意識は70～90%と高くなっています。法的対応と同様に後見人としての役割が比較的意識されやすい業務であることが分かる。ただし、「本人の親族への対応」については、第三者後見人においては、93%の高さで、後見人としての役割意識を持つとされているのに対し、親族後見人においては64%とやや低い水準になっている。

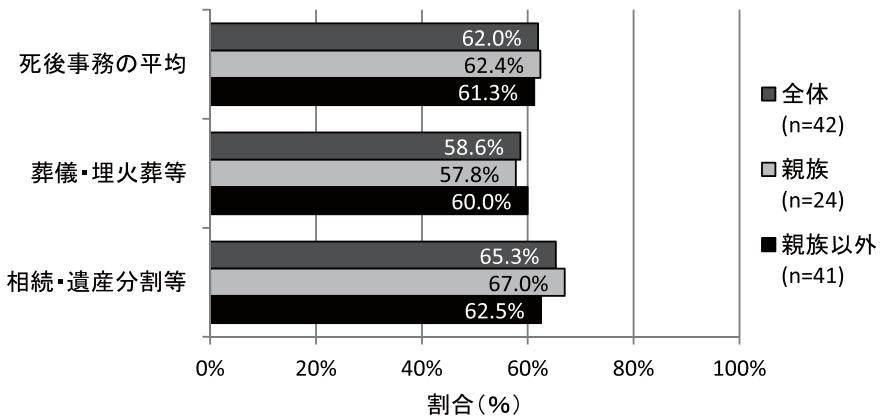
[図3-7] その他の後見業務における後見人としての役割意識[業態別]



3.1.8. 死後事務における役割意識

最後に、死後事務における役割意識について見る（図3-8）。

[図3-8] 死後事務における後見人としての役割意識〔業態別〕



死後事務については、いずれも後見人としての役割意識は60%前後と、他の業務に比べるとやや低い水準であった⁶。なお、「葬儀・埋火葬等」においても、「相続・遺産分割等」においても、業態間の違いはほとんどなかった。

3.2. 後見業務の難易度・煩雑度に関する認識と期待報酬額

次に、後見人等による後見業務の難易度・煩雑度についての認識と、後見業務に対する期待報酬額について検討する。

本調査では、調査対象者（後見人等）に対して、後見業務の難易度について100点満点で点数をつけてもらつた。具体的には、その業務を行うことがまったく不可能なほど難しい場合は100点、その業務を行うことにまったく何の困難も感じない場合は0点として、各業務を評価してもらった。また、これと同じ評価を、後見業務の煩雑度（業務の煩わしさ、面倒くささ）についても行ってもらった。さらに、後見業務に対する期待報酬額（その業務を行ったことに対する対価として、いくらもらいたいか）についても回答してもらった。本節はその調査結果をまとめたものである。

⁵ ここで「経済的支援」とは、比較的生活が苦しい本人を助けるため、金品等を贈与（ないし貸与）することをいう。

⁶ 死後事務に関する役割の低さについては、次のような理解が可能であろう。すなわち、死後事務は、事実行為としての身上監護と同様に、後見業務の中で難しい位置付けにある。というのも、そもそも後見人は被後見人の死亡をもってその地位と権限を失う。死後事務については、民法654条による「急迫の事情」にはあてはまらないと考えられており、結果として死後事務といわれている業務は、後見人の職務ではなく、あくまで本人の生前に特に近しい関係にあった者による事務管理にすぎないと解されている。

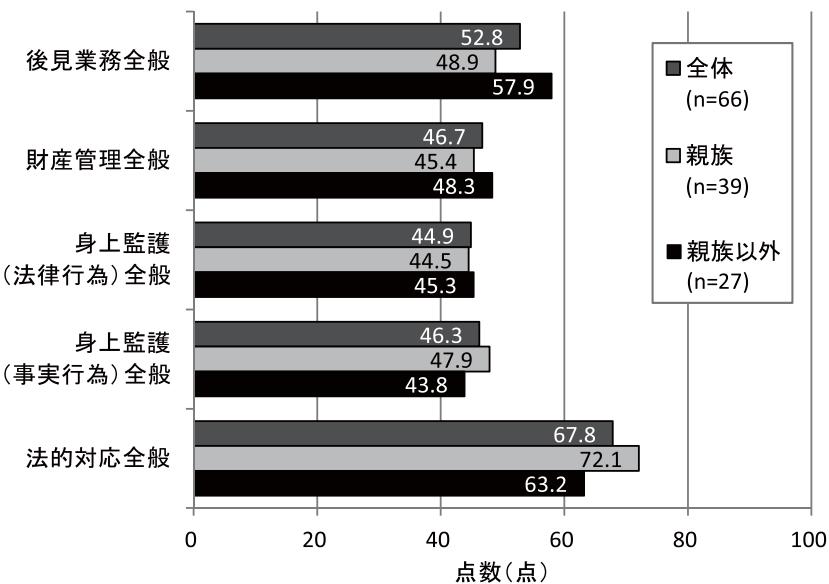
ところが実際には、本人の死後に関する諸手続きが後見人の手に委ねられるケースは少なくないゆえ、後見人自身もそれを（意識として）業務に位置付けるべきか判断がつかない、という現状を反映しているものと考えられる。実際の後見人等の役割認識を見てみると、いずれの業態においても平均は6割程度と低くなっているが、いいかえれば、本来後見業務には死後事務は含まれないとする原則に沿うと、むしろ高い水準にあるともいえよう。

3.2.1. 後見業務全般の難易度・煩雑度・期待報酬額

はじめに、後見人等による、後見業務全般の難易度と煩雑度についての認識と、それぞれの期待報酬額について、概観する。

まず、後見業務全般の難易度についての認識を見てみる（図3-9）。

[図3-9] 後見業務全般の難易度についての認識[業態別]



まず、「後見業務全般」の難易度に関する認識の平均点は53点であった。このうち、第三者後見はやや高く58点が平均点であった。

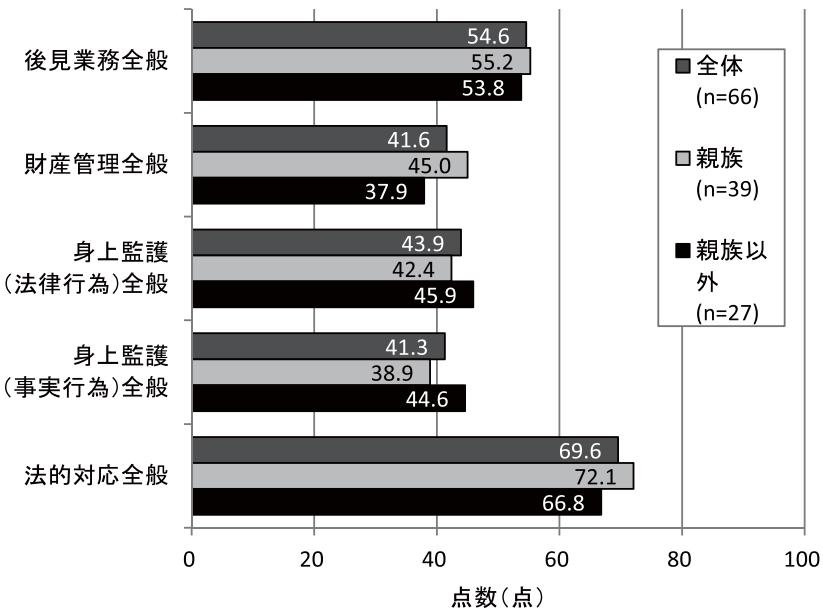
さらに、各業務ごとに後見人等による認識を見てみると、いずれの業務においても業態別では大きな差異はなく、「財産管理全般」、「身上監護（法律行為）全般」、「身上監護（事実行為）全般」では、平均点にして50点弱の難易度という認識であった。例外として、「法的対応全般」についてはやや高くなっている、その難易度は70点前後であると認識されていた。

次に、後見業務全般の煩雑度についての認識を見てみる（図3-10）。

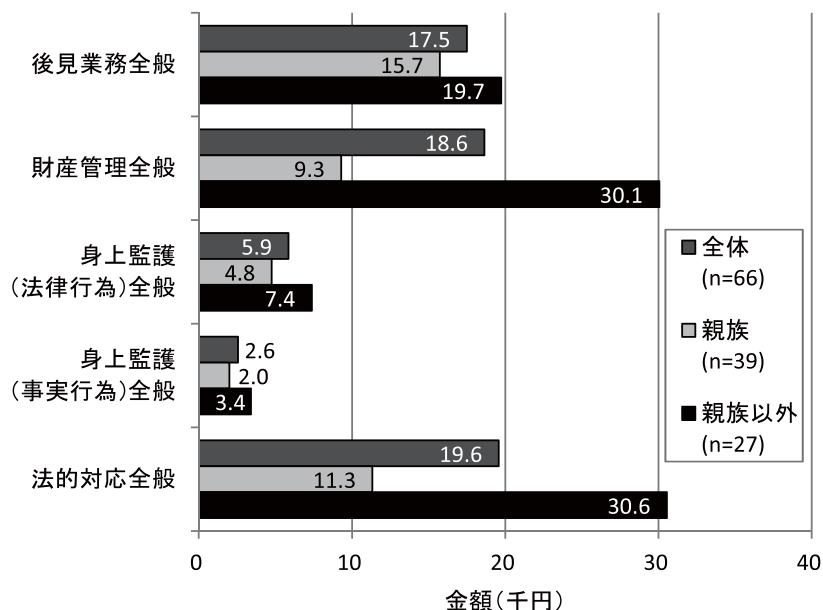
はじめに「後見業務全般」についての煩雑度の認識は平均で55点であり、親族後見、第三者後見の間に差は見られなかった。

また、各業務ごとに、後見人等による認識を見てみると、いずれの業務においても業態間に大きな差異はなかった。「財産管理全般」、「身上監護（法律行為）全般」、「身上監護（事実行為）全般」については、平均点にして40点前後の煩雑度という認識であった。ただし、ここでも「法的対応全般」についてはやや高く、その煩雑度は70点ほどと認識されていた。

[図3-10] 後見業務全般の煩雑度についての認識[業態別]



[図3-11] 後見業務全般の期待報酬額[業態別]



次に、後見業務全般に対する期待報酬額について見てみる（図3-11）。

まず、「後見業務全般」に対する期待報酬額は、親族後見においては約1万6千円、第三者後見においては約2万円であった。また、各個別の業務についても、総じて、親族後見人より第三者後見人の方が、その期待報酬額は高かった。

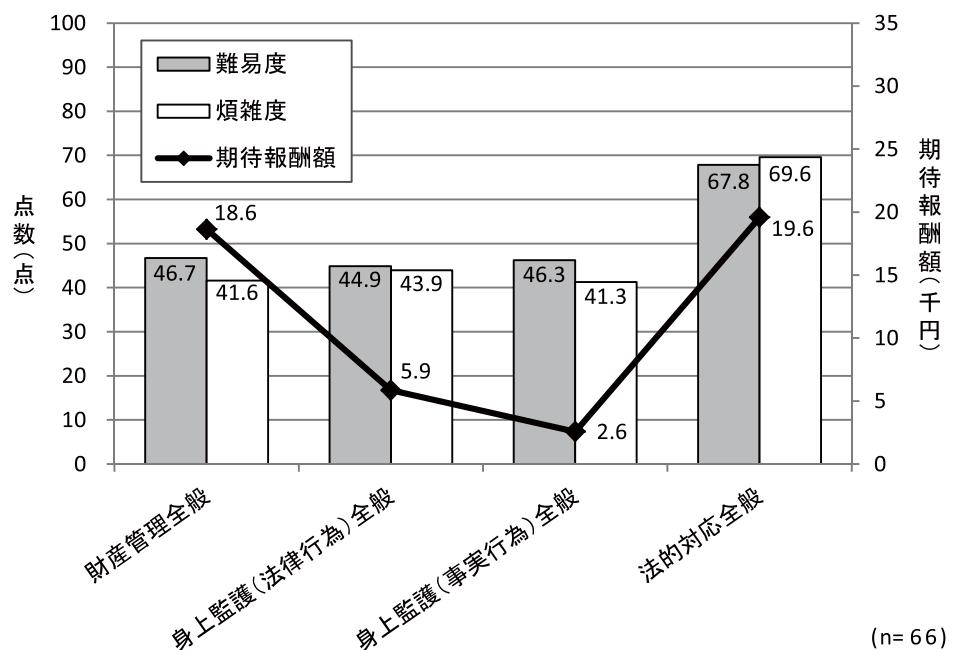
なかでも、「財産管理全般」と「法的対応全般」においては、いずれも全業態の平均で約2万円の期待報酬額であったが、このうち親族後見人が1万円前後で、第三者後見人が3万円強となっており、両者の間には約3倍もの開きがみられた。また、「身上監護（法律行為）全般」と「身上監護（事実行為）全般」については、その期待報酬額は相対的に少なく、それぞれの平均が約6千円と約

3千円となっていた。このように、各業務、各業態に応じて、その期待報酬額には大きな差がみられた。

最後に、これら難易度、煩雑度、期待報酬額の相互関係についてまとめてみる。

図3-12をみると、各業務の難易度、煩雑度の間に、一定の相関関係（難易度が高い業務は煩雑度も高いという関係）が成立していることが分かる。対して、期待報酬額と難易度・煩雑度の間に相関関係はあまり成立していない（業務の難易度や煩雑度が高いからといって、必ずしも期待報酬額も高くなるわけではない）。

[図3-12] 後見業務における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



この点、後見業務の難易度と煩雑度については、業態間および業務間で違いはあまり見られなかつた。各後見業務の難易度と煩雑度の平均点は、いずれの業態においても（「法的対応全般」を除いて）およそ40点台であった。ただ「法的対応全般」だけは、難易度と煩雑度が、他の業務に比べて相対的にやや高かった（70点弱）。

これに対し、期待報酬額は、業態間および業務間で大きな違いが見られた。「財産管理全般」と「法的対応全般」の期待報酬額は高かったが、対して「身上監護（法律行為）全般」と「身上監護（事実行為）全般」のそれは非常に低かった。また、親族後見人よりも第三者後見人の方が、期待報酬額は高かった。

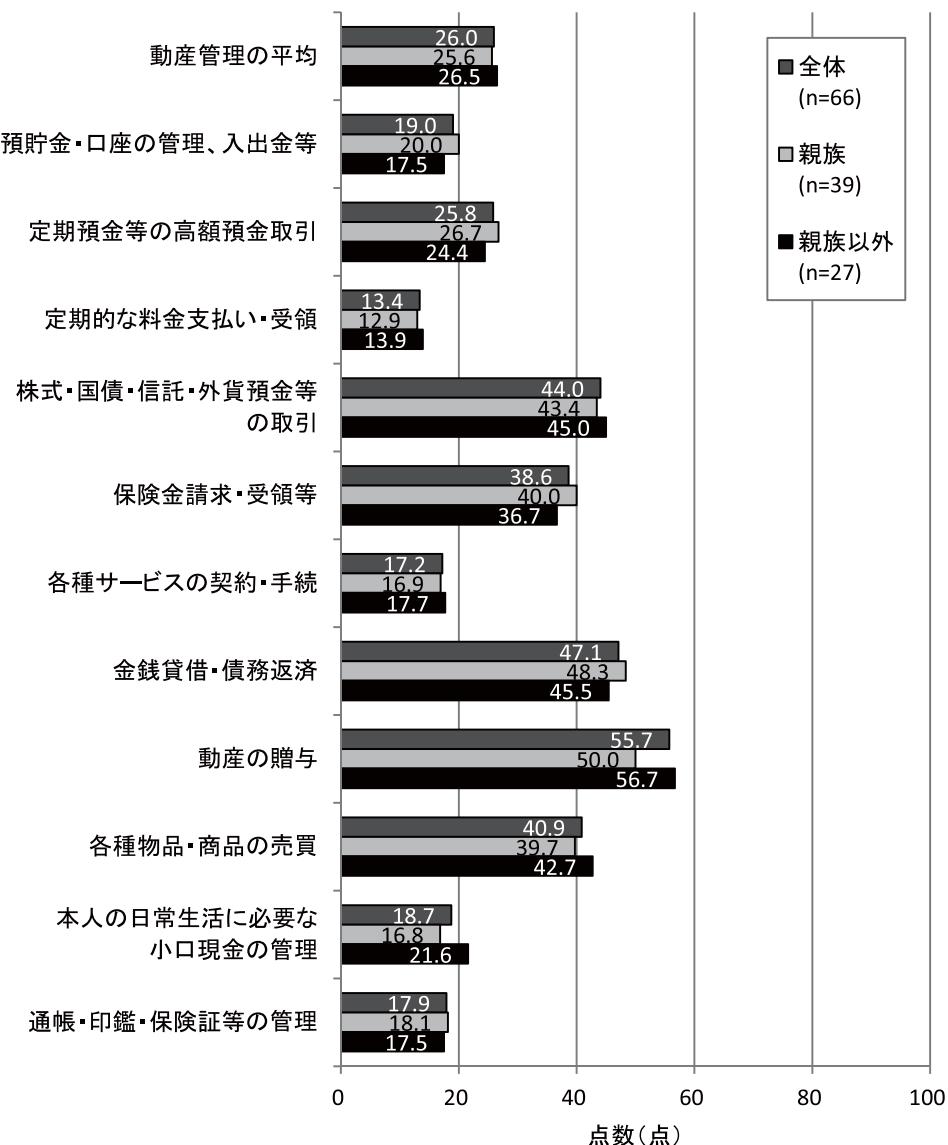
3.2.2. 動産管理の難易度・煩雑度・期待報酬額

続いて、上でみた各業務全般の種類ごとに、その難易度・煩雑度・期待報酬額をそれぞれみていく。

はじめに、「動産管理」の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

まず、それら3つのうちの難易度についての認識を見てみる（図3-13）。

[図3-13] 動産管理の難易度についての認識[業態別]



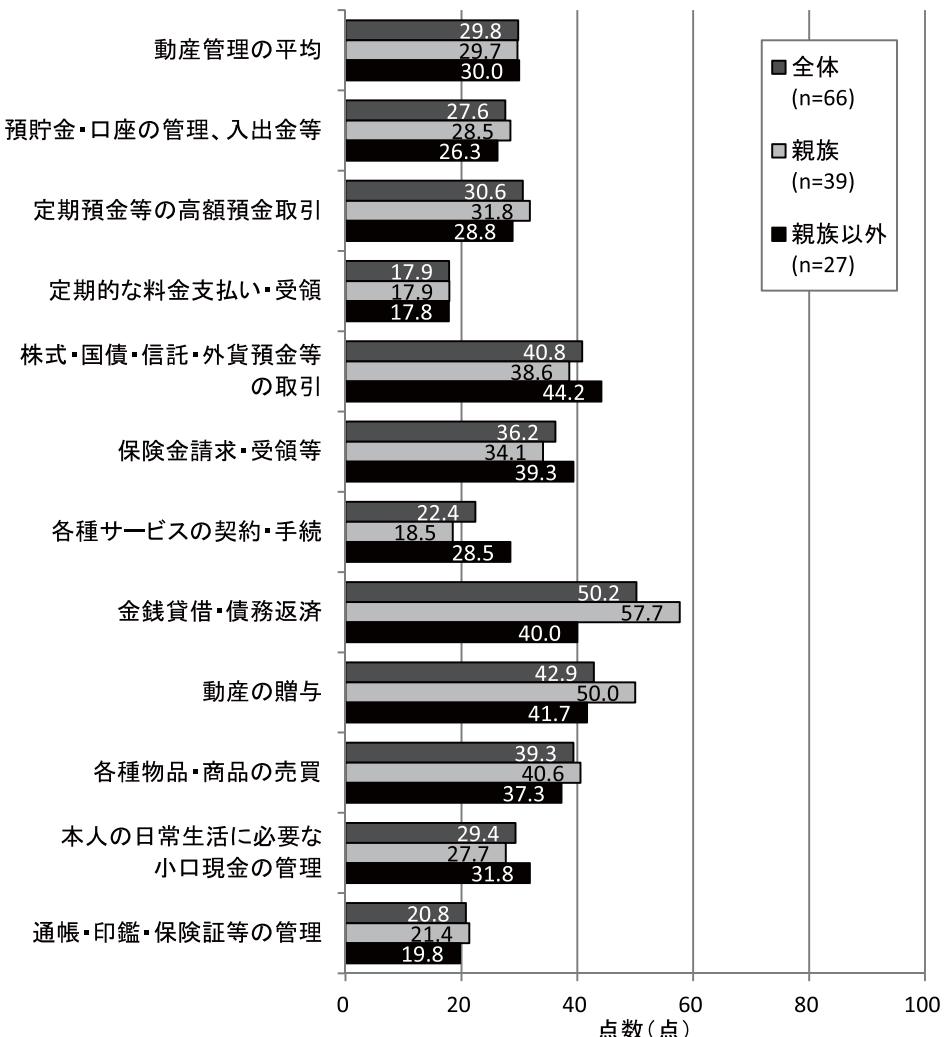
すると、動産管理の難易度の平均点（後見人全体）は26点であり、また全体的な傾向として、業態間における認識に大きな差異は見られなかった。

また、より詳しく動産管理の各業務について見てみると、「株式・国債・信託・外貨預金等の取引」、「保険金請求・受領等」、「金銭貸借・債務返済」、「動産の贈与」、「各種物品・商品の売買」については、その難易度は平均点より高くなっていた（40～50点）。一方で、「預貯金・口座の管理、入出金等」、「定期的な料金支払い・受領」や「各種サービスの契約・手続き」や「本人の日常生活に必要な小口現金の管理」といった、日常的な金銭の管理や契約については、点数は低く（約20点）なつ

ており、それほど困難とは思われていないことが分かった。

次に、動産管理の煩雑度についての認識を見てみると、その全体の平均は30点となっていた（図3-14）。

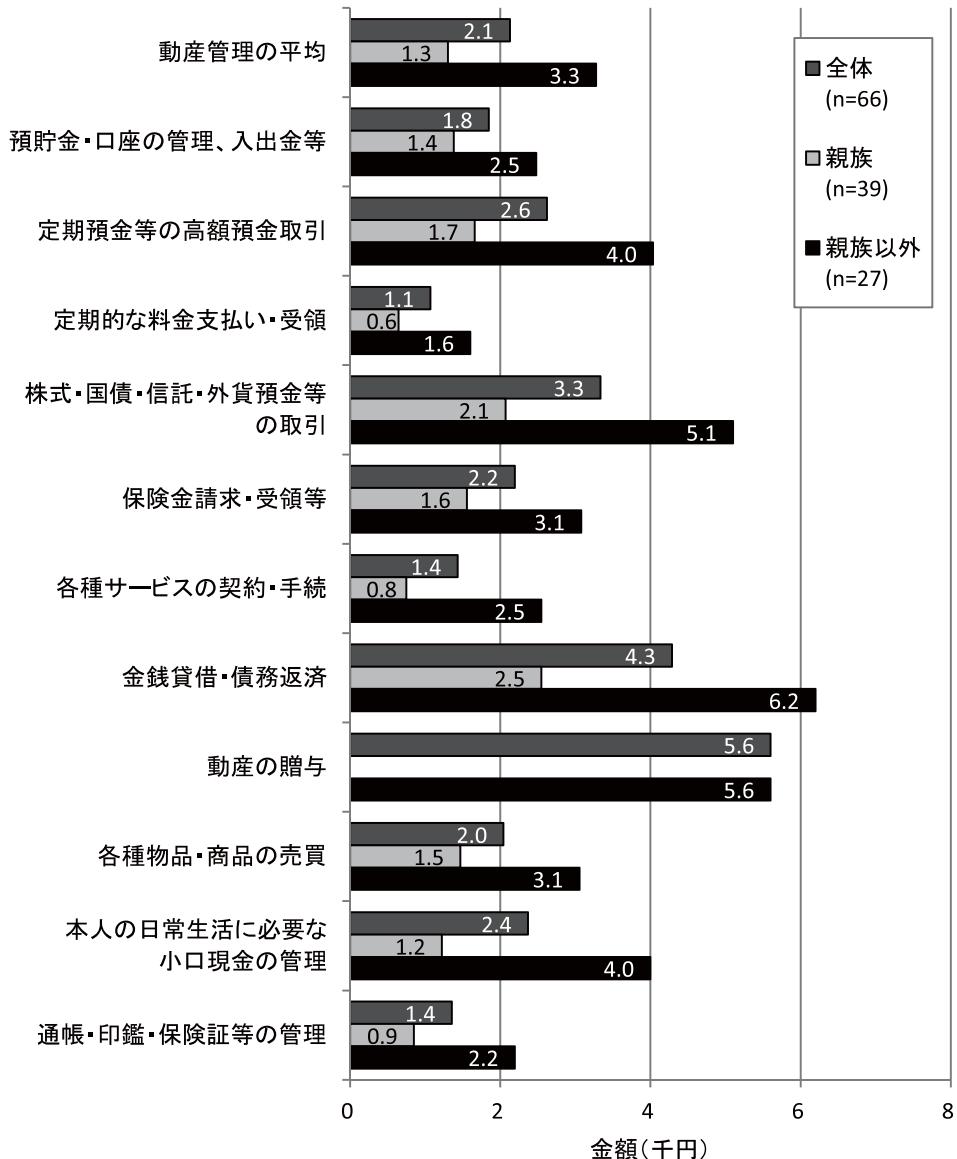
[図3-14] 動産管理の煩雑度についての認識[業態別]



これを各業務ごとに見てみると、前述の難易度とほぼ同じ傾向が見られた。ただし、「金銭貸借・債務返済」、「動産の贈与」、「各種物品・商品の売買」等においては、第三者後見よりも親族後見の方が、その煩雑度が高いと認識されており（平均点でおよそ10～20点ほどの差）、むしろこうした業務では、親族後見人の方が、より煩雑と認識していることが分かった。

次に、動産管理に対する期待報酬額について見てみると、その全体の平均は約2千円であった（図3-15）。ただし、全体的な傾向として、親族後見よりも第三者後見における期待報酬額の方がかなり高い水準となっており、「動産管理の平均」においては、親族後見が千円強となっているのに対し、第三者後見は3千円強と、2倍以上の差が生じていた。

[図3-15] 動産管理に対する期待報酬額[業態別]

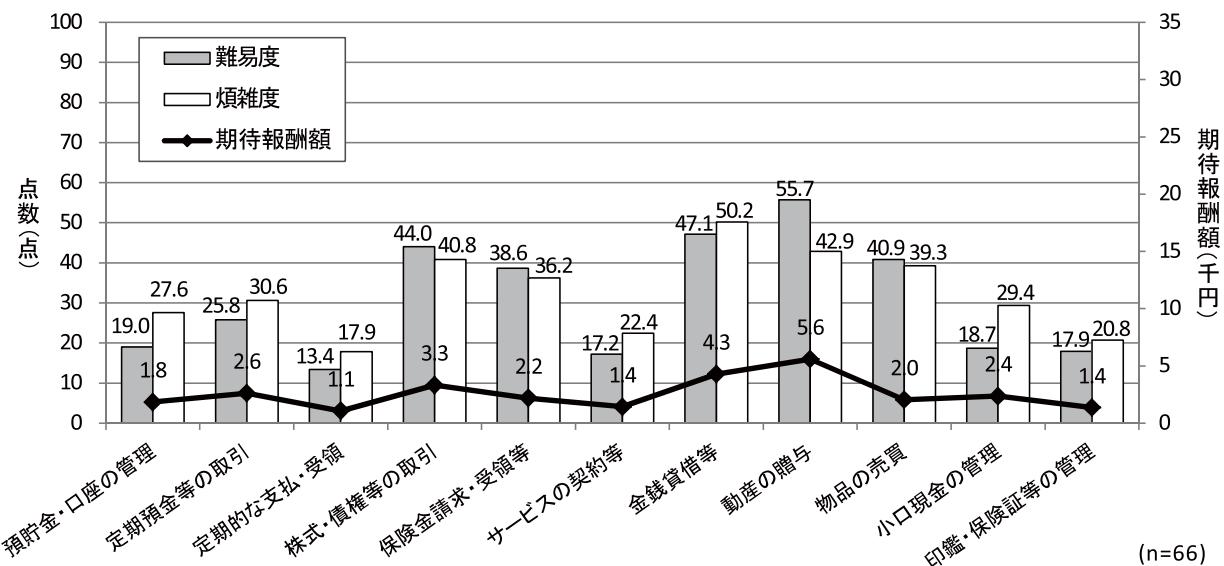


また、各業務ごとの期待報酬額の高さを見ると、難易度および煩雑さの認識とは異なり、業態間での差が顕著となっており、ほぼすべての業務において第三者後見の方が親族後見よりも期待報酬額が高かった。なかでも特に高い報酬が期待されているものとしては、「株式・国債・信託・外貨預金等の取引」、「金銭貸借・債務返還」、「動産の贈与」などが挙げられ、いずれも5千円から6千円前後の期待報酬額であった。一方で、これらの業務に対する親族後見人の期待報酬額は2千円強であり、両業態の間で差が大きく開いていることが分かる。

最後に、動産管理における難易度、煩雑度、期待報酬額の関係について見てみる。

図3-16をみると、各業務の難易度、煩雑度、期待報酬額の間に、一定の相関関係（難易度が高い業務は煩雑度も高く、これらが高い業務は期待報酬額も高くなるという関係）が成立していることが分かる。

[図3-16] 動産管理における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



この点、「動産の贈与」、「金銭貸借等」、「株式・債券等の取引」といった、やや特殊かつ多額の金銭を扱う業務においては、その難易度・煩雑度・期待報酬額も高くなっている。一方で、「定期的な支払・受領」、「サービスの契約等」、「印鑑・保険証等の管理」といった、比較的日常的な動産管理については、それらが低くなっている。

のことから、動産管理において、後見人等は自身がその業務に対して抱く難易度・煩雑度の高さに応じた金額を報酬として期待しており、とりわけ「動産の贈与」、「金銭貸借等」、「株式・債券等の取引」については、（業務の難易度・煩雑度の高さに見合った）かなり高い報酬を期待していることが分かる。

3.2.3. 不動産管理の難易度・煩雑度・期待報酬額

続いて、不動産管理の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

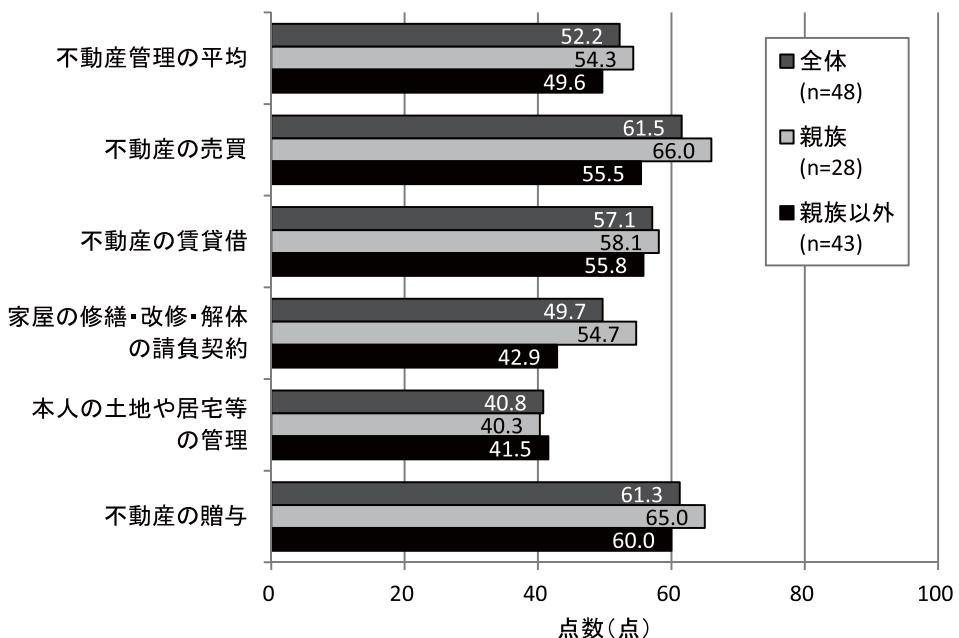
まず、不動産管理の難易度についての認識を見てみる（図3-17）

すると、全業態間の平均点は52点であり、また親族後見と第三者後見の間で、その傾向に大きな差異は見られなかった。

さらに各業務について見てみると、「不動産の売買」と「不動産の贈与」において、難易度がやや高め（いずれも60点台）に認識されていた。一方、「本人の土地や居宅等の管理」については、平均点が41点と、やや低めとなっていた。

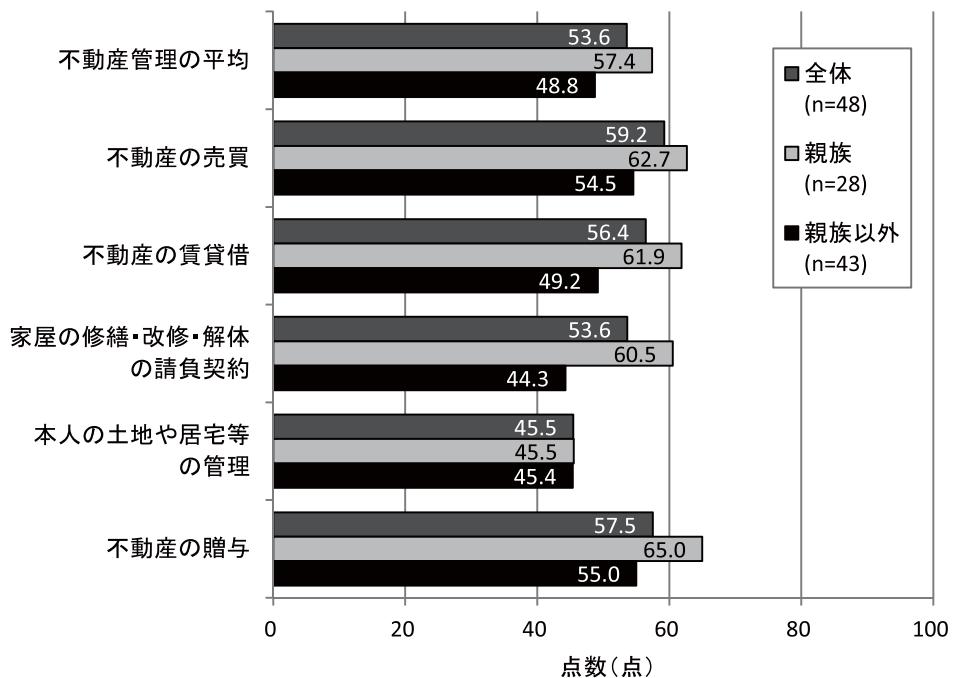
これを先の動産管理と比較した場合、全体的に、動産管理（全体の平均点が26点）よりも、不動産管理の方がやや難易度が高いと認識されていることが分かる。

[図3-17] 不動産管理の難易度についての認識[業態別]



次に、不動産管理の煩雑度についての認識を見てみると、その全体の平均点は 54 点であった（図3-18）。

[図3-18] 不動産管理の煩雑度についての認識[業態別]



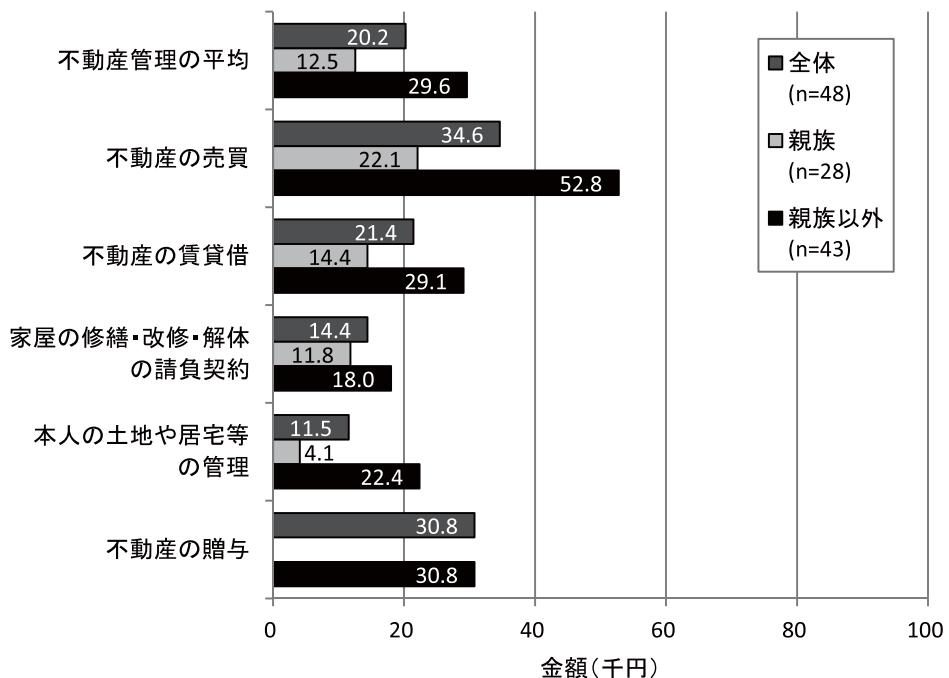
全体的な傾向としては、第三者後見よりも親族後見の方が、（「本人の土地や居宅等の管理」を除いて）平均点の差において 10 点から 15 点ほど高い傾向にあり、いずれの業務においても、親族後見が 60 点台、第三者後見が 50 点前後となっていた。また「本人の土地や居宅等の管理」は、他の業務に比べて、両業態ともにその煩雑度の認識が相対的に低かった（平均 46 点）。

これを難易度と合わせて見た場合、たとえば「不動産の賃貸借」については、親族後見人は難しさよりもむしろ煩雑と感じているのに対して、逆に第三者後見人は煩雑というよりむしろ難しいと感じて

いることが分かる。このように、同じ業務についても、親族後見人と第三者後見人との間でその認識が大きく異なっているケースも見られる。

次に、不動産管理に対する期待報酬額について見てみると、ここでも、第三者後見人は親族後見人に比べて、より高い報酬額を期待する傾向が表れている（図3-19）。

[図3-19] 不動産管理に対する期待報酬額[業態別]



まず、「不動産管理の平均」の期待報酬額については、その平均額は約2万円で、そのうち、親族後見人が期待する報酬額の平均が1万円強であるのに対し、第三者後見人のそれは約3万円と、3倍近くになっている。同様に、「不動産の売買」では約2.4倍、「不動産の賃貸借」で約2倍、「家屋の修繕・改修・解体の請負契約」で1.5倍程度の差がみられた。そして「本人の土地や居宅等の管理」に至っては、第三者後見（2万円強）が親族後見（約4千円）の5倍以上と、非常に大きな差がみられた。

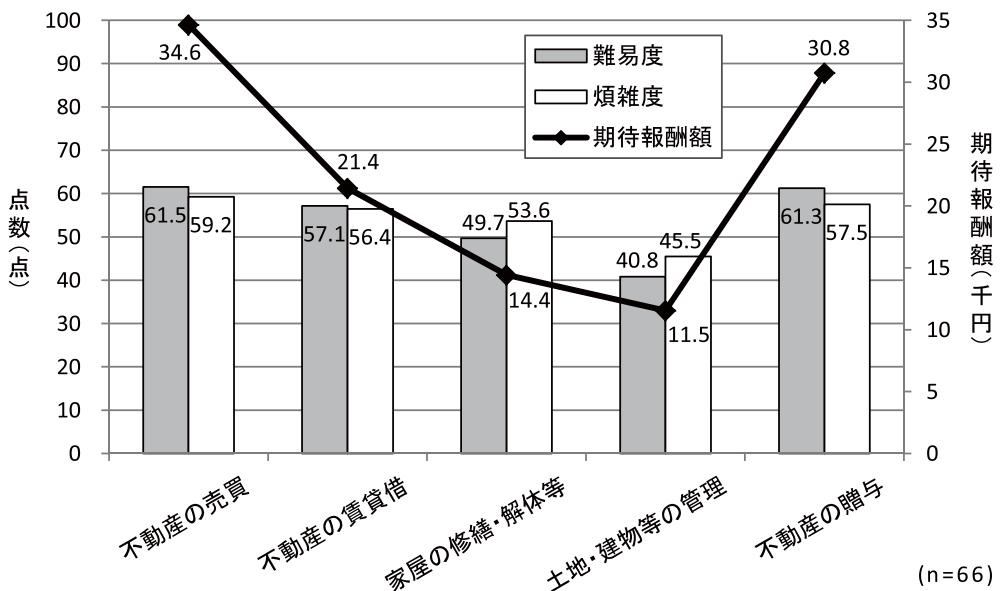
なお、特に期待される報酬額が高い業務は、「不動産の売買」（平均約3万5千円）と、「不動産の贈与」（同、約3万円）となっていました。

最後に、不動産管理における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係について見てみる。

図3-20をみると、各業務の難易度、煩雑度、期待報酬額の間に、一定の相関関係が成立していることが分かる。

ただし、難易度・煩雑度の認識が約40～60点の幅であるのに対し、期待報酬額については、業務ごとの差が非常に大きくなっている（最も大きいもので約3倍の差）。特に、「不動産の売買」と「不動産の贈与」に対する期待報酬額は相対的にかなり高くなっている。このことから、これらの業務は、後見人等にとって特殊な業務として認識されており、より高い報酬が期待されているものと思われる。

[図3-20] 不動産管理における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



3.2.4. 身上監護（法律行為）の難易度・煩雑度・期待報酬額

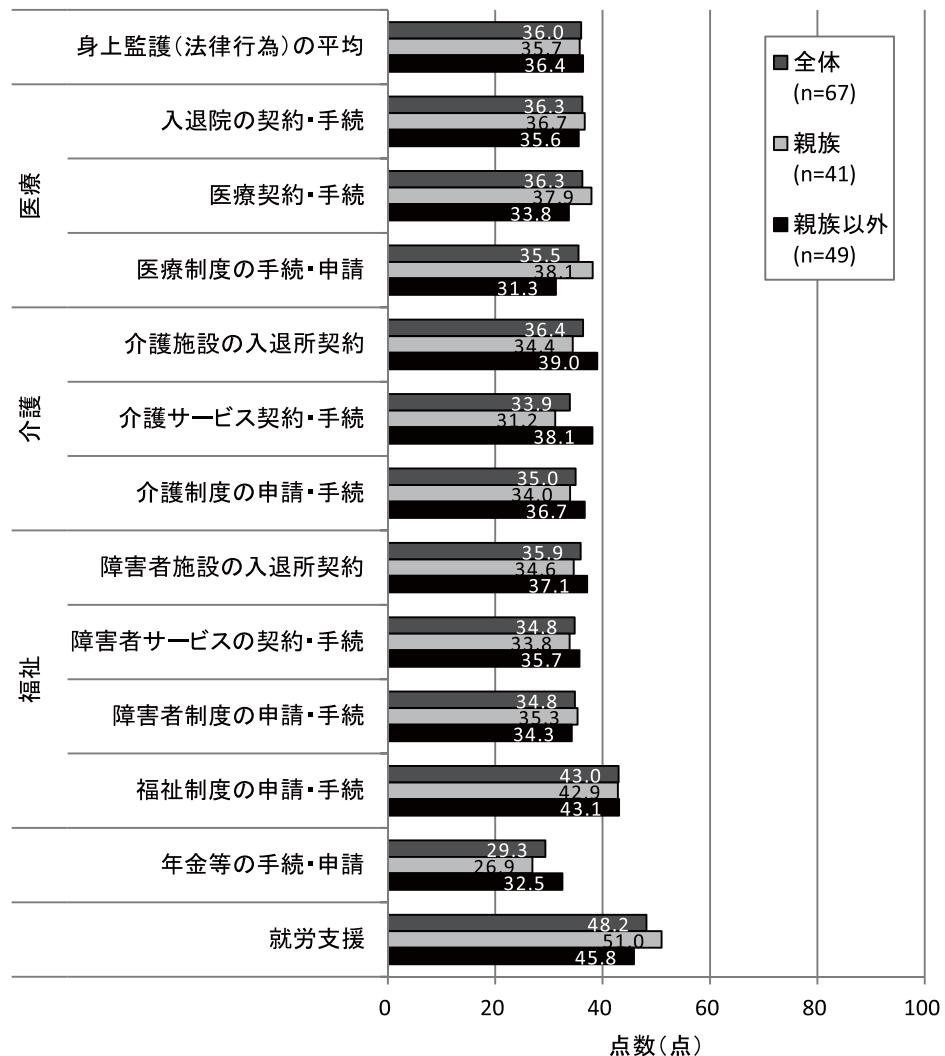
続いて、身上監護（法律行為）の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

まず、身上監護（法律行為）の難易度についての認識を見てみると、その全体の平均点は36点であった（図3-21）。全体的には、医療、介護、福祉等のそれぞれの業務において、親族後見と第三者後見で、その難易度についての認識に大きな差は見られなかった。

さらに、これらの各業務ごとの難易度の認識について見てみると、いずれも30点台半ば～40点弱の水準となっているが、「福祉制度の申請・手続き」（全体の平均43点）と「就労支援」（同、48点）においてはやや高く、「年金等の手続・申請」（同、29点）においてはやや低かった。

このことから、後見人等は、全体的に身上監護（法律行為）についてはそれほど難しいとは感じていないが、本人の就労支援や福祉制度の利用手続についてはやや難しいと感じていることが分かる。

[図3-21] 身上監護(法律行為)の難易度についての認識[業態別]

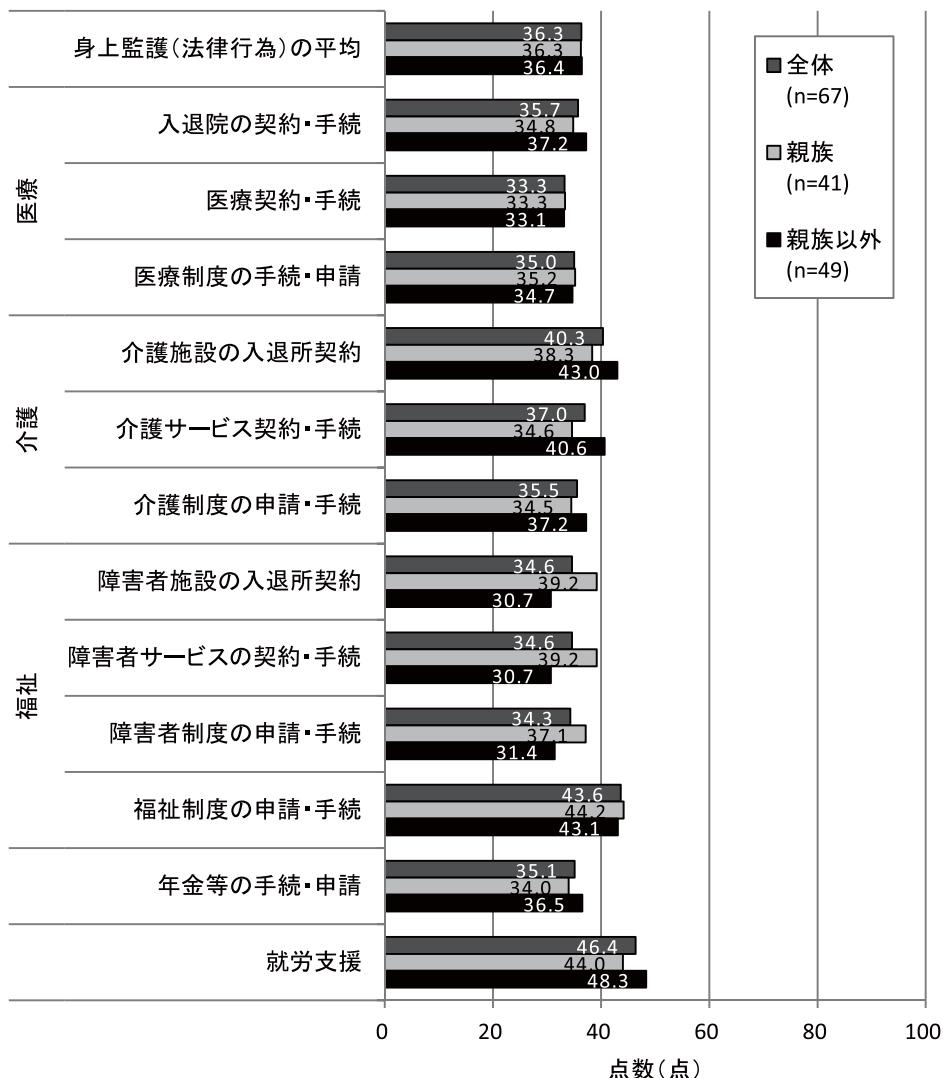


次に、身上監護（法律行為）の煩雑度についての認識を見てみると、その全体の平均点は36点であった（図3-22）。

ここでも、難易度と同様、親族後見と第三者後見において大きな差異は見られなかつたが、障害者関連の諸手続（「障害者施設の入退所契約」、「障害者サービスの契約・手続」、「障害者制度の申請・手続」）については、親族後見人の方が第三者後見人よりもやや煩雑度が高いと認識していた。

また業務別にみると、ここでも「就労支援」と「福祉制度の申請・手続き」の煩雑度がやや高い（全体の平均で50点弱）と認識されていた。

[図3-22] 身上監護(法律行為)の煩雑度についての認識[業態別]



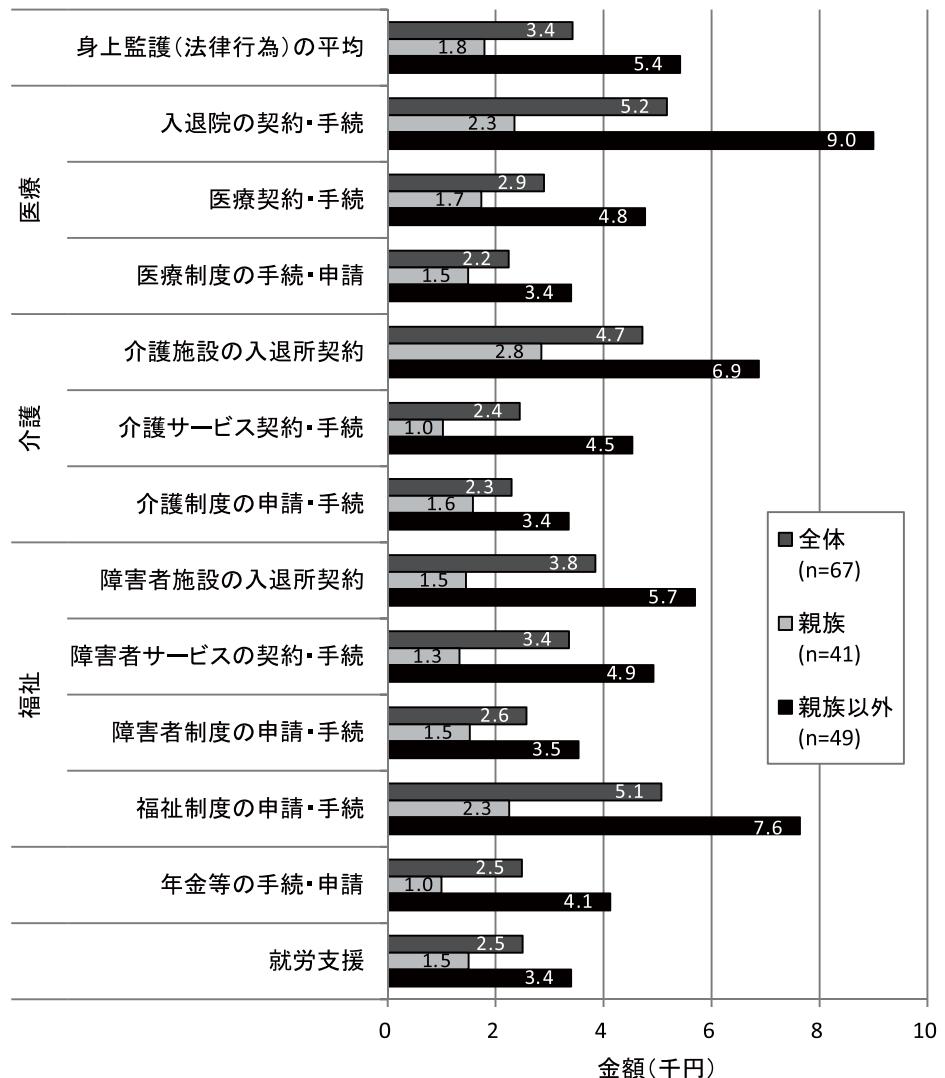
次に、身上監護（法律行為）に対する期待報酬額について見てみると、その全体の平均は約3千円であった（図3-23）。

そしてここでも、親族後見よりも第三者後見において、その期待報酬額が非常に高くなっており、「身上監護（法律行為）の平均」では、親族後見が約2千円、第三者後見が約5千円と、約3倍の差となっている。

また、各業務ごとにその期待報酬額を見てみると、金額の差が大きいものとしては、「入退院の契約・手続き」が約5千円（親族後見が約2千円、第三者後見が約9千円）、「介護施設の入退所契約」が約5千円（親族後見が約3千円、第三者後見が約7千円）、「福祉制度の申請・手続き」が約5千円（親族後見約2千円、第三者後見約8千円）、などが挙げられる。

こうした業務については、第三者後見における期待報酬額の高さが、全体の平均額の高さを押し上げており、第三者後見人は、特に病院・施設等への入退所契約や福祉制度の手続きについて、高い報酬を期待していることが分かる。

[図3-23] 身上監護(法律行為)に対する期待報酬額[業態別]



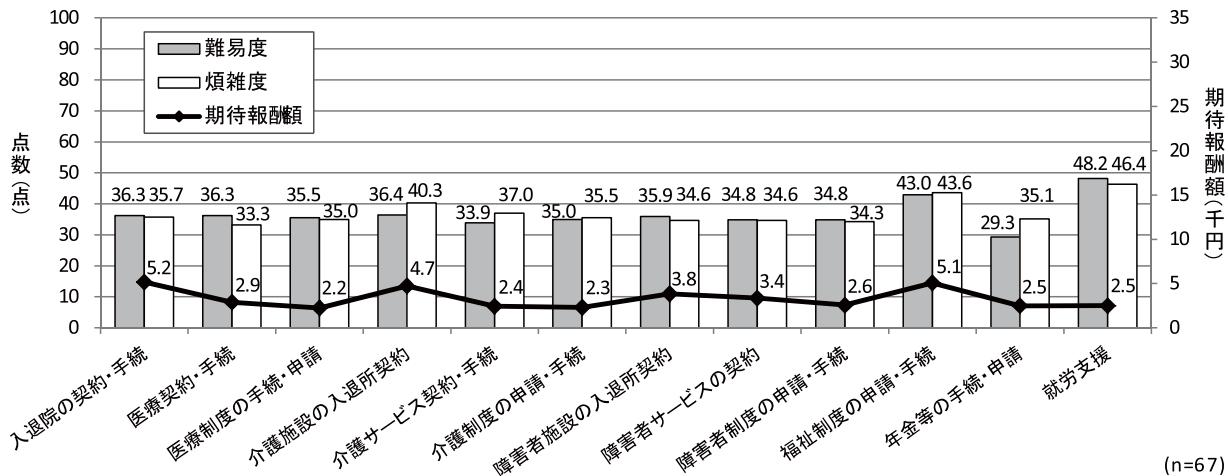
最後に、身上監護（法律行為）における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係について見てみる。

図3-24をみると、各業務の難易度、煩雑度、期待報酬額の間に、一定の相関関係が成立していることが分かる。

難易度・煩雑度の認識が比較的高い「福祉制度の申請・手続」や「介護施設の入退所契約」において、その期待報酬額も相対的にやや高くなっている。ただし、「就労支援」については、その難易度と煩雑度の認識が各業務の中で最も高くなっているのに対し、期待報酬額は他の業務に比べて低くなっている。

また、この身上監護（法律行為）の各業務は、全般的に、難易度と煩雑度はそれほど高くないと捉えられており、それに応じて期待される報酬額もそれ相応の水準に抑えられている。

[図3-24] 身上監護(法律行為)における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係

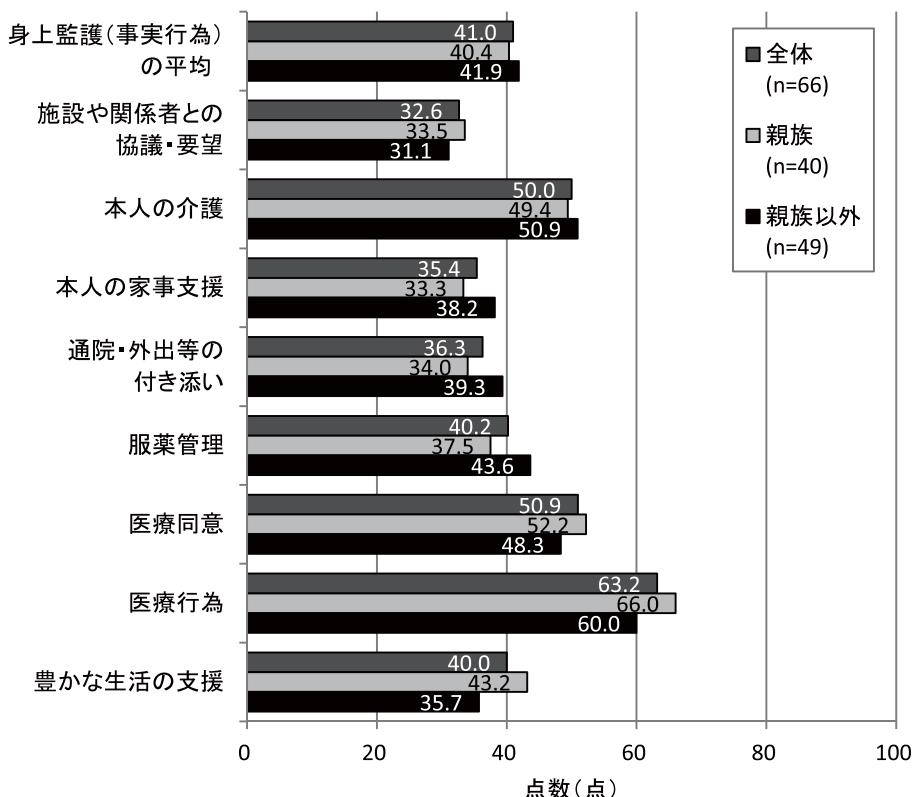


3.2.5. 身上監護（事実行為）の難易度・煩雑度・期待報酬額

続いて、身上監護（事実行為）の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

まず、身上監護（事実行為）の難易度についての認識を見てみると、その平均点（全体）は41点であった（図3-25）。また、業態間で認識される難易度に大きな違いは見られなかった。

[図3-25] 身上監護(事実行為)の難易度についての認識[業態別]

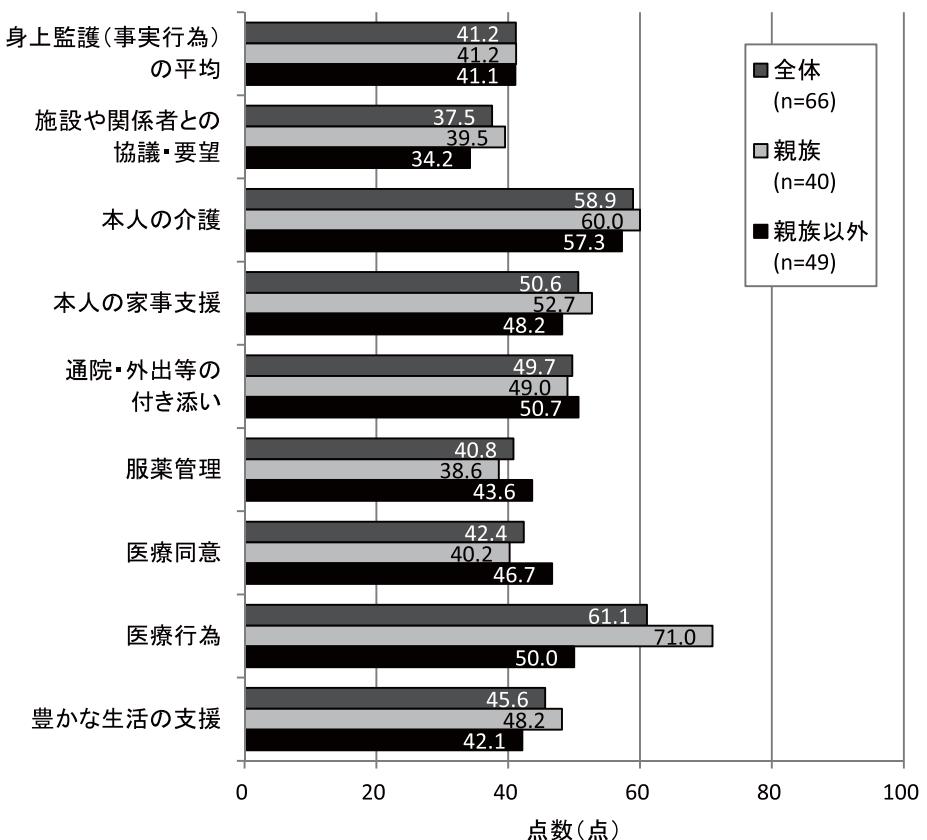


これを各業務ごとにみると、「本人の介護」（全般の平均点が50点）、「医療同意」（同、51点）、「医療行為」（同、63点）が、やや困難さをともなう業務として認識されていることが分かる。

なお、このうち「医療同意」と「医療行為」においては、親族後見人と第三者後見人で、その難易度の認識にやや差が生じており、いずれも親族後見人の方がやや困難であると感じている。そもそも、事実行為としての身上監護は原則として後見業務には含まれていないが、特に医療に関する業務は、本人の身体に対する医的侵襲に関わるため、その対応には困難がともなう。しかし、この点については、事実上家族（親族）に重要な判断が委ねられているケースも多いことから、親族後見人はこうした事情を踏まえて、難易度が高いと認識しているものと思われる。

次に、身上監護（事実行為）の煩雑度についての認識を見てみると、その平均点（全体）は41点であった（図3-26）。

[図3-26] 身上監護(事実行為)の煩雑度についての認識[業態別]



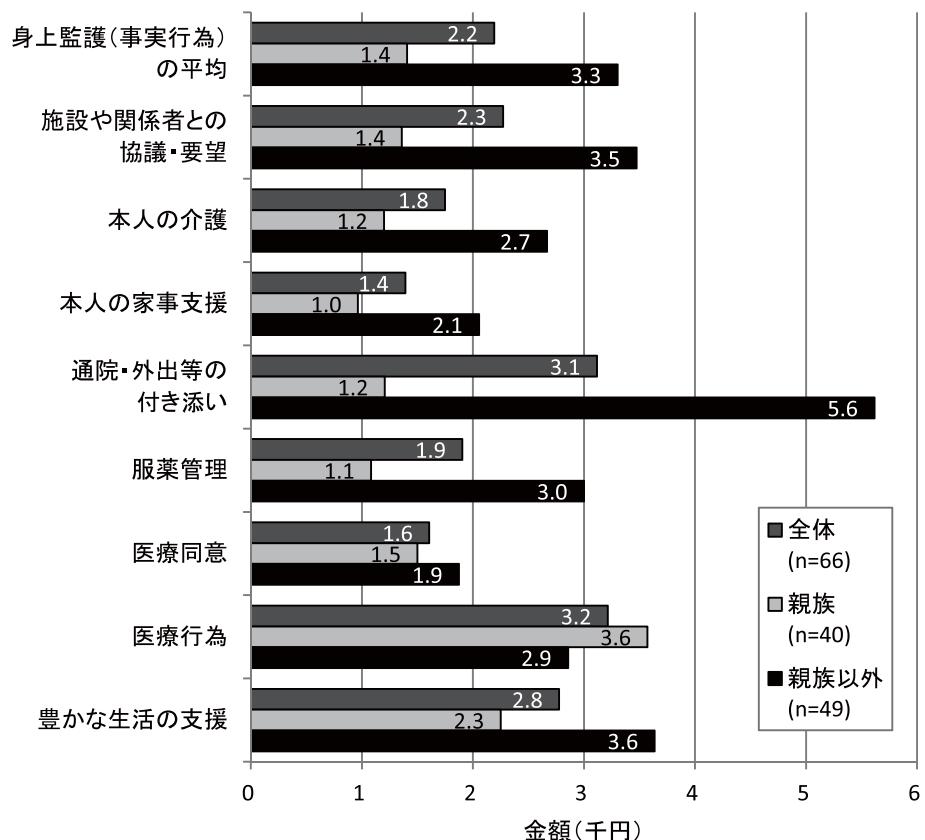
これを各業務ごとにみると、上述の難易度についての認識とほぼ同じ傾向となっているが、「医療行為」については、親族後見と第三者後見の認識のあり方に違いがみられる。第三者後見の平均点は50点、親族後見のそれは71点となっており、第三者後見では難易度に比べて煩雑さの方が10ポイント低く、他方、親族後見では難易度に比べて煩雑さの方が5ポイント程度高くなっている。これは、本人と同居する親族後見人が、日常的に喀痰吸引等の比較的簡易な医療行為を行っているケースがある一方、第三者においてはこうした業務については消極的である（あるいは経験がない）等の理由が考えられる。

次に、身上監護（事実行為）に対する期待報酬額について見てみると、その全体の平均は約2千円であった（図3-27）。そしてここでも、全体的に、第三者後見の方が親族後見に比べ、期待報

酬額が高くなっていた。

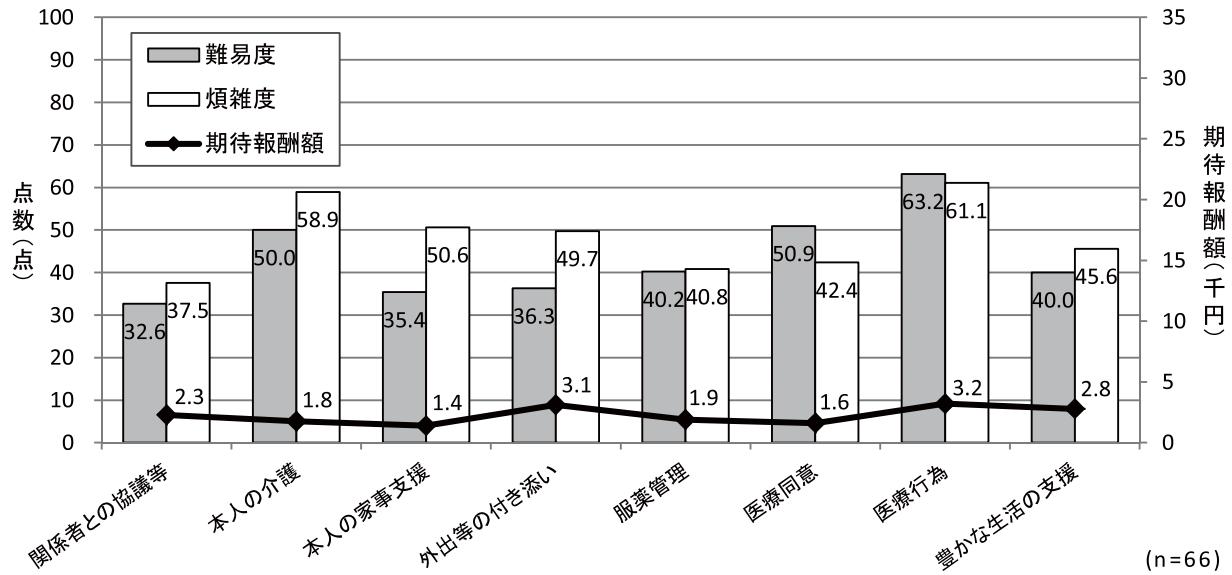
また、第三者後見においては、業務間の期待報酬額にばらつきが見られる。特に、「施設や関係者との協議・要望」(約4千円)、「通院・外出等の付き添い」(約6千円)、「豊かな生活の支援」(約4千円)が高くなっている。本人を支援し、またその周囲の医療・介護従事者等と連携する業務について、高い報酬が期待されていることが分かる。なお、これらの業務について、親族後見人の期待報酬額は相対的に低くなっている。

[図3-27] 身上監護(事実行為)に対する期待報酬額[業態別]



最後に、身上監護（事実行為）における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係について見てみる（図3-28）。

[図3-28] 身上監護(事実行為)における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



すると、身上監護（事実行為）においては、これまでのものとは異なり、各業務の難易度、煩雑度、期待報酬額相互の間に相関関係はあまり成立していなかった。全体的傾向として、その業務の難易度が高ければ煩雑度も高くなるというわけでもなければ、難易度や煩雑度が高ければ期待報酬額も高くなるというわけでもない。

例えば、「本人の介護」や「医療行為」などといった業務は、その難易度や煩雑度の認識が比較的高いにもかかわらず、期待報酬額は相対的に低い水準にとどまっている。このように身上監護（事実行為）においては、他の業務に見られる一般的傾向（難易度が高い業務は煩雑度も高く、それらに比例して期待報酬額も高くなるという傾向）があまり当てはまっていないと言うことができる。

3.2.6. 法的対応の難易度・煩雑度・期待報酬額

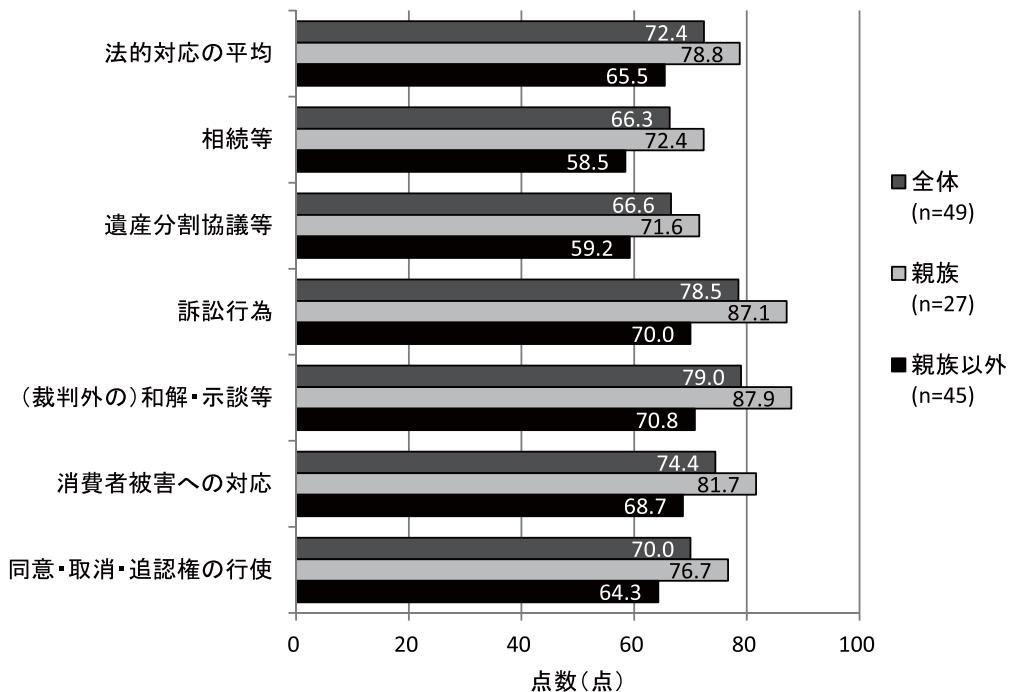
続いて、法的対応の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

まず、法的対応の難易度についての認識を見てみる（図3-29）。

すると、その平均点（全体）は72点であり、かなり高い数字となっている。また、これを各業務ごとに見ると、全体の平均がいずれも60～70点台と、かなり高い点数となっている。なかでも、第三者後見よりも親族後見の方が、より高い数値（平均点で10点から20点前後の差）となっている。特に、「訴訟行為」と「（裁判外の）和解・示談」については、第三者後見の場合と親族の場合で20点近くの開きがみられる。なお、法的対応に関するこのような業態間の差は、前述の財産管理と身上監護におけるそれと比べて、明らかに大きい。

のことから、法的対応は、親族後見人にとっても第三者後見人にとっても非定型的で専門性の高い業務であるところ、特に親族後見人においてはその実施に、より困難を感じていることが分かる。

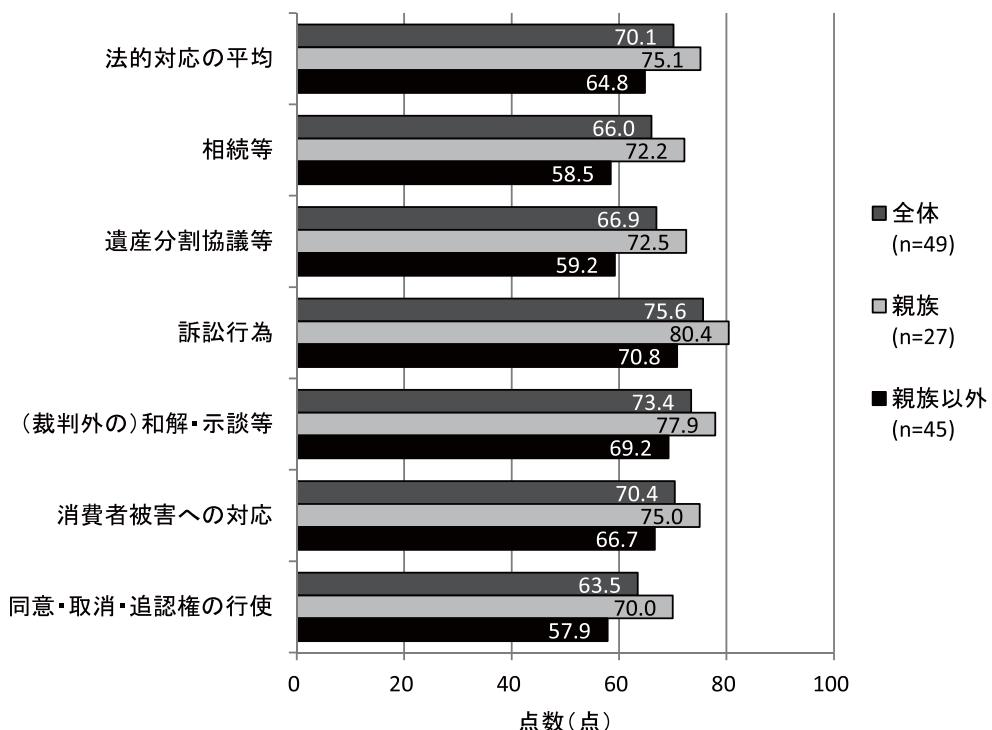
[図3-29] 法的対応の難易度についての認識[業態別]



次に、法的対応の煩雑度についての認識を見てみる。

すると、その全業態の平均点は70点と、かなり高い点数であった（図3-30）。各業務をみても、上述の難易度に似た傾向を示していて、全体の平均がいずれも60～70点台の高さとなっており、なかでも親族後見においてより高い点数となっていた。

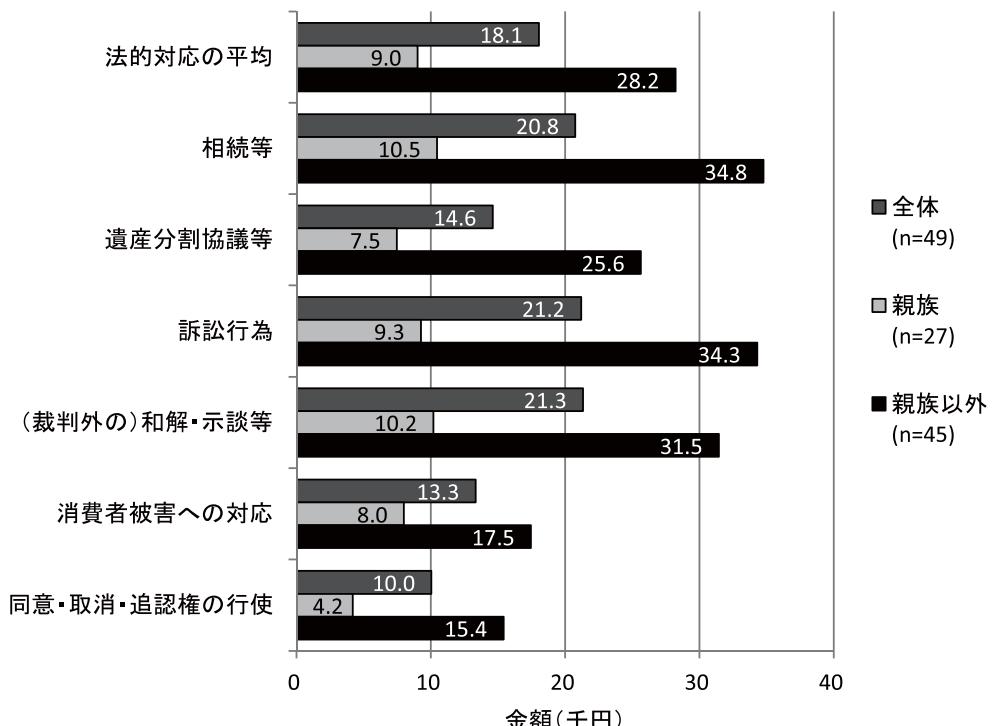
[図3-30] 法的対応の煩雑度についての認識[業態別]



後見人等（特に親族後見人）は、こうした法的対応の業務について、専門性の高い法律問題を扱う難しい業務であるばかりか、その業務の処理にあたっては煩雑さをともなう業務として捉えているものと考えられる。

次に、法的対応に対する期待報酬額について見てみる。すると、全体の平均は1万8千円と、後見人等が感じる難易度や煩雑度の高さに比例して高くなっている、不動産管理に対する期待報酬額に並ぶほどの高い水準となっていた（図3-31）。

[図3-31] 法的対応に対する期待報酬額[業態別]



そしてここでも、親族後見と第三者後見との間で、期待する報酬額に差が生じていた。「法的対応の平均」について、親族後見では9千円であるのに対し、第三者後見は2万8千円となっており、3倍程度の開きがみられた。

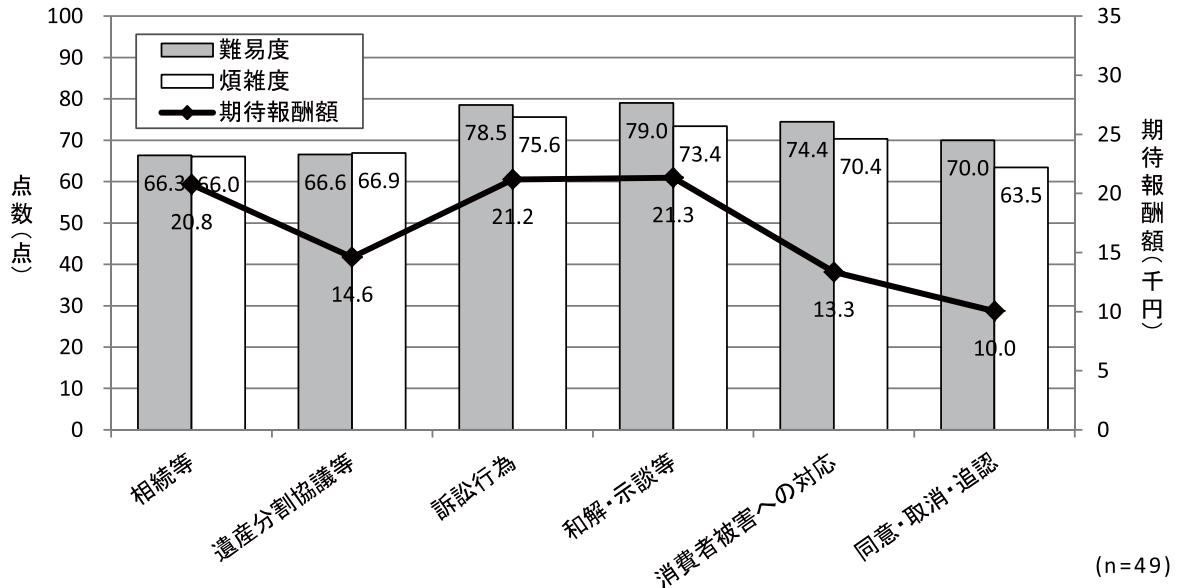
個別の業務についても、親族後見における期待報酬額は、概ね1万円程度におさまっているのに対し、第三者後見においては業務ごとにばらつきがみられるものの、全体的には高い金額となっている。特に高い報酬が期待されているのが、「相続等」（約3万5千円）、「遺産分割協議等」（約2万6千円）、「訴訟行為」（約3万5千円）、「(裁判外の) 和解・示談等」（約3万2千円）などである。

のことから、第三者後見においては、相続や裁判、示談など法的な紛争の解決に関わる業務に対して特に高い報酬額が期待されていることが分かる。そしてこのことは、法的対応を生業とする法律専門職である司法書士や弁護士が、第三者後見人に含まれていることも強く影響している、と考えられる。

最後に、法的対応における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係について見てみる。

図3-32をみると、各業務の難易度、煩雑度、期待報酬額の間に、一定の相関関係が成立してい

[図3-32] 法的対応における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



ることが分かる。

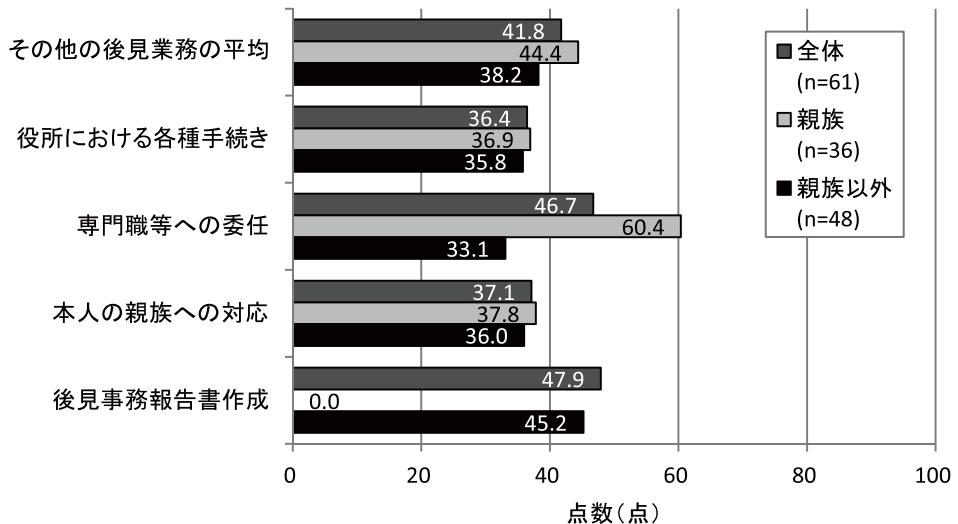
ただし、業務ごとの難易度・煩雑度の認識については大きな差がみられないのに対して、それぞれの業務に対する期待報酬額については、各業務の間でかなりの差が見られる。特に、「同意・取消・追認権の行使」、「消費者被害への対応」などについては、その難易度・煩雑度に比べ、期待報酬額が相対的にかなり低くなっている点が注目される。

3.2.7. その他の後見業務の難易度・煩雑度・期待報酬額

続いて、その他の後見業務の難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

まず、その他の後見業務の難易度について、後見人の認識を見てみる（図3-33）。

[図3-33] その他の後見業務の難易度についての認識[業態別]

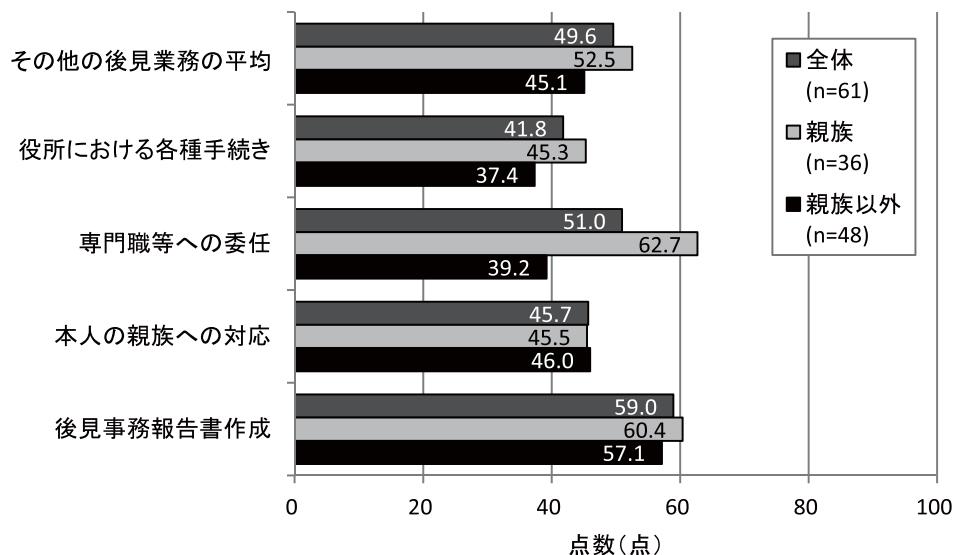


すると、全体における難易度の平均点は42点であり、比較的難易度は低いと考えられていることが分かる。個別の業務をみても、その難易度の認識はいずれも40点前後であり、業務ごとの点数のばらつきは小さい。

ただし、「専門職等への委任」については、業態間に著しい差がみられる。この点、親族後見人は60点程度の難易度であると認識しており、「その他の後見業務」のなかではやや扱いにくい業務であるという印象をもっているようである。

次に、その他の後見業務の煩雑度について、後見人の認識を見てみると、全体の平均点は50点であった（図3-34）。個別の業務をみると、基本的に上述の難易度についての認識と同様の構図になっているものの、いずれの業務においても、煩雑度の認識の方が難易度に比べて概ね5～10点ほど高くなっている。

[図3-34] その他の後見業務の煩雑度についての認識[業態別]



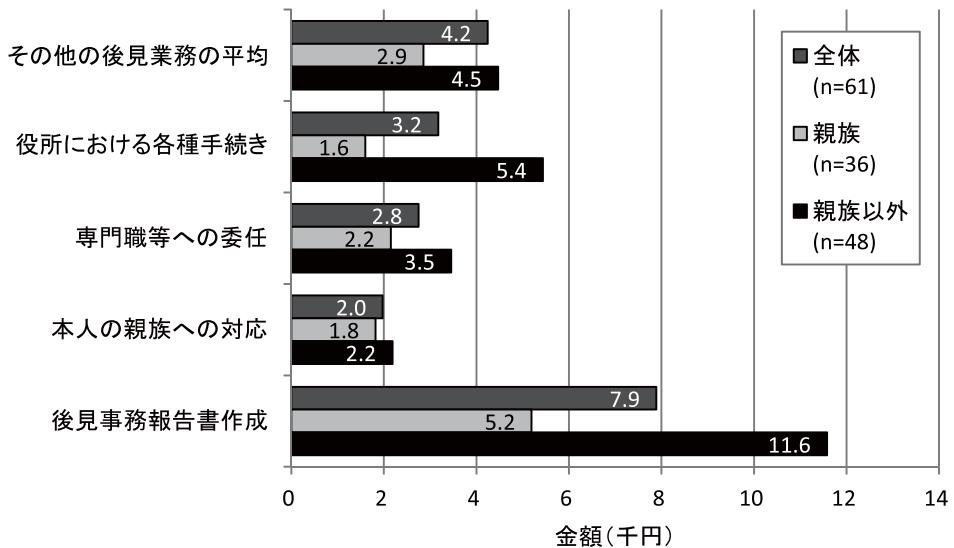
なお、難易度と同様に、親族後見人が「専門職等への委任」に対してやや煩雑さを感じている点や、後見人は、親族後見・第三者後見の別を問わず、後見事務報告書の作成について難易度以上に煩雑さを感じている点が注目される。

次に、その他の後見業務（法律行為）に対する期待報酬額について見てみると、後見人は平均して約4千円ほどの報酬を求めていることが分かる（図3-35）。

この点につき、業態間で期待報酬の水準に差が生じており、各業務のいずれにおいても、第三者後見における期待報酬額が、親族後見のそれの約1.5倍～3倍の高さとなっていた。

また、第三者後見人はある程度の難易度・煩雑さをともなう後見事務報告書の作成に対して高い報酬を求めており、その水準は「その他の後見業務」のなかで突出して高くなっている。そしてこれが、その他の後見業務の期待報酬額の平均を押し上げる形となっている。

[図3-35] その他の後見業務に対する期待報酬額[業態別]

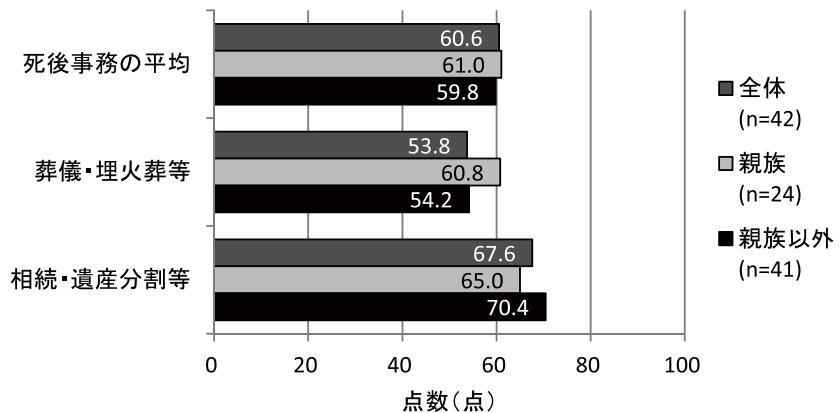


3.2.8. 死後事務の難易度・煩雑度・期待報酬額

最後に、死後事務に関する難易度・煩雑度・期待報酬額について概観する。

まず、死後事務の難易度についての認識を見てみると、全体の平均点は61点と、やや高い水準になっている（図3-36）。また、ここでは、業態間、業務間の双方において、難易度の認識に大きな差は見られなかった。

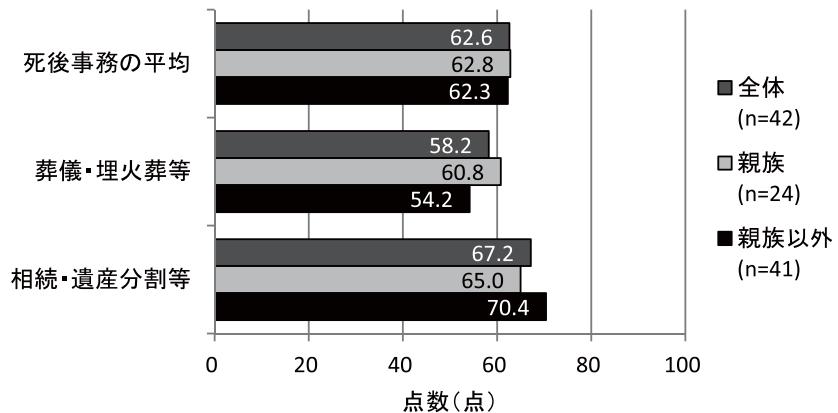
[図3-36] 死後事務の難易度についての認識[業態別]



次に、死後事務の煩雑度についての認識を見てみると、その平均点は63点と、これもやや高い水準になっていた（図3-37）。

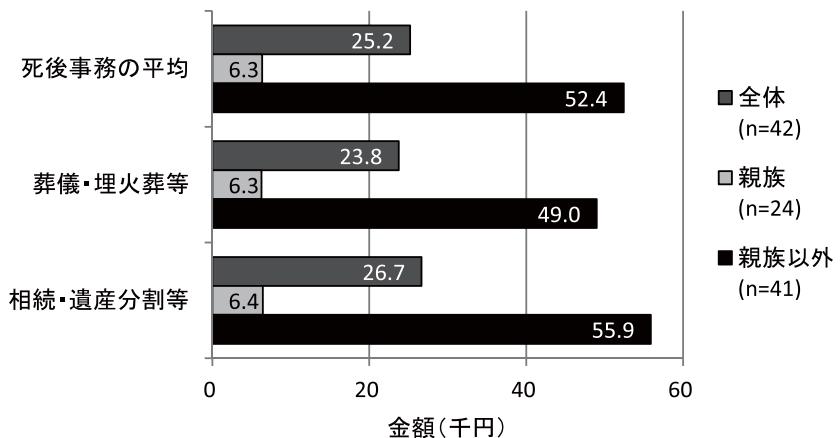
また、ここでも、業態間、業務間において、難易度の認識に大きな差は見られなかった。

[図3-37] 死後事務の煩雑度についての認識[業態別]



次に、死後事務に対する期待報酬額について見てみると、その全体の平均は約2万5千円と、かなり高い額であった（図3-38）。

[図3-38] 死後事務に対する期待報酬額[業態別]



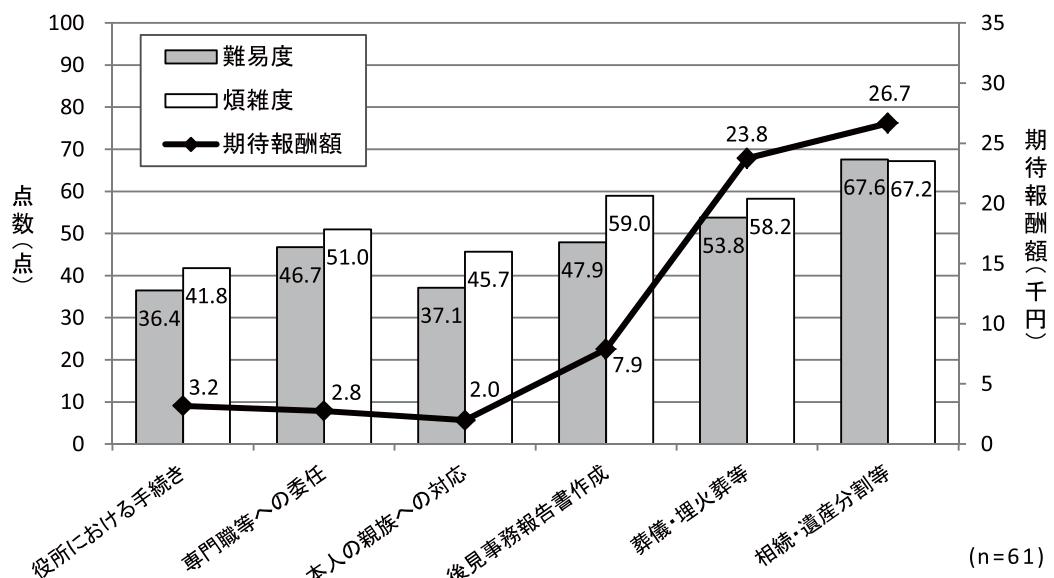
ここで注目すべきは、親族後見に比べて、第三者後見における期待報酬額が非常に高くなっている点である。「死後事務の平均」において、親族後見が約6千円であるのに対し、第三者後見は約5万2千円と、およそ8倍近い差が開いている。

この点については次のような理由が考えられる。すなわち、一般に親族後見においては、葬儀等は後見人というよりむしろ親族としての務めと考えられており、また、相続等については（その後見人自身が本人の相続人の一人となっている場合は特に）他の相続人への配慮が働く、などといった理由である。

最後に、その他の後見業務ならびに死後事務における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係について見てみる。

図3-39をみると、各業務の難易度、煩雑度の間にのみ、一定の相関関係が成立していることが分かる。

[図3-39] その他の後見業務における難易度・煩雑度・期待報酬額の関係



この点につき、業務間の難易度・煩雑度の認識の差に比べ、その期待報酬額の差は非常に極端なものとなっている。例えば、「役所における手続き」、「専門職等への委任」、「本人の親族への対応」への期待報酬額が2～3千円程度であるのに対し、「葬儀・埋火葬等」と「相続・遺産分割等」への期待報酬額が、それぞれ2万4千円と2万7千円と、10倍もの差となっている。

以上のことから、これらの業務についての期待報酬額は、その難易度や煩雑度の高さ以外の別の要素、たとえば後見事務の終了後に求められる本来対応する必要がないとされている追加的な事務という性質等も考慮され、相対的に高い額が期待されているものと推測される。

4. 後見人によって実施される業務内容に関する分析

4.1. 後見業務の内容の全般的傾向

はじめに、後見業務の内容の全般的傾向を確認しておく。

なお、本章においては、後見人等の業態の違いと、本人と後見人等の同居・別居の違いを考慮に入れて、「親族後見」、「親族後見（同居）」、「親族後見（別居）」、「第三者後見（別居）」を区別しながら検討を行う。

4.1.1. 後見業務の実施率の概要

まず、後見業務の実施率について概観する。

なお、本項における後見業務の実施率とは、後見人が実施すべきさまざまな後見業務（あらかじめ設定された全 61 種類の業務）それぞれの実施率を平均化したもの指す。

図 4-1 は、後見業務を構成する 7 つの主要な業務について、そのそれぞれの業務の実施率を業態別に表わしたものである。

これを見ると、後見人が行うさまざまな業務のうち、「動産管理」に関する業務の実施率が最も高く、動産管理業務（全部で 12 種類の業務）は平均で 72% の実施率であることが分かる。それに次いで実施率が高い業務としては、順番に、「その他の後見業務」（全 9 種類の業務の平均実施率が 57%）、「身上監護（法律行為）」（全 14 業務の平均実施率 46%）、「不動産管理」（全 6 業務の平均実施率 39%）となっている。一方で、「身上監護（事実行為）」（全 9 業務の平均実施率 29%）、「死後事務」（全 3 業務の平均実施率 22%）、「法的対応」（全 8 業務の平均実施率 18%）は、実施率が低くなっている。

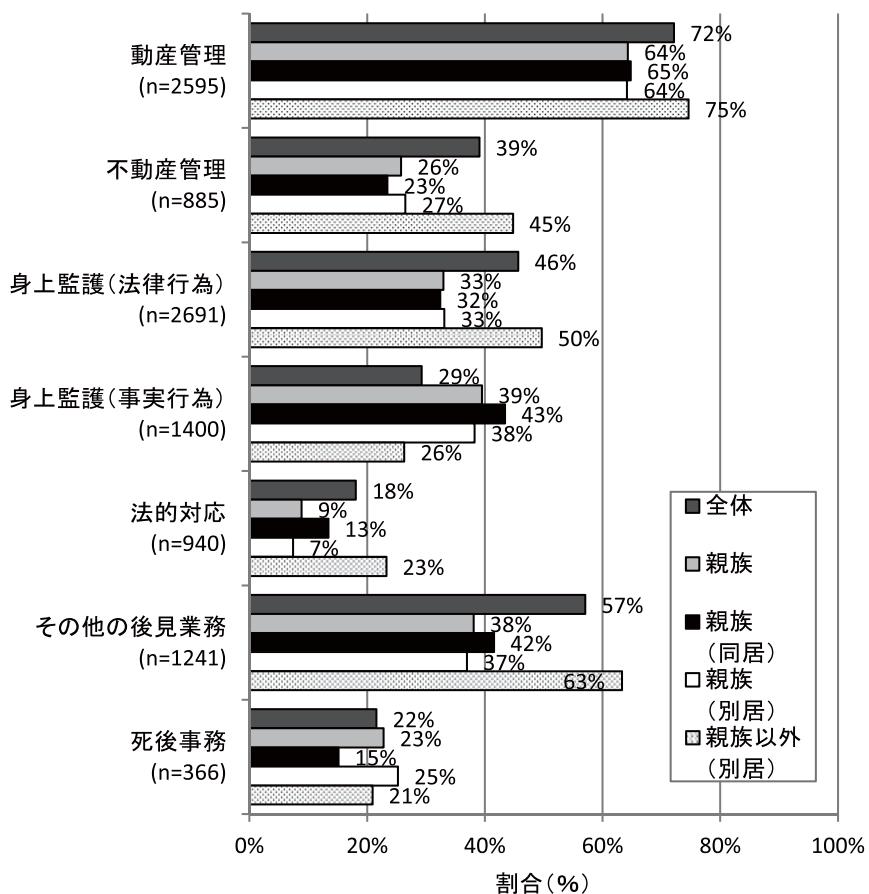
これらの業務の実施率について、業態別に見てみると、「身上監護（事実行為）」と「死後事務」以外の業務については、親族後見人よりも第三者後見人による実施率の方がやや高い傾向にある。なかでも特に「法的対応」については、全体的に実施率は低いものの、第三者後見人による実施率は、親族後見人のそれの 2 倍以上となっている。

これに対して、「身上監護（事実行為）」については、親族後見人（なかでも本人と同居の後見人）の実施率の方が、第三者後見人よりも高かった。

以上のことから、後見業務の実施率について次のことがいえよう。

日常的な金銭の取扱を含む「動産管理」は、いずれの業態でもかなり高い割合で行われているが、「不動産管理」や「身上監護」については、本人の資産や健康の状態などに応じて（例えば要介護度が高くなったことによる、施設への入所の手配や、介護サービスの契約等が）適宜行われていることがうかがえる。この点、特に「身上監護（事実行為）」については、親族後見人が（後見人というよりもむしろ親族の立場から）、より熱心に行っていることが読み取れる。

[図4-1] 後見業務の実施率[業態別]



4.1.2. 後見業務の実施回数の概要

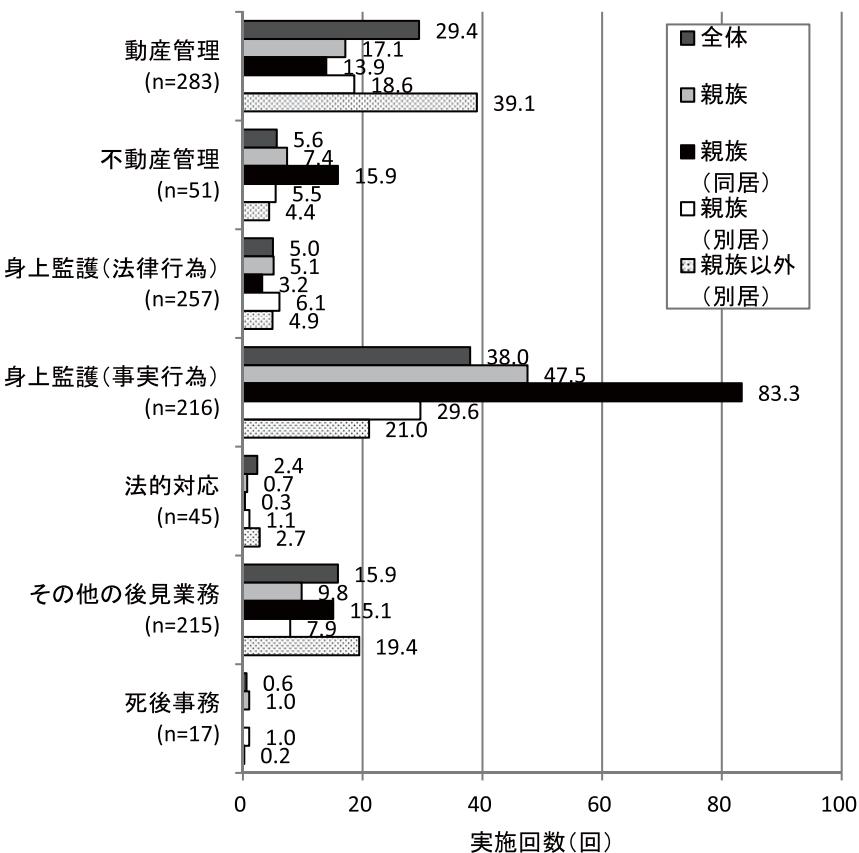
次に、各後見業務の1年あたりの実施回数について概観する（図4-2）。

まず、全体的な傾向としては、「身上監護（事実行為）」の実施回数が最も多く、1年あたり平均38回の実施となっており、次に「動産管理」が29回となっていた。日常的な現金や預金の管理や、介護等の日常的な支援は、日頃から頻繁に行われていることが分かる。特に、「身上監護（事実行為）」については、同居の親族後見において、その実施回数（年83回）が突出して高くなっている。

一方、「不動産管理」と「身上監護（法律行為）」については、その実施回数は相対的に少なく、いずれも1年あたり5回程度の実施回数となっていた。さらに「法的対応」については、平均で年間約2回と、実施回数は非常に少なく、なかでも親族後見においてはほとんど行われていなかった。

なお、「死後事務」については、もともと正式の後見業務ではなく、また1つの事案につき、ただ一度だけ生じる業務であるゆえに、その実施回数（年0.6回）はわずかなものとなっている。

[図4-2] 後見業務の実施回数(1年あたり)[業態別]



4.1.3. 後見業務の実施時間の概要

次に、各後見業務の1年あたりの実施時間について概観する（図4-3）。

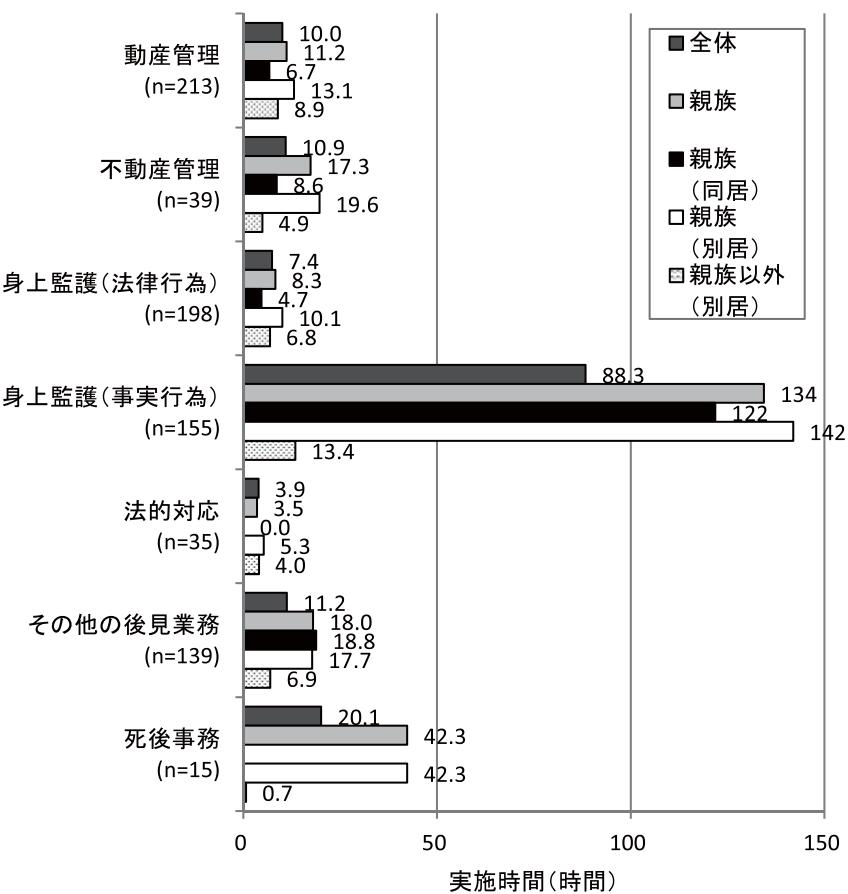
すると、特に親族後見（本人と同居、別居のいずれも）において、「身上監護（事実行為）」の実施時間が特に長く、平均で1年あたり約130時間にものぼっていた。他方、第三者後見においては、1年あたりの実施時間は約13時間にすぎなかった。

また、「動産管理」については、小口現金や預貯金の管理など、1回あたりの実施時間は短いが、日常的に頻繁に行う業務が多いことから、結果として1年あたりの実施時間が約10時間に達していた。

他方、「不動産管理」（年平均約11時間）、「身上監護（法律行為）」（同、約7時間）については、日常的に発生する業務ではなく、必要なときにその都度行われる不定期的な業務であるが、一般に業務の実施に長い時間を要するため、結果として1年あたりの実施時間がかなり長くなっている。

なお、「死後事務」は、1つの事案につきただ1度だけ発生しうる業務であるが、その実施時間は、年平均約20時間とかなり長いものになっている。

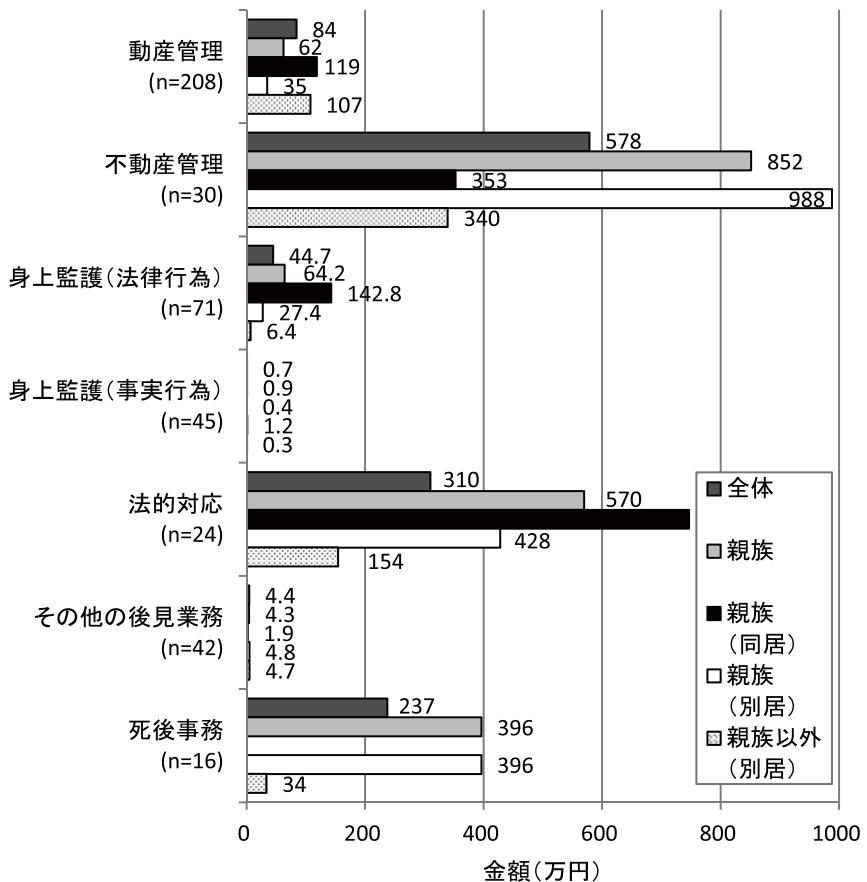
[図4-3] 後見業務の実施時間(1年あたり)[業態別]



4.1.4. 後見業務の取扱金額の概要

最後に、各後見業務の1回あたりの取扱金額について概観する（図4-4）。

[図4-4] 後見業務の取扱金額(1回あたり)[業態別]



各業務の中で、顕著に高い取扱金額になっているのは「不動産管理」で、業務1回あたり平均約580万円となっている。ただし業態によってその取扱金額には差があり、親族後見においては約850万円であるのに対し、第三者後見においては約340万円となっている。この「不動産管理」には、不動産売却等の業務が含まれるため、全体として1回あたりの取扱金額が非常に多額になっている。

次に目立つのは、「法的対応」の取扱金額であり、業務1回あたり310万円となっている。ここでも、業態ごとに大きな差があり、親族後見においては約570万円、第三者後見においては約150万円となっていた。この「法的対応」には、相続や遺産分割の業務が含まれるため、これも全体として取扱金額がかなり大きくなっている。

また、「動産管理」については、日常的な金銭管理における取扱金額は小さいが、定期預金や保険金の受領など、多額の金銭を扱う業務が含まれているため、業務全体の取扱金額を押し上げている（1回あたり約84万円）。

「身上監護(法律行為)」については、医療・介護サービスに係る契約や手続等の業務における取扱金額は小さいが、施設の入所契約等で扱う金額が大きいため、業務全体としての取扱金額が約45万円に押し上げられている。

以上の業務に対して、「身上監護(事実行為)」は、介護や家事支援等の事実行為であって、基本的にお金を使う仕事ではないので、その取扱金額はごくわずかなものとなっている（1回あたり約7

千円)。

なお、「死後事務」は、1事案につき1度だけ発生しうる業務であるが、葬儀や相続等の事務をともなうため、その取扱金額は1回あたり約240万円と、かなり高額なものとなっている。

4.2. 後見業務の実施率

次に、各後見業務の実施率についてより詳しく検討する。

4.2.1. 動産管理の実施率

まず、後見人等による動産管理の実施率（その業務を行ったことがある後見人の割合）について見てみる（図4-5）。

すると「預貯金・口座の管理、入出金等」、「日常生活の小口現金の管理」、「通帳・印鑑・保険証等の管理」の実施率が、いずれも90%以上となっており、これらが最も一般的な動産管理業務であることが分かる。これら3つの業務については、月に数回程度の頻度で定期的に実施されており、後見人等にとって、本人の財産を日常的に管理することがその活動の中心になっているといえる。これらの業務は、業態を問わずほとんどの事案において通常業務として行われている。

これらに続いて業務の実施率が高いのは、「各種商品・サービスの契約・手続き」（実施率66%）、「各種物品・商品の売買」（同、62%）、「株式・国債・信託・外貨預金等」（同、47%）、「保険の手続・請求・受領等」（同、46%）などとなっている。これらは、後見制度を利用しようとするそもそもの目的となっていることが多い。だが、それが実際の業務として行われる頻度はそれほど高いわけではない。例えば、保険金を受領することを目的の一つとして後見開始の申し立てを行い、その後実際に後見人として保険金を受け取ったが、目的を達成した後は、同様の高額金融取引をする機会はほとんどなかった、といったケースである。

また、ここで注目されるのは、いくつかの業務については、親族後見の場合と第三者後見の場合とでそれぞれの実施率に大きな違いがみられることである。なかでも、「各種物品・商品の売買」については、親族後見の場合には積極的な実施がなされており（ほぼ100%）、「株式・国債・信託・外貨預金等」などでも、親族後見における実施率の方がより高くなっている。一方で、第三者後見人は、これらの業務を行うことには消極的なようである。

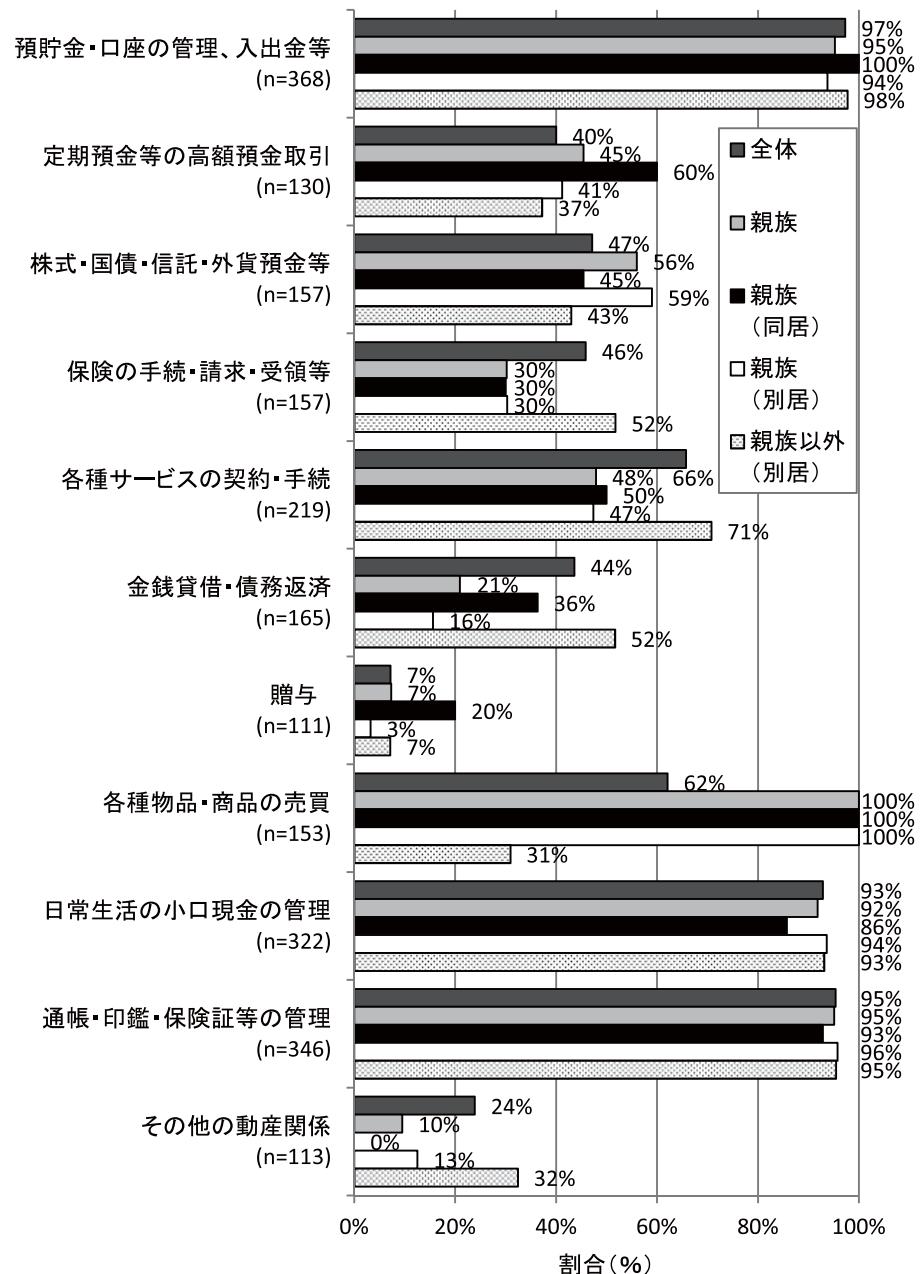
他方、「保険の手續・請求・受領等」、「各種サービスの契約・手続」、「金銭貸借・債務返済」といった業務においては、親族後見よりも第三者後見において比較的積極的な実施がなされている。

上記の背景には次のような事情があると考えられる。

すなわち、①基本的に本人の財産管理については、投機的な資金運用（株式、投信、社債など）を控えるように家庭裁判所から求められることが多く、第三者後見人がこれらの種類の資産を扱うことは難しい（他方、親族後見人の場合は、親族の資産ということもあって、投機的資金を比較的、扱いやすい）、②親族後見人は、本人と同居しているか否かにかかわらず、日常的に、あるいは本人に面会しに行く際に、必要な日用品や差入れなどを購入することが多いが、第三者後見人は、普通

このような事実行為は行わない、③第三者後見においては、そもそも後見制度を利用する契機となつ「保険の手続等」、「各種サービスの契約等」、「金銭貸借・債務返済」などの業務を行う機会が相対的に多い、などといった事情である。

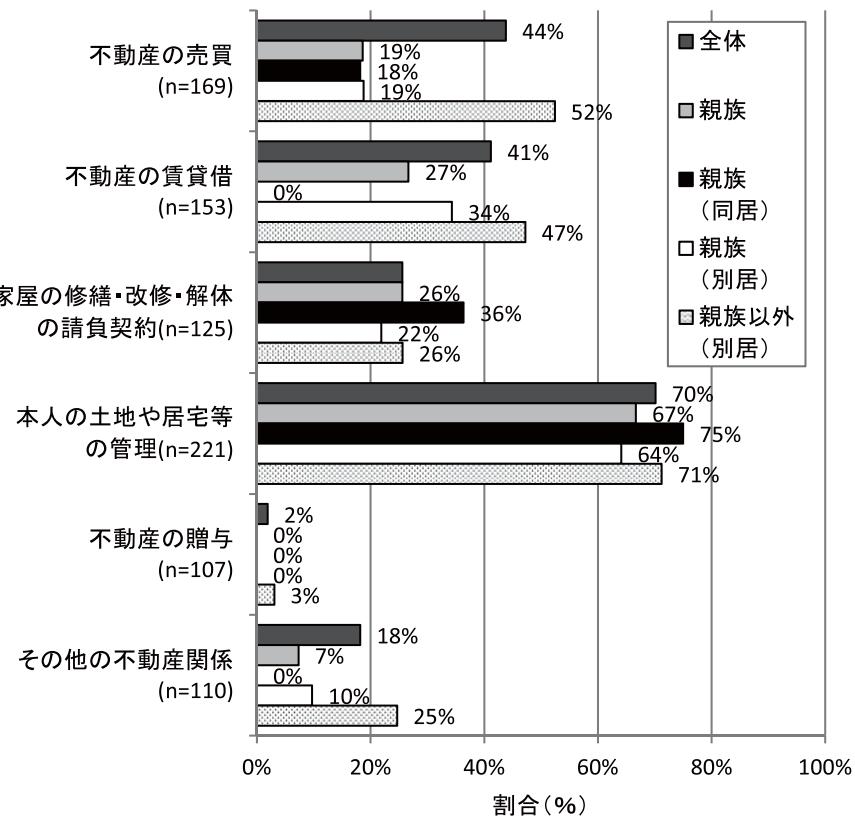
[図4-5] 動産管理の実施率[業態別]



4.2.2. 不動産管理の実施率

続いて、後見人等による不動産管理の実施率について見てみる（図4-6）。

[図4-6] 不動産管理の実施率[業態別]



不動産に関する取引や契約等は、その性質上、動産のそれと比べると実施機会はそれほど多くはない。不動産管理の中では、「本人の土地や居宅等の管理」の業務が、唯一、比較的実施率が高くなっている（実施率70%）。この業務は、本人の自宅等の定期的な管理や、本人所有の賃貸マンションの管理などとして具体的に実施されている。

その他には、「不動産の売買」、「不動産の賃貸借」などが必要に応じてなされている。

この点につき、親族後見人は、本人が居住ないし所有する不動産を処分することには消極的であり、なるべくこれらの資産を維持するように行動するのが一般的である。このことは、親族後見において、「不動産の売買」（実施率19%）や「不動産の賃貸借」（同、27%）の実施率が低いことからもうかがえる。

他方、第三者後見の場合には、むしろ本人の金融資産を増やすために、本人の不動産を積極的に処分するよう行動するのが一般的である。このことは、第三者後見において、「不動産の売買」（同、52%）や「不動産の賃貸借」（同、47%）の実施率が高いことからもうかがえる。

このような不動産管理に対する両者の態度の違いが生じるのは、主に次のような事情からであると考えられる。

親族後見の場合、後見人自身が、本人の居住ないし所有する土地・建物に実際に居住していた

り、また所有者の一人になっていたりするケースがあるため、これらの不動産を処分することについて否定的な態度をとることが多い。一方、第三者後見の場合には、後見開始後に本人の介護施設等への入所手続きなどを進めるために、その費用の調達の観点から、資産売却により本人の金融資産を増やそうとする傾向が強い。

4.2.3. 身上監護（法律行為）の実施率

次に、後見人等による身上監護（法律行為）の実施率について見てみる（図4-7）。

この業務は、医療・介護・福祉の3つの分野に大きく分けることができる。

第一に医療関連の業務についてである。医療関連の法律行為として最も実施される機会が多いのは「医療契約・手続」であり、全体の82%の事案において行われている。医療に関する契約は、本人が医療行為を受ける際には必ず必要となるため、実施率は必然的に高くなっている。その次に実施機会が多いのが、「入退院の契約・手続」（実施率70%）である。本人の健康状態の変化に応じて医療機関への入院や転院、退院等が必要となるが、それらに関する契約や諸手続などがその都度行われている。

第二に介護関連の業務についてである。介護関連の業務として最も実施率が高いのは「介護サービス契約・手続」（同、87%）であり、次に「介護施設の入退所契約」（同、83%）となっている。これらの業務は、本人の居住状況や身体状況などに応じて、自宅で暮らしている本人に対する居宅介護サービス等の利用や、本人が介護施設等へ入所する際の契約・諸手続などであり、本人の生活を支援する際に必須となるものである。

第三に福祉関連（特に障がい者関連）の業務についてである。実施率が高い業務としては、「障がい者サービスの契約・手続」の実施率が38%、「障がい者制度の申請・手続き」が24%などとなっている。このように福祉関連の業務については、上述の医療や介護に関する業務に比べてその実施率が大幅に低くなっているが、これはそもそも後見事案全体に占める精神・知的障がい者等の割合が低いためである。

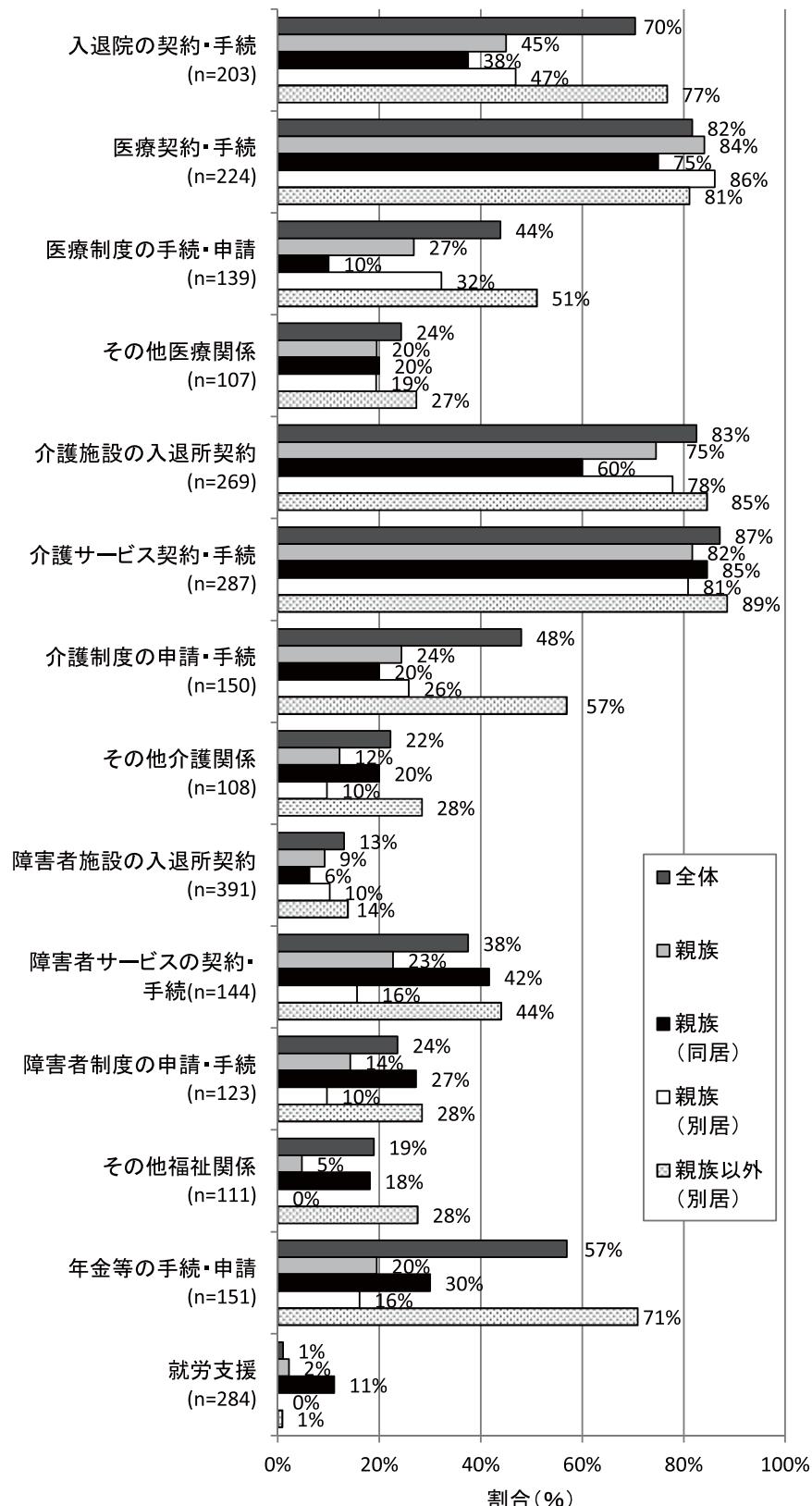
なお、これらの業務の実施率に関する業態別の特徴としては、以下のようである。

まず、医療・介護関連の業務について見ると、親族後見の場合と第三者後見の場合とで、その業務のあり方にやや違いがあることが分かる。とりわけ顕著な違いが生じているのは、「入退院の契約・手続」、「医療制度の手続・申請」、「介護制度の手続・申請」の業務についてである。第三者後見においてはこれらの業務が積極的に行なわれているのに対し、親族後見の場合にはその実施割合が相対的に低くなっている。また、「医療制度の手續・申請」と「介護施設の入退所契約」については、同居の親族後見において、別居の親族後見人の場合よりも実施率が低くなっている。その一方で、「医療契約・手続」や「介護サービス契約・手続」については、すべての業態で高い実施率を示している。

これらのことから、次のことが考えられる。

第一に、第三者後見においては、病院への入退院、介護施設等への入退所、医療制度や介護制度の手続など、比較的重要な（あるいは制度利用の入り口についての）法律行為について、実施率が比較的高いといえる。第二に、親族後見人の場合（特に本人と同居している場合）は、施設等への入退所をできるだけ回避し、居宅介護を基本としながら、本人の健康状態に合わせた医療・

[図4-7] 身上監護(法律行為)の実施率[業態別]



介護等の手配が行われているケースが比較的多いと考えられる。第三に、いずれの業態においても、医療サービスや介護サービスの契約・手続は、かなり積極的に行われている。

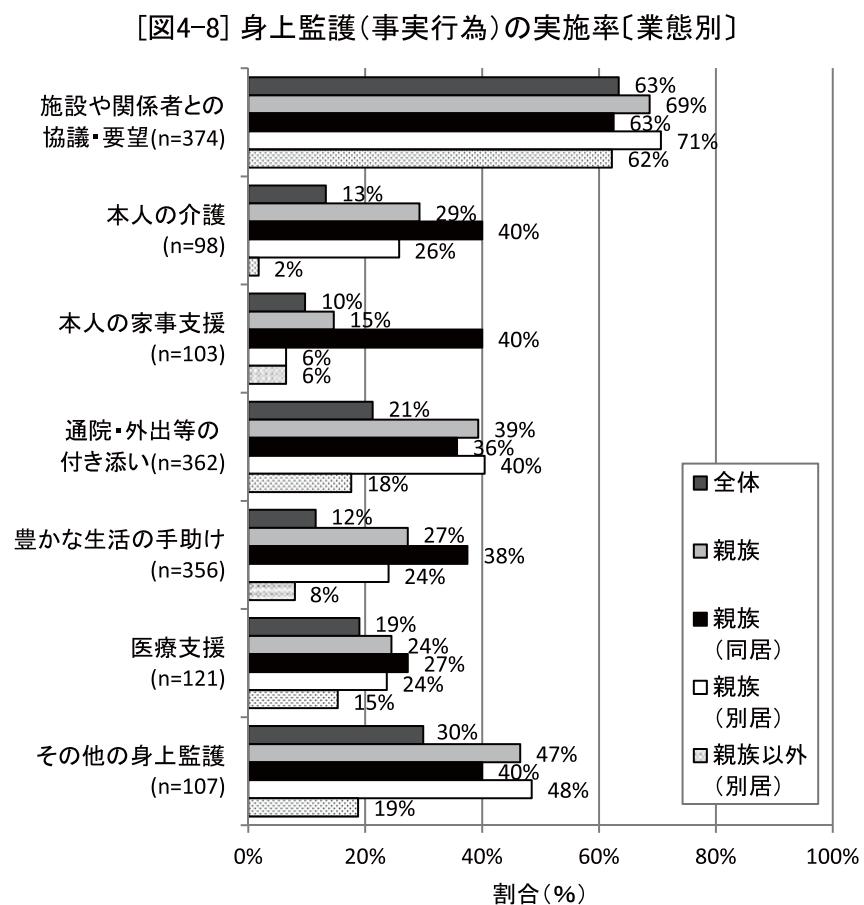
次に、福祉関連（特に障がい者関連）の業務のあり方についての業態別特徴を見てみる。すると、「障害者サービスの契約・手続」と「障害者制度の申請・手続」について、全業態でその実施率

は低い傾向にあるものの、特に本人と別居の親族後見の場合に、その実施率が他の業態と比べてかなり低くなっている。このことから、別居の親族後見人は、障がい者の制度・サービス等を十分に利用できていない可能性が示唆される。

最後に、「年金等の手続・申請」についてみると、第三者後見においては71%の実施率であるのに対し、親族後見においては20%とかなり低くなっている。また、「就労支援」の実施率はわずか1%であり、本人の就労を支援する取り組みは、ほぼ全くといっていいほど行われていないことが分かる。

4.2.4. 身上監護（事実行為）の実施率

次に、身上監護（事実行為）の実施率について見てみる（図4-8）。



まず、「施設や関係者との協議・要望」が全事案の63%で行われている。これはいずれの業態においても60～70%の実施率であり、多くの後見人が、医療・介護等に関する契約や手続にともない、本人が通院や入院・入所している病院や施設等との間で、相談、説明、協議、要望などの諸活動を行っていることが分かる。

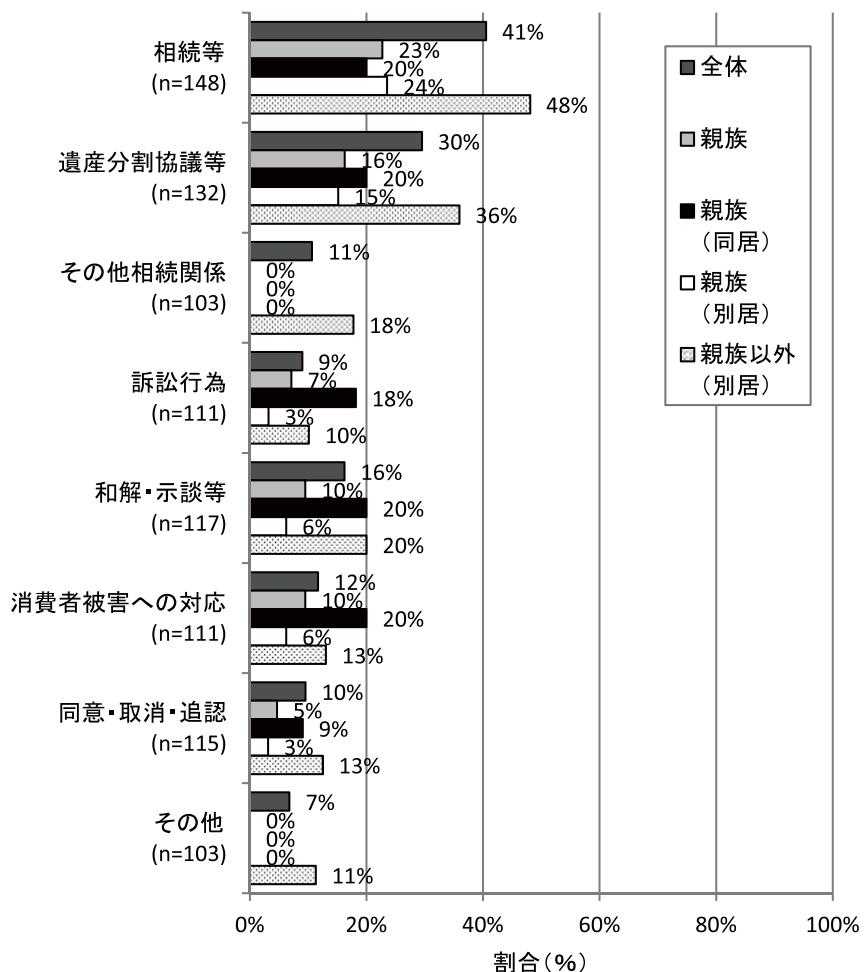
また、「本人の介護」、「本人の家事支援」、「通院・外出等の付き添い」、「医療支援」といった諸活動は、法律上、後見業務とはみなされていないものの、本人が日常生活を営む上で必要な支援を行うものである。特に、身上監護を重視する観点からは、これらの活動は非常に重要な意義を有する。そしてこれらの事実行為（非後見業務）は、特に親族後見において特徴的なものとなっている。親族後見人は、親族という立場と後見人としての立場が曖昧になっているのが常態であり、両者が織りまさる形で（事実行為と法律行為が混在する形で）後見活動が行われているものと考えられる。

このようなことから、親族後見人（特に同居の場合）は、事実行為としての身上監護活動を日頃から頻繁に行っている。具体的には、親族後見（同居）においては、「本人の介護」（実施率40%）、「本人の家事支援」（同、40%）、「通院・外出等の付き添い」（同、36%）、「豊かな生活の手助け⁷」（同、38%）「医療支援」（同、27%）等の実施率が高く、他方、第三者後見ではあまり実施されていない。親族後見人（特に同居）の多くは、法律行為よりも事実行為としての身上監護、（本人の介護や生活支援、通院の付き添いなど）を日々実施していることが分かる。逆に、本人が病院や施設等に入所している場合は、本人の介護や外出の付き添いなどをその入所先施設等に委ねてしまうことが多いといえる。

4.2.5. 法的対応の実施率

次に、法的対応の実施率について見てみる（図4-9）。

[図4-9] 法的対応の実施率[業態別]



法的対応に関する業務についてみると、「相続等」（実施率41%）、「遺産分割協議等」（同、30%）を除いて、全体として業務の実施は低調であることが分かる。具体的な実施率としては、「和解、示談等」が16%、「消費者被害への対応」、「同意・取消・追認」、「訴訟行為」がいずれも10%

⁷ ここで、「豊かな生活の手助け」とは、必ずしも後見人としての業務とはみなされていないものの、本人の生活の質を向上させることにつながるであろう諸活動（本人を旅行に連れて行く、本人の墓参りに同行する、本人が趣味などを楽しむ環境を整えるなど）のことをいう。

前後となっている。とはいっても、そもそも一般的にいって、親族の死去、ならびにそれにともなう相続・遺贈等の事態が生じる可能性はそれほど高くないことから、これらの業務の実施率が低くなるのは当然のことといえる。

このうち「訴訟行為」については、そもそも訴訟に至るような争いが生じる可能性が高くないことに加え、仮に係争に至った場合においても、後見人がみずから訴訟を行うのではなく、弁護士等の専門職にその対応を委ねるのが一般的である。また「消費者被害への対応」については、本人を消費者被害から守ることを目的の一つとして後見制度を利用するケースは少なくないが、実際には、後見人等が就任した後に、新たに本人が消費者被害に遭うことはむしろ稀である（後見人就任による被害防止効果）。そのため実態としては、後見人等によってなされる消費者被害への対応の多くは、後見開始前に既に発生していた消費者被害の被害回復を目的とした「和解・示談等」となっている。なお、「同意・取消・追認」に関する業務については、代理権（財産管理等の日常的業務において高い頻度で用いられる）と異なり、それらが用いられる機会はごく限られたものとなっている（2.2.3. 参照）。

なお、これらの法的対応業務の多くについて、特に本人と別居の親族後見の場合に、その実施率がかなり低くなっている。この点、本人が施設等に入所しているため、消費者被害などにともなう法的問題が比較的生じづらいことが要因と考えられるが、必要な対応が十分なされていない可能性も考えられる。

4.2.6. その他の後見業務の実施率

次に、その他の後見業務の実施率について見てみる（図4-10）。

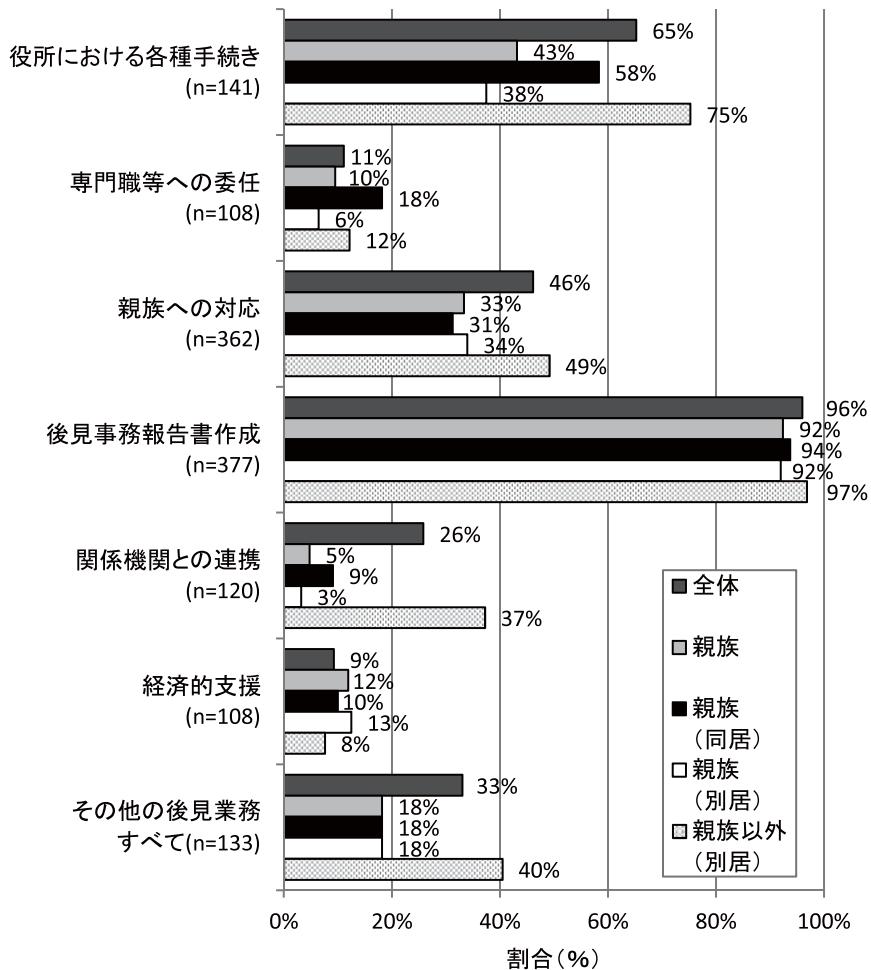
まず、最も実施頻度が高い業務は「後見事務報告書作成」であり、後見人等の責務として法的に義務付けられていることから、当然、ほぼすべての事案で行われている。ただし、後見人等に就任してからまだ一定期間が経過していない場合や、本人の資産が少なく横領等の恐れがほとんどないなどの理由から、いまだ家裁から報告書の提出を求められていない事案もわずかに含まれている。

これに次いで、「役所における各種手続き」が全事案の65%で実施されている。これは、主に本人の生活状況や居住環境の変化に応じて行われる、転入・転出手続や確定申告等の業務である。

また、「親族への対応」については、全体の46%の案件で行われている。第三者後見においては、本人の親族との協議や、本人の近況や業務に関する報告などが、この親族対応として行われているため、親族後見よりも高い実施率（実施率49%）となっている。逆に、自身が本人の親族である親族後見人は、そもそも親族対応を行う必要があまりない。

さらに、「関係機関との連携」についても、第三者後見人は、第三者であるがゆえに親族後見人よりも、本人の支援のために関係機関と連携する必要性が高いことから、比較的高い実施率（37%）となっている。

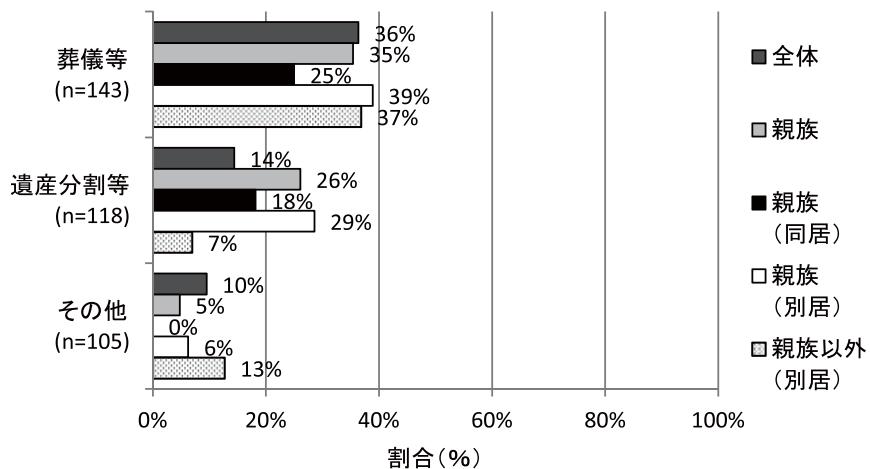
[図4-10] その他の後見業務の実施率[業態別]



4.2.7. 死後事務の実施率

最後に、死後事務の実施率について見てみる（図4-11）。

[図4-11] 死後事務の実施率[業態別]



すると「葬儀等」については、全体の36%、また「遺産分割等」については、全体の14%で実施されていた。

このうち葬儀等については、親族後見人も第三者後見人も同程度に実施しているが、他方、遺産

分割については、第三者後見人は、法律専門職に依頼したり、親族に処理を委ねたりすることが少なくないため、実施率が低くなっている。

4.3. 後見業務の実施回数

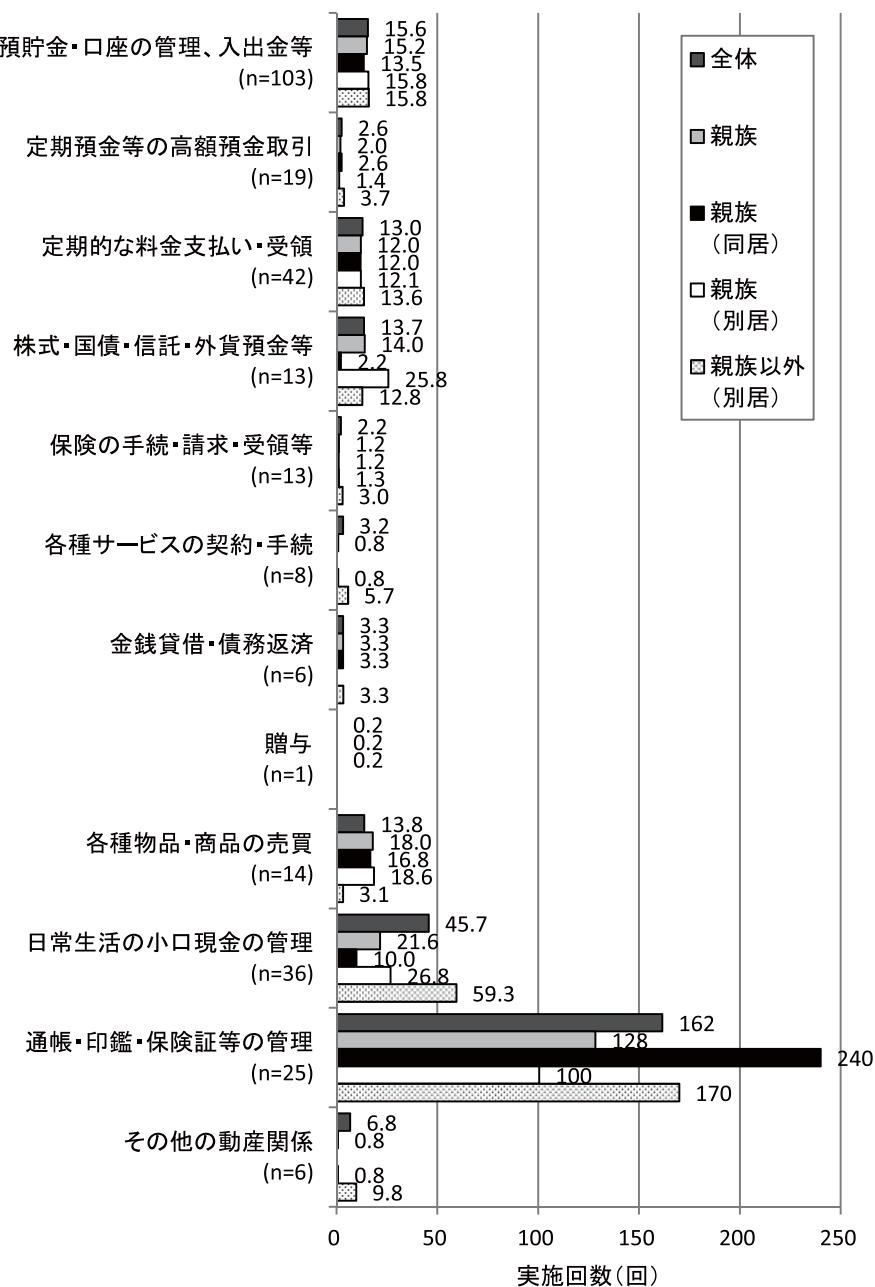
次に、各後見業務の1年あたりの実施回数について詳しく検討する。

なお、ここにおける業務の実施回数は、全後見人の平均実施回数ではなく、その業務を実際に実施した後見人の平均実施回数のことを意味している。

4.3.1. 動産管理の実施回数

まず、後見人等による動産管理の1年あたりの実施回数について見てみる（図4-12）。

[図4-12] 動産管理の実施回数(1年あたり)[業態別]



動産管理において最も頻繁に行われていたのは「通帳・印鑑・保険証等の管理」で、全体の平均では、およそ2日に1回の頻度で行われていた。特に、本人と同居の親族後見人は、年に240回ほど（3日に2回の割合で）こうした業務を行っている。このように、実際に多くの事案において、後見人等が、本人の印鑑や保険証等を預かって継続的に管理していることが分かる。

これに次いで、日常的な金銭管理である「日常生活の小口現金の管理」が、かなり高い頻度で実施されていた（1年あたり46回）。

また、「預貯金・口座の管理、入出金等」、「定期的な料金支払い・受領」、「株式・国債・信託・外貨預金等」、「各種物品・商品の売買」が、いずれも月1回ほどの頻度で実施されていた。これらはどれも、本人との月1回の面会に合わせて行われたり、1ヵ月毎に実施する必要が生じるものであつたりするため、結果として月1回ほどの頻度で定期的に行われているものと考えられる。

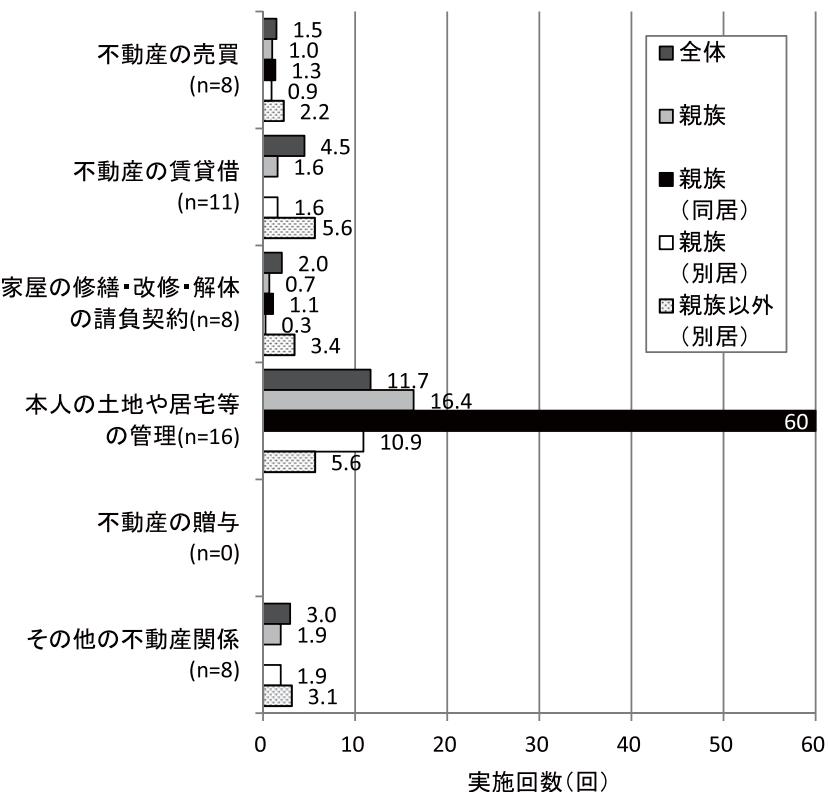
このうち「各種物品・商品の売買」については、親族後見人が1年あたり18回実施しているのに対し、第三者後見人はわずか3回しか実施していなかった。これは、一般に、第三者後見人は本人の買い物を行う機会が少ないことによるものと考えられる。

なお、これら以外の業務については、全般的に実施頻度は非常に少なかった（年数回程度の実施回数）。

4.3.2. 不動産管理の実施回数

次に、後見人等による不動産管理の1年あたりの実施回数について見てみる（図4-13）。

[図4-13] 不動産管理の実施回数(1年あたり)[業態別]



すると、「本人の土地や居宅等の管理」について、全体の平均で1年あたり12回と、最も多く行われていた。なかでも突出してその頻度が高いのが、本人と同居の親族後見人であり、その回数は年60回（週に1回以上の割合）であった。これは、本人と同じ土地や居宅に後見人自身が居住しているために、その管理を日常的に行うことになるからである。一方で、本人と別居の親族後見および第三者後見の場合は、その回数はいずれも年に5～10回程度であった。

また、その他の不動産管理業務については、いずれも1年あたり5回以下であり、その実施回数は非常に少なかった。

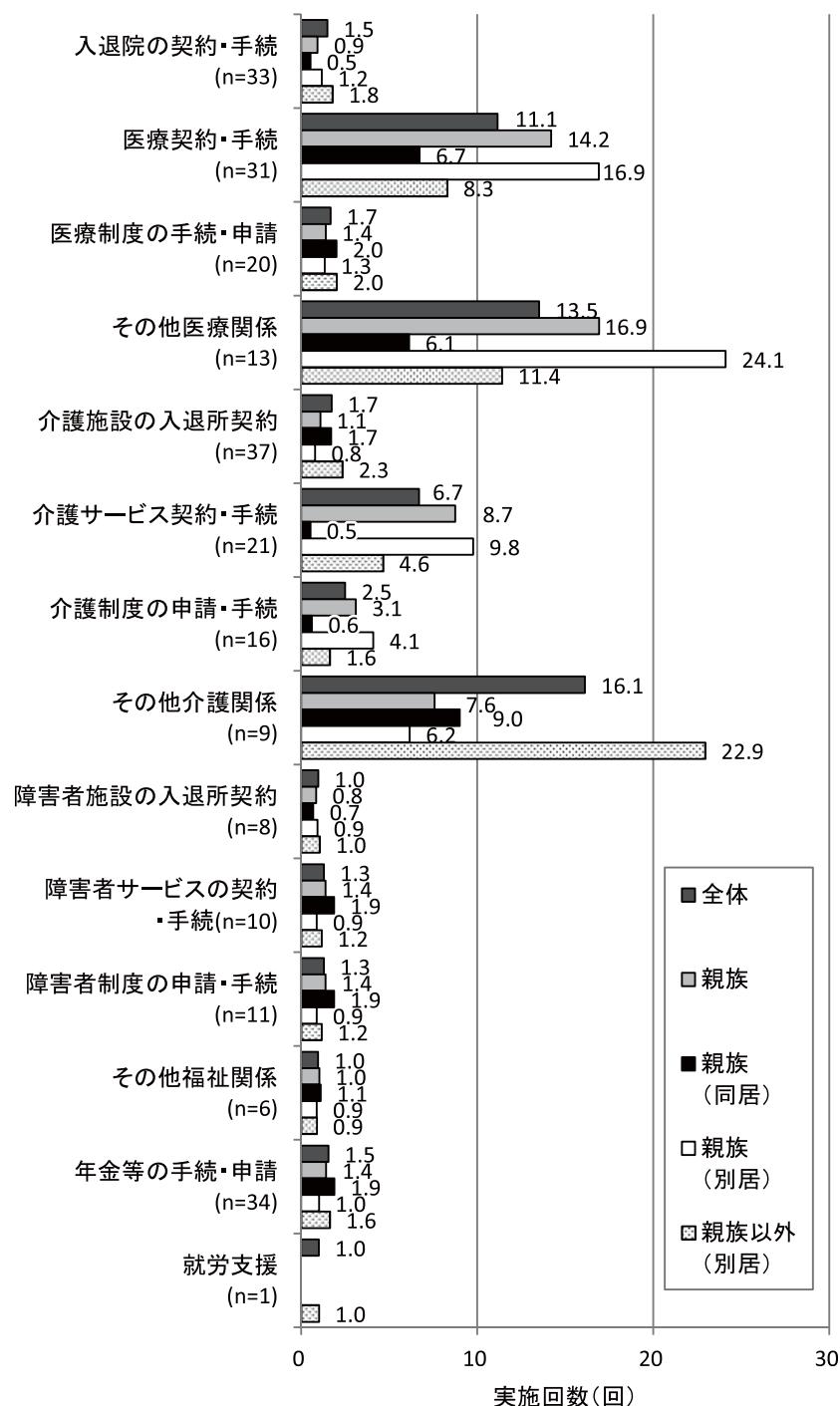
4.3.3. 身上監護（法律行為）の実施回数

次に、身上監護（法律行為）の1年あたりの実施回数について見てみる（図4-14）。

ここで、年間実施回数の平均が多いのは、順番に「その他介護関係」（年16回）、「その他医療関係」（年14回）、「医療契約・手続」（年11回）、「介護サービス契約・手續」（年7回）となっている。ただし、その頻度は、業態ごとに大きな相違が見られる。

まず、「その他介護関係」については、第三者後見における頻度が最も高く、1年あたり20回以上を数える。また、「その他医療関係」（年平均実施回数24回）や「医療契約・手續」（同、17回）については、本人と別居の親族後見における実施頻度が最も多くなっている。

[図4-14] 身上監護(法律行為)の実施回数(1年あたり)[業態別]



4.3.4. 身上監護（事実行為）の実施回数

次に、身上監護（事実行為）の1年あたりの実施回数について見てみる（図4-15）。

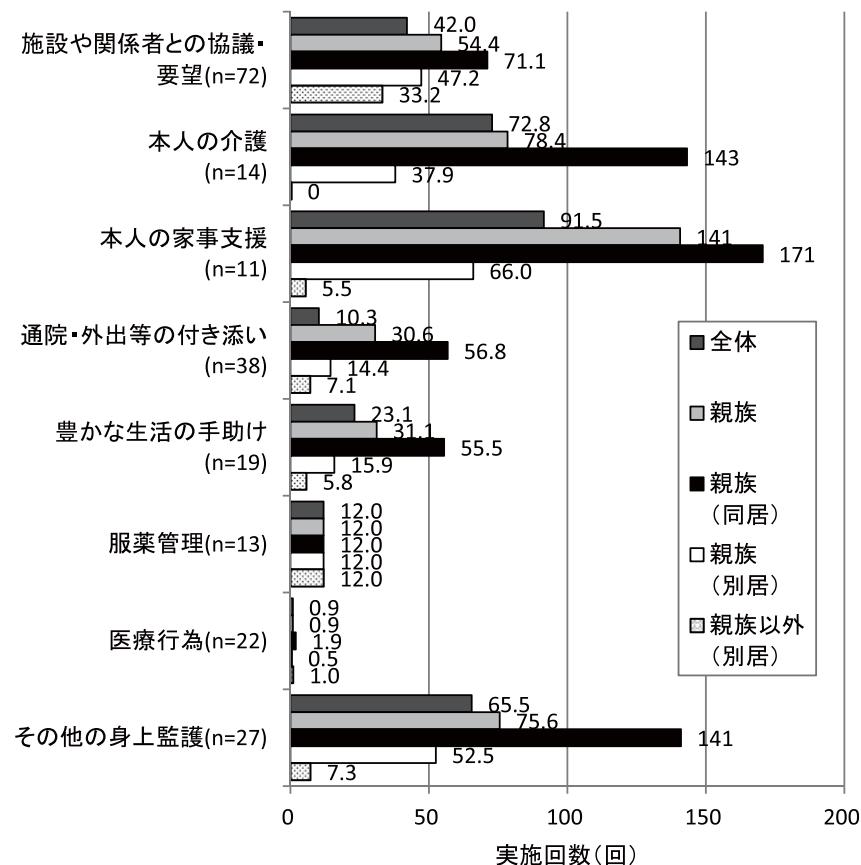
すると、業態によって、その1年あたりの実施回数に大きな差異が生じていることが分かる。まず、同居の親族後見においては、ほとんどの業務について、その1年あたりの実施回数が最も多くなっている。なかでも、「本人の家事支援」は年170回ほど行われており（ほぼ2日に1回の頻度）、「本人の介護」と「その他の身上監護」についても、年140回ほど実施されていた。また、「施設や関

係者との協議・要望」(年 71 回)、「通院・外出等の付き添い」(年 57 回)、「豊かな生活の手助け」(年 56 回)についても、他の業態よりも非常に多く実施されていた。

なお、第三者後見においては、いずれの業務についてもその実施頻度は親族後見に比べて少なく、最も回数の多い「施設や関係者との協議・要望」でも、1 年あたり 33 回であった。その他の業務については、0 回～10 回程度にすぎなかつた。

また、「医療行為」については、いずれの業態においても、ほとんど行われていなかつた。

[図4-15] 身上監護(事実行為)の実施回数(1年当たり)[業態別]



以上より、事実行為としての身上監護は、特に本人と同居の親族後見においてかなり頻繁に行われているのに対して、第三者後見では、特に「家事」や「介護」についてはほとんど行われておらず、業態によって大きな差異が生じていることが分かつた。また、この「家事」や「介護」については、全体的にその実施率よりも実施回数の多さが目立つた。そして親族後見においても、これらの業務をほとんど行わない場合と、かなり頻繁に行う場合と、2 極化していることが明らかになった。

4.3.5. 法的対応の実施回数

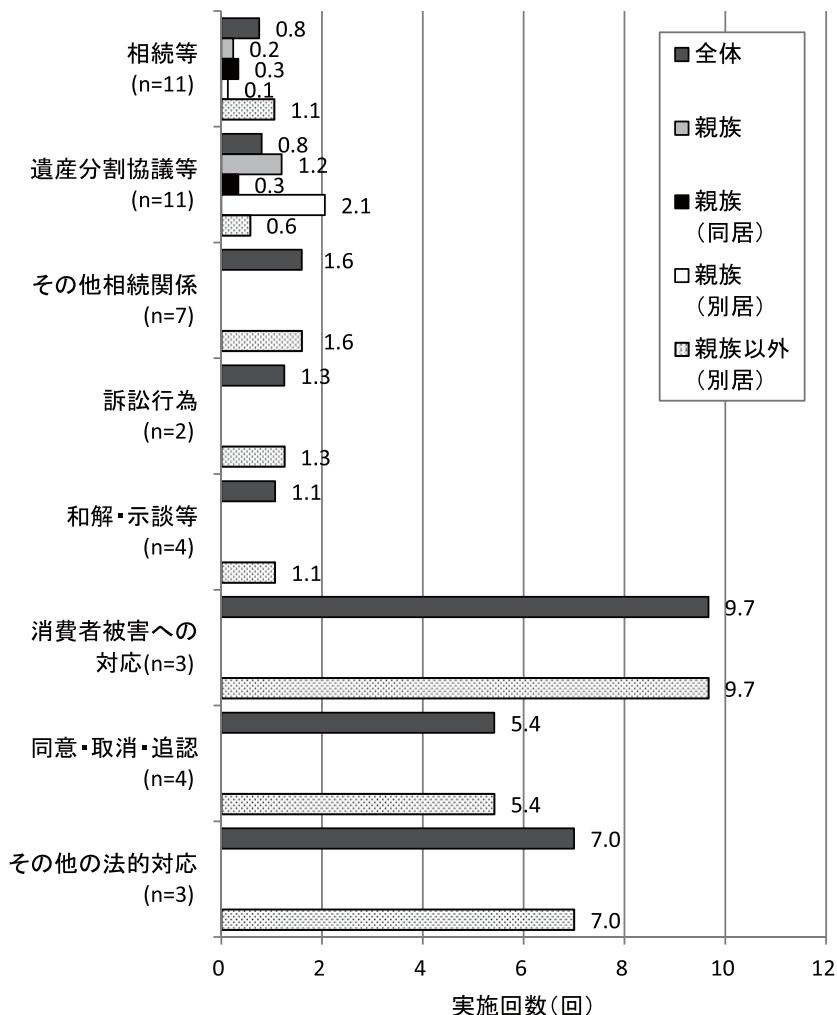
次に、後見人等による法的対応の 1 年あたりの実施回数について見てみる(図 4-16)。

この法的対応の業務は、全般的に実施率が非常に低い(それゆえサンプル数が非常に少ない)ため、やや極端な傾向があらわされているが、それでも、業態別に明確な違いが生じていた。

すなわち、法的対応については、「遺産分割協議等」を除いて、親族後見人がこうした業務を行つ

ことはほぼなく、もっぱら第三者後見において実施されているということである。なかでも、「消費者被害への対応」(年10回)、「同意・取消・追認」(年5回)などの業務は比較的多く実施されていた。

[図4-16] 法的対応の実施回数(1年あたり)[業態別]

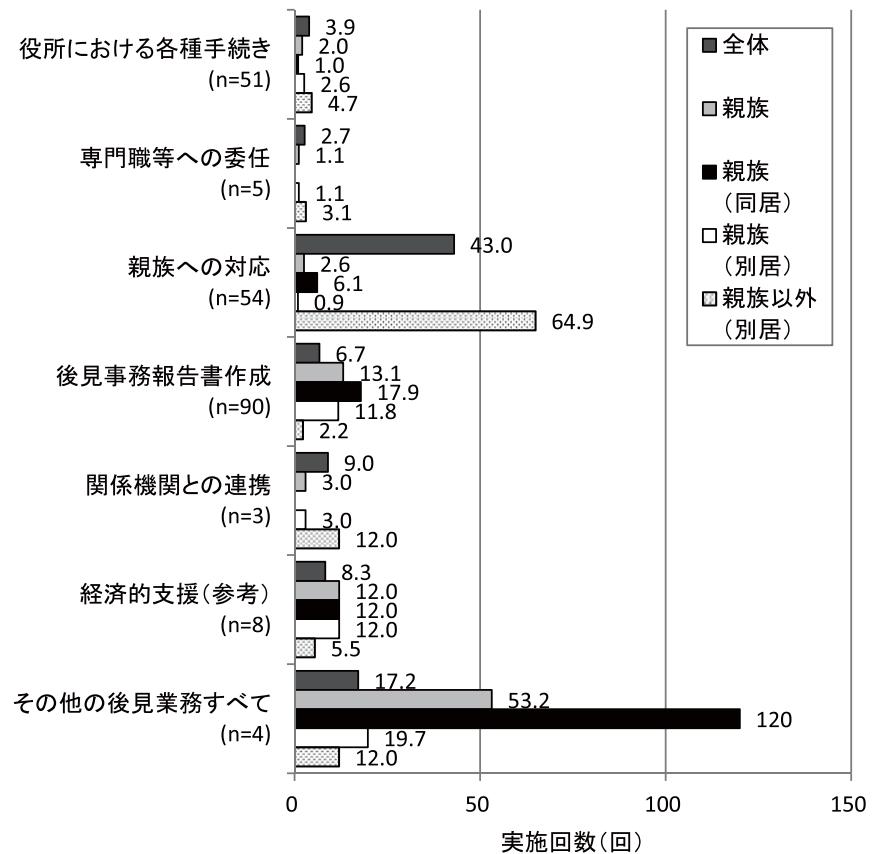


4.3.6. その他の後見業務の実施回数

最後に、その他の後見業務の1年あたりの実施回数について見てみる(図4-17)。

全般的傾向としては、第三者後見において「親族への対応」がかなり頻繁に(年65回)行われている以外は、いずれの業務においてもその実施回数(いずれも年10回未満)は多くはなかった(「その他の後見業務すべて」を除く)。ただし、「後見事務報告書作成」については、基本的には1年に1度、家庭裁判所への提出が義務付けられており(したがって実施率は非常に高い)、定期的に領収書等の整理や書類への記入等を行っている後見人が多いため、平均で1年あたり7回という実施回数となっている。

[図4-17] その他の後見業務の実施回数(1年あたり)[業態別]



4.4. 後見業務の実施時間

続いて、各後見業務の1年あたりの実施時間について詳しく検討する。

なお、ここにおける業務の実施時間とは、全後見人の平均実施時間ではなく、その業務を実際に実施した後見人の平均実施時間のことを意味している。

4.4.1. 動産管理の実施時間

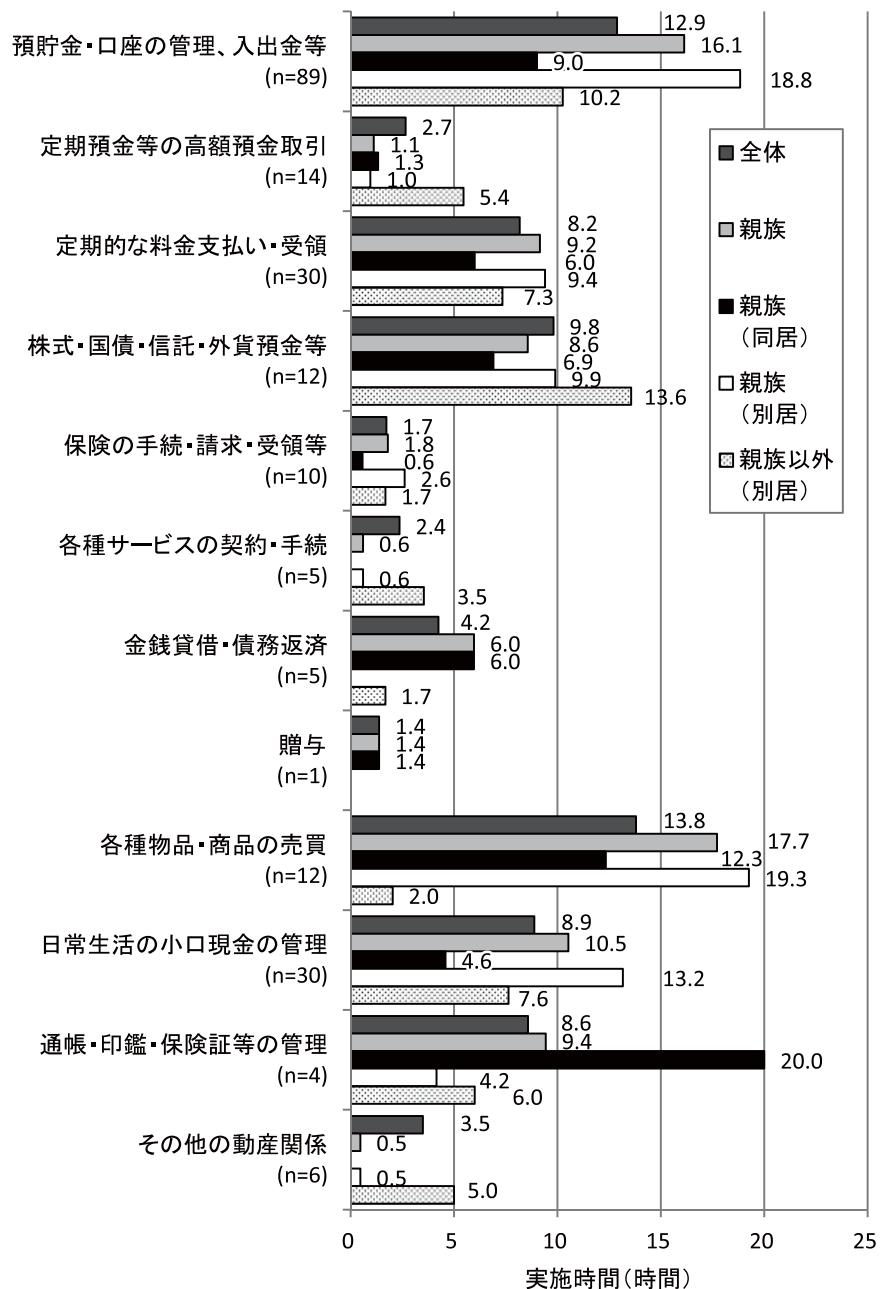
まず、後見人等による動産管理の1年あたりの実施時間について見てみる(図4-18)。

まず全般的な傾向としては、「株式・国債・信託・外貨預金等」、「各種物品・商品の売買」、「預貯金・口座の管理、入手金等」、「定期的な料金支払い・受領」が、1年あたり10時間前後実施されており、比較的長い時間が費やされているといえる。

他方、「定期預金等の高額預金取引」、「保険の手続・請求・受領等」、「各種サービスの契約・手続」、「贈与」の業務の実施時間はいずれも年平均3時間以下であり、比較的短かった。

なお、「通帳・印鑑・保険証等の管理」については、1年あたりの実施回数(年平均160回)は突出して多かったが、実施時間(年9時間)はそれほど多くなかった。

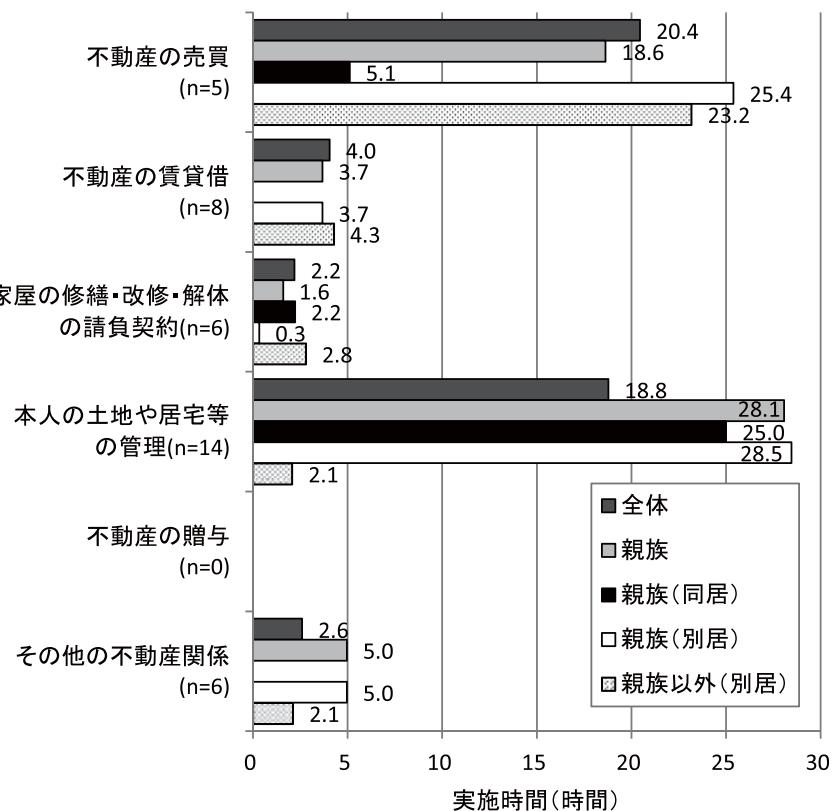
[図4-18] 動産管理の実施時間(1年あたり)[業態別]



4.4.2. 不動産管理の実施時間

次に、後見人等による不動産管理の1年あたりの実施時間について見てみる（図4-19）。

[図4-19] 不動産管理の実施時間(1年あたり)[業態別]



すると、「本人の土地や居宅等の管理」（平均年19時間）、「不動産の売買」（年20時間）の実施時間が突出して長くなっている。前者については、主に親族後見において、日常的に管理が行われている（実施率が高い）ため、1年あたりの実施時間も長くなっているのに対し、後者については、多額の資産を扱うため、1回あたりの実施時間が長くなっているものと思われる。

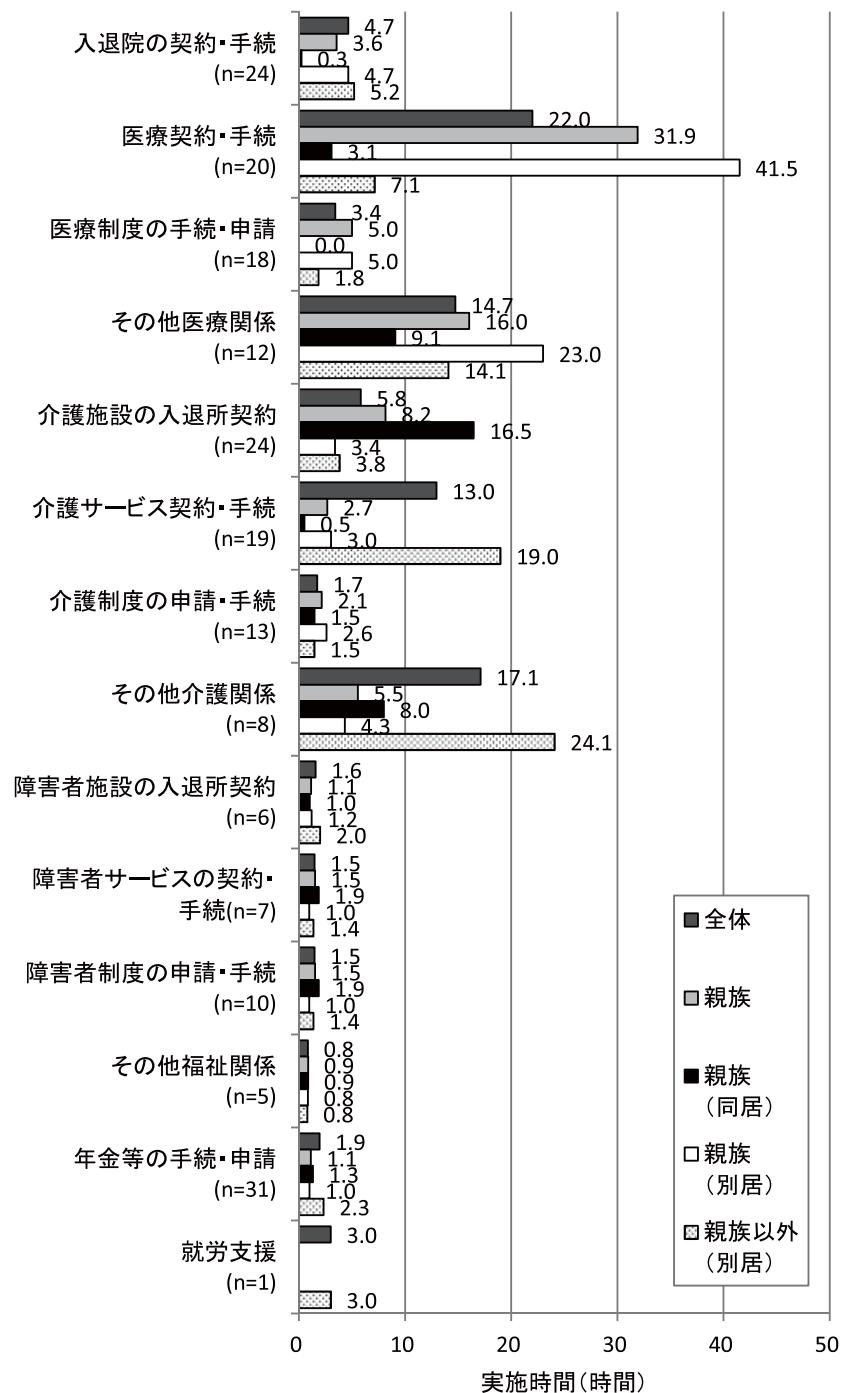
その他の「不動産の賃貸借」（年4時間）や「家屋の修繕・改修・解体の請負契約」（年2時間）については、年間の実施時間は相対的に短かった。

4.4.3. 身上監護（法律行為）の実施時間

次に、身上監護（法律行為）の1年あたりの実施時間について見てみる（図4-20）。

まず全般的傾向として、医療と介護に関する法律行為（特に医療・介護サービスの利用契約等）についてはかなりの程度の時間が費やされている一方で、制度的な手続・申請、障がい者関連の業務、年金や就労支援に関する業務については、いずれの業態についてもその1年あたりの実施時間はわずかであった（年3時間未満）。

[図4-20] 身上監護(法律行為)の実施時間(1年あたり)[業態別]



またこの身上監護（法律行為）の業務については、業態間で大きなばらつきが見られた。

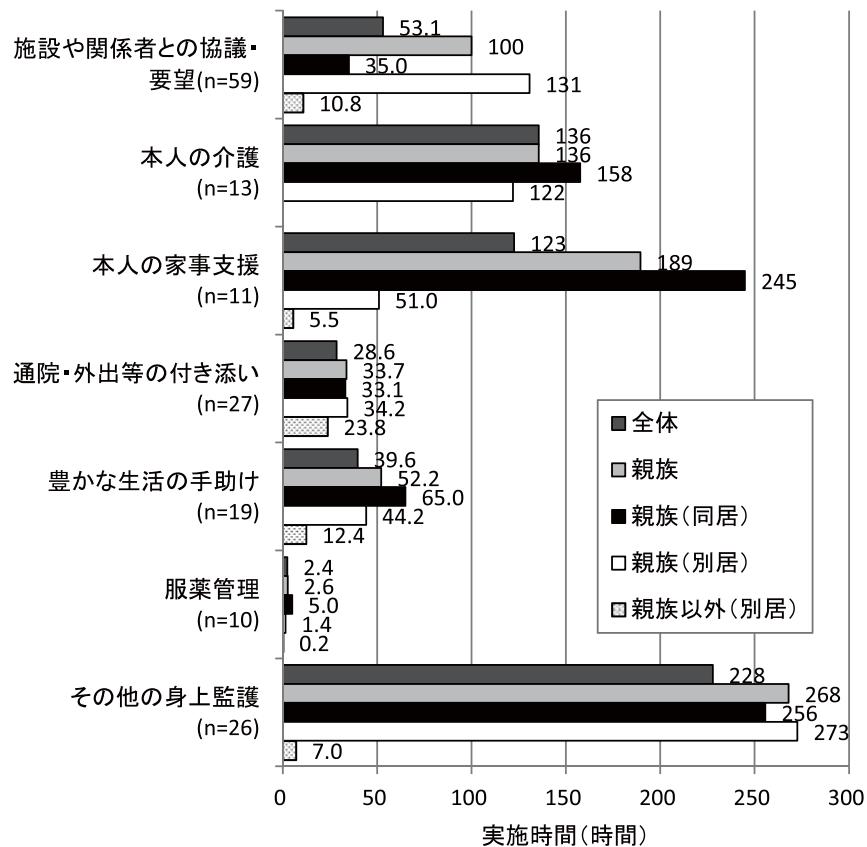
まず、「医療契約・手続」（年 42 時間）および「その他医療関係」（年 23 時間）の業務については、本人と別居の親族後見における 1 年あたりの実施時間が相対的に長くなっている。また、「介護サービス契約・手続」と「その他介護関係」については、第三者後見における実施時間が、それぞれ年 20 時間前後と、他より長くなっている。

これらより、同じ法律行為としての身上監護業務であっても、後見人等の業態の違いによって、1 年あたりの実施時間は大きく異なることが分かる。このことは、業態の違いだけではなく、さらに別の要素、例えば、本人が病院・施設等に入所しているか、あるいは在宅であるかなどの違いを反映していると考えられる。

4.4.4. 身上監護（事実行為）の実施時間

次に、身上監護（事実行為）の1年あたりの実施時間について見てみる（図4-21）

[図4-21] 身上監護（事実行為）の実施時間（1年あたり）[業態別]



まず全体的な傾向としては、この業務の1年あたりの実施回数と似ている。すなわち、親族後見人が事実行為としての身上監護に長い時間を使っているのに対して、第三者後見人はこれらの活動にほとんど時間を使っていない。

またこの身上監護（事実行為）は、これ以外の諸業務と比べて、その実施時間が相対的に非常に長いことが特徴的である。なかでも実施時間の長い業務として、「その他の身上監護」（年約230時間）、「本人の介護」（年約140時間）、「本人の家事支援」（年約120時間）などが挙げられる。

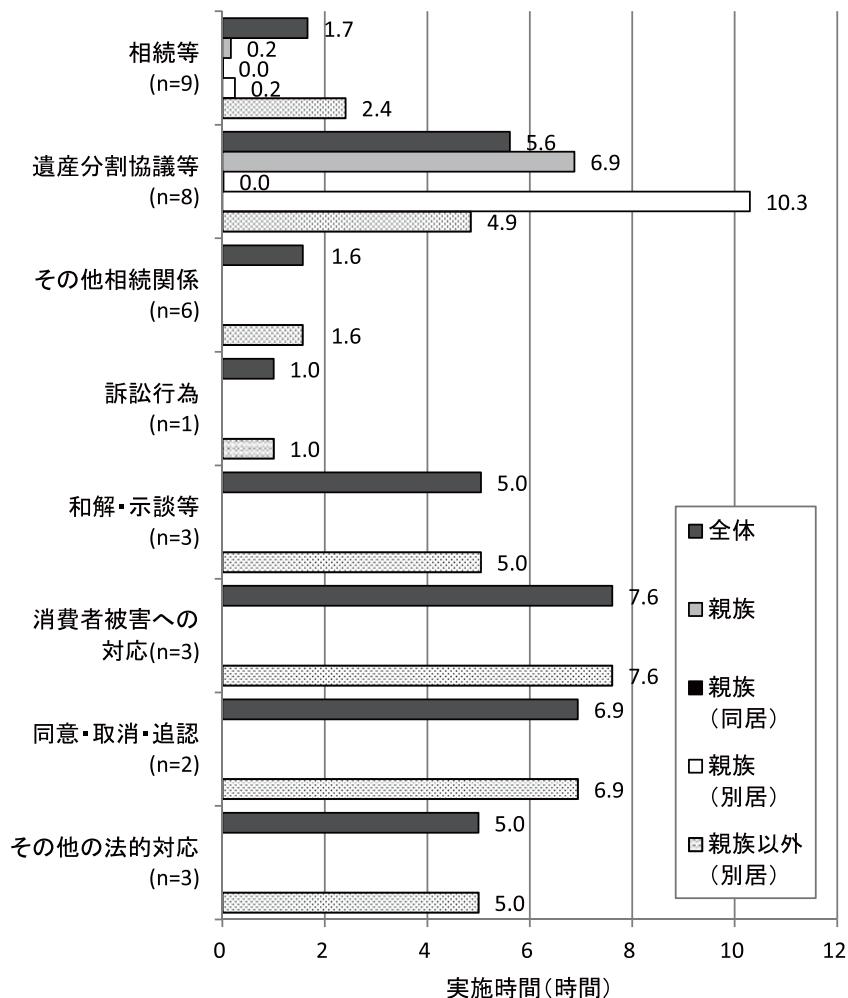
これらの業務と比べると、「通院・外出等の付き添い」（年29時間）や「豊かな生活の手助け」（年約40時間）などは、その実施時間が相対的に短くなっている（それでも他の諸業務と比べると十分長い）。

4.4.5. 法的対応の実施時間

次に、後見人等による法的対応の1年あたりの実施時間について見てみる（図4-22）。

まず全体的な特徴としては、この業務の実施回数における特徴とほぼ同じである。すなわち、親族後見人は、「遺産分割協議等」以外の法的対応業務にはほとんど時間を使っておらず（そもそもこれらの業務をほとんど実施していない）、これらの業務（特に「消費者被害への対応」や「同意・取消・追認」など）に時間を費やしているのは、もっぱら第三者後見人である、ということである。

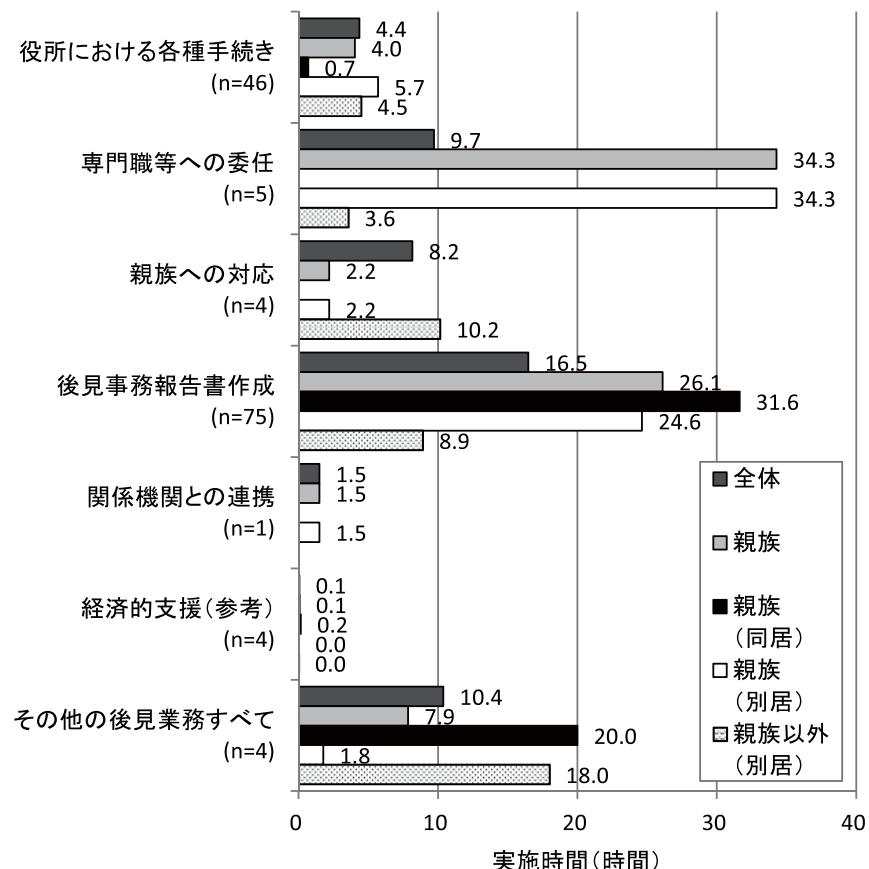
[図4-22] 法的対応の実施時間(1年あたり)[業態別]



4.4.6. その他の後見業務の実施時間

次に、その他の後見業務の1年あたりの実施時間について見てみる（図4-23）。

[図4-23] その他の後見業務の実施時間(1年あたり)[業態別]



まず後見人は、毎年提出する必要がある「後見事務報告書作成」に、かなりの時間を費やしている（年17時間）という点が注目される。特に親族後見人は、この業務に、第三者後見人（年9時間）よりもかなり多くの時間（約3倍）を割いている。

この他にも、後見人は「親族への対応」（年8時間）や「専門職等への委任」（年10時間）などにかなりの時間を使っていることが分かる。

4.5. 後見業務の取扱金額

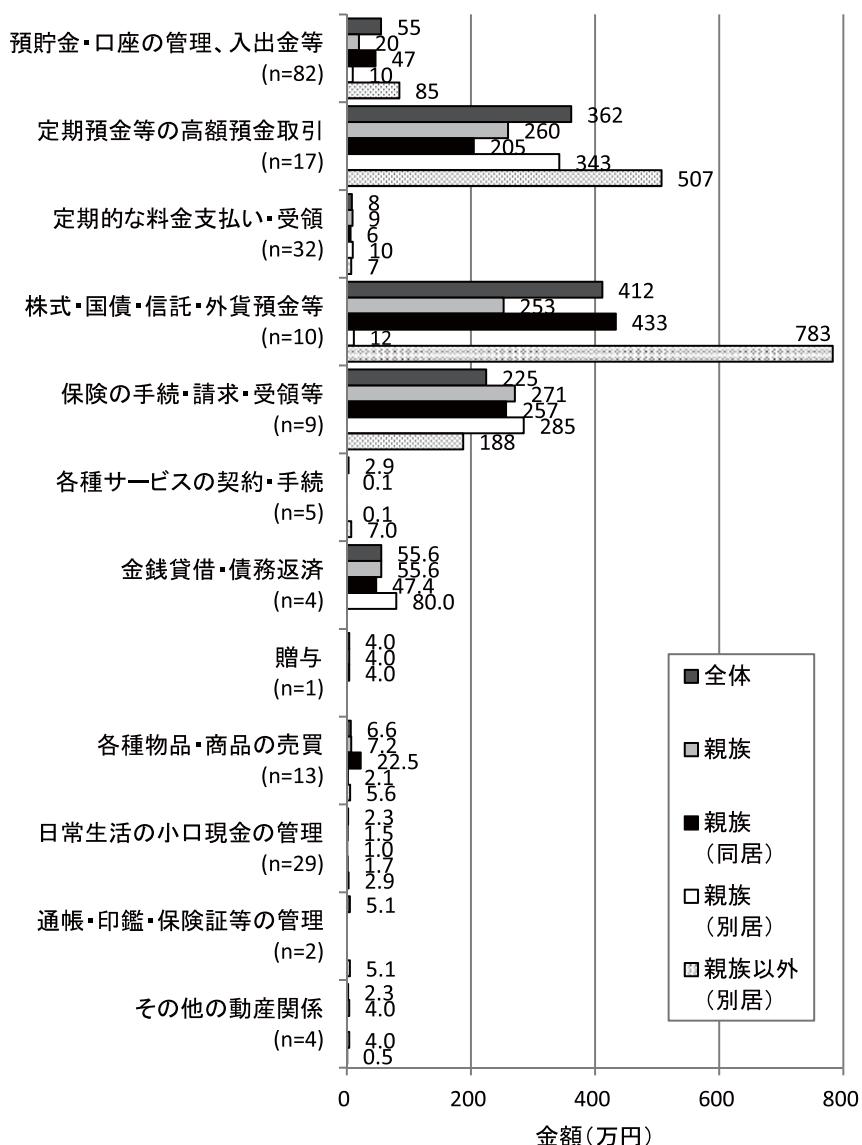
次に、各後見業務の1回あたりの取扱金額について詳しく検討する。

ここにおける業務の取扱金額は、全後見人の平均取扱金額ではなく、その業務を実際に実施した後見人の平均取扱金額のことを意味している。

4.5.1. 動産管理の取扱金額

まず、後見人等による動産管理の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-24）。

[図4-24] 動産管理の取扱金額(1回あたり)[業態別]



全体的な傾向として、特定のいくつかの業務についての取扱金額が非常に高額になっている。また一般的に、第三者後見人の方が業務1回あたりの取扱金額が多くなる傾向にある。

まず最も高額な取扱金額になっている業務が「株式・国債・信託・外貨預金等」であり、全後見

人の平均で1回あたり約410万円となっている。次いで、「定期預金等の高額預金取引」が1回あたり平均で約360万円となっており、さらに「保険の手続・請求・受領等」が同約230万円となっている。

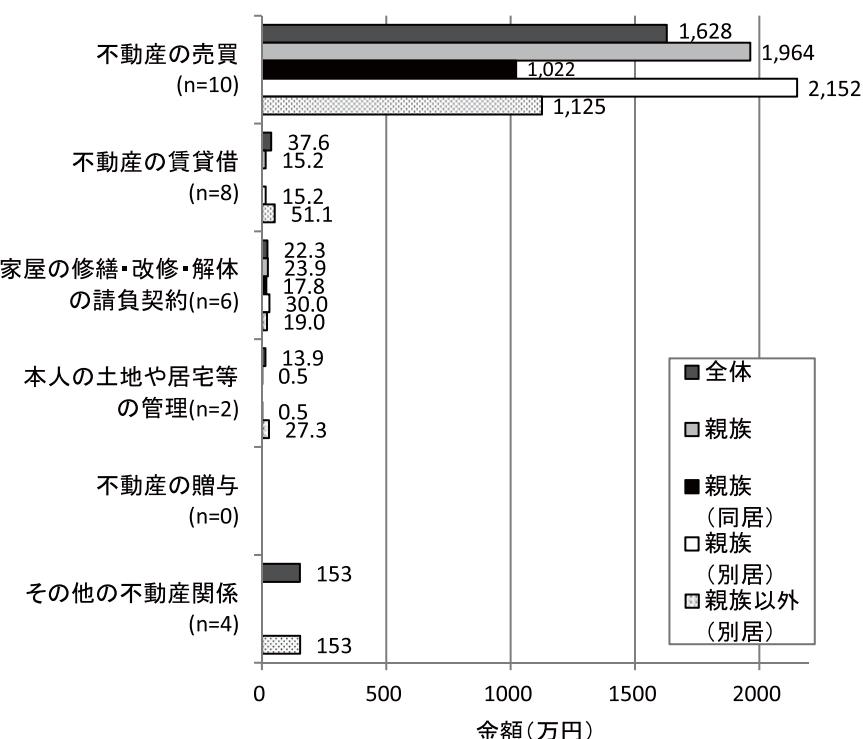
株式や国債等の積極的な投資活動については、本人の資産に応じて極端に大きな金額を扱うケースが一部で見られることから、業態別に顕著な差が現れている。他方、定期預金等の高額預金取引や保険の手続等については、いずれの業態においても一定の割合で実施されており、本人の生活状況の維持や施設等への入所費用を工面するために、1回あたり百万円単位の金額が取引されるケースが多いものと考えられる。

また、その他の業務については、「預貯金・口座の管理、入出金等」と「金銭貸借・債務返済」が、平均でいずれも55万円前後となっている他は、いずれの業務も取扱金額は少ない（1回あたり数万円程度）。

4.5.2. 不動産管理の取扱金額

次に、後見人等による不動産管理の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-25）。

[図4-25] 不動産管理の取扱金額(1回あたり)[業態別]



すると、取扱金額が圧倒的に高額なのは「不動産の売買」であり、1回あたりの取扱金額は全後見人平均で約1千6百万円にものぼっていた。

また、その他の業務については、「不動産の賃貸借」が1回あたり平均で38万円、「家屋の修繕・改修・解体の請負契約」が同22万円などとなっていた。

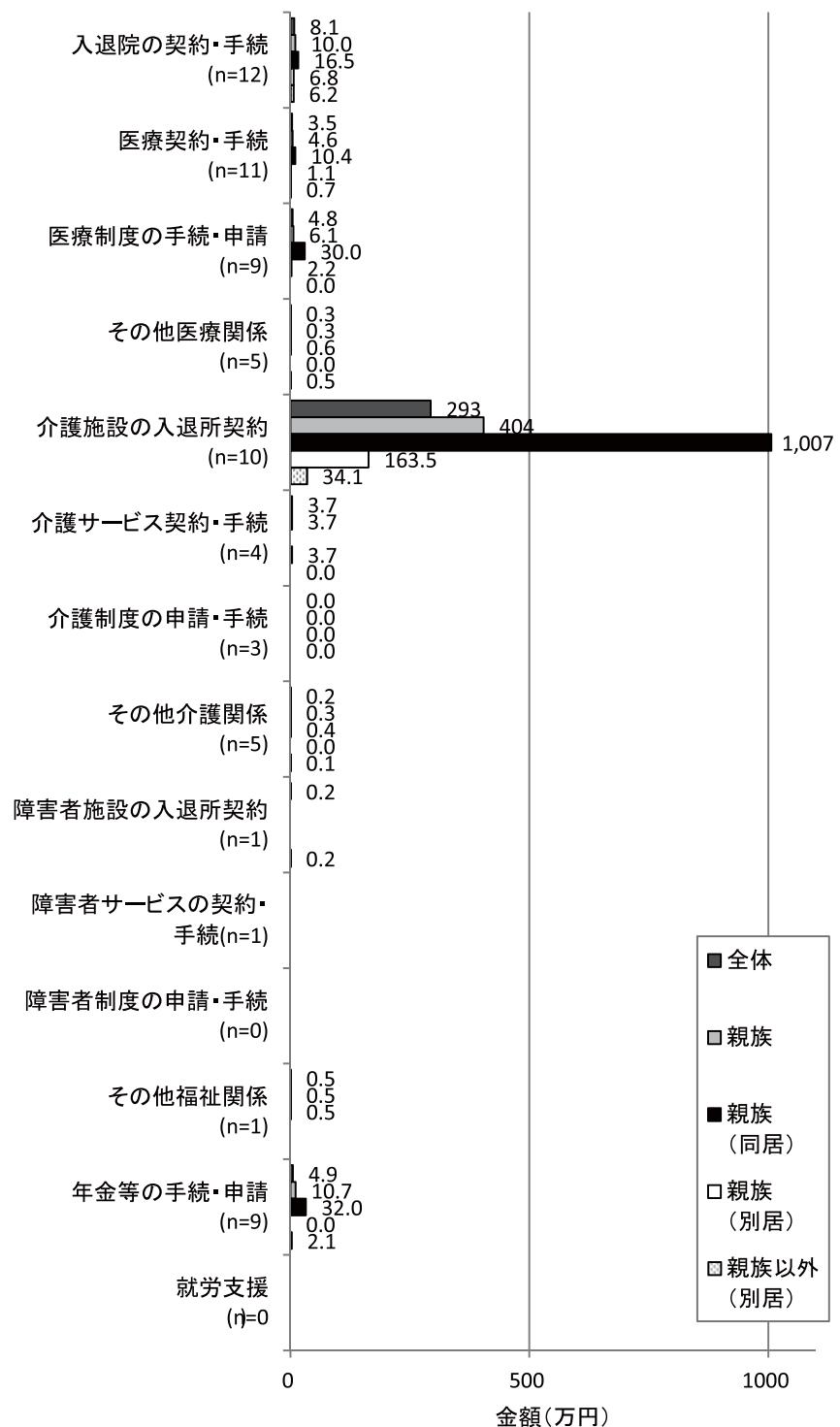
後見開始後、本人が施設等に入所するケースでは、通常、多額の資金が必要となるため、本人の不動産の売却等によってその費用を工面する場合も少なくない。その際、当然のことながら、1回

の売却にともなう取扱金額は非常に高額なものとなる。一方で、本人が自宅に住み続けるための管理（「家屋の修繕等」や「本人の土地や居宅等の管理」）については、10～20万円程度と相対的に低い取扱金額となっている。

4.5.3. 身上監護（法律行為）の取扱金額

次に、身上監護（法律行為）の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-26）。

[図4-26] 身上監護（法律行為）の取扱金額（1回あたり）[業態別]



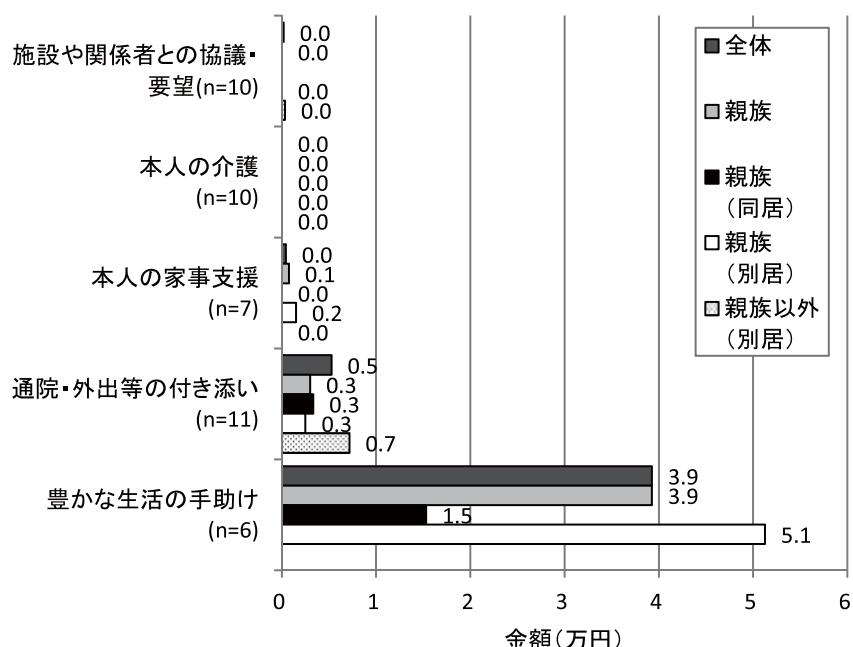
この身上監護（法律行為）において、取扱金額が圧倒的に多いのは「介護施設の入退所契約」であり、1回あたりの取扱金額が平均約290万円となっている。これは、後見開始後に本人が施設等に入所する場合に、入居一時金などの多額の入所費用を支払う必要があるためと考えられる。

他の業務については、「入退院の契約・手続」の1回あたりの取扱金額が約8万円となっているほかは、いずれも数千～数万円程度の金額となっている。これら医療や介護サービスに係る1回あたりの平均的な取扱金額としては、3～4万円程度の金額となっている。

4.5.4. 身上監護（事実行為）の取扱金額

次に、身上監護（事実行為）の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-27）。

[図4-27] 身上監護（事実行為）の取扱金額(1回あたり)[業態別]



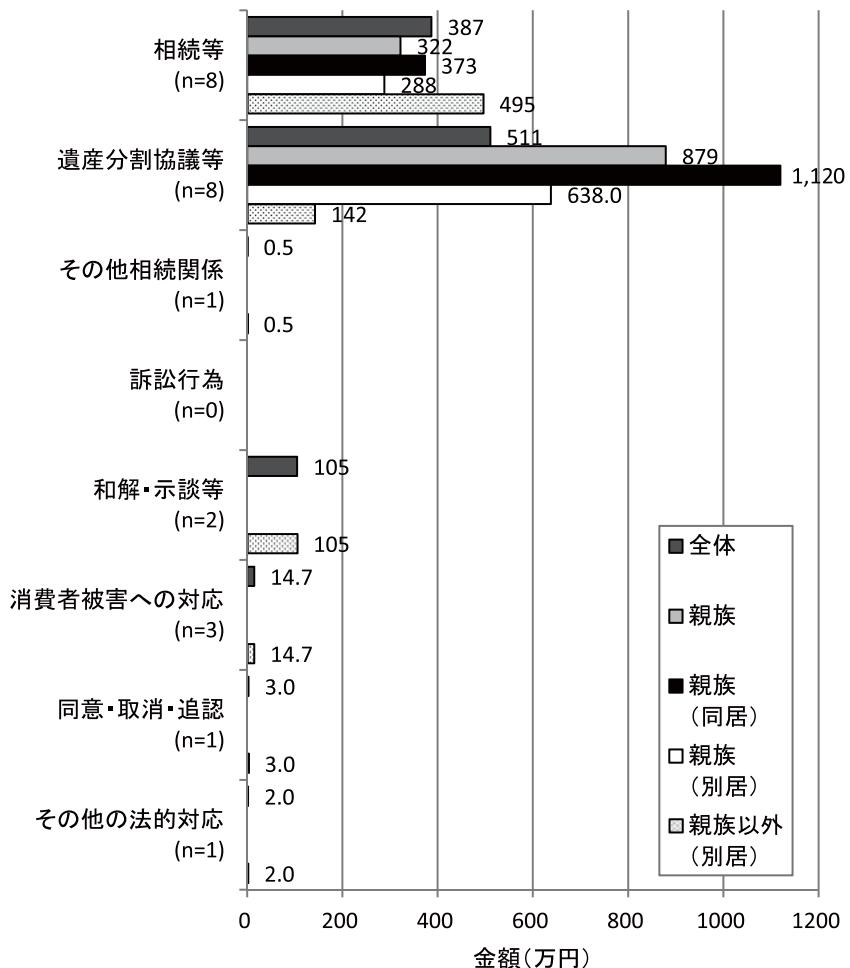
まず全般的な特徴としては、ほとんどの業務において、取扱金額がほぼゼロとなっているという点である。「本人の介護」、「本人の家事支援」、「施設や関係者との協議・要望」などの事実行為は、通常、それを行うために多くの時間が費やされるが、他方、お金はほとんど必要とされない。事実行為としての身上監護において必要となるのは、本人の資金力ではなく、むしろその周囲の人々の労働力である、ということが言えよう。

次に、個別の業務を見ると、「豊かな生活の手助け」（趣味、旅行、墓参り等の支援）について、平均で4万円ほど取り扱われている。また、「通院・外出等の付き添い」については、1回あたり平均5千円ほど取り扱われている（これは、おそらく交通費であろう）。

4.5.5. 法的対応の取扱金額

次に、後見人等による法的対応の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-28）。

[図4-28] 法的対応の取扱金額(1回あたり)[業態別]



すると、法的対応の各業務の中でも、「遺産分割協議等」において、その平均の取扱金額が最も高く（約510万円）なっていた。ここでは、業態間に大きな差がみられ、親族後見における取扱金額が約880万円である一方、第三者後見では約140万円にとどまっていた。

また、「相続等」の1回あたりの取扱金額も、平均で約390万円と高額にのぼっている。ただ、この「相続等」については、業態間の差はあまり見られない。

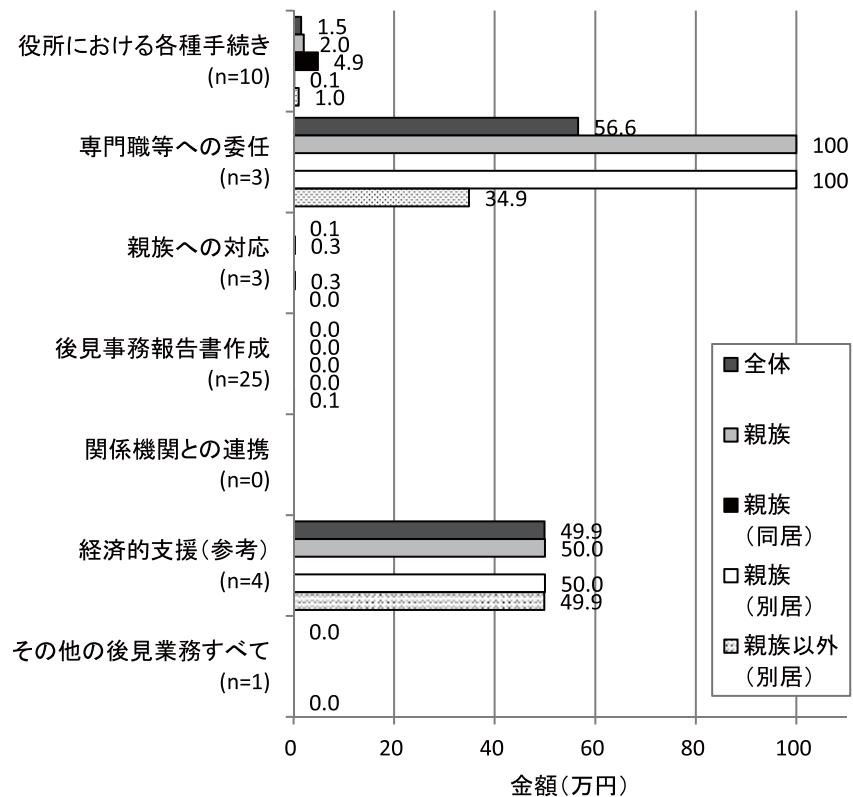
以上のように、相続にしても遺産分割にしても、遺産を扱う業務であることから、当然、その取扱金額も高額なものとなっている。

なお、これら以外の業務としては、「和解・示談等」において、平均約110万円が取り扱われていた。これは、消費者被害等による本人の損害を、和解や示談を通じて取り返した金額と考えられる。

4.5.6. その他の後見業務の取扱金額

次に、その他の後見業務の1回あたりの取扱金額について見てみる（図4-29）。

[図4-29] その他の後見業務の取扱金額(1回あたり)[業態別]



ここでは、サンプル数が少ないため少し極端な値となっているが、「専門職等への委任」や「経済的支援」において、50万円前後の取扱がなされている。この点、「専門職等への委任」において、法律専門職等に業務を委託する際に、数十万程度の費用が必要になっているものと考えられる。また「経済的支援」において、本人の生活費等への資金援助として、1回あたり50万円ほどの金額が渡されているという点は興味深い。

他方、「親族への対応」、「後見事務報告書作成」、「関係機関との連携」などは、もともと費用がかかる業務ではなく、その取扱金額はほぼゼロとなっている。

5. 後見人の活動に対する評価

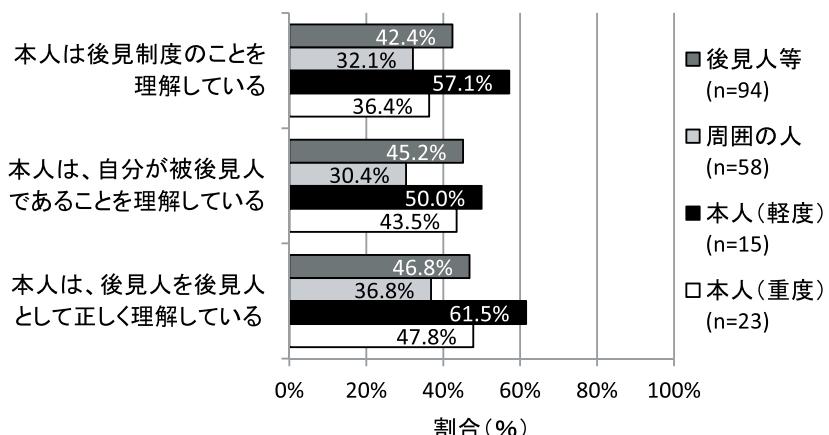
5.1. 後見人への評価（本人〔軽度〕、周囲の人、後見人による評価）

ここでは、本人、本人の周囲の人、後見人等の3者それぞれによる、後見人等への評価について、相互に比較しながら、あるいは業態別に、検討していく。

5.1.1. 後見制度に関する本人の理解

はじめに、「後見について本人がどの程度理解しているか」ということについて、後見関係者（後見人等、本人の周囲の人、本人〔軽度〕、本人〔重度〕⁸⁾ それぞれがどのように考えているか、という点について見てみる（図5-1）。

[図5-1] 後見に関する本人の理解に対する認識



まず全般的な傾向として、本人（特に軽度な人）は、「自分は後見に関することや、それに係る自身の状況について正しく理解している」と考えている人の割合が高く（全体の50～60%）、逆に、本人の周囲の人は、そのように考える人の割合が低い（同、30%台）という点が特徴となっている。この点、後見人等は、この両者の中間ぐらいの考え方を持っている（本人ほど楽観的ではないが、本人の周囲の人ほど懐疑的でもない）。

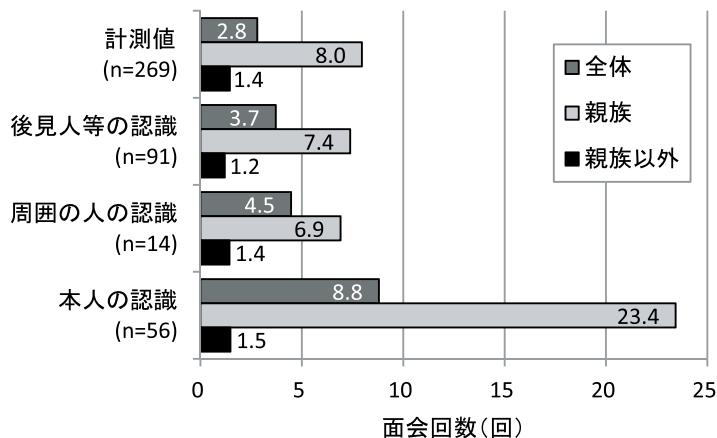
5.1.2. 本人との面会に関する認識

次に、後見人等による本人との面会についての後見関係者による評価を見てみる。

なお、以下の検討において、「本人」とは、症状が軽度の本人（本人〔軽度〕）のことを指す。症状が重度の本人（本人〔重度〕）による評価については後の5.2.で扱う。

⁸⁾ ここで「本人〔軽度〕」とは、比較的症状が軽く、おおむね保佐・補助類型に相当する人のことを指し、また「本人〔重度〕」とは、比較的症状が重く、おおむね後見類型に相当する人のことを指す。

[図5-2] 後見人等の面会回数に対する認識

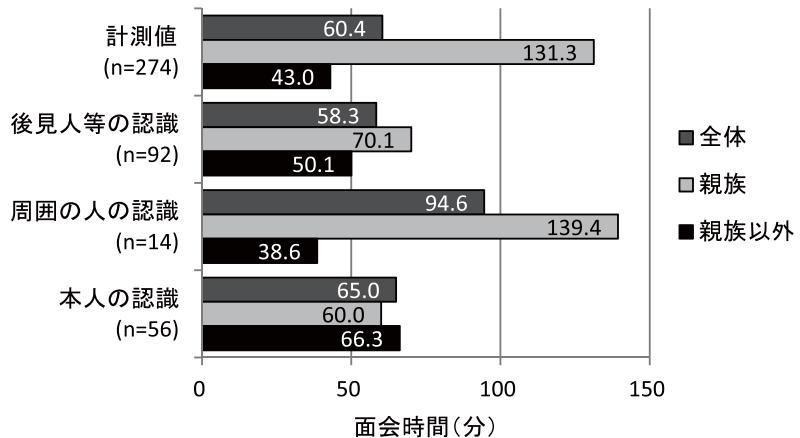


対して、（親族後見における）本人の認識では、後見人は計測値の約3倍ほど（1カ月に約24回）自分に会いに来てくれた、と考えている。他方、第三者後見における本人の認識は、計測値と同程度のものであった。

親族後見における本人は、おそらくそれが親族であるがゆえに、実際以上に、後見人と頻繁に顔を合わせていると認識しているようである。

次に、後見人等による1回あたりの面会時間に対する認識を見てみる（図5-3）。

[図5-3] 後見人等の面会時間に対する認識



まず計測値を見ると、親族後見の面会時間が2時間強、第三者後見のそれは約40分となっており、親族後見の方がかなり長時間となっていた。

これに対し、第三者後見においては、いずれの後見関係者もほぼ同じような認識をしており、その認識は計測値とかなり近いものになっていた（実際の面会時間と、それに対する認識がほぼ合致している）。

一方、親族後見においては、後見関係者間で認識にかなりばらつきがある。具体的には、本人の周囲の人の認識は計測値とほぼ同じであるのに対し、後見人と本人の認識は計測値とかけ離れたものになっている（親族後見人とその本人とは、実際に両者が面会した時間の、およそ半分の時間だけ面会した、と考えている）。

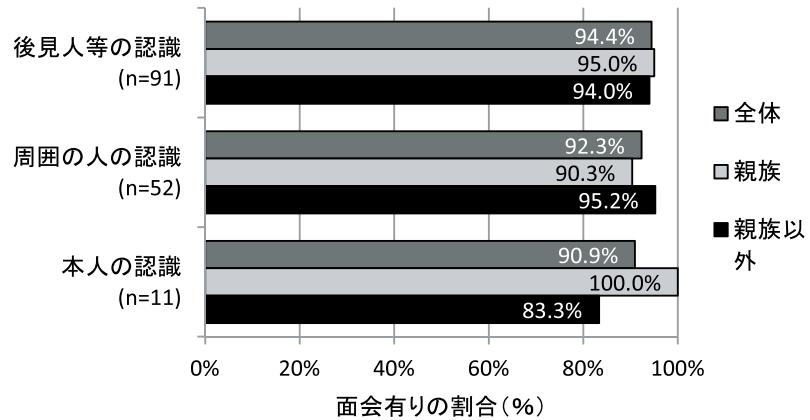
まず、後見人等による1カ月あたりの面会回数に対する認識を業態別に見てみる（図5-2）。なお、参考として、実際に後見人等が面会した回数について、より客観的に計測した値も示しておく。

そしてこの計測値によると、親族後見による面会回数は平均で1カ月に8回、第三者後見が同1.4回となっている。

この点につき、後見人等や周囲の人の認識（後見人が1カ月に何回本人に面会に来たか、に関する認識）はこの計測値とほぼ同じとなっている。だがこれに

最後に、本人の要請に基づく後見人等の面会の有無（本人が呼んだときに、後見人は来てくれたか否か）に対する認識を見てみる（図 5-4）。

[図5-4] 要請に基づく面会の有無に対する認識



すると、いずれの後見関係者も非常に高い割合で（全体の 9 割前後の人）が肯定的な認識を持っていた。すなわち、ほとんどの本人やその周囲の人は、「自分が呼んだときに後見人は来てくれた」と考えており、また、ほとんどの後見人も、「呼ばれたときには本人に会いに行った」と考えている。

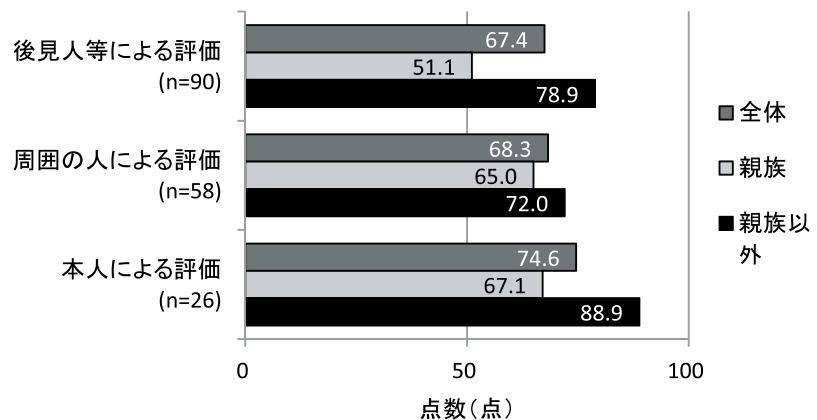
5.1.3. 本人等とのコミュニケーションについての評価

次に、後見人等と後見関係者とのコミュニケーションに関する、後見関係者の評価を見てみる。

まず、後見人等と本人とのコミュニケーションがうまくとれているかどうか、に関する評価についてである（後見人等、周囲の人、本人それぞれに、100 点満点で点数をつけてもらった）。

図 5-5 をみると、後見人の業態によってその評価にやや差が生じていることが分かる。すなわち、第三者後見においては、すべての後見関係者において、後見人等は本人とコミュニケーションをうまくとれているとして、その評価が高い（80 点前後の平均点）。これに対し、親族後見においては、いずれの評価もこれよりやや低く、50 ~ 60 点台の平均点となっている。さらにそのなかでも、親族後

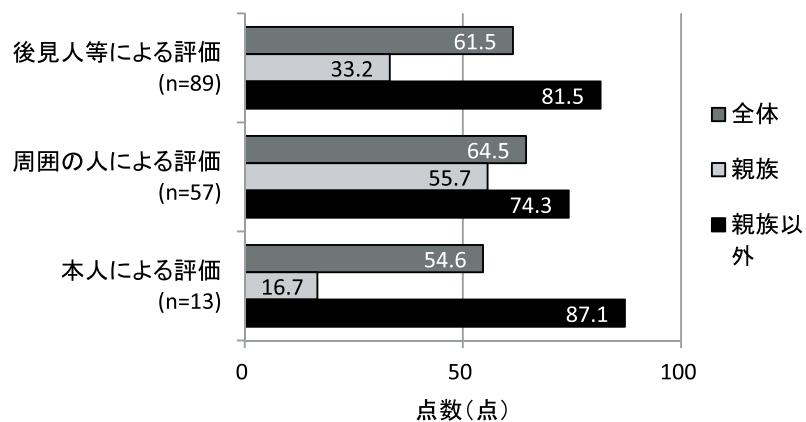
[図5-5] 本人とのコミュニケーションに対する評価



見人自身の評価が最も低くなっている（51点の自己評価）。

次に、後見人等は本人との間で、後見に関する協議（本人の要望を聞くなど）・連絡・業務の報告等をどのくらい行っているか、についての評価を見てみる（図5-6）。

[図5-6] 本人との協議・報告等に対する評価



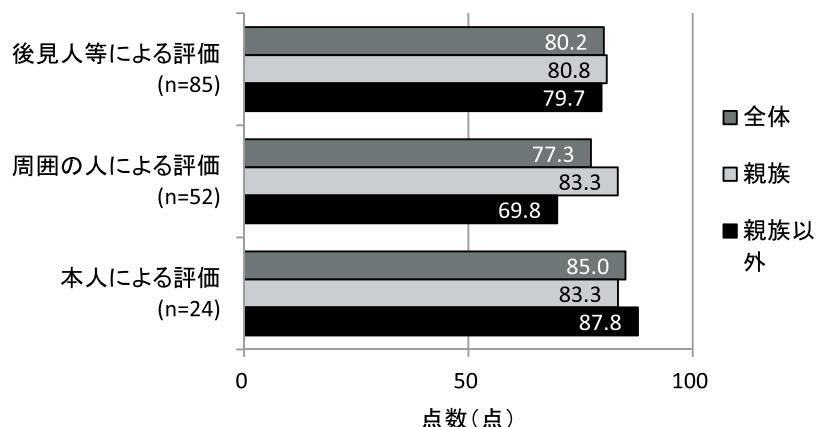
すると、各業態ごとに、また各後見関係者ごとに、その評価に大きなばらつきが出た。

まず、全体的な傾向として、第三者後見においては、いずれの後見関係者の評価も総じて高く、80点前後の評価（必要な連絡は8割方とれている）となっている。一方で、親族後見においては、全体的に評価は低く、後見人自身の評価は33点、本人の周囲の人の評価は56点、本人の評価に至っては17点となっている。

のことから、第三者後見においては、（第三者であるがゆえに）後見業務についての協議や報告等が十分に行われ、そのことが本人や周囲の人にも評価されている反面、親族後見においては、（親族であるがゆえに）後見業務に関する協議や報告等はやや軽視されているのだと考えられる。そしてそれにより、後見人自身も協議等が不十分であるとの認識を持ち、また本人やその周囲の人もやや不満を感じる結果になっているのだろう。

次に、後見人等と本人の親族（家族）とのコミュニケーションについての評価を見てみる（図5-7）。

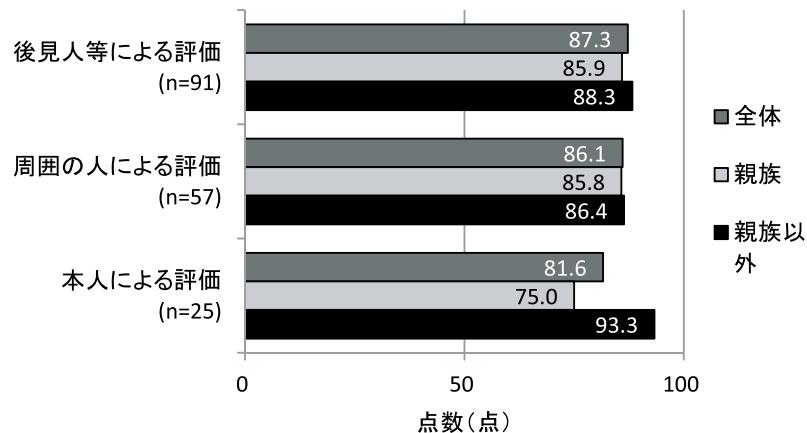
[図5-7] 親族とのコミュニケーションに対する評価



すると、いずれの業態においても、またいざれの後見関係者においても、後見人等と本人の親族との間のコミュニケーションはかなり良好（平均点70～80点台）であると評価されている。

最後に、後見人等と、医療・介護・福祉従業者との連携についての評価を見てみる（図5-8）。

[図5-8] 医療・介護・福祉従業者との連携に対する評価



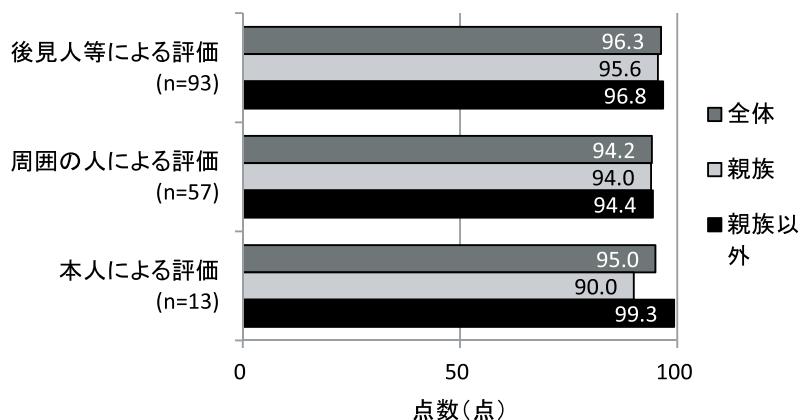
すると、ここでも、いずれの業態においても、各後見関係者の評価は非常に高くなっている（平均点70～90点台）。

5.1.4. 後見業務についての評価

続いて、後見人等の各後見業務に対する、後見関係者による評価を見てみる。

まず、後見人等が、本人の利益を保護するために業務を行っているかどうか（逆にいえば、自分の利益のために業務を行っていないかどうか）についての評価を見てみる（図5-9）

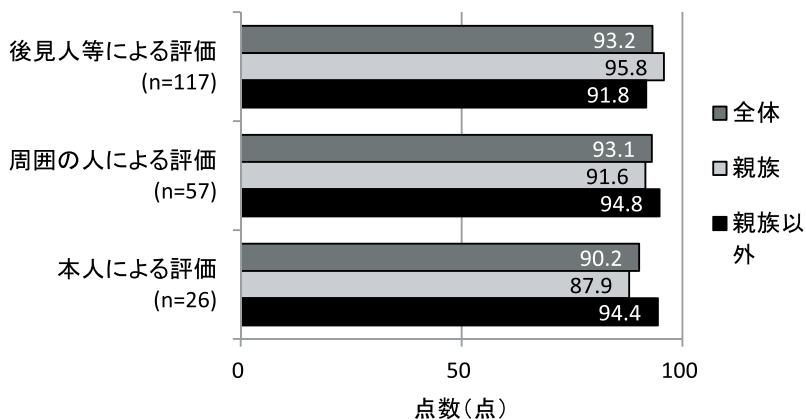
[図5-9] 本人の利益の保護に対する評価



ここでは、（当然のことながら）後見人自身による自己評価がほぼ100点であるのを筆頭に、いずれの業態においても、本人およびその周囲の人の評価は非常に高くなっている（90点以上の評価）。

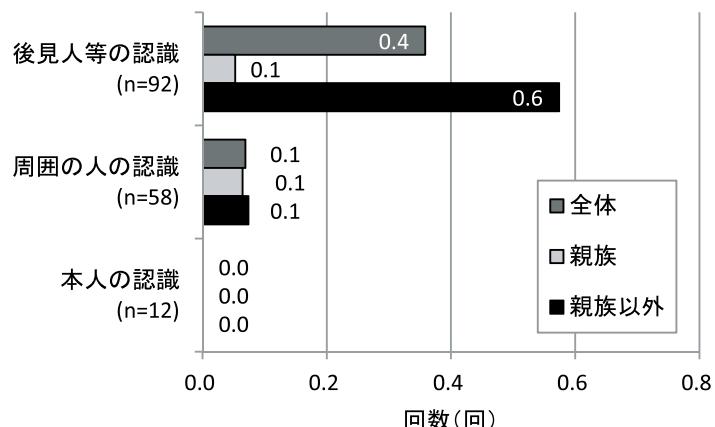
次に、後見人等が本人の財産管理（預貯金の管理、施設料金や生活費の支払い等）を適切に行っているかどうか、に関する評価を見てみる（図5-10）。

[図5-10] 財産管理の適切性に対する評価



するとここでも、後見人自身の自己評価がほぼ100点であるのを筆頭に、いずれの業態においても、本人およびその周囲の人の評価は非常に高くなっている（90点前後の評価）。

[図5-11] 不適切な財産管理に対する認識

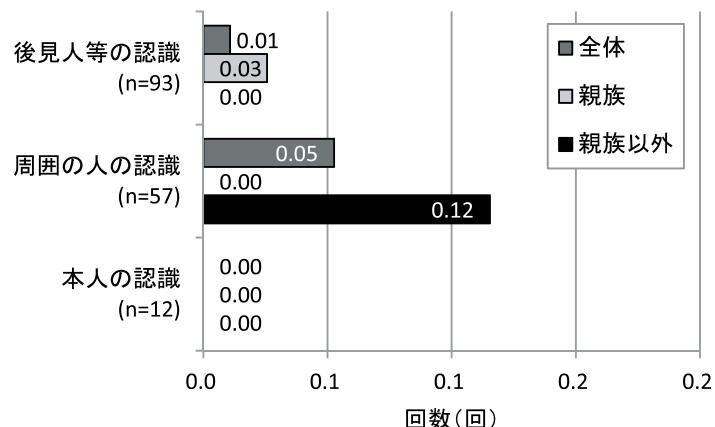


自己評価においてのみ、やや高く、0.6回となっており、これが確認された。

次に、後見人等による、不適切な財産管理、および不正な財産管理についての評価を見てみる。

まず、後見人等が、これまでに不適切な財産管理（必要な支出を行わない、不必要的支出を行うなど）をどのくらい行ったことがあるかについて、各後見関係者の評価を尋ねた。すると、いずれの業態および後見関係者においても、その回数はごくわずかであり、不適切な財産管理はほとんど行われていないと認識されていた（図5-11）。しかし、第三者後見人の非常にまれながらこうしたケースも存在する

[図5-12] 不正な財産管理に対する認識

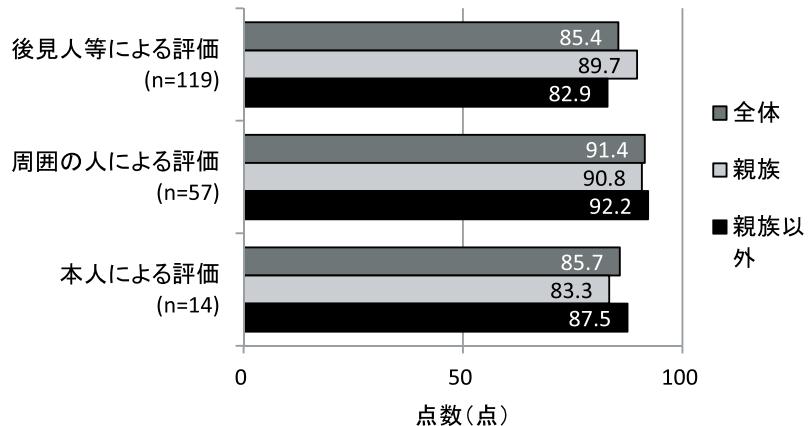


また、後見人等が、これまでに不正な財産管理（本人のお金を使い込むなど）を行ったことがどのくらいあるかについて、同じく尋ねたところ、いずれの業態および後見関係者においても、ほとんどそうしたことではないと認識されていた（図5-12）。

次に、後見人等が、本人が医療・介護・福祉等の各種サービスを受けるための手配や手続等（法律行為としての身上監護）を適切に行っているかについての評価を見てみる（図5-13）。

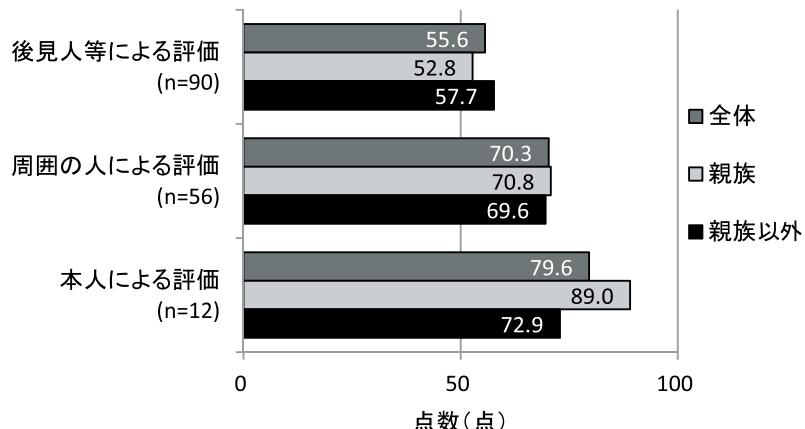
すると、こうした身上監護の業務については、いずれの業態においても、またいずれの後見関係者においても、その評価（平均点）は80～90点と非常に高かった。

[図5-13] 身上監護の適切性に対する評価



続いて、後見人等が、本人の身上監護を、入所施設や医療・介護・福祉事業者等に任せきりにせず、主体的に行っているかどうかについての評価を見てみる（図5-14）。

[図5-14] 身上監護における主体性に対する評価



するとここでは、各後見関係者によってその評価にかなりの違いが生じた。

まず、後見人自身の自己評価は、平均点にして50点台と、決して高いとはいえない、本人の身上監護を他の関係者に任せきりにしている面がある、と認識していることが明らかになった。これに比べ、本人の周囲の人の評価はやや高く、約70点であった。本人の評価はさらに高く、親族後見人に対しては89点、第三者後見人に対しては73点の高評価であった。

なお、上述の「身上監護の適切性」に関する評価と比較すると、この設問に対する評価（特に後見人等や本人の周囲の人の評価）が低くなっている点が注目される。これは、後見人等や周囲の人が、本人が医療・介護・福祉等の各種サービスを受けるための手配や手続等を、文字通り手続上はも

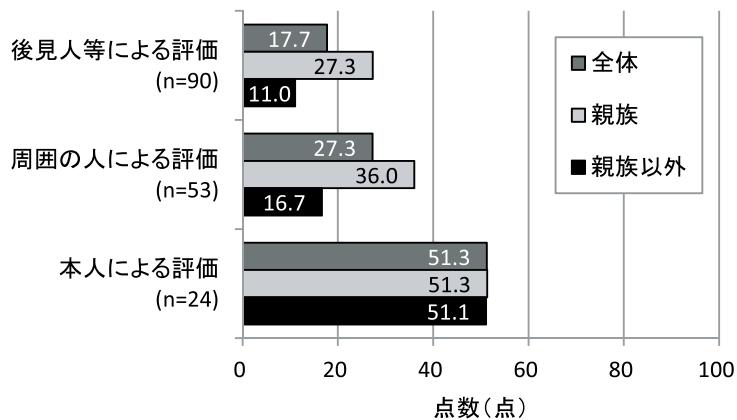
れなく行っていると評価しているものの、本人がいざこうした施設に入所したり各種サービスを受けるようになったときに、いわば権利擁護の側面も含めて積極的に身上監護を行っているかどうかについては、やや不十分な面があると評価していることを示しているといえよう（手続的な身上監護に対する高評価と、実質的な身上監護に対する不満）。

5.1.5. 本人の身上監護（事実行為）についての評価

次に、後見人等による、本人の身上監護（事実行為）についての評価を検討する。

まず、後見人等による、本人の家事支援（買い物、食事の用意、掃除等）についての評価を見てみる（図5-15）。

[図5-15] 本人の家事支援に対する評価



すると、親族後見および第三者後見の双方において、本人の評価が最も高く（51点の評価）、必要と思われる支援は一定程度行われていると評価されていた。

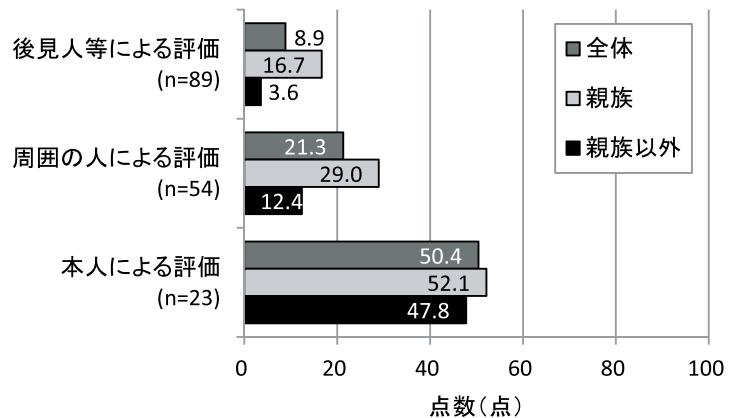
一方で、後見人等の自己評価、および本人の周囲の人の評価は、かなり低い水準にとどまっている。まず親族後見においては、周囲の人の評価が36点、後見人等の自己評価が27点となっている。さらに第三者後見においては、周囲の人の評価が17点、後見人の自己評価が11点となっており、家事支援はほとんど行われていないという評価となっている。

後見業務においては、事実行為としての身上監護はその業務に含まれておらず、本来全く行わずともよいものである。したがってその意味では、上述の評価の低さ（特に第三者後見人に対して）は妥当なものであると考えられる。ただ、その中で本人の評価が比較的高くなっているのは、本人が後見人の業務全般に対して基本的に高い評価を行う（あるいは、否定的な評価は行わない）傾向にあり、当設問についてもこうした傾向を反映しているものと思われる。

次に、後見人等による、本人の介護（食事・移動・排泄・入浴の介助等）についての評価を見る（図5-16）。

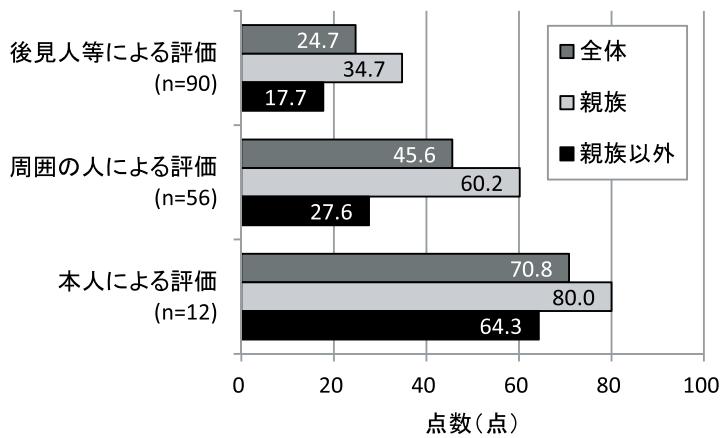
するとここでも、本人の評価が、親族後見、第三者後見いずれにおいても比較的高く、平均点にして50点前後となっている。その一方、やはり後見人自身や、本人の周囲の人の評価は低く、いずれも30点未満の評価であり、特に第三者後見において低い評価となった。

[図5-16] 本人の介護に対する評価



最後に、後見人等による、本人の豊かな生活のための支援についての評価を見る（図 5-17）。

[図5-17] 豊かな生活のための支援に対する評価



ここでも、上述の 2 つの身上監護（家事支援と介護）と同様の傾向が見られるが、全体的にその評価は、上述の 2 つよりも高くなっている。特に、親族後見においては、本人の評価が 80 点、本人の周囲の人のそれが 60 点、後見人自身の自己評価についても 34 点と、一定の高さとなっている。

以上、身上監護（事実行為）に対する評価について簡潔にまとめると、次のようになる。

すなわち、①身上監護（事実行為）に対する評価は、他の業務に対する評価に比べて全体的に評価が低い、②だが、本人だけはその評価が比較的高い、③第三者後見人より親族後見人の方が評価が高い、という傾向がみられる。

この点、親族後見人は、通常、親族として、本人の世話や支援などを日々行っており、そうした点も含めて全体的に捉えられることによって、結果的に評価が高くなっているのではないかと考えられる。

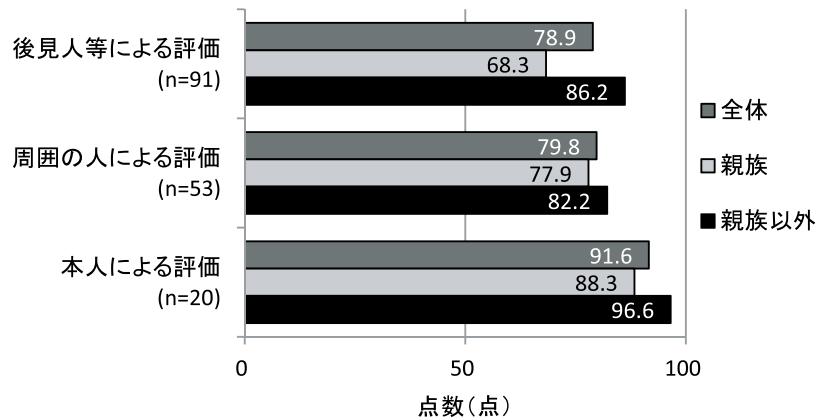
また、この身上監護（事実行為）は、本来後見業務には含まれないものであるため、その評価が低いからといって、ただちにその後見人の適性が問題にされるわけではない。

5.1.6. 後見活動の効果についての評価

次に、後見人等による後見活動の効果についての、後見関係者による評価を見てみる。

まず、後見人等が後見活動を行うことによって、本人の生活状況が良くなかったかどうかについての評価を見る（図 5-18）。

[図5-18] 本人の生活状況の改善に対する評価

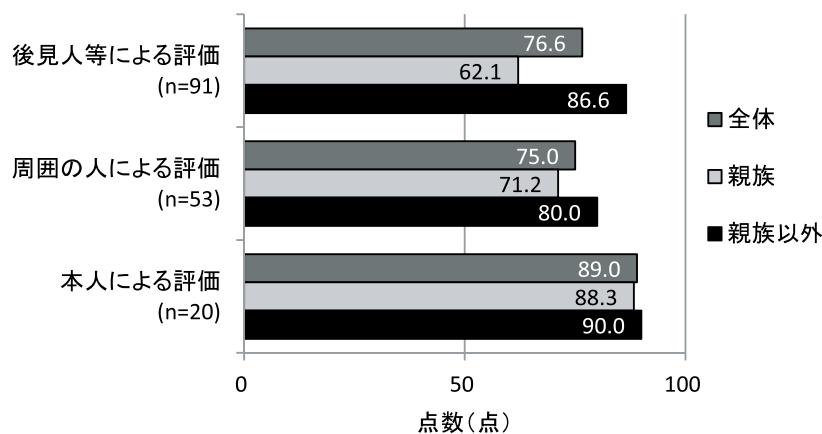


ここでも、本人の評価は、いずれの業態においても高く、平均点で90点前後の高評価となっている。また、本人の周囲の人と後見人等の評価においても、全体的に70～80点台の高めの評価となっている（ただ、親族後見人の自己評価が相対的に若干低め（68点）となっている）。

このことから、後見関係者においては、全般的に、後見人等の活動によって本人の生活状況は改善されている、と評価していることが分かる。

続いて、後見人等が後見活動を行うことによって、本人の精神状態は良くなつたかどうかについての評価を見てみる（図5-19）。

[図5-19] 本人の精神状態の改善に対する評価

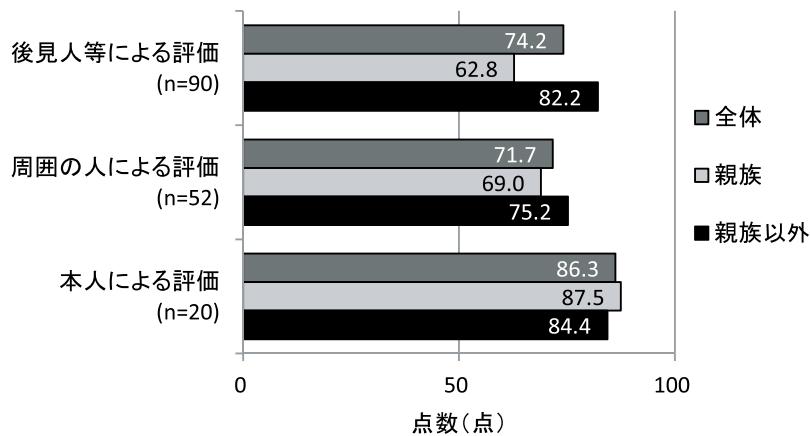


すると、ここでも親族後見人の自己評価が若干低いものの（62点）、全体的に後見関係者の評価は高め（70～80点台）となっており、なかでも、本人の評価は最も高くなっている（90点前後）。

このことから、後見人等の活動は、本人の物理的な生活状況のみならず、精神状態に対しても良い効果をもたらしている、と評価されていることが分かる。

続いて、後見人が活動を行うことによって、本人の身体状況が良くなつたかどうかについての評価を見てみる（図5-20）。

[図5-20] 本人の身体状況の改善に対する評価



するとここでも、全体的に本人の身体状況が改善に向かったと評価されていることが分かる。

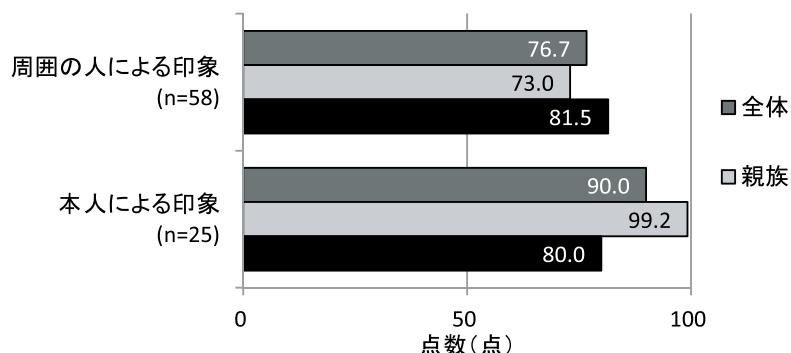
本来、後見業務は本人の精神状態や身体状況を直接改善させるような、事実行為としての身上監護（介護や医療行為等）を行うものではないが、後見活動によって、本人を取り巻くさまざまな状況に何らかの手が打たれること（財産管理の問題や生活状況の改善等）によって、本人の精神状況や身体状況が良い方向に進んでいると、後見関係者によって捉えられているものと考えられる。

5.1.7. 総合的評価

最後に、後見人等に対する、後見関係者による総合的な評価について見てみる。

まず、後見人等に対する印象についての評価を見てみる（図 5-21）。

[図5-21] 後見人等に対する印象

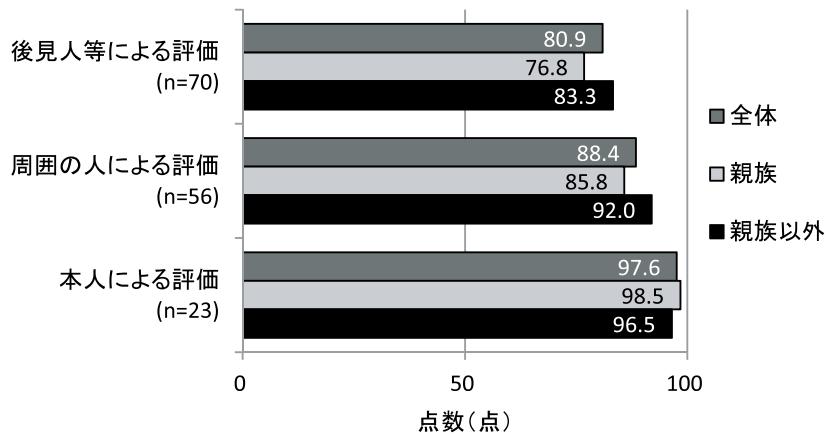


すると、まず本人においては、親族後見に対する評価がほぼ 100 点となっている。また、第三者後見への評価はこれよりやや下がるもの、それでも 80 点の高い評価となっている。一方、本人の周囲の人においては、本人の評価よりも全体的に若干下がり、親族後見においては 73 点、第三者後見においては 82 点の評価となっている。

このことから、本人やその周囲の人は、後見の業態に関わらず、後見人等に対しある程度の良い印象を持っていることが分かる。

最後に、後見人等の仕事ぶりに対する総合的評価を見てみると、ここでも全体的に、概ね高い評価となっていることが分かる（図5-22）。

[図5-22] 後見人等の仕事ぶりに対する総合的評価



これまで見てきた、具体的な業務についての評価と同様、ここでも後見人自身の自己評価が相対的に若干低く、本人の評価が最も高くなっている。とはいっても、いずれの業態においても、後見関係者はおおむね後見人等の仕事ぶりに満足していることがうかがえる。

以上の評価に関する全体的な傾向についてまとめると、次のようになる。

まず業態の違いによる評価の差として、親族後見人に対してよりも、第三者後見人に対しての方が、評価が高くなる傾向にあった。

また、評価者の違いによる評価の差としては、本人による評価が特に高くなる傾向にあった。

この点については、おそらく（自分の親族ではなく、赤の他人である）第三者が後見人として世話をしてくれているという事実そのものに対して、本人（やその周囲の人）から高い評価が与えられている可能性が考えられる。もし仮にそうだとすると、第三者後見人に対して評価が高くなるという全般的傾向は、第三者後見人の活動内容に対する評価というよりも、むしろ第三者（他人）がわざわざ面倒をみててくれているという事実そのものに対する感謝を強く反映していると考えられる。

また、別の観点から言うと、親族後見の場合、親族が本人の面倒を見るのはむしろ当然であるという思いが、本人（やその周囲の人）の評価を相対的に低下させていることも考えられる。

さらに言うと、本人による評価が特に高いという全般的傾向は、上記の理由に加え、後見人に対して自分の財産から報酬が支払われていることを、本人が明確に認識していないことが、その要因の1つになっている可能性もある（逆に言うと、赤の他人が無料で自分に奉仕してくれているという認識が、本人の高い評価につながっているのかもしれない）。

5.2. 後見人への評価（本人〔重度〕による評価）

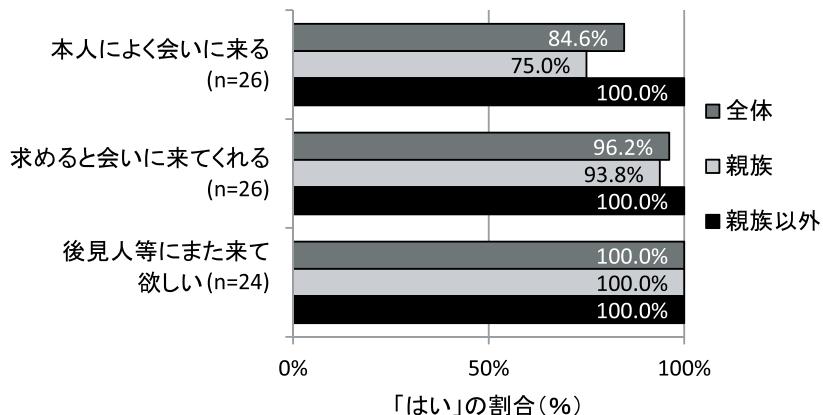
ここまで、後見人等、本人（軽度）、周囲の人の3者による評価について見てきたが、以下では、症状が重度の本人による評価について見ていきたい。なお、この本人（重度）に対する調査では、本人の判断能力に鑑み、設問の内容をより簡単なものにしたうえで、いずれも二択（はい・いいえ）

による回答形式で行っている。

5.2.1. 本人との面会についての評価

はじめに、後見人等との面会状況に対する本人の認識について見てみる（図5-23）

[図5-23] 本人との面会状況に対する認識



まず、面会の頻度（本人によく会いに来るかどうか）についてである。この点、親族後見においては事案全体の75%、また第三者後見においては全てのケースにおいて、「本人によく会いに来る」との評価であった。

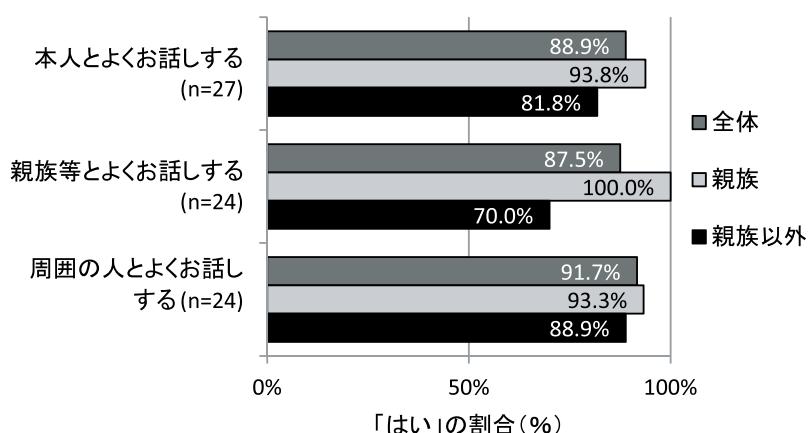
次に、本人の要請に基づく面会（求める会いに来てくれるかどうか）については、ほぼすべての本人が、呼ぶと後見人は会いに来ると評価していた。

最後に、後見人にまた来て欲しいかどうかについて尋ねると、すべての業態において、全員が「また来て欲しい」と答えており、本人（重度）は後見人等との面会を強く求めていることが分かる。

5.2.2. 本人等とのコミュニケーションについての評価

次に、後見人等と後見関係者とのコミュニケーションに対する、本人（重度）の評価について見てみる（図5-24）。

[図5-24] 本人とのコミュニケーションに対する評価



まず、後見人等が、本人とコミュニケーションをとる頻度（本人とよくお話するか）についてである。この点、親族後見においては全体の94%、第三者後見においては82%の本人が、「よく話をする」と評価している。

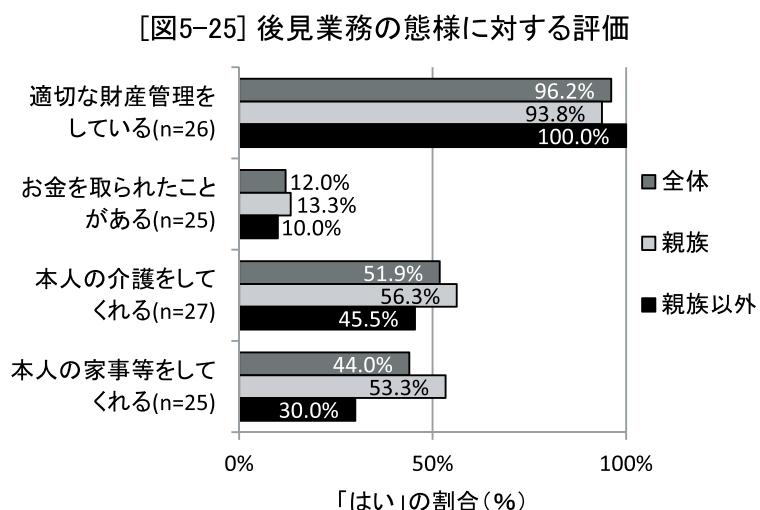
次に、後見人等が親族等とコミュニケーションをとる頻度（親族とよくお話するか）についてである。この点、親族後見においては全員が、「よく話をする」と評価している一方、第三者後見においてはその評価は全体の70%とやや低かった。

最後に、後見人等が本人の周囲の人とコミュニケーションをとる頻度（周囲の人とよくお話するか）については、いずれの業態においても、90%前後の本人が「よく話をする」と評価していた。

これらのことから、後見人は後見関係者とおむね頻繁にコミュニケーションをとっていると、本人は感じており、特に親族後見においてはそう評価する割合が高いことが分かった。

5.2.3. 後見業務についての評価

次に、後見人等による後見業務の態様に対する、本人（重度）の評価について見てみる（図5-25）。



まず、後見人等による本人の財産管理の適切性についての評価を見ると、本人のほぼ100%が、後見人等は適切に財産管理を行っていると評価していた。

次に、後見人等による財産管理上の不正についての評価を見ると、全体の12%の本人が「後見人等によってお金を盗られたことがある」と認識していた。

このように、財産管理全般の適切性については非常に高い評価が与えられているが、これが具体的な金銭の扱いになると、本人によって疑惑が持たれるケースも若干数見られた（しかしこれはもしかすると、本人の単なる被害妄想なのかも知れない）。

次に、後見人等による本人の身上監護（事実行為）への評価についてである。

まず、後見人等が本人の介護をしてくれる、と評価しているのは、本人全体の52%であった。さらに、後見人等が本人の家事等をてくれる、と評価しているのは、さらに減って、本人全体の44%（親族後見においては53%、第三者後見においては30%）であった。

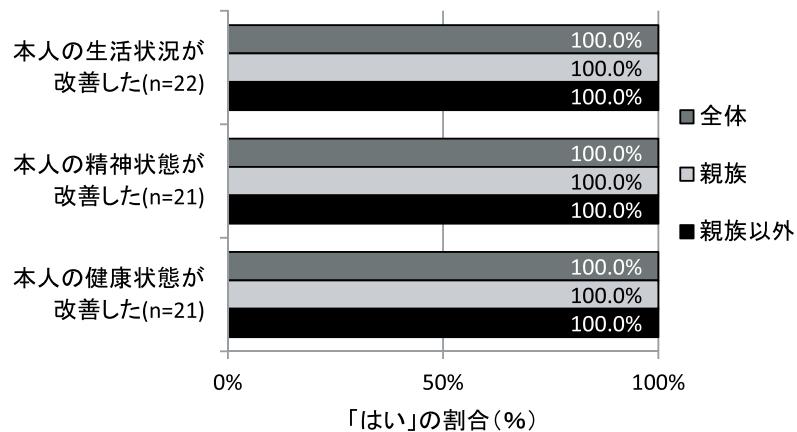
このように、後見人の身上監護（事実行為）に対する本人の評価は比較的低いが、このことは、

後見人（特に第三者後見人）は、基本的に事実行為は行わないという実態を反映したものと考えられる。

5.2.4. 後見活動の効果についての評価

次に、後見人等による後見活動の効果に対する、本人（重度）の評価について見てみる（図5-26）

[図5-26] 後見の効果に対する評価



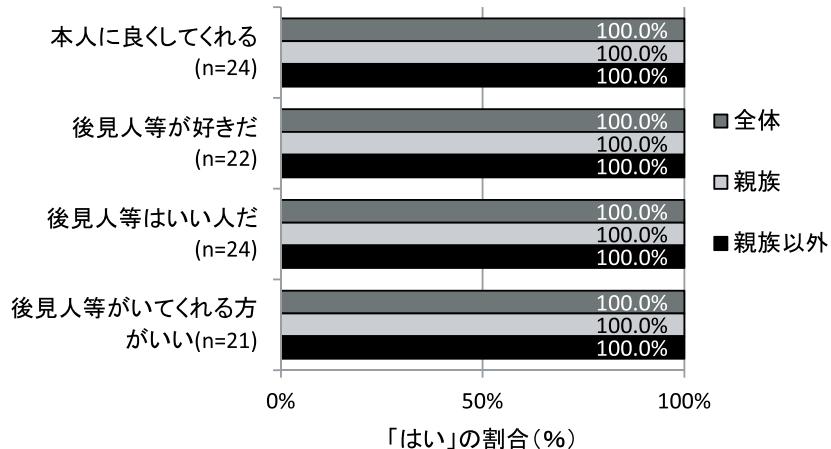
まず、後見人等が後見活動を行うことによって、本人の生活状況が改善されたかどうかについて見てみると、本人の全員（全業態）が、「良くなった」と評価している。さらに、本人の精神状態が改善されたかどうか、そして、本人の健康状態が改善されたかどうかについても、全員が「良くなつた」と評価している。

このように、本人は後見人等の活動の効果についても非常に満足していることが分かる。

5.2.5. 総合的評価

最後に、後見人等に対する、本人（重度）の総合的評価について見てみる（図5-27）。

[図5-27] 後見人等に対する総合的評価



すると、「本人に良くしてくれる」、「後見人等が好きだ」、「後見人等はいい人だ」、「後見人等がいてくれる方がいい」のいずれの設問についても、否定的な評価は一つもなく、後見人等の態度、相性、人格等の全てにおいて、本人は肯定的であることが分かった。

なお、以上の本人（重度）による評価については、単純な二択による回答であること、また、実際に本人が自ら回答したというよりも、周囲の人等が本人に質問の内容を問い合わせ、本人の返答を代筆したケースも多いと見られることから、おそらくかなり単純化され、ある意味極端な結果となってい可能性も考えられる。

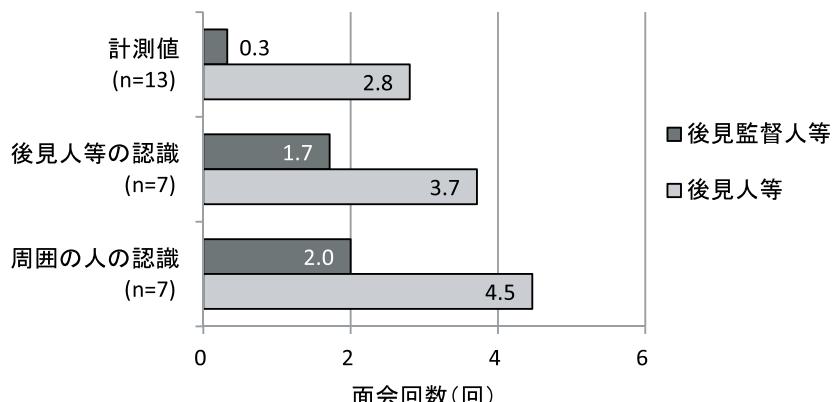
5.3. 後見監督人への評価

ここでは、後見関係者（後見人等、本人の周囲の人（第三者））による、後見監督人等への評価について概観する。なお比較のために、既に見た、後見人等への評価についても示しておく。

5.3.1. 本人との面会についての評価

まず、後見監督人等による、本人との1年あたりの面会回数について見てみる（図5-28）。

[図5-28] 後見監督人等の面会回数に対する認識



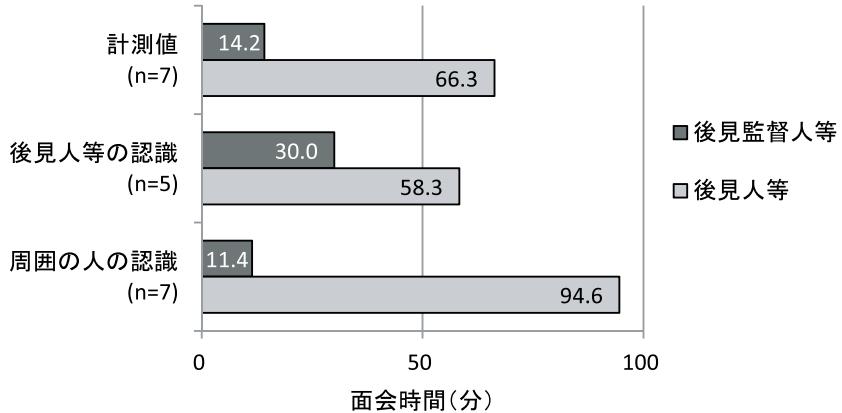
なおここでも、参考に、実際に後見監督人等が面会した回数を、より客観的に計測した値（計測値）も示しておく。

計測値によれば、後見監督人等による1年あたりの本人との面会回数はわずか0.3回であり、ほぼゼロに近い値であった。

そこで、この点に関する後見関係者による認識を見てみると、後見人等は年1.7回、本人の周囲の人は年2回、監督人は本人に会いに来ている、という認識を持っていた。この認識は、計測値と比べるとかなり過大な認識である（周囲の人達は、監督人は実際よりも頻繁に本人に会いに来ていると錯覚をしているといえる）。とはいっても、周囲の人達は、後見人と本人の面会回数に比べれば、監督人のそれは非常に少ない（後見人の半分しか来ない）と認識しているようである。

次に、後見監督人等による本人との面会1回あたりの時間に関する認識について見てみる（図5-29）。

[図5-29] 後見監督人等の面会時間に対する認識



まず計測値を見てみると、監督人による面会時間は、1回あたりおよそ14分であった。

次に、後見関係者の認識を見てみると、本人の周囲の人の認識（監督人の面会時間は約11分）は計測値とほぼ合致しているが、他方、後見人等の認識（同、30分）は計測値と比べると過大であった。

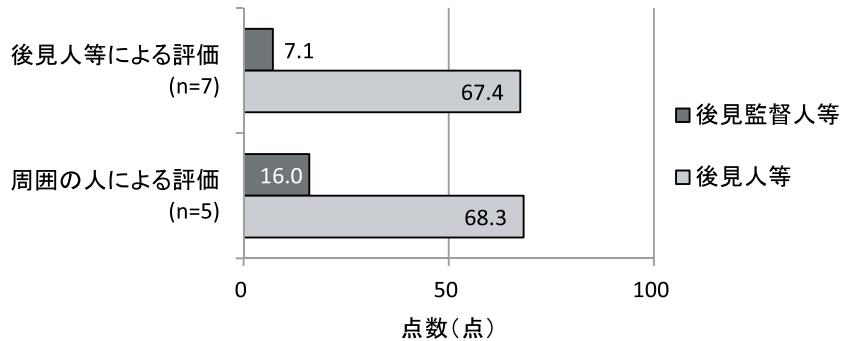
これらを、後見人等の面会時間に対する認識と併せて見てみると、特に周囲の人において、監督人への評価が（後見人と比べて）非常に低いものとなっていた（後見人は面会1回あたり本人と95分会うが、監督人は11分しか会わない、という評価）。

5.3.2. 後見監督業務についての評価

次に、後見監督人等による後見監督業務についての評価を見てみる。

まず、後見監督人等による本人とのコミュニケーションに対する、後見関係者からの評価である。この点につき、後見人等においては、わずか7点という非常に低い評価であった（図5-30）。これは、後見人自身による自己評価が67点であるのと比較しても、極めて低い評価となっている。

[図5-30] 本人とのコミュニケーションに対する評価

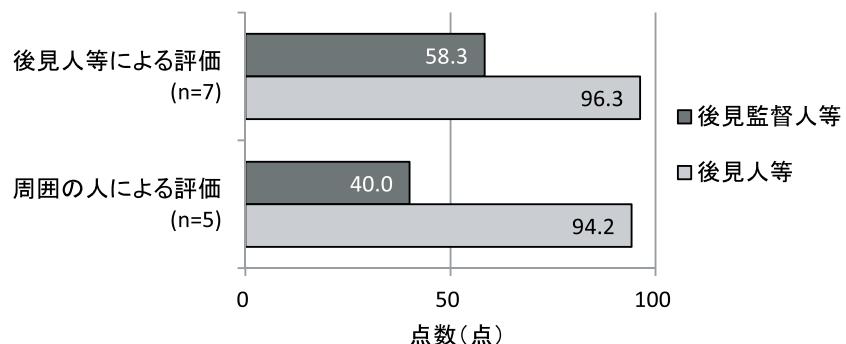


また、本人の周囲の人も16点という相当低い評価であり、後見人等に対する評価（68点）に比べてはるかに低くなっている。

以上のことより、監督人は、本人との面会の回数も時間も少ない、という印象を周囲の人等から持たれており（実際に極めて少ない）、これが、監督人への極めて低い評価につながっていると考えられる。

続いて、後見監督人等による後見監督業務の適切性に対する評価について見てみる（図 5-31）。まず、後見人等による評価を見てみると、監督業務に対する評価は 58 点であった。後見業務についての自己評価が 96 点であるのに比べると、相対的に低い評価であった。

[図5-31] 監督業務の適切性に対する評価



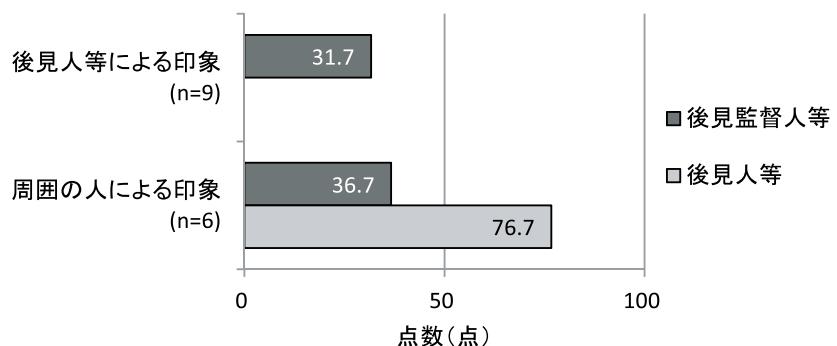
また、本人の周囲の人による評価も、40 点とかなり低いものであった（他方、後見人への評価は 94 点）。

このように、後見監督業務は、監督人の最大かつほぼ唯一の業務であるにもかかわらず、その評価は決して高くはなかった。

5.3.3. 総合的評価

次に、後見監督人等に対する印象について見てみる（図 5-32）。

[図5-32] 後見監督人等に対する印象



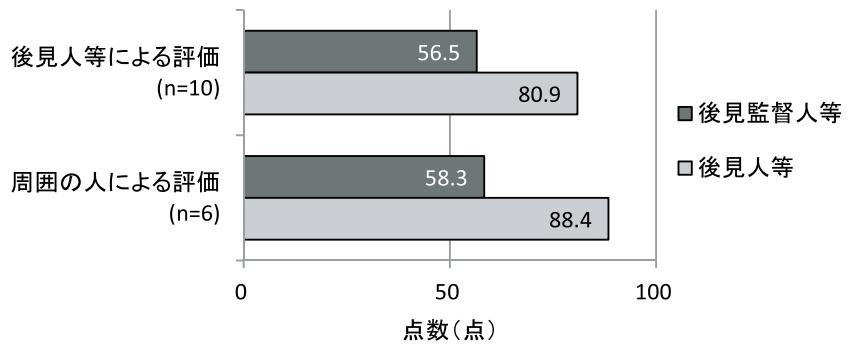
すると、後見人等は、後見監督人等に対して 32 点という低い評価であった。また、本人の周囲の人の評価も 37 点という低さであった（他方、後見人等への評価は 78 点）。

このように、周囲の人等は、監督人に対して良い印象をあまり持っていないかった

最後に、後見監督人等に対する、総合的評価について見てみる（図 5-33）。

すると、後見人等は、平均 57 点の評価であり、また、本人の周囲の人は 58 点の評価であった（後見人に対する評価は 88 点）。

[図5-33] 後見監督人等に対する総合的評価



以上をまとめると次のようになる。

すなわち、後見監督人等は、その業務内容に関して、後見人等と比べると、後見関係者からの評価は総じてかなり低いということである。

6. 諸外国における公的後見機関に関する事例検討 (オーストラリア・タスマニア州とカナダ・ブリティッシュコロンビア州を例として)

ここまで、日本における後見実務の現状について、さまざまな側面から検討を行ってきた。これを受けて第6章では、比較研究として、海外における後見の事例を概観することにより、今後の日本の後見のあり方を考えていくための資料としたい。

6.1. はじめに

近年、急速な高齢化の進展を背景に、わが国においても成年後見の利用が進んでいる。これに対応するべく、2013年4月からは家事事件手続法が施行されるとともに、家庭裁判所の裁判官が増員されることになった。しかし、今後予想される利用者の一層の拡大は、これらの対応を踏まえてもなお、裁判所が保有する限られた資源のもとでの制度運用と監督水準の維持を困難なものとする可能性が十分に予見される。

他方、国外に目を転じてみた場合、成年後見に関する事務を所管しているのは必ずしも裁判所に限定されたものではなく、司法省（法務省）のもとに設置された行政機関がこれを担っている場合が少なくないことに気づく⁹。本章では、日本の後見制度と後見実務の今後の方向性を検討する上で基礎的な資料として、海外において行政機関が成年後見制度に関する事務を所掌している事例、具体的にはオーストラリア・タスマニア州とカナダ・ブリティッシュコロンビア州の公的後見機関について概観したい¹⁰。

なお、ここで対象とする機関およびその事務については、便宜上法定後見に関するものに限定することにする。

6.2. オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関

6.2.1. 後見管理委員会 (The Guardianship and Administration Board)

6.2.1.1. 概要

オーストラリア・タスマニア州における成年後見は、州の法制上、後見管理委員会 (The Guardianship and Administration Board = GAB)¹¹ のもとで運用されている。このGABは、州の司法

⁹ 成年後見制度がもつ行政的側面に関する指摘としては、田山 [2012] などがある。田山は、成年後見が地域生活におけるセーフティネットの役割を果たしていることを踏まえ、今後の方向性としては基礎的自治体による成年後見の運用が望ましいとしている。田山輝明「成年後見制度の運用サポート体制－成年後見制度の司法的要素と行政的要素」新井監『成年後見法における自立と保護』日本評論社,2012,141-144頁

¹⁰ 本章における検討は、主にインターネットを中心とした資料の収集と関係者による資料提供に基づいて行っている。わが国においては、裁判所が公開している成年後見に関する資料等は極めて限定的なものにとどまっているが、後述するように、本章の検討対象については行政機関であるがために積極的な情報公開・情報発信がなされていた。

省 (Department of justice) の管轄下にある審判所 (tribunal) の一部門¹²にあたり、1963 年精神保健法により創設された後見委員会 (the Guardianship Board)¹³が改組される形で設置された行政機関である。タスマニア州においては、この後見管理委員会が司法省のもと、判断能力の不十分な人々に對して身上監護と財産管理の面における代理人の選任を行う。具体的な任務は、後見人の選定にかかる一連のプロセスー申請の受付、調査、審理、後見命令にくわえて、後見人の業務に関する評価ー報告書の精査、苦情、不服申立等、命令の見直し、さらに選任された後見人に関する登記業務等をも行っている。

委員会は、任期 5 年の委員長 (President)¹⁴、副委員長 (Deputy President) と任期 3 年の委員 20 名から構成されている (2013 年 3 月 31 日現在)。委員長、副委員長、委員の各職は再選が認められており、委員長をはじめとして委員の多くが再選される形となっている¹⁵。

委員会のメンバーは、法学を中心とした保健・医療、作業療法、看護学、心理学、社会福祉学、会計学、薬学等のさまざまな分野を専門とする人々によって構成される。このような多様なバックグラウンドとキャリアをもつ人物が成年後見を所管する機関の構成員とされているのは、判断能力が不十分な人々の事情を深く理解し、直面する問題を解決するためには、法律的な立場のみならず幅広い分野からのアプローチが求められるという理解に立っているためである。こうした理由もあり、委員の選任にあたっては、特に専門分野に関する技能にくわえて、コミュニケーション能力の高さ、および事案に対する分析技能が重視される。

さらに、これらの執行部門を支える組織として事務局機構が設置されており、1 名の登記係 (Registrar) と 5 名の事務職員が置かれている。事務職員のうち 2 名が委員会の調査事務を担当し、残りの 3 名が精神衛生審判所 (Mental Health Tribunal) と法医審判所 (Forensic Tribunal) に関する登録事務を担っている¹⁶。また、こうした常勤の職員とは別に非常勤 (パートタイム) の職員が数名置かれている¹⁷。

¹¹ Guardianship and Administration Board については、「後見執行委員会」という訳出もみられるが [新井, 2012]、ここでは「財産管理」という日本において一般的に用いられている概念に従って、「管理」という訳をあてた。その意味で、GAB が有する本来的な性格を損なうことなく訳出する場合には「身上監護と財産管理に関する委員会」とされるべきかもしれない。(新井誠監修『成年後見法における自立と保護』日本評論社, 2012, 86 頁)

¹² オーストラリアにおける tribunal の位置づけについては、各州の法制ごとに大きく異なっており、例えば日本においていくつかの先行研究がみられるニューサウスウェールズ州においては、tribunal は州最高裁判所 (supreme court) の管轄下にあり、財産管理と身上監護の機能別にそれぞれ「公的財産管理局」(Office of the Protective Commissioner)、「公的身上管理局」(Office of the Public Guardian) が設置されている。

¹³ 1963 年精神保健法の制定により「精神遅滞に関する委員会」(Mental Deficiency Board) の後継組織として設置された。後見委員会 (Guardianship Board) の目的は、知的障害もしくは精神疾患に苦しむ人々のケア等について司法長官に答申することであった。

¹⁴ なお、委員長は法律実務家から選ばれることになっている。2013 年 3 月 31 日現在の委員長は Anita Smith 氏である。

¹⁵ なお、20 名からなる委員のうち、2 度以上の選出を受けているものの内訳は次の通りである。5 回再選が 1 名、4 回再選が 3 名、3 回再選が 5 名、2 回再選が 5 名となっている (2012 年 6 月 30 日現在)。

¹⁶ Mental Health Tribunal と Forensic Tribunal はともに Mental Health Act 1996 をもとに設置された独立の機関であり、主に精神疾患をかかえる人々の権利の保護や法廷での能力に関する決定等を行うことから、後見管理委員会と職務上の強い関係性がある。

¹⁷ 調査事務を担当する 2 名の職員に欠員が生じた場合には、直ちに公募により補充されることになるが、実質的に調査員が 1 名しか存在しなかったという状況は生じうる。

実際には、委員会メンバーによる調査事務の支援等がみられており、委員会と事務局との関係はインフォーマルな面においても密接である¹⁹。

6.2.1.2. 基本的役割

後見管理委員会は、主として 1995 年後見管理法 (Guardianship and Administration Act 1995)¹⁹ によって権限が付与されている。また、これにくわえて、関連法として Part 3 of the Wills Act 2008、Part 4 of the Powers of Attorney Act 2000 and section 32 of the Mental Health Act 1996 (MHA)、the Disability Services Act 2011²⁰ がある。

1995 年後見管理法により規定される後見管理委員会の権能は、主に次の 3 点からなっている。まず第一に、意思決定能力の不十分な人々に対する身上監護人 (guardian) の任命である。第二に、財産の管理能力が不十分な人々に対する財産管理人 (administrator) の任命、第三に同意能力がない人々に対して医療同意を代行すること (consent to medical treatment、医療同意代行) である。これらの各権能について重要なのは、すべての案件に対して任命のみならず、委員会による監督が備えられている点である。委員会は、定期的なモニタリングを行う調査 (review) 権限を有しており、毎年後見人は報告書 (annual report) を提出するよう求められる²¹。

[表6-1] オーストラリア・タスマニア州における後見類型

機能		
法定後見	身上監護	Guardianship
	財産管理	Administration
任意後見	身上監護	Enduring Guardianship
	財産管理	Enduring Power of Attorney

また、後見管理委員会の役割は、このような法定後見に関する基本的な任命と監督ばかりではない。これらの機能にくわえて、身上監護、財産管理についての任意後見（身上監護についての任意後見：Enduring Guardianship、財産管理についての任意後見：Enduring Power of Attorney）を含めた形での広義の任意後見人に対するアドバイスや指導を与えることをもその職務としている（表 6-1）。

さらに、実施されている後見事案に関する苦情や不服申し立てがなされた場合には、必要に応じて、命令の変更や解任を含めた後見人の選任に関する見直し等が行われることになっている。本人による後見人に対する不服申し立てを認めることにより、後見人による業務の適確さを監督するという制度設計は、オーストラリアにおける成年後見法の主要な原則が、障がい者本人への配慮と最善の利益の追求、そして行動の自由に対する最少の制約といった基本的人権的観点に求められているためである²²。そのため、本人に残存能力が認められる限り、審理において必要となる情報の収集にあたっては本人からの聞き取りによる意向の確認が何より重要視されており、これが委員会の判断に強く影

¹⁸ こうした小規模の事務局構成にもかかわらず多数の事案への応答が常に求められるため、超過勤務等が発生しやすい環境にあるようである。

¹⁹ 正式名称は、An Act to enable persons with a disability to be represented by a guardian or administrator and to provide for medical and dental treatment for persons with a disability(障がい者に対する身上監護人と財産管理人による代理および医療・歯科治療の提供に関する法律) である。

²⁰ the Disability Services Act 2011 は、障がいを有する人々に対する限定的介入 (restrictive intervention) の妥当性の評価・承認を後見管理委員会に認めている。

²¹ 後見制度の利用に必要となる書類 (申請書、報告書等) はすべて公開されており、後見管理委員会の WEB サイト (<http://www.guardianship.tas.gov.au/home>) 上から入手が可能である。

響するとされる。

こうした後見人の任命・監督に関わる業務のほかに、利用希望者向けに制度を平易に解説したガイドブック類（「Handbook for Private Guardians」、「Enduring Guardian's Handbook」、「Private Administrators Handbook」等）が豊富に提供されているほか、成年後見に関する各種の啓発活動や関係団体との懇談会・講演・勉強会の実施といったアウトリーチにも委員会メンバーが精力的に取り組んでいる様子がみてとれる²³。

このように、タスマニア州においては後見管理委員会という独立の行政機関に成年後見に関する任命と監督の機能が付与されており、家庭裁判所において他の家事事件と同様の取り扱いがなされるわが国の制度とは大きく性格を異にしている。とりわけ、本人による審判機関へのアクセスという点で、こうした監督機構についての性格の違いが顕著にあらわれている。後見管理委員会は、法にもとづき設置された独立の審判所(tribunal)としての性格を有する一方で、裁判所(court)のような純粋な司法機関とは異なり、その形態については柔軟な(informal)運用が認められており、本人の事情に合わせて、審理場所、口調、手続き等が容易にアレンジされうるのである。

6.2.1.3. 運用状況

(1) 取り扱い件数の推移

制度の運用状況を、後見管理委員会における申請の受付件数、聞き取り調査の実施件数、実際の命令件数の点から概観してみる（表 6-2）²⁴。

まず、申請受付件数の推移をみると、身上監護、財産管理のどちらについても、全体的には申請件数はやや増加傾向にある。身上監護（一般）については、2007-2008 年度は 125 件の申請であったのに対して、2011-2012 年度は 148 件の申請となっている。一方、財産管理（一般）については、2007-2008 年度に 266 件の申請があったところ、2011-2012 年度は 235 件と減少している。これは、緊急型の対応(emergency order)を求める申請がこの間に急激に増加していることによるものと思われる。申請件数の推移で特に着目されるのは、財産管理に関する申請があまり伸びていないのに対して、身上監護については特に緊急型のもので申請が大幅に増加している点である。すなわち、2007-2008 年度時点では 74 件しかなかった申請が、2011-2012 年度においては 205 件と約 2.8 倍

²² Guardianship and Administration Act 1995, Sect 6. Principles to be observed

A function or power conferred, or duty imposed, by this Act is to be performed so that

(a) the means which is the least restrictive of a person's freedom of decision and action as is possible in the circumstances is adopted; and
(b) the best interests of a person with a disability or in respect of whom an application is made under this Act are promoted; and
(c) the wishes of a person with a disability or in respect of whom an application is made under this Act are, if possible, carried into effect.

²³ 特に関係性の深い団体とは、年に 2 回の懇談会を実施し現況や問題に関する情報共有がはかられている。懇談会に参加している団体は、The Public Trustee、The Public Guardian、Advocacy Tasmania Inc.、Disability Services、Mental Health Services、The Legal Aid Commission of Tasmania、The Royal Hobart Hospital、The Law Society、Royal College of General Practitioners、National Disability Services、Aged and Community Services Tasmania である。

²⁴ The Guardianship and Administration Board "Annual Report" 各年度版をもとに筆者作成。

まで増加している。その結果、2007-2008 年度には身上監護全体で 199 件、財産管理全体で 305 件と申請件数のうえで大きな差がみられていたところ、2011-2012 年度においては身上監護全体で 353 件、財産管理全体で 316 件と身上監護に関する申請が財産管理に関する申請を上回る規模となっている。このことから、委員会をはじめとするタスマニアにおける後見関連機関による積極的な啓発の結果として主に緊急型を中心に市民の間で利用動機が広がっているものと考えられる。

[表6-2] The Guardianship and Administration Boardにおける取り扱い件数の推移

		2011-2012	2010-2011	2009-2010	2008-2009	2007-2008
申請受付件数	身上監護(一般)	148	136	141	142	125
	身上監護(緊急)	205	188	140	101	74
	計	353	324	281	243	199
	財産管理(一般)	235	242	251	215	266
	財産管理(緊急)	81	98	79	54	39
	計	316	340	330	269	305
	医療同意	23	23	21	47	30
	法定遺言	0	0	1	6	1
	その他	60	57	37	77	57
聞き取り調査実施件数	命令の見直し	277	341	304	231	234
	総計	1029	1085	974	873	826
	身上監護	120	105	111	117	82
	財産管理	220	205	212	167	200
	医療同意	16	16	15	44	24
	法定遺言	0	1	0	3	2
	その他	34	52	21	36	30
実績件数	命令の見直し	277	340	284	244	245
	計	669	719	643	611	583
	身上監護命令	81	91	101	118	67
	財産管理命令	389	436	386	330	345
	医療同意命令	15	14	13	30	21
	法定遺言命令	0	0	0	0	1
	その他の命令	14	12	13	17	22
申請の棄却・無効・取り下げ等		202	202	202	202	202
	計	701	718	679	649	664

次に、審理過程における聞き取り調査の実施件数をみてみる。基本的には申請件数の増加と同じく、身上監護、財産管理のどちらについても全体的には実施件数は増加傾向にある。身上監護については、2007-2008 年度は 82 件の聞き取り実施であったのに対して、2011-2012 年度は 120 件の実施となっている。他方、財産管理については、2007-2008 年度に 200 件の申請があったところ、間に減少の時期を挟むものの、2011-2012 年度には 220 件となっている。聞き取り調査の実施件数についての推移で着目されるのは、上述のように申請件数については身上監護が財産管理を上回るペースで増加しているのに対して、聞き取りの実施については、身上監護と財産管理でかなりの差がみられており、確かに身上監護に関する聞き取りは増加はしているものの、依然として財産管理との開きは大きいことである。これは、聞き取り調査が実施される対象が緊急型ではない一般的な形式の案件であることから、緊急型を中心に申請の拡大がみられた身上監護においては、聞き取りの実施件数自体はそれほど伸びていないためと推察される。

最後に、実績についてである。命令の実施も、申請件数と聞き取り調査の実施件数と同様に基

本的には増加傾向にある。身上監護に関する命令は2007-2008年度に67件であったのに対して、2011-2012年度は81件となっている。他方、財産管理についての命令は、2007-2008年度に345件であったところ、2011-2012年度は389件となっている。

なお、身上監護に関する申請の件数に対して、聞き取り調査が実施される割合は概ね7～8割程度、実際に命令がなされる割合は概ね5～7割程度となっている。このように申請の件数に対して、調査の実施、命令の件数が少なくなっているのは、委員会の側で案件に関して検討を行った結果、後見の利用が不適切もしくは他の代替手段で解決されるべきと判断されたためである。これは、タスマニア州（およびオーストラリア）において、成年後見の利用が本人の権利の一部を剥奪するというその性質上、なるべく回避されるべき最終手段（last resort）と考えられていること深く結びついているものと考えられる。

（2）財政状況の推移

続いて、後見委員会の財政状況について概観する（表6-3）²⁵。2011-2012年度の歳入決算額は、715,728ドルで前年度に比べ11,749ドル（1.6%）の増、歳出決算額は、720,371ドルで前年度に比べ61,345ドル（9.2%）の増となり、歳入歳出とも増加となっている。さらに、2010-2011年度についてもみると、歳入決算額は、703,979ドルで前年度に比べ48,709ドル（7.4%）の増、歳出決算額は659,026ドルで前年度に比べて3,254ドル（約0.5%）の減である。全体的には、財政規模は拡大傾向にあり、とりわけ人件費を中心に支出が増加している。2011-2012年度において歳出全体に占める人件費の割合は約80%であり、年度によっては実質収支が赤字になる年度もみられる。

[表6-3] The Guardianship and Administration Boardにおける歳入・歳出の推移

費目	2011-2012			2010-2011			2009-2010		
	歳入	歳出	差引額	歳入	歳出	差引額	歳入	歳出	差引額
人件費	586,102	561,215	24,887	548,377	521,247	27,130	531,045	477,135	53,910
旅費	25,400	19,321	6,079	30,600	16,962	13,638	24,100	24,927	-827
消耗品費	11,900	15,244	-3,344	13,550	24,936	-11,386	6,750	14,048	-7,298
賃借料	46,000	46,798	-798	46,700	47,533	-833	48,800	59,313	-10,512
金融費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信費	15,778	16,557	-779	15,664	16,775	-1,112	15,871	12,209	3,662
顧問料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	30,548	61,236	-30,688	49,088	31,532	17,476	28,704	74,651	-45,947
計	715,728	720,371	-4,642	703,979	659,026	44,913	655,270	662,280	-7,010

これは、前述の成年後見に関する申請件数の増加傾向に対応するために、主に人的資源の拡充を目的とした支出を拡大させている結果であると考えられる。また、各年度に共通する特徴として、消耗品費、賃借料、その他についてはいずれも歳入と歳出の差引額がマイナスとなっている。そもそも各費目の性質としてアドホックなものであることはもとより、人件費と同じく申請件数に比例した業務の増加を反映したものであると考えられる。

²⁵ The Guardianship and Administration Board "Annual Report" 各年度版をもとに筆者作成。単位はすべてオーストラリア・ドル。

6.2.1.4. 費用体系

タスマニア州においては、成年後見に関する手続にあたっては、身上監護についての任意後見における各種登記や照会、年次報告書の提出調査等を除いて、費用はかからないことになっている²⁵。成年後見手続に関する費用体系は2013年3月1日付けで改定されおり、それ以前は、これらの点についても費用負担が求められることはなかった。

あらたに利用者に対して費用の負担を求めるようになったのは、上述のとおり、近年委員会における業務量が申請件数の増加にともない拡大の一途をたどっており、それに対して十分な財政的な拡充が得られていないことが一因と考えられる。実際、徴収される手数料の金額は、それぞれの業務コストの分析結果と他州の水準を考慮し算定されたものであり、得られた収入は対応する業務に充当される。しかし、こうした支出拡大への対応策としての費用体系の変更は、今後利用者の一層の拡大が予想されるなか、それに応じて利用者負担がさらに求められていく可能性を示唆するものともいえる。

なお、本人負担の対象として財産管理人・公的受託者が作成した年次報告書の調査費用が含まれているが、これはCompliance Officerとの間で事務処理・手続上のコスト（請求金額が確定次第、請求書を利用者宛に送付する）が生じるためとされている²⁷。また、これらの手数料に対する支払い能力がない場合には、手数料の負担を免除・猶予（保有資産が5万ドル未満の場合など）するなどの弾力的な運用がなされている。

6.2.2. 公的身上監護局（Office of Public Guardian）

6.2.2.1. 概要

公的身上監護局（Office of Public Guardian = OPG）とは、タスマニア州において、1995年後見管理法（the Guardianship and Administration Act 1995、1997年9月1日施行）のPart 3に基づいて設置された、意思決定に障害を有する人々の権利を保護するための権限と機能を付与されている機関である。主として、身上監護に関する後見（法定・任意とも）を担当する²⁸。

公的身上監護局と前述の後見管理委員会は、同一の法律に設置の根拠をもつものの、独立した別の機構である²⁹。公的身上監護人（Public Guardian）の任命以降は、後見管理委員会が個々の業務に対して関与することは基本的にはない。ただし、公的身上監護人に対する苦情や不服申立が提起された場合に加えて、毎年取り扱い案件についての事務報告が求められているほか、必要に応じて後見管理委員会からの調査指示等があることから、実質的には後見管理委員会の監督下にあるも

²⁶ 具体的な費用は、身上監護についての任意後見に関する登記手数料が64.80ドル、同じくその変更登記が46.00ドル、照会が28.00ドル、財産管理人の年次報告書の調査が169.90ドル、公的受託者協会の年次報告書の調査が120.00ドルとなっている。

²⁷ なお、公的受託者協会（Public Trustee）が財産管理を担当している場合には、協会が既に監査を行っていることをふまえて通常169.90ドルのところ120ドルの負担で済むとされている。

²⁸ 実際には、Public Guardianの役割は多岐にわたっており、身上監護だけではなく、件数としては少なくなるものの、財産管理（法定、任意）、医療同意、法定遺言についても担当している。

²⁹ ただし、公的身上監護局に所属するパブリック・ガーディアンのなかには、元後見管理委員会の委員経験者等が含まれているなど、両者の関係は手続的な側面ばかりでなく、人材等の面においても密接であると思われる。

³⁰ 後見管理委員会からの監督ばかりでなく、公的身上監護局から委員会宛に指示を仰ぐということもありうる。

のといえる³⁰。

公的身上監護局は、自らの組織活動を「単なるサービスの供給ではなく、被後見人の意思を実現する活動」であると定義している。後見管理委員会と同様に、後見が本人から法的権利の一部を剥奪するものである以上、後見はあくまで「最後の手段」であるという考えが共有されており、後見を利用せずに代替手段で対応出来る場合にはその方が望ましいという理念を掲げている。こうした理念は、本人の状態の回復等により後見が不要となった場合には、委員会に対して命令の取り消しを申請する姿勢などからもうかがわれる。

組織の構成は、公的身上監護人 (Public Guardian、常勤)、副公的身上監護人 (Deputy Public Guardian、非常勤)、総括身上監護人 (Executive Guardian、常勤) が各 1 名ずつ置かれているほか、州北部と北西部にそれぞれ 1 名（前者は常勤、後者は非常勤）の身上監護人が置かれている³¹。メンバーは、法学を中心に法政策、保健・医療、企業経営など多様な分野からの人物が登用されている点では後見管理委員会と似ているが、担当者の異動や入れ替わりがほとんどみられない点や組織規模が比較的小規模のまま維持されている点で違いがみられ、その意味で組織としては静態的性格であるといえる。

6.2.2.2. 基本的役割

タスマニア州において、身上監護に関する法定後見は、身上監護人 (Guardian) によって担われる。身上監護人は後見管理委員会によって任命される公務員 (public officer) であり、委員会は選任の際にその後見人が本人に代わってどのような代理行為を行うことができるのかについて指示することになっている。身上監護人が可能な代理行為については一覧で示されることになっており、項目としては①医療同意（歯科を含む）の可否³²、②居住地域の選択、③職業の選択、④本人が必要とするサービス（ケア等）等となっている。包括的な代理権の行使が認められる場合には、身上監護人は本人に関する個人的かつライフスタイルに関わるような事柄であっても代理が許される。なお、財産管理については、同時に財産管理人としての任命を受けていない場合には認められない³³。

公的身上監護は、後見管理委員会による命令の場合と、任意後見中の事案において正当な手続を経た場合にのみ成立する。身上監護人の要件として求められるのは、① 18 歳以上であること、② 本人の「最善の利益 (the best interest)」のために行動すること、③ 利益相反のないこと、④ 代理人としての活動に支障をきたさないことの 4 点である。委員会が適当と判断する場合には 18 歳以上の配偶者や親族、本人に近しい友人でも任命の対象 (Private Guardian) となりうる。また、パブリック・ガーディアンの任命は事案の性質によって限定されており、身上監護人の候補者となりうる者が親族にいない場合や親族間に争いがある場合、さらに利益相反がある事案などに限定されているが、実際のところは、身上監護の類型においては多くの場合、公的身上監護局に所属する公的身上監護人が任命されている状況にある。

³¹ 過去には、2008-2009 年度のように 3 名の身上監護人が置かれていた時期もみられる。

³² なお、医療同意については、日本のように医的侵襲性という曖昧な概念ではなく、同意の対象外とされているものが法により明示されており、たとえば妊娠中絶、臓器移植、精神外科に関する手術、薬物中毒を助長するものなどが対象から除かれている。

³³ 公的身上監護局 (Public Guardian) と後述する公的受託者協会 (Public Trustee) とは独立した別の組織である。公的身上監護局が身上監護を担当するのに対して、公的受託者協会は財産管理のみを担当する。

公的身上監護人の選任にあたっては、本人への理解、親族への配慮の姿勢という点にくわえ、当該事案に求められる対応が可能かという点が考慮される。また、任命された場合の本人およびその財産管理人との関係についてのバランス、適合性などの点も重視される。身上監護人の任期は、最大で3年とされているが、具体的な期間については後見命令がなされる際に委員会によって明らかにされる。任期中は毎年委員会によって身上監護人の活動が評価・検証されることとなっており、命令の継続・非継続の判断にくわえて、場合によって内容の変更等も検討される。

また、こうした正規の手続によって成立する身上監護のほかに、緊急時³⁴における特別な措置として身上監護人が任命（仮命令）されることがある。本人の利益のために迅速性が優先されるため、通常の任命において行われる聞き取り調査などの過程を経ずに命令がなされることもある。しかし、こうした緊急時の任命はあくまで時限的なものであり、28日間のあいだ（さらに28日間の更新が可能）限定的に身上監護人としての地位を付与するものである。

6.2.2.3. 運用状況

(1) 取り扱い件数の推移

公的身上監護局が取り扱う事案の件数は、近年緩やかな増加の傾向にある（表6-4）³⁵。2010-2011年度は新規にパブリック・ガーディアンを身上監護人とする後見管理委員会による後見命令が239件、財産管理に関する命令が2件の合計241件で、そのうち緊急の対応案件(emergency order)が155件あった。前年度は、パブリック・ガーディアンを身上監護人とする後見命令が209件、財産管理に関する命令が1件の合計210件で、このうち緊急の対応案件が123件あった。後見管理委員会における取り扱い件数の推移においてみたように、身上監護に関する命令も純増傾向にあり、近年は170件前後で推移している。また、緊急の対応案件の飛躍的増加も特徴的であり、2010-2011年度は2006-2007年度比で約2.77倍の規模となるなど、命令の傾向に変化がみられている。2008-2009年度以降は、それまで主たる対象であった通常類型よりも緊急対応類型の件数が上回る形となっており、公的身上監護局が取り扱う案件の対象内容も、一定期間継続的な業務を行うもの(individual long term order)から一時的な対応を中心とするものへとシフトしているものといえる。

[表6-4] Office of Public Guardianにおける取り扱い件数の推移

	2010-2011	2009-2010	2008-2009	2007-2008	2006-2007
既存案件	166	184	172	129	119
緊急対応案件	155	123	87	63	56
長期個別案件	84	86	105	68	88
財産管理案件	2	1	4	1	2

³⁴ ここで言う緊急時とは、一般に迅速な対応がなされなかった場合に、本人の身体的、精神的な健康を著しく危険にさらすような場合とされている。

³⁵ Office of Public Guardian "Annual Report" 各年度版をもとに筆者修正

(2) 財政状況の推移

公的身上監護局の財政状況は、基本的に変化の幅が小さく、比較的安定的に推移している（表6-5）³⁶。2010-2011年度の歳入決算額は、428,672ドルで前年度に比べ37,241ドル（8%）の減、歳出決算額は、450,462ドルで前年度に比べ15,451ドル（約3.4%）の減となり、歳入歳出とも減少している。しかし、これは2008-2009年度の水準にかなり近い値となっていることから、毎年若干の変動がありつつも全体としてはその変化の幅は小さくおさまっているものと考えられる。特徴としては、人件費に関する支出が大部分を占めていることであり、2010-2011年度歳出ベースで約77%を占めており、赤字となっているのも人件費部分である。

[表6-5] Office of Public Guardianにおける歳入・歳出の推移

費目	2011-2012			2010-2011			2009-2010		
	歳入	歳出	差引額	歳入	歳出	差引額	歳入	歳出	差引額
人件費	428,672	450,462	-21,790	465,913	465,913	0	415,869	414,672	1,197
非人件費	158,527	136,003	22,524	89,232	89,232	0	136,757	135,984	773
計	587,199	586,465	734	555,145	555,145	0	552,626	550,656	1,970

6.2.3. 公的受託者協会 (Public Trustee)

公的受託者協会 (Public Trustee) は、政府所有企業 (Government Business Enterprises) であり、後見管理委員会や公的身上監護局のような司法省管轄下の純粋な行政機関ではない。公的受託者協会はその名称の通り、後見のみを専門とする機関ではなく、遺言、信託、財産管理等など多岐にわたる業務を行っている。公的身上監護局が身上監護についての法定後見を主要な業務としているのに対して、公的受託者協会は財産管理についての法定後見と任意後見を担う。以下では、そのうち財産管理についての法定後見について簡単にみておきたい。

公的受託者協会は、後見管理委員会からの命令を受けて法定財産管理人 (Financial Administrator) としての活動を行う。後見の対象となるのは、18歳以上の成人で、判断能力の減退や精神障害等のために財産管理についての能力を持たない者である。後見人として財産管理を行ううえで法定財産管理人に求められる主な業務は、①本人の財産の保全、②動産と不動産の管理、③配当・賃料・年金などの回収、④資産管理計画の作成、⑤適切な資産運用、⑥税務申告等、⑦他の政府機関・団体との連携、⑧財務諸表の提出、とされている。これらの点について財産管理人が適切に活動をおこなったかについては、提出される年次報告書に対する審査を通じて後見管理委員会によって評価・監督を受けることになる。

前述のとおり、後見管理委員会における手続に対しては、利用者は基本的に費用の負担を求められることはないが、公的受託者協会が公的財産管理人として後見活動にあたる場合には一定の後見

³⁶ Office of Public Guardian "Annual Report" 各年度版をもとに筆者修正。単位はすべてオーストラリア・ドル。2007-2008年度のannual reportが公開されていないため情報が不正確であるが、2006-2007年度の歳入が274,524ドル、歳出が305,307ドルであったことを踏まえると、少なくとも2008-2009年度以降(おそらく2007-2008年度から)は財政規模が倍以上になっていることがわかる。これは、主に人件費の大幅な拡充がなされたことによる。

報酬を支払う必要がある。請求される料金については、表 6-6 のとおり費用発生の対象とその金額があらかじめメニューとして定められている。

以上、オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関の事例についてみてきた。これらの機関において特徴的なのは、次の 5 点である。第一に、成年後見を所掌する機関が裁判所ではなく、司法的機能を備えた行政機関であること、第二に監督機関と実施機関が分離されていること、第三に後見の性質（身上監護と財産管理）に応じて実施機関が異なること、第四に監督機関と身上監護機関については政府予算による運営がなされており、監督機関に対する申請および監督、公的身上監護人による活動に対しても一部の手続をのぞき基本的には費用負担が求められていないこと、第五に公的財産後見人に対して支払われる報酬についてはあらかじめ体系的に明示されていること、である。

[表6-6] Public Trusteeにおける費用体系

項目	報酬額
就任手数料	\$550.00
後見終了時(遺産相続後)における報酬	遺産額の2.2%
現金化(不動産売却等)に対する報酬	財産管理についての任意後見と同率 1回目:\$100,000 もしくは対象の 4.4% 2回目:\$200,000 もしくは対象の 3.3% 3回目:\$200,000 もしくは対象の 2.2% 総額\$500,000以上の場合: 1.1%
年次事務報告書の作成	\$60.00
3年ごとの期間の満了時における報酬	\$135.00

6.3. カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関

6.3.1. 公的後見庁 (The Public Guardian and Trustee) の概要

カナダ・ブリティッシュコロンビア州における成年後見は、公的後見庁 (The Public Guardian and Trustee = PGT)³⁷ を中心に運用されている³⁸。

この公的後見庁は、公的後見人および公的財産管理人法³⁹(the Public Guardian and Trustee Act)にもとづき法務省 (Ministry of Justice) のもとに置かれた行政庁である。その前身は 1963 年に設立さ

³⁷ The Public Guardian and Trustee については、ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度全体を指すものとして「公後見人制度」という訳出もみられるが [北野 ,2000]、ここでは後見に関する監督機能を有する行政機関という意図から菅の訳出に倣った [菅 ,2010]。(菅富美枝「自己決定を支援する法制度支援者を支援する法制度」大原社会問題研究所雑誌 ,No.625,2010,45 頁、および北野誠一「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度と障害者の権利擁護」,ノーマライゼーション障害者の福祉 ,第 20 卷 ,2000)

³⁸ カナダにおいては、後見に関する連邦法ではなく、成年後見に関する事項は連邦政府の責任ではなく各州および準州の責任とされている。

³⁹ 制度改正および the Public Guardian and Trustee Act の訳出は、ブリティッシュコロンビア州における成年後見法と精神保険法の改正状況について論じた白石 [2001] を参照。白石弘巳「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における制度改革」精神障害とりハビリテーション ,5(1),2001,33-38

れた公的受託者庁 (Public Trustee of British Columbia) であり、主に財産管理と未成年後見、遺産分割等に関する事務を担う機関であった⁴⁰。それが 2000 年 2 月の the Public Guardian and Trustee Act の施行により名称と役割が改められ、財産管理だけでなく身上監護（後見）について重視する姿勢が打ち出されることとなった。

ブリティッシュコロンビア州においては、公的後見庁は主として公的後見人および公的財産管理人法によって権限が付与されている。また、関連法として「代理に関する合意法」(Representation Agreement Act)、「医療同意と施設入所法」(Health Care (Consent) and Care Facility (Admission) Act)、「成年後見法」(Adult Guardianship Act)⁴¹ があり、これらの各法を主たる根拠として、判断能力の不十分な人々に対する自己決定の支援や虐待からの保護、身上監護および財産管理についての代理人としての活動および任意代理人に対する支援等を行っている。成年後見に関する PGT の具体的な業務は、事案に対する審査、身上監護・財産管理に関する後見人としての活動、法定後見人の評価・監督等である。

公的後見庁は、法定の行政機関である一方で、上記のような準司法的権能 (quasi judicial authority) を付与されている。公的後見庁は成年後見に関する事務の多くの部分を所掌していることから、公的後見の利用者 (Client) にとっては事実上最高裁判所 (Supreme Court) の役割を果たしている。その一方で、PGT が政府内に独立性をもった機関として設置されているのは、保護や支援を必要とする対象と政府と間で利益の相反する場合であっても、利用者の利益の確保と意思の尊重がなされなければならないという考えに立脚するためである。

公的後見庁長官を支える組織として、統括委員会 (Executive Committee) が置かれている。委員会は、長官、副長官 (Deputy Public Guardian and Trustee) 各 1 名と、PGT の主要部門の責任者 5 名⁴² から構成されており、ここが機関全体としての意思決定の中核的役割を担っている。また、これらの執行部門のもとには、公的後見庁事務総局 (The PGT Executive Office) が置かれており、公務員法 (the Public Service Act) に基づき採用された 246 名の職員が勤務している。これらの職員は、財政、法律、保健、社会福祉等のさまざまな分野を背景とする人々から構成されており、公的後見庁の主たる業務である 5 つの部門、すなわち子供青少年部門 (Child and Youth Services)、成年部門 (Services to Adults)、遺産相続・個人信託部門 (Estate and Personal Trust Services)、財産管理部門 (Client Finance and Administrative Services)、企画調整・公教育部門 (Policy, Planning and Public Education) に配置されている。

⁴⁰ イギリスにおける後見庁の司法機関からの分離とイギリス法における後見庁の歴史的意義については、菅 [2010] (前掲) を参照。

⁴¹ これら 4 法をあわせて、成年後見関連 4 法と呼ぶ。実際には、公的後見庁の活動に関わる法律はこれらの 4 法のみではなく、以下の法も直接的もしくは間接的に関係している。Child, Family and Community Service Act, Community Care and Assisted Living Act, Employment Standards Act, Estate Administration Act, Estates of Missing Persons Act, Family Law Act, Infants Act, Insurance Act, Insurance (Motor Vehicle) Act, Patients Property Act, Power of Attorney Act, Trust and Settlement Variation Act, Trustee Act, Wills Variation Act。

⁴² 子供青少年局長 (Director, Child and Youth Services)、成年局長 (Director, Services to Adults)、財産・信託局長 (Director, Estate and Personal Trust Services)、財産管理局長 (Director, Client Finance and Administrative Services)、企画調整・教育局長 (Director, Policy, Planning and Public Education) を指す。

6.3.2. 基本的役割

公的後見庁の基本的理念は「Rights, choices and security for all British Columbians.」（すべての州民の権利・選択・安心のために）とされている。公的後見庁は、この理念を実現するために、①未成年者の財産と権利の保護、②判断能力の低下した成人に対する財産管理と身上監護、③死亡者および不明者の遺産管理に関する業務を行う⁴³。

公的後見庁の業務は、上述のとおり5部門からなっている⁴⁴。以下、PTGの各業務部門の役割について概観しておく（後見に関して中心的な役割を果たす成年部門については後述）。

まず子供青少年部門（Child and Youth Services division = CYS）は、主に未成年後見を担当する組織である。親権者や代理人と同様に未成年者の身上と財産の保護を目的に、事案の性質に応じて、CYS自身が後見人等（Guardian of Estate, Litigation Guardian or Trustee）として活動する。

遺産相続と個人信託部門（Estate and Personal Trust Services division = EPTS）は、相続者が地理的な理由等により死亡した人物の遺産を管理できない場合等にその管理にあたるほか、他の部門が対象とする被後見人が相続人である場合には遺産相続についての後見人（Guardian of Estate）として、遺言がある場合には遺言執行者としての活動を行う。また、遺言や裁判所による命令、生前者間の合意にもとづいて、受託者として活動する。

財務・事務管理部門（Client Finance and Administrative Services division = CFAS）は、個人および法人向けに財務面・事務管理面の支援を行う。法人に対しては予算計画の作成、会計処理、事務管理、情報技術の提供、人的資源の調達、設備等が、個人に対しては収支管理、投資に関するノウハウの提供、資産管理などの各種サービスが提供される。

最後に、企画調整・公教育部門（Policy, Planning and Public Education division）は、主にPGT全体の組織管理を担当する組織である。各組織のパフォーマンスに関する計画とその報告、組織内外の連絡調整、戦略や方針の策定、およびそれらに関する調査および評価を業務とする。また、部門長および法律家のスタッフらは、法学教育の目的のもと（広義の）後見に関する講演を各地で行うほか、論文等の執筆を行っている。

6.3.3. 成年部門（Services to Adults division）

（1）業務の概要

PGTは、判断能力の減退により自らの意思決定が困難な人々の法的権利保護と身上および財産上の問題を解決することを任務の一つとしており、これを担うのが成年部門（Services to Adults division=STA）である。STA業務の大部分は個々の事案において浪費癖やセルフネグレクトの有無

⁴³ R.M. Gordonによれば、公的後見庁の役割は、支援から孤立している人々に対して適切な支援を提供し、また全體の監視者として行動することに求められる、とされている。（新井誠監修『成年後見法における自立と保護』日本評論社,2012,82頁）

⁴⁴ それぞれの部門における詳細な業務内容は、公的後見庁が毎年発行しているannual reportを参照のこと。WEBサイト(<http://www.trustee.bc.ca/default.htm>)上から入手が可能である。

⁴⁵ PGTによる業務説明では、ここで取り上げた4つの業務にEstate Liaisonをくわえた5つの主要業務があるとされているが、便宜上この点については省略した。

等について調査し、必要に応じて対象者を保護することであるが、第三者の意見をもとにした医療同意の決定等についても行っている。基本的な対象者は、精神疾患や認知症、発達障害を患有者で、ほかに代理人の候補者となりうる者がいない場合とされている。

STAにおける具体的な業務は、大きく分けて①評価と調査、②医療同意に関する決定、③成年後見事務の実施、④私的法定後見の監督の4つが挙げられる⁴⁵。

一点目の評価と調査(Assessment and Investigation)とは、対応の初期段階として本人の知人や親族、および専門職から提出された報告書にもとづいて、PGTによる対応が必要か、いいかえれば代替手段による解決が可能かどうかの評価が行われることを指す。本人に浪費や経済的虐待、セルフネグレクトの実態がないか等について、親族や関係者に対する聞き取り等を含んだ調査・検討が行われる。

二点目の医療同意(Health Care Decisions)については、医療の提供にあたっては、医療同意と施設入所法により医療機関はインフォームドコンセントを得なければならないとされていることから、本人にそれらに関する意思決定能力がない場合には本人に代わって同意を行う代理人が必要となる。この点、代理に関する合意法は、近親者と新しい友人のみに医療同意を行う権利を認めており、適当な人物がいない場合については、新たに代理人を任命するか、もしくはPGT自体が同意を行う⁴⁶。

三点目は、法定財産管理人(Committee of Estate)、法定身上監護人(Committee of Person)⁴⁷としての活動等(Client Services)である。たとえば、PGTが法定財産管理人に任命された場合には、STAの職員が流動財産と収入源の確保、税の納付、投資管理、不動産管理を行うための計画を本人のために作成する。同様に法定身上監護人に任命された場合には、本人に代わって生活や医療・介護に関する決定を行う。

四点目は、私的法定後見人⁴⁸に関する監督(Private Committee Services)である。本人の親族や知人が法定後見人の場合、つまりPGTが法定後見人に任命されていない場合には、PGTは本人の利益が保護されているかどうかという点についての調査・監督を私的法定後見人に対して行うことができる。

PGT、特にSTA部門について特徴的なのは、前節において検討したオーストラリア・タスマニア州では公的後見に関する監督機関と実施機関が分けられており、さらに実施機関についても身上監護と財産管理とにおいてそれぞれ異なっていたのに対して、ブリティッシュコロンビア州においては監督機関が執行・実施機関を部分的にであれ兼ねていること、また身上監護と財産管理という性質の異なる業務を同一の部門が担当しており、組織的に未分化の体制にあることである。

⁴⁶ ブリティッシュコロンビア州における医療同意の仕組みについては、菅[2011]に詳しい。菅は、STAによる医療同意の取り扱いについて家族を代行決定者(substitute decision-maker)として法に規定するアプローチとして紹介している。菅、富美枝「イギリスの成年後見制度にみる市民社会の構想」経済志林,30,2011,349-350

⁴⁷ これら二つの類型だけでなく、財産管理についての任意後見(Power of Attorney)、身上監護についての任意後見(Representative)、手続代行者(Litigation Guardian)、年金受託者(Pension Trustee)についての活動も行う。

⁴⁸ 私的法定後見人の選任は、近親者等が最高裁判所に対して法定後見人の選任を申請する場合と公的後見庁がその業務として後見人に自らを任命する場合である。

⁴⁹ 2010-2011年度以前は職員数は基本的に94人であり、年度によっては93人というケースもみられた。

⁵⁰ The Public Guardian and Trustee "Annual Report" 各年度版をもとに筆者作成。表に記載した項目は便宜上抜粋しており、実際にServices to Adultsにおいて取り扱われるものの一部のみとしている。そのため、「計」の項目については、実際の取り扱い件数を反映しているものではないため留意されたい。

(2) 取り扱い件数の推移

STA 部門は、公的後見庁の各部門のなかでもっとも比重の大きい部局である。STA 部門には 95 人（全体の約 40%）⁴⁹ の職員が配置されており、年間およそ 9500 件の事案を取り扱う（表 6-7）⁵⁰。

[表6-7] Services to Adults division における取り扱い件数の推移

	2011-2012	2010-2009	2009-2010	2008-2009	2007-2008
調査と評価	2,412	1,980	1,777	1,781	1,613
医療同意	614	630	656	665	659
後見活動	4,458	4,413	4,352	4,244	4,040
私的後見監督	2,198	2,208	2,148	2,414	2,362
計	9,682	9,231	8,933	9,104	8,674

そのうち、評価と調査に関するものが約 2400 件、医療同意に関するものが約 600 件程度、PGT が後見人として活動するものが約 4500 件、私的後見の監督に関するものが約 2200 件である。なかでも、調査と評価に関する件数が近年大幅に増加しており、2007-2008 年度においては 1613 件であったことから、4 年間で約 1.5 倍の規模になっている。また後見業務を行う件数も増加傾向にあり、2007-2008 年度から 400 件程度も増加している。医療同意についてはやや減少傾向にあり、また私的後見の監督については年度ごとにばらつきが大きい。全体としては、主要業務に関しての取り扱い件数は増加傾向にあるといえる。

各業務における取り扱い件数から分かるように、STA 部門における業務の中心は、初期段階における審査と実際の後見業務、それから私的後見の監督である⁵¹。ただし、これらの主要業務のなかでも、近年においては調査と評価に関する業務が拡大しており、後見に関する何らかの目的のために STA に持ち込まれる事案の数自体が大幅に増加しているため、業務の比重も高まっているものと考えられる。

6.3.4. 財政状況

PGTにおいては、政府による資金供給と業務を通じて得られる手数料や報酬 (Fees and commissions) からの収入との組み合わせにより、半ば独立採算型の財政運営がなされている。2011-2012 年度の歳内訳は、歳入全体 23,625 ドルのうち手数料・報酬をはじめとする自主事業による収入が 14,765 ドル、政府支出が 8,860 ドルとなっており、手数料・報酬による収入が歳入全体の約 63% を占めている。

このような歳入の大部分を占める手数料等に関する料金体系は、わが国における不明瞭な後見報酬の算定方法とは異なり、すべての費用について公的後見人および公的財産管理人法の規則 (the

⁵¹ 取り扱い件数については、The Public Guardian and Trustee "Annual Report 2011-2012" を参照。

⁵² Public Guardian and Trustee Act, Public Guardian And Trustee Fees Regulation, includes amendments up to B.C. Reg. 146/2012, July 1, 2012 ここでは、便宜上 Adult Guardianship Act に関するもののみを抜粋しているが、実際には Adult Guardianship Act 以外にも、Community Care Facility Act、Employment Standards Act、Estate Administration Act、Estates of Missing Persons Act、Infants Act、Limitation Act、Patients Property Act、Public Guardian and Trustee Act、Representation Agreement Act、Residential Tenancy Regulation、Trust and Settlement Variation Act、Wills Variation Act の各法別に表のような形式で料金体系が示されている。

Public Guardian and Trustee Fees Regulation) に定められおり、このリストをもとに PGT が行った活動に応じて利用者に対して料金が請求される仕組みとなっている。リストにおいては、活動の拠点となる法律ごとに、個別の活動項目、金額、請求対象者、支払時期がそれぞれ対応する形で示されている。なお、金額の設定は、内容によって額面が固定のものと資産規模に比例する形式のものとがみられる(表 6-8)⁵²。

[表6-8] The Public Guardian and Trusteeにおける費用体系(一部抜粋)

項目1		項目2	項目3	項目4
	活動	料金	算定対象	支払い時期
1	成年後見法:			
	(i) 受取資産の1%	本人の財産	受け取り次第	
	(ii) 所得の5%	本人の財産	受け取り次第	
	(iii) 総資産の0.4%	本人の財産	毎月	
	(iv) 総資産の1%	本人の財産	後見命令の終了時	

こうした歳入構造をふまえたうえで、PGT の財政状況の推移について概観しておきたい（表 6-9）⁵³。2011-2012 年度の歳入決算額は 25,658 千ドルで前年度に比べ 719 ドル（約 2.9%）の増で、歳出決算額は 25,001 千ドルで前年度に比べ 884 千ドル（約 3.7%）の増となり、歳入歳出とも増加している。さらに、2010-2011 年度についてもみると、歳入決算額は、24,939 千ドルで前年度に比べ 828 千ドル（3.2%）の減、歳出決算額は 24,117 千ドルで前年度に比べて 390 千ドル（約 1.6%）の減である。

[表6-9] The Public Guardian and Trusteeにおける歳入・歳出の推移

		2011-2012	2010-2011	2009-2010	2008-2009	2007-2008
歳入	手数料・報酬	16,798	15,477	15,317	14,653	15,866
	政府資金	8,860	9,462	10,450	10,546	8,876
	計	25,658	24,939	25,767	25,499	24,742
歳出	人件費	18,786	18,111	17,526	16,244	15,079
	システム管理費	1,658	1,915	1,312	1,443	1,304
	事務管理費	1,240	975	1,105	1,349	1,074
	法律事務費	916	1,006	665	838	665
	クライアント支出	909	788	626	817	655
	専門的サービス	876	703	784	627	730
	償還費	542	570	664	734	753
	不動産賃借料	74	49	1,825	1,739	1,646
	地域貢献	0	0	0	0	40
	計	25,001	24,117	24,507	23,791	21,946
差引額		657	822	1,260	1,708	2,796
前年度繰越金		24,407	23,585	22,325	20,617	17,821
計		25,064	24,407	23,585	22,325	20,617

(千ドル)

歳入の面では、政府資金が年々減少しているものの、それとは対照的に手数料・報酬による収入が大きく増加しており、トータルでは年度間で歳入合計にあまり変化はない。一方、歳出の面では、とりわけ人件費の拡大が著しく、2011-2012 年度で歳出全体の約 75% を占めている。また、人件費以外のほとんどの費目においても支出が拡大している。そのため、年々黒字幅が減少しており、近

⁵³ The Public Guardian and Trustee "Annual Report" 各年度版をもとに筆者作成。単位はすべてカナダ・ドル。

い将来には赤字に転じて繰越金を取り崩す形となることも予想される。

このように、PGTの財政はやや悪化の傾向をみせている。需要の拡大と利用者の順調な増加が進む一方で、財政悪化のために人的資源の拡充に対する抑制が進みうる。こうした厳しい財政環境においては、①どのような形で後見に対する質を維持し、組織運営の効率性を高めていくのか、また、②政府支出の減少と自主収入の一層の拡大がもたらすPGTと政府との関係性へのインパクト、といった点が注視される。

以上、カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関についてみてきた。主な特徴としては、次の5点を挙げることができる。第一に、成年後見を所掌する機関が、裁判所のほかに司法的機能を備えた行政機関にも求められていること、第二に監督機関と実施機関が未分離であり、公的後見庁自身が後見人としての活動を行うとともに、後見に関する監督についても部分的に担当していること、第三に身上監護と財産管理が機関内の業務として峻別されていないこと、第四に機関の運営は政府予算への依存度が低く、半独立採算的体制にあること、第五に成年後見に関して生じる費用については、規則としてあらかじめ体系的に明示されていること、である。

6.4. 結びに代えて

わが国の成年後見制度は、法務省が制度設計を行い、最高裁判所による指揮のもとに家庭裁判所がその運用を担っている。しかし、諸外国においては、必ずしも裁判所のみが成年後見に関する権能を有するわけではなく、とりわけ「公的後見」を制度的に組み込んでいる国においては、司法省（法務省）が所管する行政組織がその監督と事務を司っているケースがみられる。

もっとも、司法的権能が付与された行政組織といつてもその形態は多様であり、本章において検討したオーストラリア・タスマニア州とカナダ・ブリティッシュコロンビア州の2例をとっても、主に次の3点において大きく違いがみられた。

第一に、監督機関と実施機関の関係である。タスマニア州では、成年後見に関する監督機関と実施機関が分離されており、後見管理委員会が監督機能を、公的身上監護局（および公的受託者協会）が実施機関とされていたのに対して、ブリティッシュコロンビア州においてはこうした機能別の機関の分離はみられない。

第二に、身上監護と財産管理に関する実施機関の設計の違いである。タスマニア州においては、身上監護と財産管理という後見活動の性質の違いに応じて実施機関が分けられているが、ブリティッシュコロンビア州においては、公的後見庁の一部門がこれらをまとめて担当するという形態をとっている。

第三に、各機関の財政における政府支出に対する依存度の違いである。タスマニア州の公的後見機関は、受託者協会をのぞいて基本的にすべて政府支出によって運営されているのに対して、ブリティッシュコロンビア州の公的後見庁は半ば独立採算型の財政であり、さらに政府支出への依存度は年々減少している⁵⁴。

⁵⁴ 行政機関である以上、政府による財政的な統制を受けることは避けられない。政府支出に対する財政的依存度が機関としての独立性に与える影響の問題は、司法的権能を行政機関に付与することを検討する際には極めて重大な論点となりうる

こうした違いは、各州における他の行政組織の設計や編成のあり方にくわえ、その州の人口・財政規模等などの諸条件と密接な関係にあると考えられたため、単純に形式的な比較を行うのは適切ではないかもしない。しかし、わが国において、家庭裁判所が保有する資源の限界が指摘されるとともに、基礎的自治体による成年後見に対する関与のあり方が模索されるなか、行政による後見への関与の度合いがもっとも高い形態の1つと思われる公的後見を制度的に内包したこれら2つの事例が示唆するところは大きいと思われる。

現行の成年後見制度は、本稿におけるいくつかの指摘をはじめとする様々な問題を抱えた不完全なものである。現行制度下における運用改善が求められると同時に、大きな制度改革を視野に入れた議論、たとえば本章で触れた成年後見の司法機関からの分離可能性に関する検討や、各自治体による成年後見への関与のあり方についての新たな仕組みについての議論の蓄積が待たれる。

7. 現行の報酬決定システムの構造に関する分析

7.1. 本分析の枠組み

7.1.1. 現行の後見報酬決定システムの特徴と問題点

ここまで後見に関する業務や認識のあり方、また海外の事例など、後見のさまざまな側面について検討してきた。これを受け最後に、現行の報酬決定システムの構造（現在の報酬決定システムは、どのような仕組みで、どのような基準を用いて、どのような運用がなされているのかといった事柄）に関する分析を行いたい。

具体的には、現行の報酬決定システムを構成する主要な4つの要素、すなわち、「本人の財産」、後見人等による「後見業務」、その後見業務に対する「評価」、後見業務に対する「後見報酬」を取り上げ、それらの要素間の相互関係のあり様について多変量解析を用いて客観的に明らかにすることを通じて、現行の後見報酬の決定メカニズムのあり方を解明する。

ではなぜここで、現行の報酬決定システムの実態を明らかにする必要があるのだろうか。その主な理由としては、以下のような点が挙げられる。

人間は基本的に自己の利益を最大化しようとする合理的な存在であり、後見においてもそれは同様である。これは基本的に、すべての後見関係者に妥当することであるが、とりわけ第三者後見人においては重要である。例えば専門職後見人についていえば、後見業務をビジネスとして行っている側面が強いため、後見報酬額の多寡は自身の事業収入にそのまま直結する。また、他の業態に比べてボランティア的色彩が強いといわれる市民後見にしても、みずからの後見体制や組織を維持・存続させ、後見活動を継続していくためには、しかるべき対価としての後見報酬を得ることは必要不可欠である。

後見報酬がどのような要素や基準によって決められるかということは、後見人の行動のあり方を大きく規定する。例えば、ある特定の行動に対して相当の報酬が支払われるという場合、人々はその行動を率先して行おうとするであろうし、逆にある行動を行っても報酬は支払われないという場合、人々はその行動を積極的に行おうとはしないだろう。後見報酬は、後見人の行動のあり方を左右し、また特定の行動を行うよう誘導しうる主要なインセンティブとして捉えることができる。

これまでのところ後見報酬に係る具体的な決定基準やその運用の詳細について、裁判所から公式の情報開示はほとんど行われていない。一般に裁判所は、後見報酬の額を決定するに際して、管理対象となる本人の財産額を主要な算定項目とし、これに加えて、後見人による身上監護活動への評価などを加味していると言われている。この点につき、もし仮に、本人の管理対象財産額が多いほど報酬額も増えるというのであれば、後見人はより大きな資産を持った人の後見人になろうとするであろうし、またもし仮に、本人の身上監護を行うほど報酬額も増えるというのであれば、後見人は、本人の身上監護をより熱心に行おうとするであろう。

この点につき、後見制度の基本理念としては、本人の身上配慮や権利擁護等をはかることがその

中心的な目的として掲げられている。後見人は、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮しながら、本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うことが、法的に義務づけられているのである。この基本理念を、単なる抽象的な努力目標ではなく実際に具現化するためには、後見人に対して、本人の身上配慮や権利擁護に積極的に取り組むように促すための経済的なインセンティブとして、後見報酬の決定メカニズムを活用していくことが重要であろう。

ところで報酬とは、元来人間の労働に対する対価として、その労働に見合った等価物が与えられるものである。この観点から言うと、後見報酬は、後見人によって実際に行われた業務に対して、その質や量に見合うだけの金額が支払われるよう制度設計する必要があるだろう。

この点については、既述のように、裁判所は、後見人の業務内容というよりもむしろ本人の管理対象財産額に応じた報酬を付与する傾向にあると言われている。そしてこの算定基準の根拠としては、管理対象財産と後見業務との関係に関する直感的な想定（管理対象財産額が多いほど、後見人の仕事量や管理の難易度が上昇していくと考えられるため、それに応じて報酬額も増やしていく必要があるという考え方）に基づいていると考えられる。とはいって、これは文字通り単なる想定であり、何らかの実証研究等による客観的な裏付けに基づくものではない。

また後見報酬額を算定するためには、その前提として、後見人によって行われた業務の内容を客観的な基準に基づいて評価する必要がある。この点、原則的にいえば、後見人の業務内容を最も正確かつ的確に評価することができるは、そのサービスの受け手である本人、ならびにその周囲の人々（本人の親族や医療・介護従事者など）ということになるであろう。とはいって、後見制度を利用している本人は判断能力が低下しているため、その評価を正しく表明することは難しい。また技術的観点から見ても、本人やその周囲の人による評価を、裁判所が正確に聴取することには、かなりのコストと困難がともなうであろう。

このような事情もあり、現在の仕組みでは、もっぱら後見人によって提出される後見事務報告書等に基づき、裁判所が後見業務に対する評価を下すこととなっている。しかし後見事務報告書の内容は、後見人による自己の業務に関する自己申告・自己評価であり、その客観性はまったく担保されていない。また、評価主体であるところの裁判所においても、近年の後見事案の増加にともなう事務量の膨張などにより、十分な評価体制を整備することが難しくなっているため、適切な評価がなされることを期待するのは難しい。

以上のように、現在の後見報酬の決定構造は、さまざまな疑問点や問題点をはらんでいる。その主要なものを具体的に挙げると、次のようになるだろう。

まず第一に、後見報酬の決定構造の不透明性である。既述の通り、後見報酬の決定システムの詳細については、裁判所はこれを明らかにしておらず、その具体的な内容はいまだ不明なままである。

第二に、（主に報酬決定構造の不透明性による）後見実施主体における予測不可能性である。上記のように報酬決定システムが不透明であるがゆえに、後見人は、自己のどのような後見活動が実際に報酬に反映されるのか、また自身が実施した後見業務に対して具体的にどの程度の報酬が付与されるのか、などといった事柄について正確に予測することが困難である。このため後見人は、将来の後見活動の指針や方針などを定めることが難しく、さらに後見活動を展開する事業体や法人においては、自己の活動や組織を維持していくための事業計画や経営方針などを策定することが困難になってしまう。

第三に、後見の基本理念達成を促進する経済的インセンティブとしての機能不全である。本来、後見報酬は、本人の身上配慮と権利擁護という後見の基本理念を充足するための主要な経済的誘因として機能することが期待されている。しかし、現状においては後見人による業務（身上監護活動等）がどのように裁判所によって評価されているのかが不明であることから、その誘因効果が十分に機能しているとは言い難い。

第四に、後見業務に対する評価の客觀性・正確性の欠如である。既述の通り、現行の業務評価システムの中心は、後見人の自己申告（事務報告書等）に対する評価であり、その客觀性や正確性を期待することは難しい。

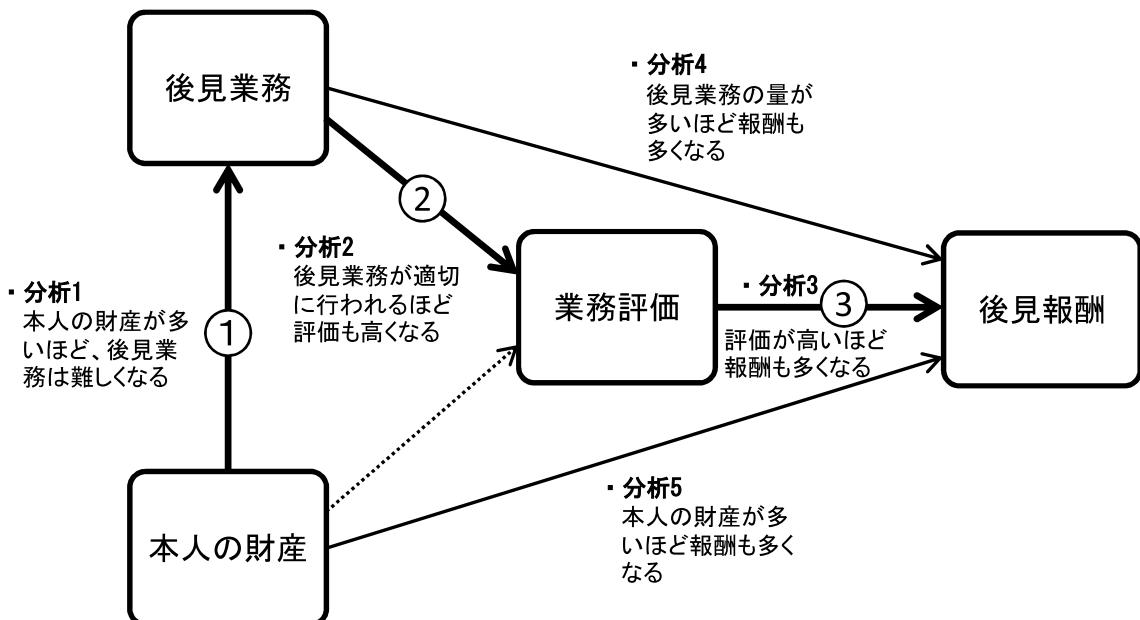
第五に、後見業務に対する対価としての相当性の欠如である。上記のように、現行の業務評価システムは、その客觀性や正確性が十分担保されていないことから、その評価に基づく報酬額の決定は、はたして後見業務の内容に見合うものなのか不明確なものになっている。その結果、一生懸命仕事をしても報酬として報われない（その一方で、仕事量以上の報酬付与が疑われる例もみられる）という不公平な状況となってしまっている。

7.1.2. 本分析のモデルの概要

本分析は、現行の後見報酬決定に係る全体的な構造を客觀的・計量的に明らかにすることによって、上で示したような制度の基準や運用などの不透明さや不明瞭さを排し、ひいては公正で合理的な報酬決定メカニズムの構築につなげていくことを主要な目的としている。

まず、この分析の全体的なモデルを示すと図 7-1 のようになる。

【図7-1】後見報酬の決定構造に関する分析モデル



このモデルは、後見報酬決定の全体的な構造を構成する4つの主要な要素（「本人の財産」、「後見業務」、「業務評価」、「後見報酬」）について、その相互関係のあり方を表している。そしてこのモデルにおける理念型（合理的な報酬決定システム）として、後見報酬決定の因果的な過程が、図中の太字の矢印の流れ（①→②→③の流れ）として示されている。

この理念型としての報酬決定の過程をより具体的に述べると次のようになる。

まず第一に、過程①（本人の財産と後見業務の間の関係）である。本人が保有する資産や収支の状況（例えば多額の資産を有している、株式や国債等を保有している、負債を抱えている、収入が少なく赤字であるなど）は、後見人が行うべき業務の内容の大枠を定めることになる。

第二に、過程②（後見業務とその評価の間の関係）である。後見人によって行われる本人の財産管理や身上監護などの業務は、あらかじめ定められた客観的基準に基づき第三者によって評価が行われる。

第三に、過程③（評価と報酬の間の関係）である。上述の後見業務に対する客観的評価に基づき、事前に定められた算定基準に従って、後見報酬の金額が決定される。

以上が、本モデルにおける理念型としての報酬決定の過程である。後見報酬額の決定を客観的かつ合理的に行おうとするならば、このモデルで示したような決定システムを整備することが必要となるはずである。

この点、果たして現行の報酬決定システムは、この理念型としての決定システムに合致したものになっているのであろうか。それとも、理念型とは異なる別の決定システムが構築されているのであろうか（ただしその場合は、いくばくかの非合理性を内包したものになってしまふであろう）。本分析における主要な目的の1つは、この点を解明することにある。

以下では、上で示したモデルに基づきながら、6つの主要な分析が行われる。分析の概要は、次に示す通りである。

第一に、本人の財産と後見業務の関係に関する分析（分析1）である。

まずははじめに、後見人が実施する後見業務と、その業務の内容や量などを規定する本人の保有財産との間の相互関係について分析する。その際、現行の報酬決定システムにおいて想定されていると考えられる前提（本人の財産が多いほど、後見業務の分量や難易度も上がるという前提）は、果たして妥当なのか否かという点についての検証を行う。

第二に、後見業務とその評価の関係に関する分析（分析2）である。

後見人が実施する後見業務の内容と、その後見サービスを受ける本人ならびにその周囲の人によつてなされる後見業務に対する評価との間の相互関係について分析する。後見人によって実施される業務のあり方は、本人等による業務評価に影響を与えるのか（あるいは与えないのか）、そして、後見人がどのような業務を行えば、本人等の評価が高くなるのか、また逆にどのような業務を行うと評価が低くなるのか、といった点を明らかにする。

第三に、業務評価と報酬の関係に関する分析（分析3）である。

本人等によつてなされる後見業務に対する評価と、裁判所によって決定される後見報酬額との間の相互関係について分析する。本来、合理的な報酬決定システムを構築しようとするならば、後見サービスの受容者による業務評価を、その報酬額決定に反映させる必要があると考えられるが、現行のシステムはそのような運用がなされているのか否か、という点について検証する。

第四に、後見業務と報酬の関係に関する分析（分析4）である。

後見人によって実施される後見業務の内容と、裁判所で決められる後見報酬額との間の相互関係について分析する。上で述べたように、報酬額の決定を合理的に行うためには、後見業務の内容に

関する客観的評価を行ったうえで、その評価に基づく報酬額の算定を行う必要がある。この点、もしひいて業務評価を行わないとするならば、後見業務の質を報酬に反映させることは不可能であり、後見業務の量（典型的には、業務における取扱金額の多寡）のみが機械的に報酬に反映されることになるだろう。だが後見業務における取扱金額は、多くの場合本人の財産の大きさに比例することになると考えられるため、結局のところ、本人の管理対象財産の金額がほぼそのまま報酬額の決定に反映される、という結果になってしまふであろう。この点につき、現行のシステムは、果たして後見業務の量のみが報酬決定に反映されているのか（あるいはそれすら反映されていないのか）、さらに業務の質に関する評価も加味されているのか、といった点について検証を行う。

第五に、本人の財産と報酬の関係に関する分析（分析5）である。

本人の保有財産（資産の大きさや収支の状況など）と、裁判所によって決定される後見報酬額との間の相互関係について分析する。上述のように、報酬決定において業務評価が適切に行われない場合は、後見業務の分量（主に取扱金額）のみが算定されることになり、それは結果として、本人の管理対象財産の大きさをほぼそのまま反映した報酬決定につながっててしまうだろう。この点につき、果たして現行の決定システムは、もっぱら本人の管理対象財産だけを考慮した算定がなされているのか、あるいは業務評価等を加味した上の決定がなされているのか、といった点について検証を行う。

第六に、総合的分析（分析6）である。

裁判所によって決定される後見報酬額と、それに影響を与えると考えられるさまざまな要素（「本人の財産」、「後見業務」、「業務評価」、ならびに「後見人の業態」等の諸要素）の間の相互関係について総合的に分析する。

現行の報酬決定システムは、先に示したような理念型としての合理的なシステムとして運用されているのか、あるいはそうではない別様の仕組みで動いているのかという点について、報酬決定に影響を与えるさまざまな諸要素を網羅的に扱いながら検証を行う。

以下では、上記の6つの分析を順に行っていく。

なお、現行の報酬決定システムを構成する諸要素のうち、「本人の財産」と「業務評価」の間の相互関係については、その関係は非常に弱い結び付きと考えられるため、本分析では扱わないこととする。

7.2. 本人の財産と後見業務の関係に関する分析

7.2.1. 分析の枠組み

まずははじめに、後見人が実施する後見業務と、その業務の質や量などを規定する本人の保有財産との間の関係についての分析（分析1）を行う。

既述のように、報酬決定の際に業務評価を行わない場合、後見業務の量だけしか報酬額の算定に反映させられない結果になる。だが、後見人が実施した業務の量を正確に知るためには、やはり客観的な評価を行う必要があるため、いずれにせよ、何らかの形で業務評価を行わない限り、客観的で合理的な報酬額の決定を行うことは原理的に不可能である。しかし、この業務評価を行うためには

相応のコストが必要となるため、報酬決定機関（裁判所）においては、この評価を可能な限り簡略化（できれば省略）した形で、報酬額の算定を可能にする方法がないものか模索されることになる。

この点につき、後見人の業務量は本人の管理対象財産額に比例するという想定を置いた上で、この財産額を、後見人の業務量の代わりに報酬算定基準として用いる方法が考えられる。現在、裁判所は、主にこの方法を用いて報酬額の算定を行っていると言われているが、果たしてこのような想定は現実に妥当しているのであろうか。もしこの想定が現実に妥当していない場合、現行の報酬決定システムは何の客観的根拠にも基づかない非合理的な決定が行われていることになる。以下、計量的分析を行うことによって、この点の真偽について明らかにしたい。

7.2.2. 本人の保有資産額と財産管理の業務量との関係

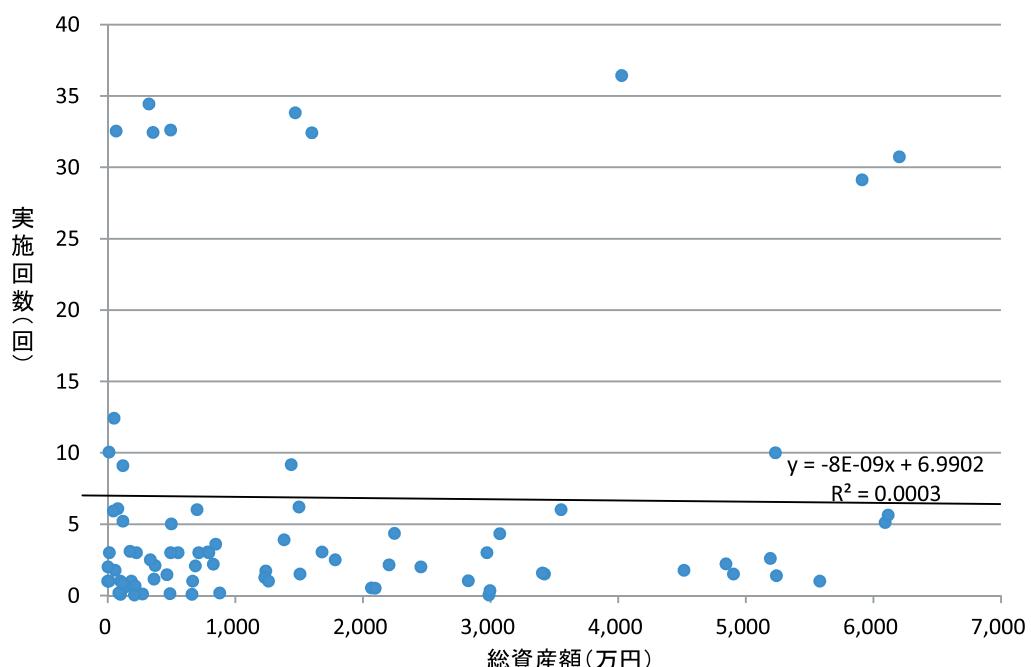
[表7-1] 相関分析(本人の資産総額と財産管理の業務量との関係)

	資産総額との 相関係数	n
財産管理の 実施回数	-.016	83
財産管理の 実施時間	.086	72
財産管理の 取扱金額	.055	70

ここでは、本人の保有財産と後見人による業務量（特に、本人の保有財産と関連が深いと考えられる財産管理業務）の関係について分析を行う。

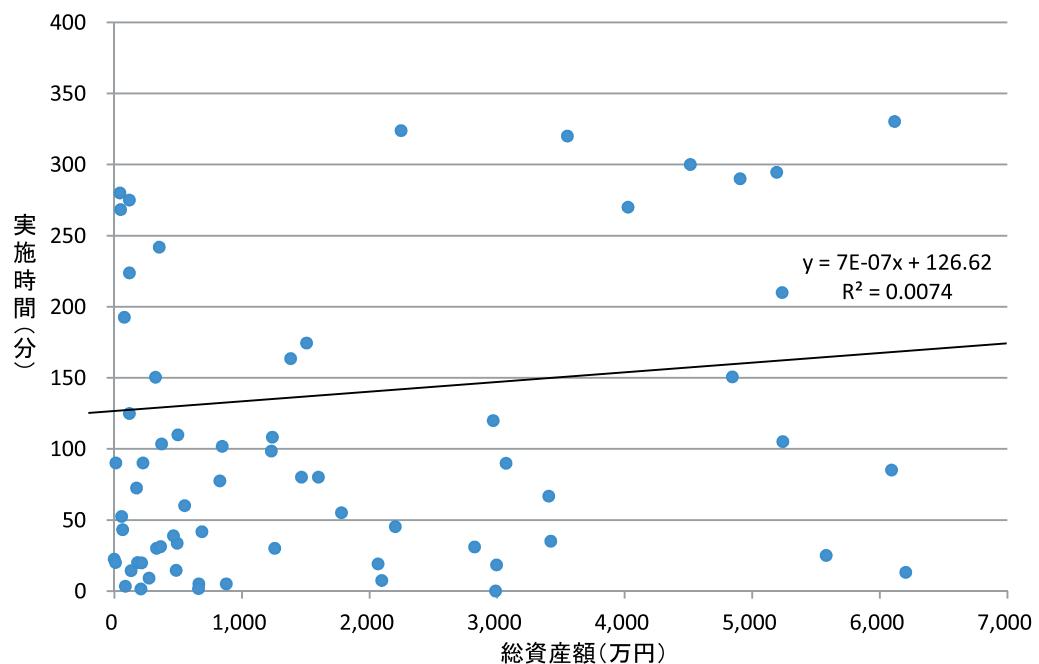
表7-1は、本人の資産総額と、後見人による財産管理の業務量との間の関係について、相関分析を行った結果を示している。また図7-2、図7-3、図7-4は、本人の資産総額と、後見人が1ヵ月あたりに行う財産管理の業務量（実施回数、実施時間、取扱金額）との間の関係を、それぞれ散布図で表したものである。

[図7-2] 本人の総資産額と財産管理の実施回数の関係

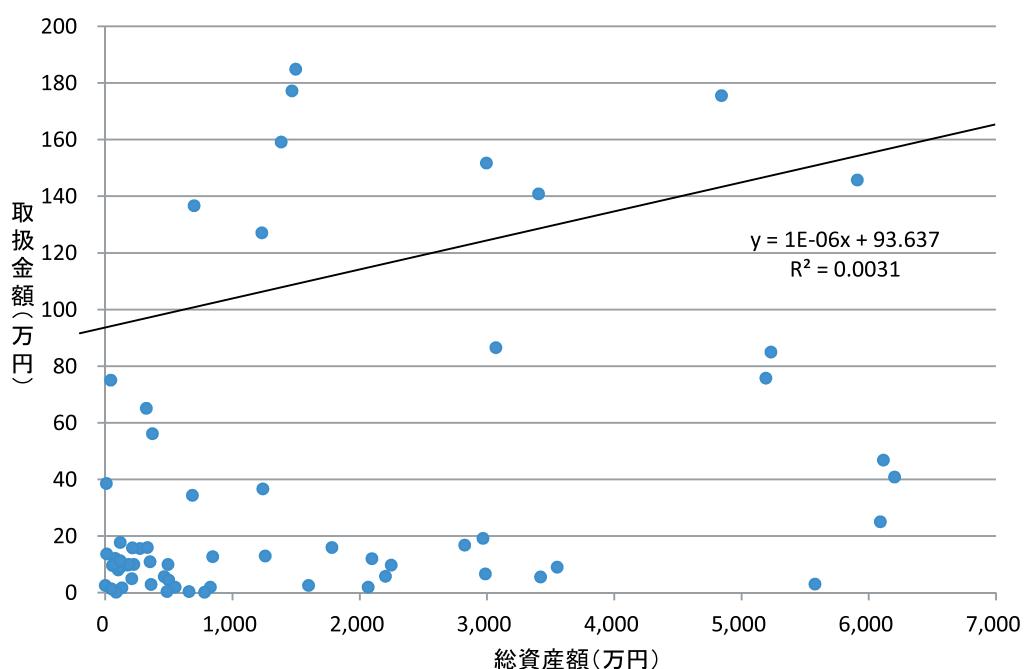


これらの分析の結果、本人の保有資産額と、後見人による財産管理の業務量との間には（実施回数、実施時間、取扱金額のいずれの間においても）、統計的に有意な相関関係は見出されなかった。

[図7-3] 本人の総資産額と財産管理の実施時間の関係



[図7-4] 本人の総資産額と財産管理の取扱金額の関係



つまり、本人の保有資産額は、それを管理する後見人の業務量には何ら影響を与えないということである。

この分析により、本人の保有資産額と、後見人の業務量との間には、何の関係もないということが統計的に証明された。これにより、現在、裁判所が採用しているとされる想定（本人の保有資産額

が多いほど、後見人の業務量も多くなるという想定）は、現実には何ら客観的根拠を有しないことが判明した。そうだとすれば、現行の報酬決定システムは、何ら客観的根拠に基づかない非合理的な算定が行われていることになり、非常に問題をはらんだ状況であるといえよう。

7.3. 後見業務とその評価の関係に関する分析

7.3.1. 分析の枠組み

続いて、後見人が実施する後見業務の内容と、その後見サービスの受容者（本人ならびにその周囲の人）による後見業務に対する評価との間の相互関係に関する分析（分析2）を行う。

既述の通り、合理的な報酬決定システムを構築するためには、後見業務に対する客観的評価を実施することが必須となる。より高い評価を得た後見人には、それに応じた高い報酬を付与し、逆に低い評価しか得られなかつた後見人には、それ相応の低い報酬を付与することが、客観的で公平な決定システムということができよう。

では、後見サービスの受容者である本人（さらにはその周囲の人々）は、いったいどのような後見活動に対してより高い評価を与えているのであろうか。

この後見サービス受容者による業務評価については、これまで実態調査が行われたことはほとんどなく、まして、その評価と業務内容との関係に関する実証研究は、管見にしてまだ行われていないはずである。このような中、本研究では、本人やその周囲の人々に対して、後見人への業務評価に関する調査を行ったうえで、後見業務とその評価との間の相互関係に関する計量的な分析を行った。

本分析で扱う業務評価に関する変数は、本人（症状が軽度ならびに重度の人）、本人の周囲の人、後見人等、の4者によってそれぞれ行われた後見人の業務に対する評価（複数の質問項目に対する回答を平均化したもの）である。この業務評価については、本人による評価を「本人評価」（顧客満足度等に相当）、周囲の人による評価を「第三者評価」、後見人等による評価を「自己評価」と捉えることができよう。

また、後見人の業務に関する変数としては、後見人による本人との面会状況、ならびに財産管理と身上監護の実施状況に関するデータを用いた。

7.3.2. 本人等による業務評価間の相互関係

まず本分析を始める前提として、本人等（本人〔軽度〕、本人〔重度〕、本人の周囲の人、後見人等の4者）による業務評価の相互関係（本人等によってそれぞれなされた業務評価は、相互にどのような関係が成立しているのか）について分析をしておきたい。

表7-2は、本人等による業務評価の相互関係について、相関分析を行った結果を示している。

また図7-5、図7-6は、本人等による業務評価の相互関係を、それぞれ散布図で表したものである。

これらの分析結果をまとめると、次の4点を指摘することができる。

第一に、本人等によってなされた業務評価は、それぞれ相互に無関係なのではなく、一定の相関関係が成立している。

第二に、本人（軽度）および本人（重度）による業務評価については、いずれも後見サービスの受容者（顧客）としての立場からの評価であるが、意外にもこの両者の間には相関関係は成立していない。症状が軽度な人と重度な人では、後見人（およびその仕事ぶり）に対する印象や捉え方が相互に異なったものになるのであろう。

第三に、本人による業務評価と周囲の人による業務評価との間には、相関関係が成立している。後見サービスを受ける当事者と、その周囲の第三者とでは、後見人の仕事ぶりに対する見方は同じようなものになる傾向にある。

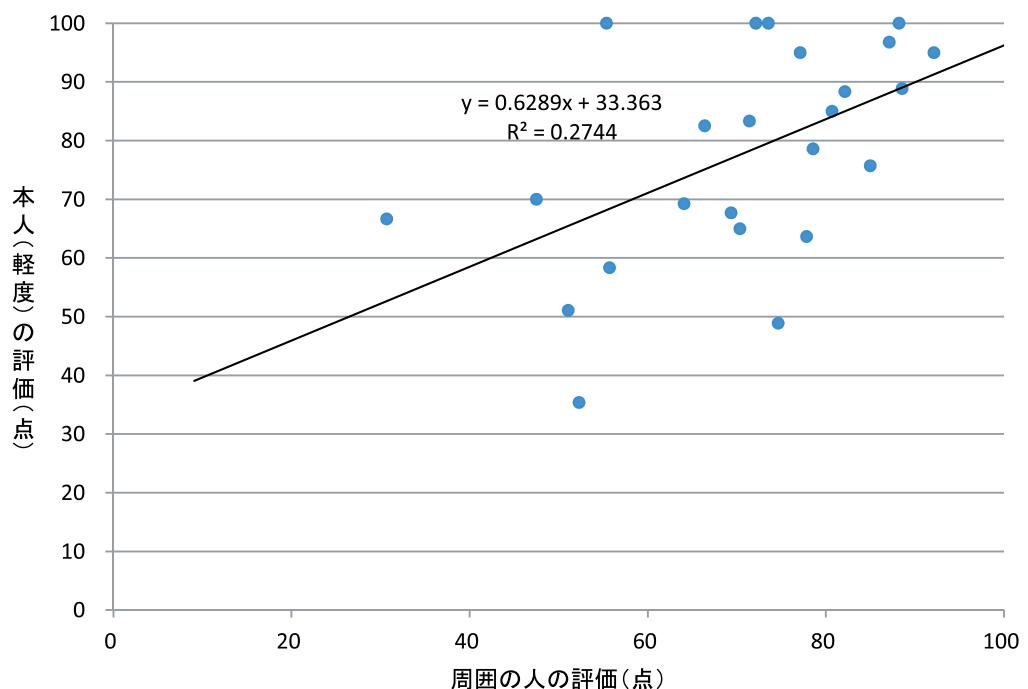
第四に、本人および周囲の人による業務評価と、後見人等による自己評価との間にも、相関関係

[表7-2] 相関分析(本人等による業務評価の相互関係)

	業務評価 (本人[軽度])	業務評価 (本人[重度])	業務評価 (周囲の人)	業務評価 (後見人等)
業務評価 (本人[軽度])	1			
業務評価 (本人[重度])	.427	1		
業務評価 (周囲の人)	.524 **	.485 *	1	
業務評価 (後見人等)	.682 **	.558 **	.411 **	1

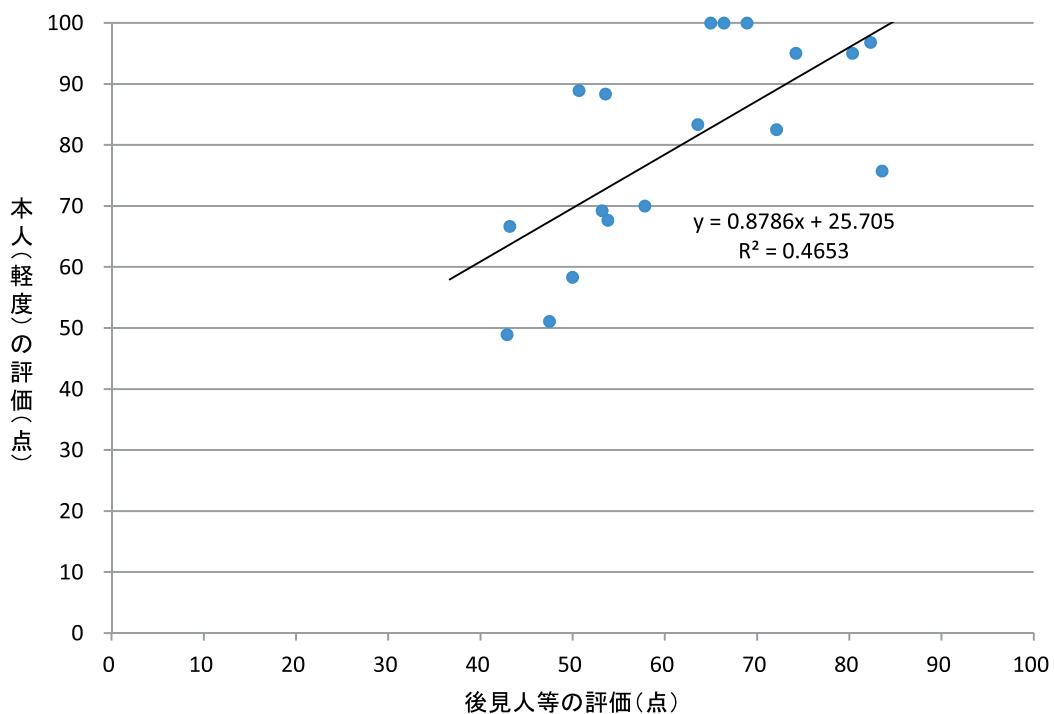
* p < .05, ** p < .01

[図7-5] 業務評価(周囲の人)と業務評価(本人[軽度])の関係



が成立している。後見人の仕事ぶりについて、後見サービスの提供者と受容者という正反対の立場の間では、その評価が相互に異なったものになることも予想されたが、実際には両者の評価は似通った内容となる傾向にあることが分かった。

[図7-6] 業務評価(後見人等)と業務評価(本人[軽度])の関係



7.3.3. 財産管理および身上監護と業務評価との関係

[表7-3] 相関分析(財産管理の実施時間と業務評価との関係)

	財産管理実施時間との相関係数	n
業務評価(本人[軽度])	.054	19
業務評価(本人[重度])	.197	21
業務評価(周囲の人)	-.053	37

次に、後見人によって実施される財産管理および身上監護の実施時間(1ヶ月あたり)と、本人等による業務評価との間の関係について分析する。

表7-3と表7-4は、財産管理および身上監護の実施時間と業務評価との間の関係について、相関分析を行った結果を示している。

また図7-7～図7-12は、後見人による財産管理ならびに身上監護の実施時間と、本人等による業務評価との間の関係を、それぞれ散布図で表したものである。

[表7-4] 相関分析(身上監護の実施時間と業務評価との関係)

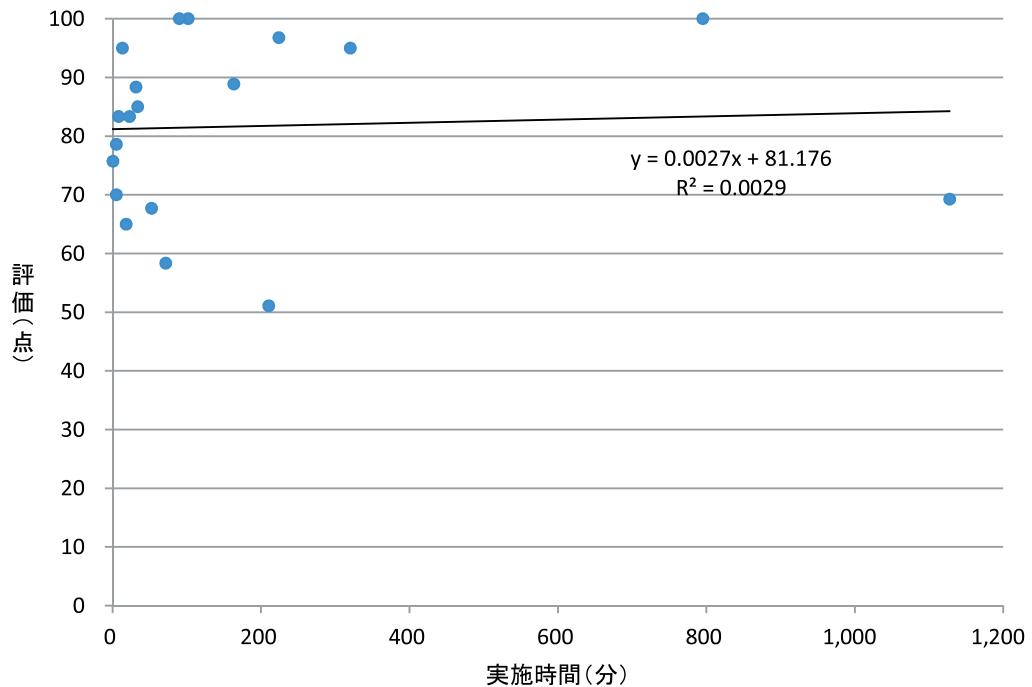
	身上監護実施時間との相関係数	n
業務評価(本人[軽度])	.593*	17
業務評価(本人[重度])	.632**	20
業務評価(周囲の人)	.426*	35

* p < .05, ** p < .01

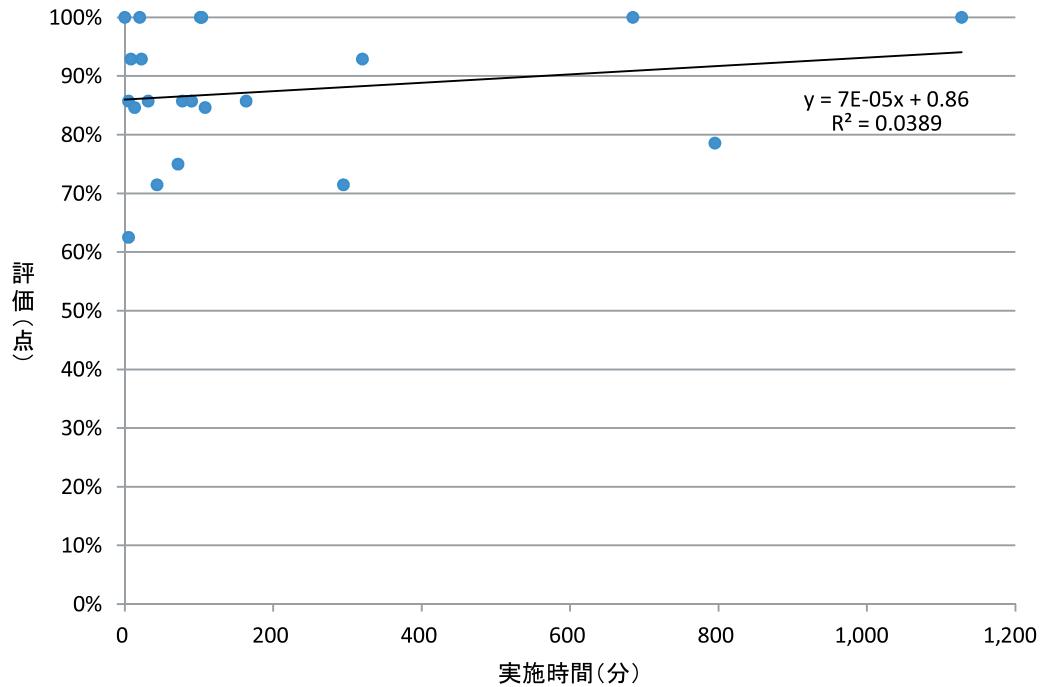
そしてこれらの分析結果から、後見人による財産管理の実施時間と、本人等による業務評価との間には、本人(軽度・重度)、周囲の人の3者すべてにおいて、統計的に有意な相関関係は成立しておらず、他方、身上監護の実施時間と業務評価との間には、本人等の3者すべてにおいて、統計的に有意な相関関係が成立していることが分かった。つまり、本人の身上監護を熱心に行う後見人ほど、本人等による評価は高くなるが、その一方で、本人の財産管理をいくら熱心に行っても、後見人に対する評価は

高くならない、ということである。

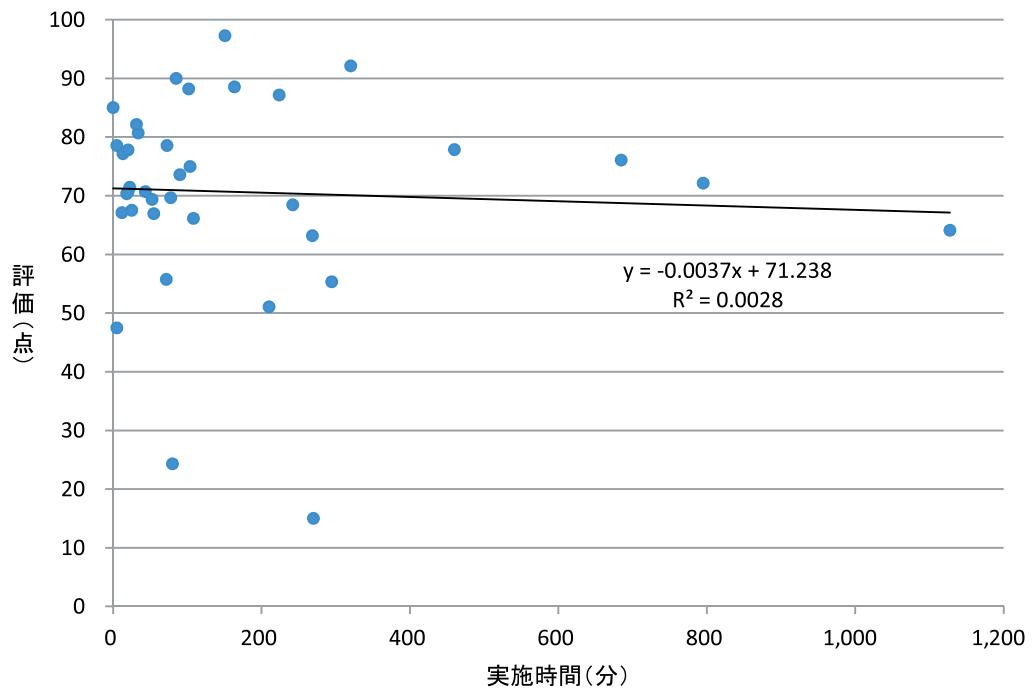
[図7-7] 財産管理の実施時間と業務評価(本人[軽度])の関係



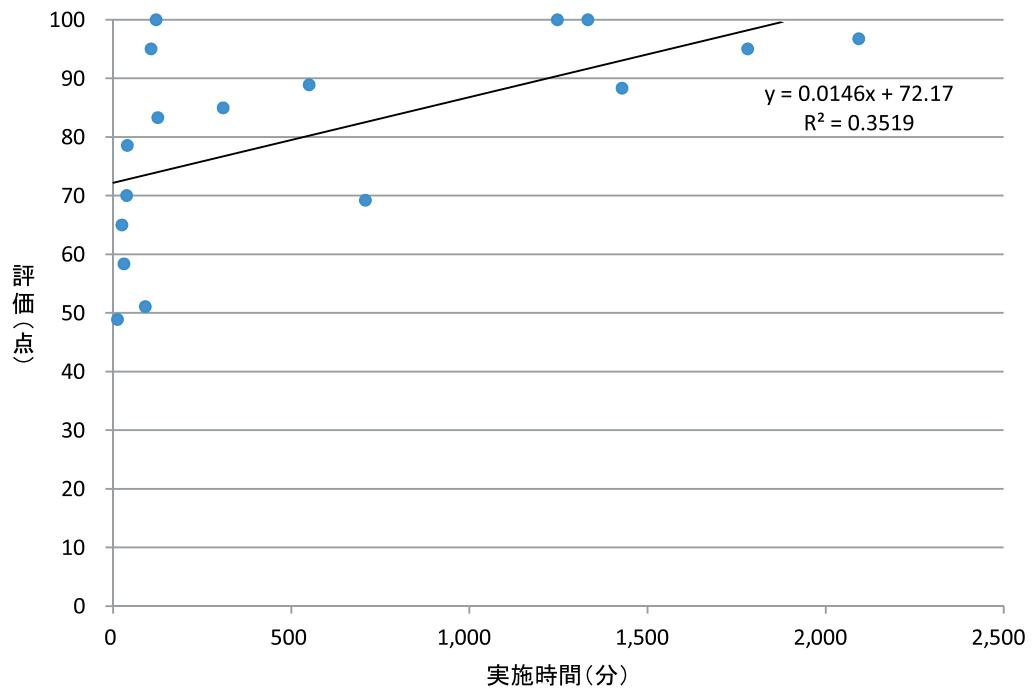
[図7-8] 財産管理の実施時間と業務評価(本人[重度])の関係



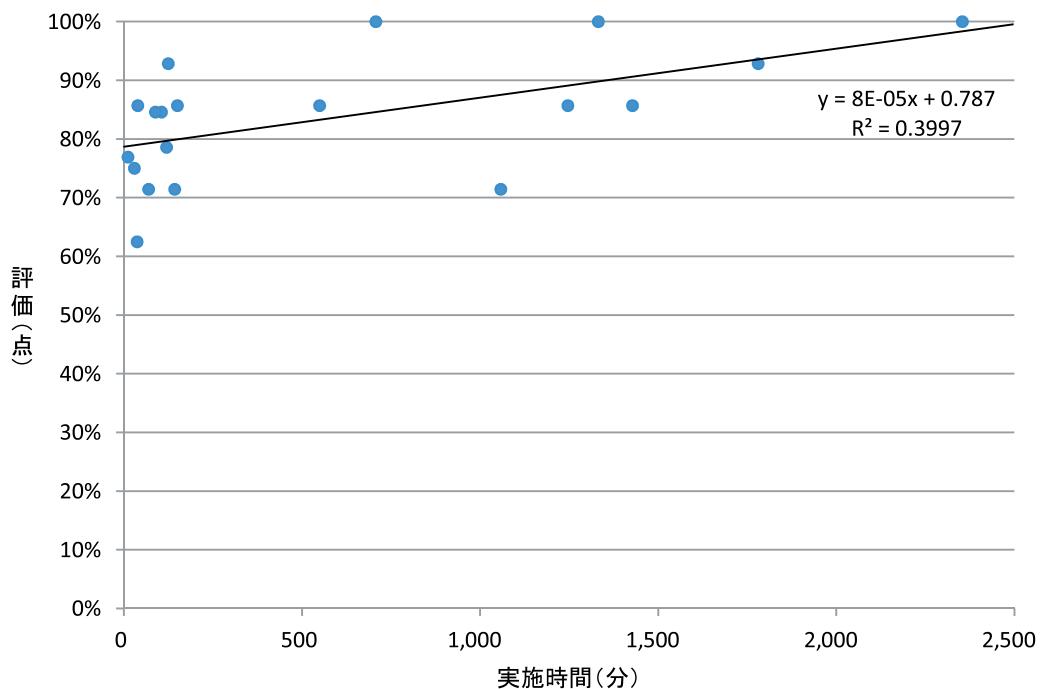
[図7-9] 財産管理の実施時間と業務評価(周囲の人)の関係



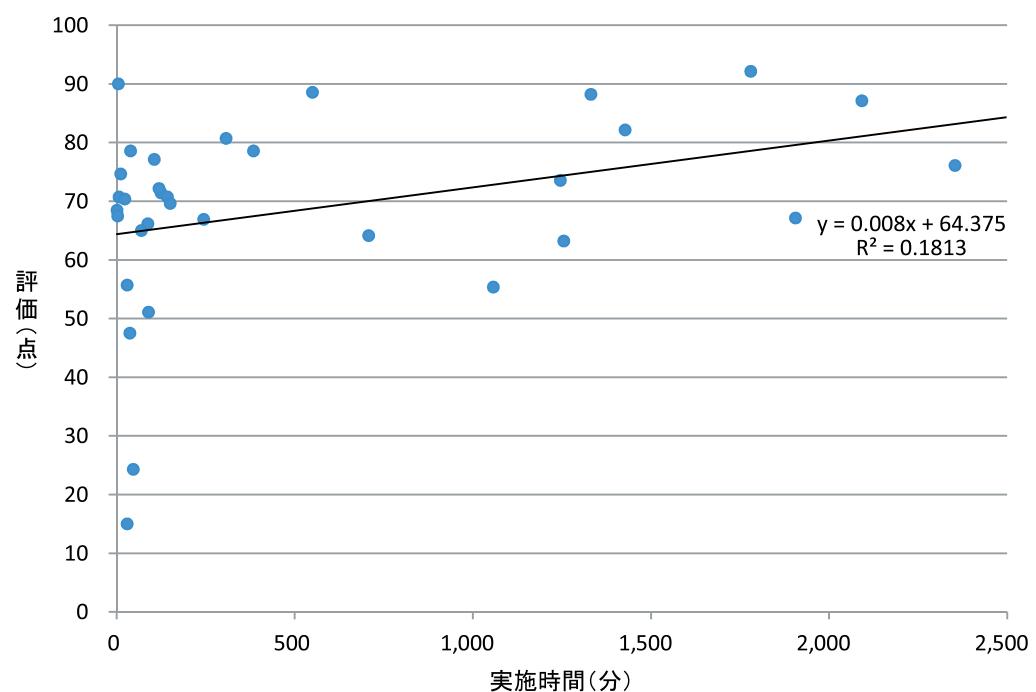
[図7-10] 身上監護の実施時間と業務評価(本人[軽度])の関係



[図7-11] 身上監護の実施時間と業務評価(本人[重度])の関係



[図7-12] 身上監護の実施時間と業務評価(周囲の人)の関係



7.3.4. 本人との面会状況と業務評価との関係

上記の分析結果から、後見人による身上監護活動と、それに対する評価との間には相関関係があることが明らかになった。これを受け、身上監護と評価との間の関係をより詳しく調べるために、後見人による本人との面会状況と、本人等による業務評価との間の関係について分析を行う。

後見において、本人の身上監護は、財産管理と並んで非常に重要な業務として位置づけられている。後見人等は、法律（民法858条）によって本人の身上配慮義務が課せられていることから、後見人は本人の財産管理だけで十分とするのではなく、常に本人の心身の状態や生活の状況にも配慮した活動を行うことが求められている。

この点、一般に本人の身上監護を十分に行うためには、後見人等が本人に直接会って、相当の時間を費やしながら本人と接することが必要となる。本人に直接会わずに、またほとんど時間を使わずに、本人の身上監護を適切に行なうことは極めて困難であろう。このような観点から、ここでは、身上監護の実施状況を表す代表的指標として、後見人等による本人との「面会回数」とその「面会時間」を主に用いることにする。

[表7-5] 相関分析(本人との面会回数と業務評価との関係)

	面会回数との 相関係数	n
業務評価 (本人〔軽度〕)	.610*	15
業務評価 (本人〔重度〕)	.504*	18
業務評価 (周囲の人)	.440**	42

* p < .05, ** p < .01

表7-5は、本人との面会状況と業務評価との間の関係について、相関分析を行った結果を示している。また図7-13～図7-15は、1ヵ月あたりの本人との面会回数と、本人等による後見人に対する業務評価との間の関係を、それぞれ散布図で表したものである。

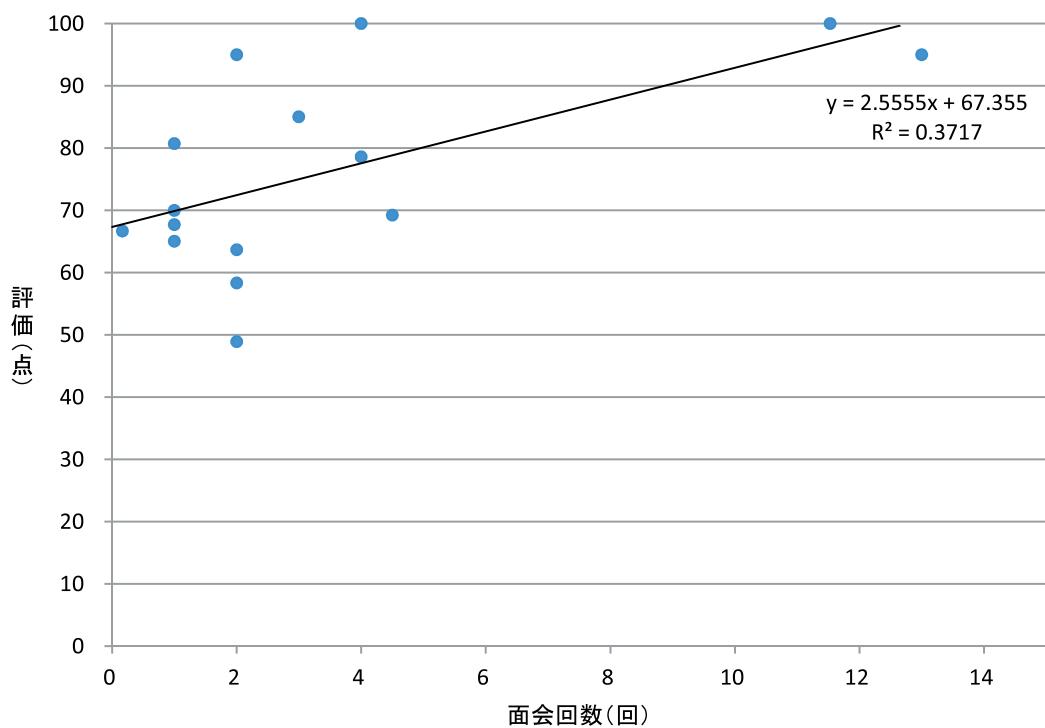
これらから明らかなように、本人との面会回数と業務評価との間には、本人（軽度）、本人（重度）、周囲の人の3者すべてについて、統計的に有意な相関関係が成立していた。つまり、本人に頻繁に会いに行く後見人ほど、本人等による評価は高くなる傾向にあるということである。

以上の分析結果を簡潔にまとめると、次の2点になる。

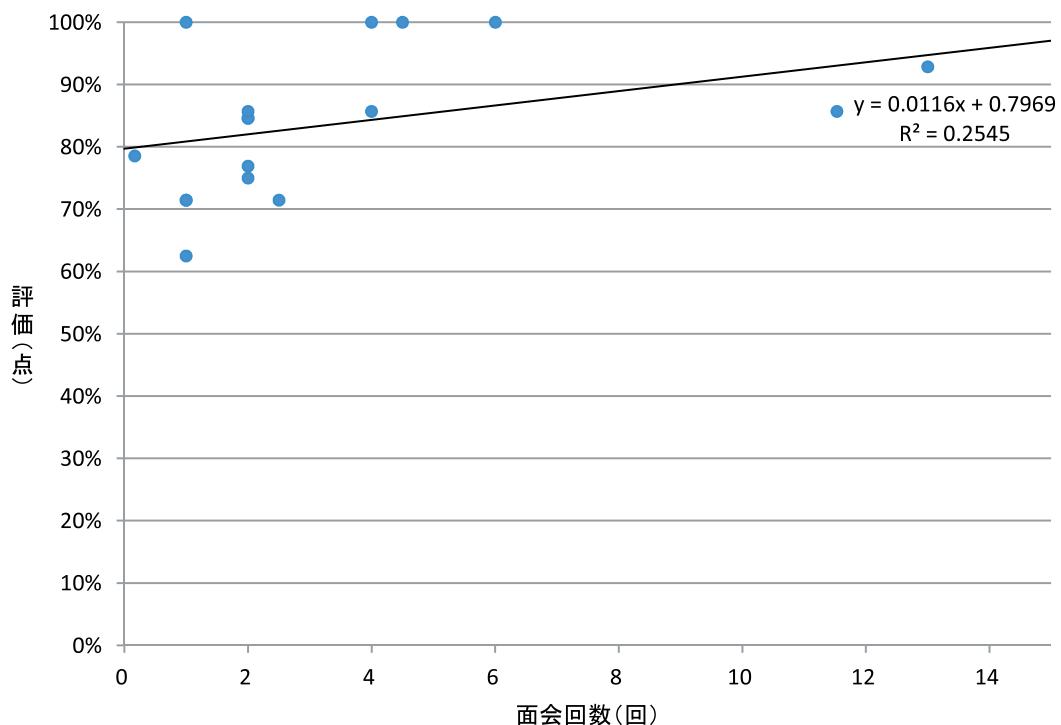
第一に、後見人の業務内容と、それに対する評価との間には一定の相関関係が成立している。

第二に、後見人のさまざまな業務の中でも、本人等の評価を有意に高めるのは財産管理ではなく身上監護活動である。

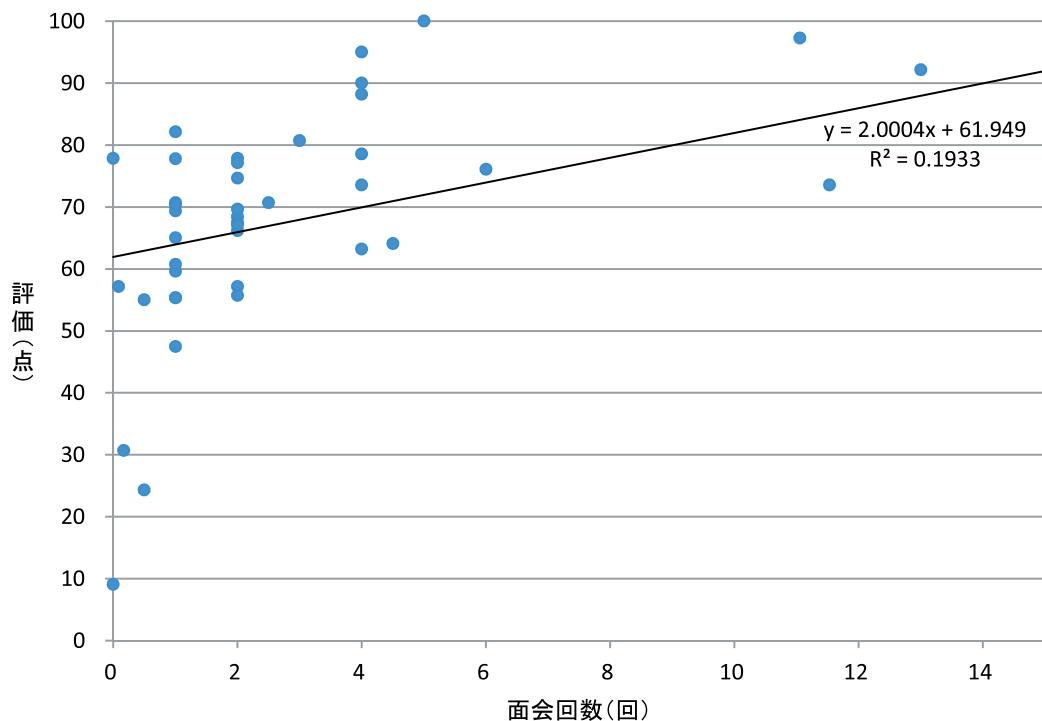
[図7-13] 1ヶ月あたりの面会回数と業務評価(本人[軽度])の関係



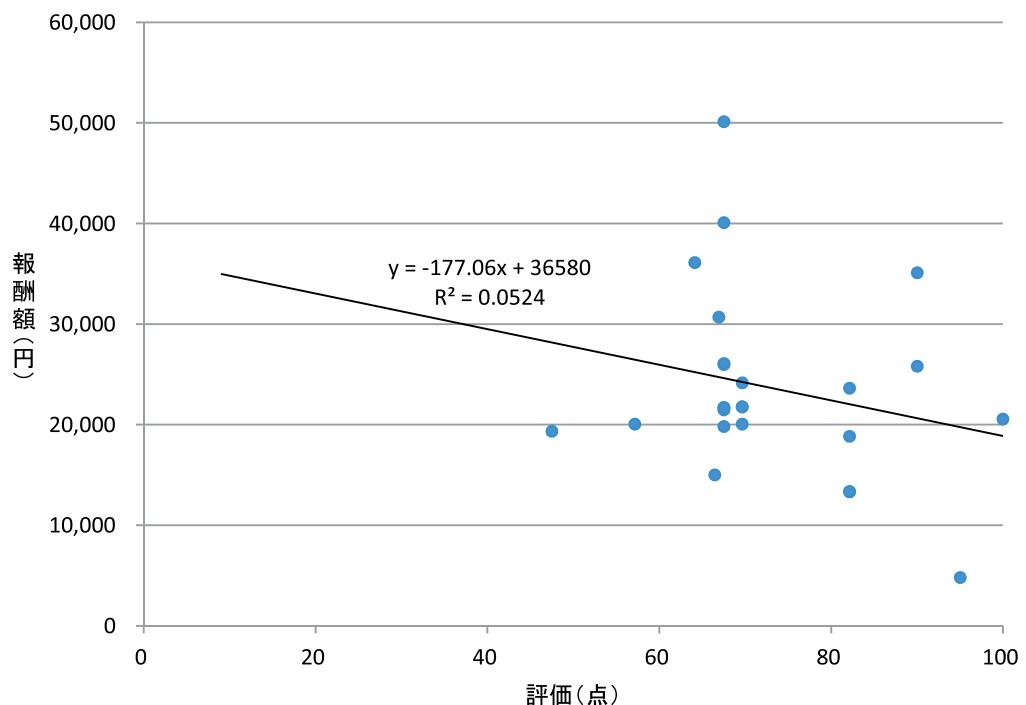
[図7-14] 1ヶ月あたりの面会回数と業務評価(本人[重度])の関係



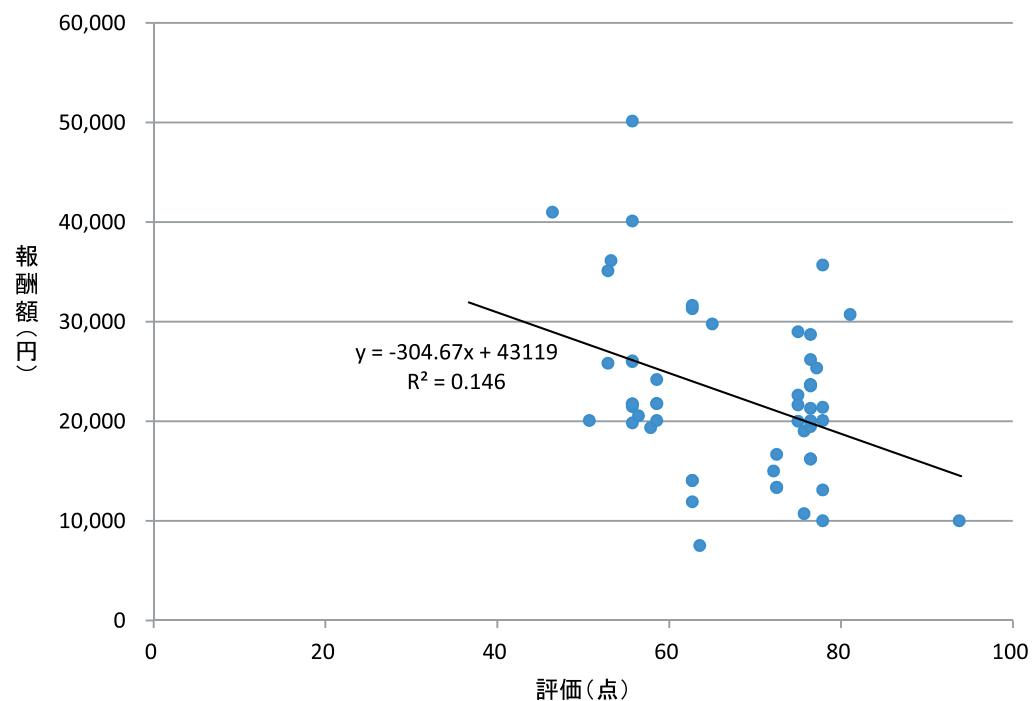
[図7-15] 1ヶ月あたりの面会回数と業務評価(周囲の人)の関係



[図7-16] 業務評価(周囲の人)と報酬額の関係



[図7-17] 業務評価(後見人等)と報酬額の関係



これらの分析結果をまとめると、次の 2 点を指摘することができる。

第一に、後見関係者による業務評価と後見報酬額との間の相関係数はいずれも負の値を示している。このことから、一般に、業務評価と報酬額との間には比例ではなく反比例の関係（業務評価が高いほど、逆に報酬額が低くなる関係）が存在していることが示唆される。

第二に、本人の周囲の人のによる業務評価と後見報酬額との間には、有意な相関関係は成立していなかったが、後見人等による業務評価と報酬額の間には、正ではなく負の相関関係（業務評価が高

いほど、報酬額が低くなる関係）が成立していた。

以上の分析結果から、現行の報酬決定システムにおいては、後見サービスの関係者による業務評価はほとんど報酬額算定に反映されていない（むしろ結果的に、業務評価とは逆の算定が行われている可能性すらある）という結果が得られた。

このことはつまり、現行の報酬決定システムが、本来あるべき理念型としての仕組み（サービス受容者による評価を反映させた決定システム）をそなえていないことを意味している。

通常のサービスであれば、サービス受容者による評価が低いサービス供給者は、人々に次第に選好されなくなり、その結果、そのサービス価格（報酬額）は低減し、最終的にその供給者は市場において淘汰されていくであろう。だが後見の場合、サービス受容者である本人は判断能力が不十分なため、後見人（サービス供給者）に対する評価や選好等を表明することが難しく、その結果、本来低下していくはずの報酬額の水準はそのまま維持され、また本来市場で淘汰されるべき後見人もそのまま市場で生き残ることになってしまう。

このような意味で、本分析から示唆されるところによれば、現在の後見市場においては、後見報酬が本来あるべき水準より割高に支払われているケースが少なからず存在し、また本来市場から退場すべきサービスの質が低い後見人が少なからず存在している、ということが推察される。

それでは、現行の報酬決定システムが理念型としての合理的な仕組みによって機能していないとすれば、実際には一体どのような方法によって報酬額は決定されているのであろうか。以下では、この点についての検証を行う。

7.5. 後見業務と報酬の関係に関する分析

ここまで分析において、現行の報酬決定システムは、必ずしも理念型としての合理的な仕組みで動いているわけではない、ということが明らかになった。では現行のシステムは、サービス受容者等による評価をほとんどまったく考慮することなく、一体何を根拠に報酬額を算定しているのであろうか。論理的に考えれば、その具体的方法として、大きくいって次の2つが考えられるであろう。

第一に、後見人が行った業務量をそのまま報酬額に反映させる方法である。だが業務量を正確に把握するためには、やはり客観的な評価を行う必要があるため、この場合の業務量とは、単に後見人の自己申告に基づく数値ということになろう（したがって、この数値の客観性は全く担保されない）。

第二に、本人の管理対象財産額をそのまま報酬額に反映させる方法である。だがこの方法を妥当なものとするためには、その前提として、本人の管理対象財産額と、後見人の業務量との間に正の相関関係（管理対象財産額が増えるほど業務量も増えるという関係）が成立している必要がある。しかし既述の通り、この関係については先の分析において否定されている。

現行の報酬決定システムは、上記2つの方法のうちのいずれか（あるいは両方を組み合わせて）用いている可能性が高いと考えられる。以下では、これら2つの方法に関する検証を行いたい。

7.5.1. 後見業務と報酬額との関係

[表7-7] 相関分析(後見報酬と後見人等による業務量との関係)

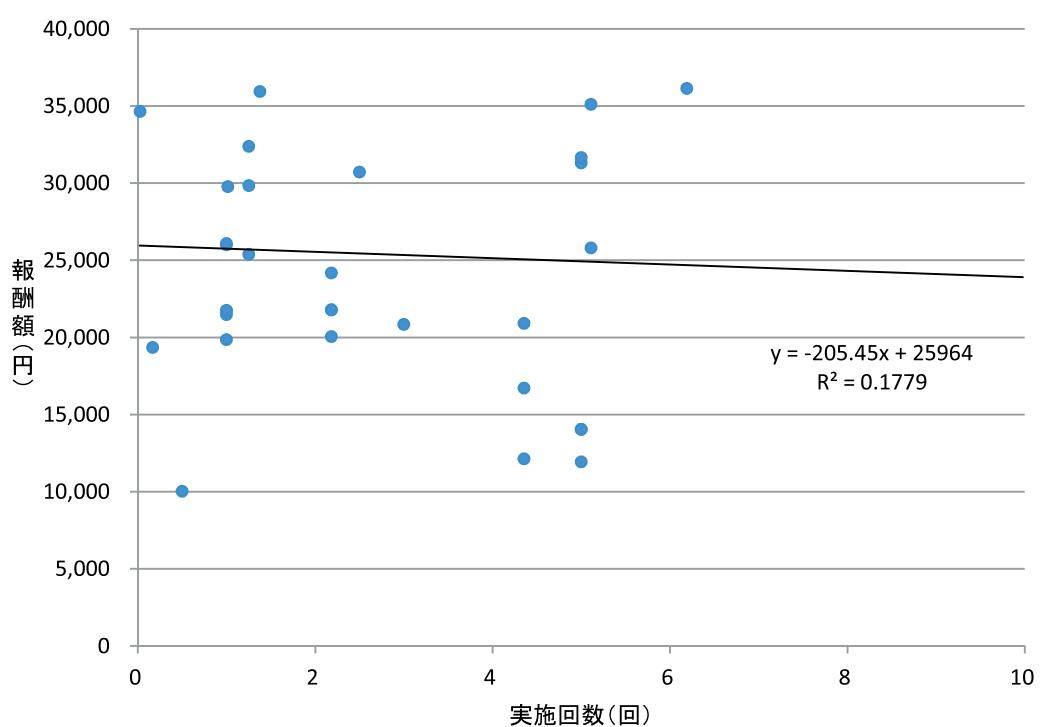
	後見報酬額との 相関係数	n
財産管理の 実施回数	-.422 **	42
財産管理の 実施時間	.049	39
財産管理の 取扱金額	.228	37
身上監護の 実施回数	-.192	42
身上監護の 実施時間	-.232	39
身上監護の 取扱金額	.154	23

** p < .01

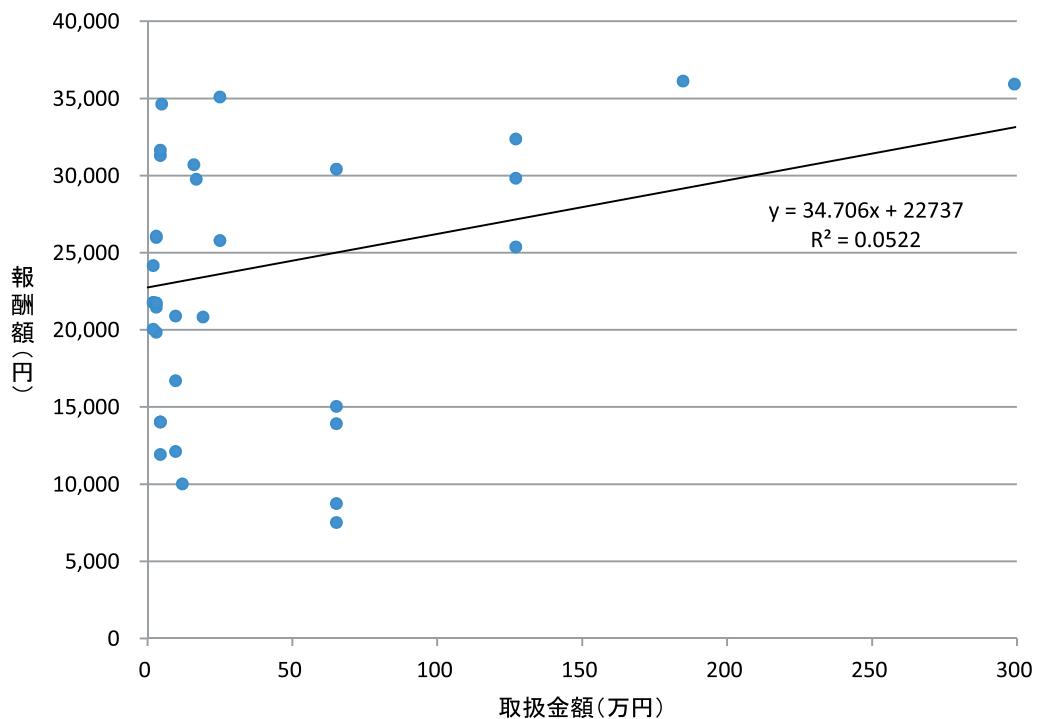
ここでは、後見業務と報酬の関係に関する分析（分析4）を行う。

表7-7は、後見報酬額と後見人等による業務状況（財産管理および身上監護）との間の関係について、相関分析を行った結果を示している。また図7-18～図7-21は、後見報酬額と後見人等による業務状況との関係を、それぞれ散布図で表したものである。

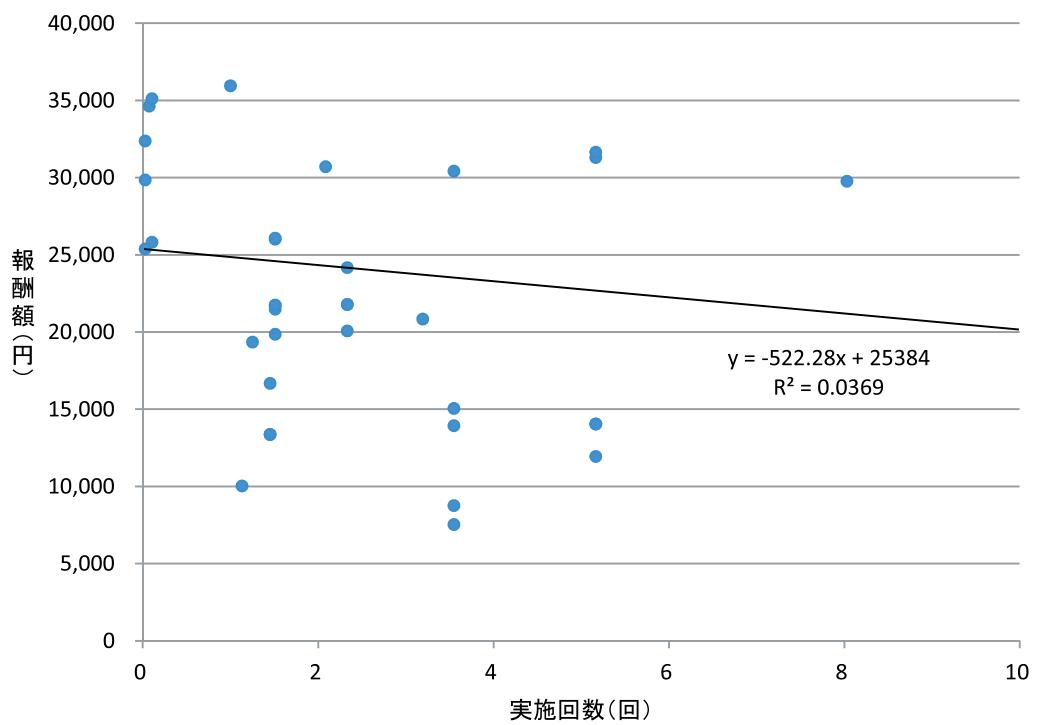
[図7-18] 財産管理の実施回数と報酬額の関係



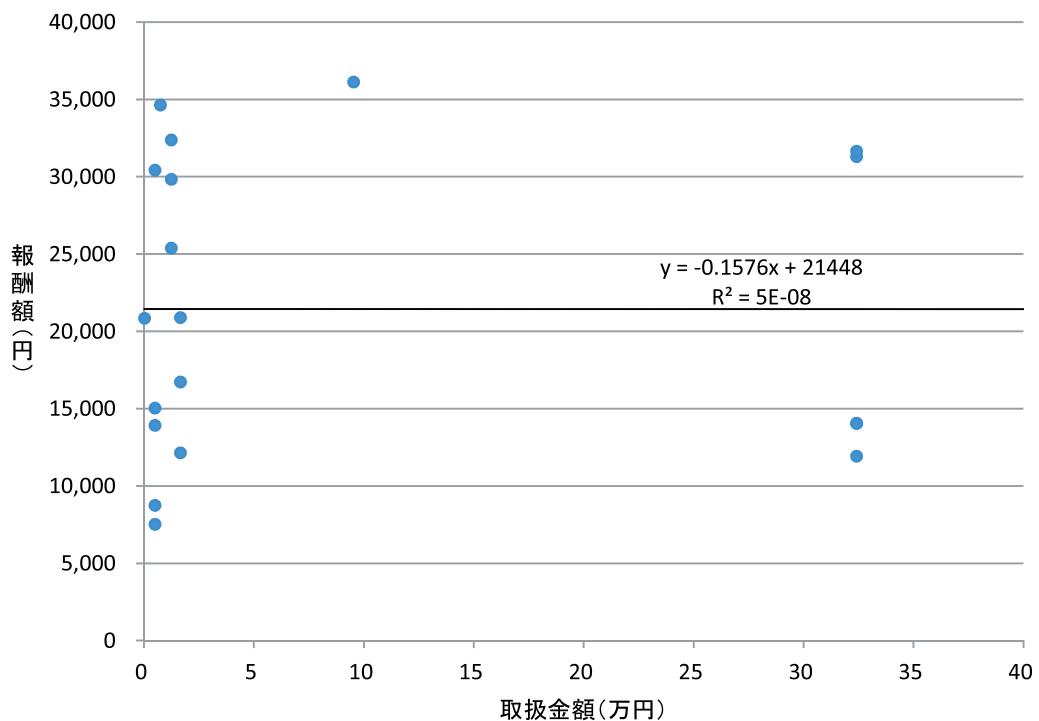
[図7-19] 財産管理の取扱金額と報酬額の関係



[図7-20] 身上監護の実施回数と報酬額の関係



[図7-21] 身上監護の取扱金額と報酬額の関係



これらの分析結果をまとめると、次のようになる。

後見報酬額と、後見人等による業務状況（財産管理と身上監護の双方）との間に、正の相関関係は成立していない。むしろ逆に、財産管理の実施回数と報酬額との関係については、負の相関関係（財産管理業務を行うほど報酬額が低くなる関係）が成立している。

このように、現行の報酬決定システムにおいては、後見人によって行われる業務の状況（業務量）はほとんど考慮に入れられていないことが明らかになった。しかし、本当に後見人の業務のあり方は、報酬に一切反映されていないのであろうか。後見業務全般と報酬額との間に相関はなくとも、ある特定の業務との間に相関が成立している可能性はあるかも知れない。

以下では、この点についてもう少し詳しく検討するために、さまざまな後見業務の中でも、特に身上監護活動と特別な業務とに注目して、報酬額との関係について分析を行いたい。

7.5.2. 身上監護活動と報酬額の関係

ここでは前項を受けて、後見業務と報酬との関係をさらに詳しく調べるために、身上監護活動と後見報酬額との間の関係について分析を行う。

まずは、後見人等による本人との面会状況と後見報酬額との間の関係について検討する。

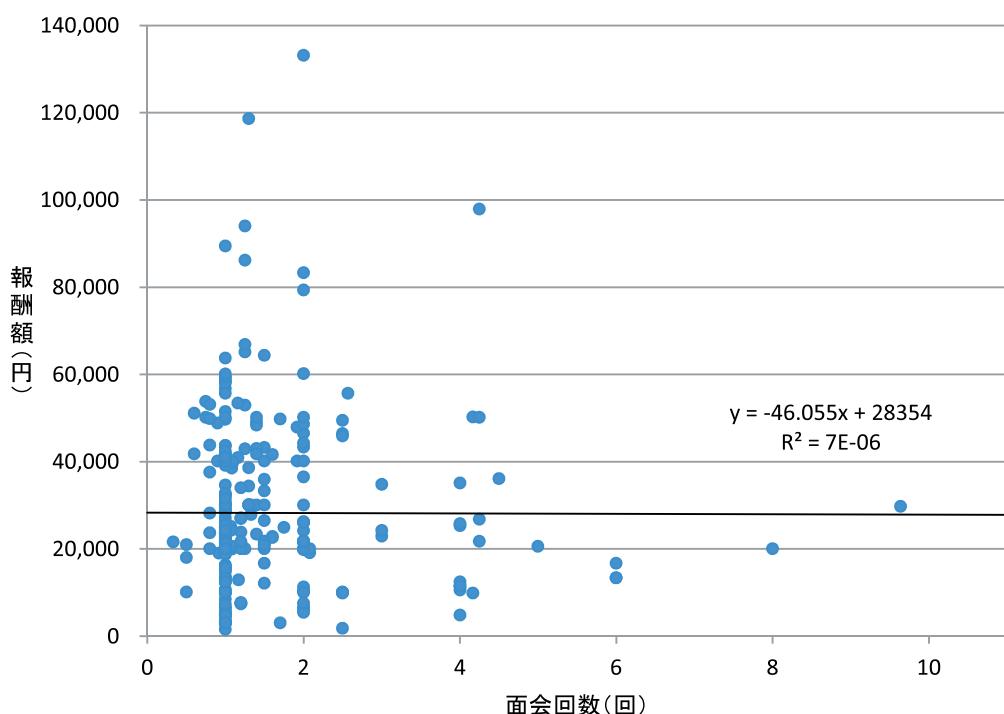
表7-8は、本人との面会状況（1ヶ月あたりの面会回数、面会1回あたりの面会時間、1ヶ月あたりの面会時間）と、後見報酬との間の関係について、相関分析を行った結果を示している。また図7-22は、本人との面会回数（1ヶ月あたり）と後見報酬との間の関係について散布図で表したものである。

[表7-8] 相関分析(後見報酬と本人との面会状況との間の関係)

	報酬額との相関係数	n
面会回数 (1ヶ月あたり)	-.003	289
面会時間 (1回あたり)	.073	278
面会時間 (1ヶ月あたり)	.013	281

そしてこれらの分析の結果、本人との面会状況と後見報酬との間には、何ら統計的に有意な相関関係は見出されなかった。

[図7-22] 面会回数(1ヶ月あたり)と報酬額の関係



さらにこの結果を補強するために、後見人等によってなされた身上監護業務（事実行為）の実施状況と報酬額との間の関係について分析を行う。

[表7-9] 相関分析(後見報酬と身上監護[事実行為]との間の関係)

	身上監護との相関係数	n
本人の介護	-.203	42
本人の家事支援	-.058	42
通院等の付き添い	-.010	364
医療支援	.045	50

ここでは身上監護活動全般の中でも、特に次の4つの活動を取り上げてみたい。その活動とは、「本人の介護」(本人の食事・入浴等の介助など)・「本人の家事支援」(買い物や調理等の支援)、「通院等の付き添い」(通院等の外出の付き添い)、「医療支援」(本人の服薬管理や喀痰吸引などの医療に関する支援)である。これらは、特に法的に後見人等に義務づけられている業務ではないが、その実施によって本人の生活の質を大きく向上させること

が期待される活動であり、また後見人の身上監護活動の熱心さを測る指標とみなすこともできる。

そして、これらの身上監護活動の実施状況と報酬額との間の関係を明らかにするために、それぞれ

の関係について相関分析を行った。だがその結果、これらの関係のいずれにおいても統計的に有意な相関関係は見出されなかった。

以上のことから、身上監護活動と報酬額との間の無相関性が明らかになった。すなわち、本人の身上監護活動をどれだけ熱心に行おうが（本人とどれだけ頻繁に会おうが、どれだけ長時間本人と接しようが、介護・介助・家事支援などをどれだけきめ細やかに行おうが）、後見報酬額にはほとんど全く反映されない、ということである。

7.5.3. 特別な業務と報酬額との関係

次に、後見人等によって行われる業務のうち、「特別な業務」（不動産売却、遺産分割協議、保険金の請求・受領、訴訟・調停・示談などの業務）に注目し、この特別な業務と後見報酬額との間の関係について検討する。

この点につき、特別な業務が実施されることによって本人が得られた経済的利益の金額と、後見報酬額との間の関係を散布図にして表してみる（図7-23）。そうすると、特別な業務による経済的利益が増加するほど後見報酬額も増えるという関係が、両者の間に成立していることが見て取れる。

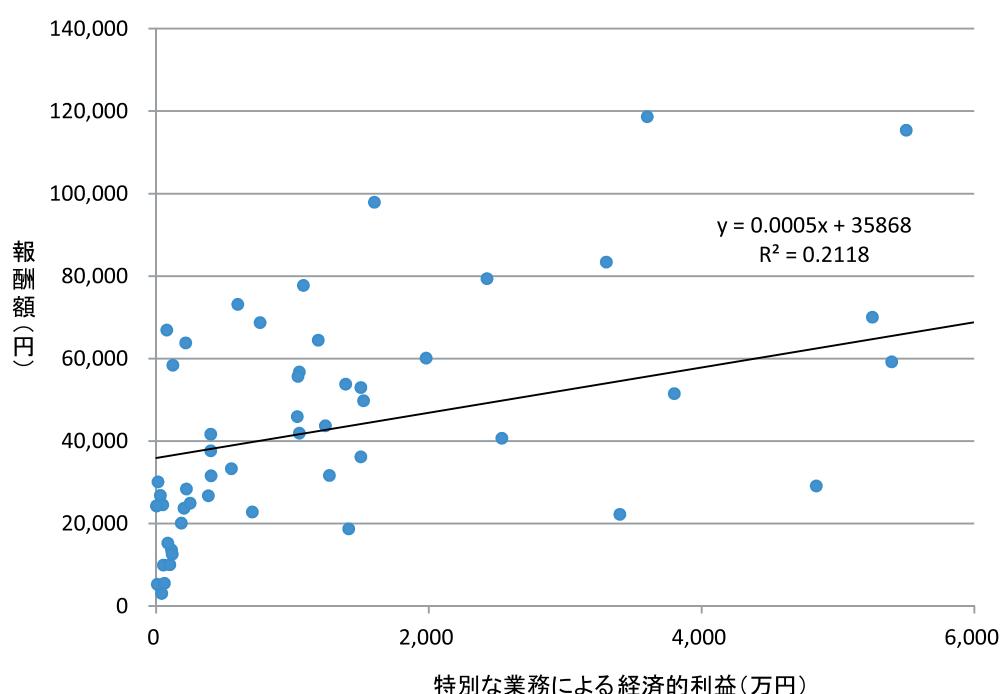
[表7-10] 回帰分析（後見報酬額（被説明変数）と特別な業務による経済的利益との関係）

	調整済み R ²	n
回帰	.197 **	55
	標準回帰係数	有意確率
特別な業務による 経済的利益	.460 **	.000

** p < .01

さらにこのことをより客観的に証明するために、両変数間の関係について回帰分析を行ったところ、両者の間に統計的に有意な正の相関関係（危険率1%）が成立していることが明らかになった（表7-10）。

[図7-23] 特別な業務による経済的利益と報酬額との関係



以上の分析結果を簡潔にまとめると次のようなになる。

すなわち、現行の報酬決定システムにおいては、後見人の業務全般について（財産管理も身上監護も）その業務の状況はほとんど全くといっていいほど反映されていないが、そのうちの特別な業務についてだけは報酬額に反映されている、ということである。ただしここで報酬に反映されているのは、後見人による業務そのものよりも、その業務を通じて生じた経済的利益の金額（本人の金融資産がいくら増加したか）である。このことから、裁判所は、後見人によって実施された業務自体よりも、むしろ（その業務の結果として）本人の金融資産がどのように変化したのか（金融資産は増えたのか？）という点に注目する傾向にあると推察される。

7.6. 本人の財産と報酬の関係に関する分析

ここまで分析によって、特別な業務以外の後見業務、ならびにその業務に対する評価は後見報酬にはほとんど反映されておらず、また裁判所は、これら後見業務やそれに対する評価よりも、むしろ本人の管理対象財産（なかでも特に金融資産）に注目する傾向にあることが明らかにされた。

これを受けてここでは、本人の保有財産（特に金融資産）と後見報酬との間の関係に関する分析（分析5）を行いたい。

まずは分析の前提として、本人の財産の構成要素、すなわち本人の資産（金融資産・不動産・総資産）と収支（収入・支出・収支）の間の相互関係について検討しておきたい。

表7-11は、資産と収支の諸要素の間の相関係数を表したものである。

[表7-11] 相関分析(資産と収支の構成要素間の相関関係)

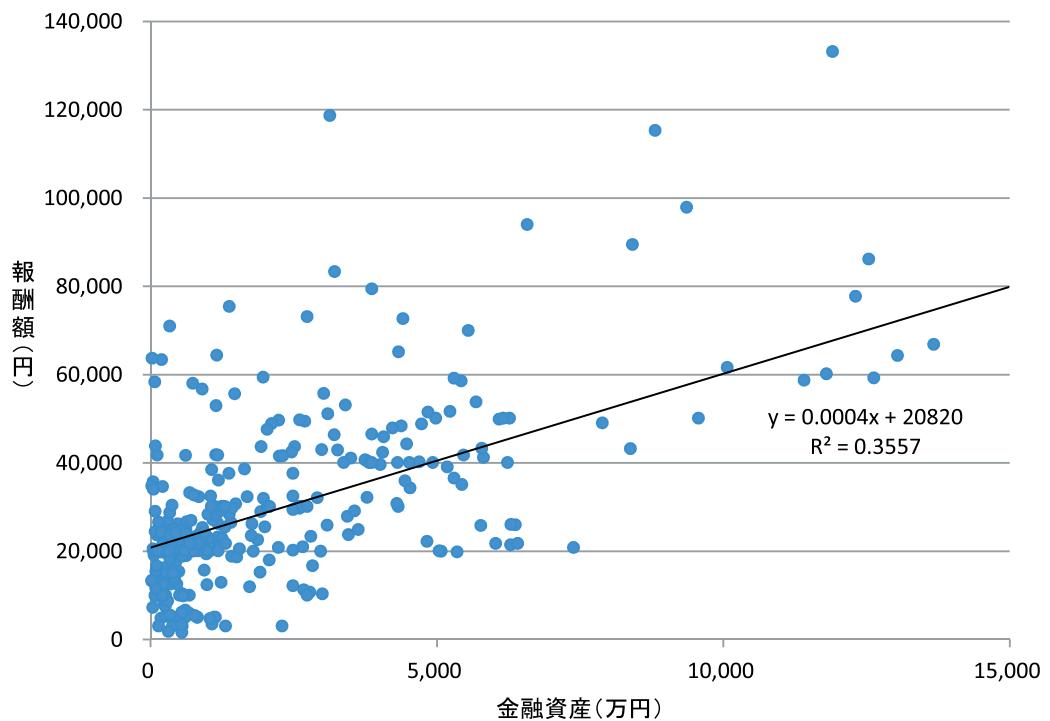
	金融資産	不動産	総資産	収入	支出	収支
金融資産	1					
不動産	.167 **	1				
総資産	.875 **	.610 **	1			
収入	.313 **	.193 **	.338 **	1		
支出	.368 **	.293 **	.430 **	.355 **	1	
収支	.191 **	.091 *	.193 **	.931 **	-.012	1

* p < .05, ** p < .01

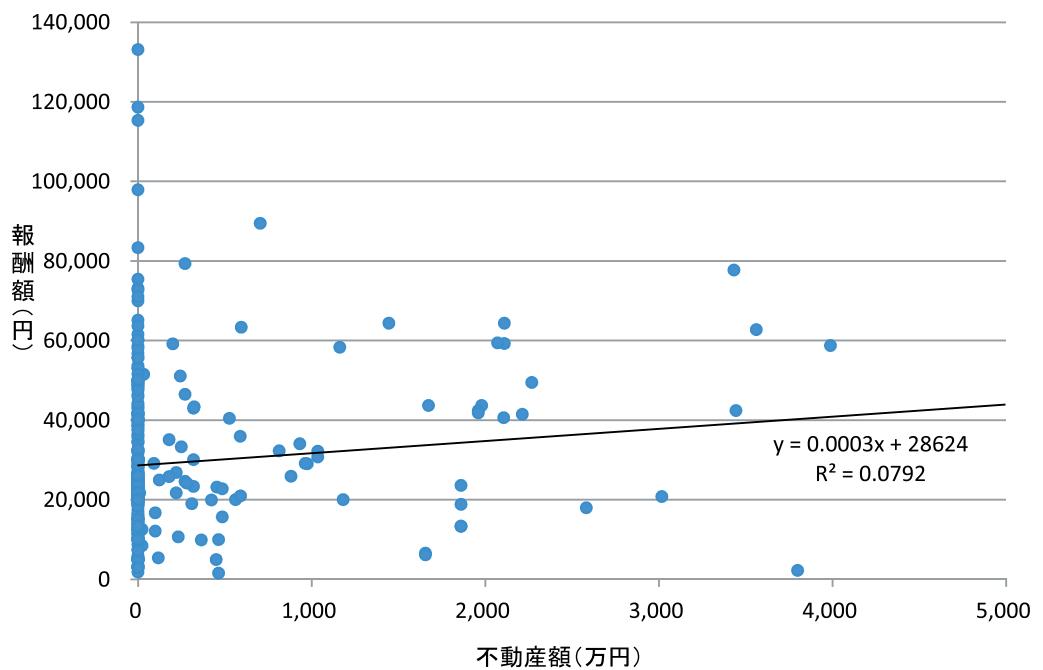
これを見ると資産と収支を構成する諸要素は、相互に非常に密接な関係にあることが分かる（ほとんどの要素が統計的に有意な相関関係にある）。なかでも注目すべきは金融資産と総資産の間の強い相関関係（相関係数 = .875）であり、総資産の金額は金融資産の大きさによって強く規定されるという関係が成立している。

これを踏まえて、次に、資産、収支の各構成要素と報酬額との関係について分析を行う。図7-24～図7-27は、本人の保有資産（金融資産、不動産、総資産）および収支と、後見報酬額との間の関係について、それぞれ散布図で表したものである。

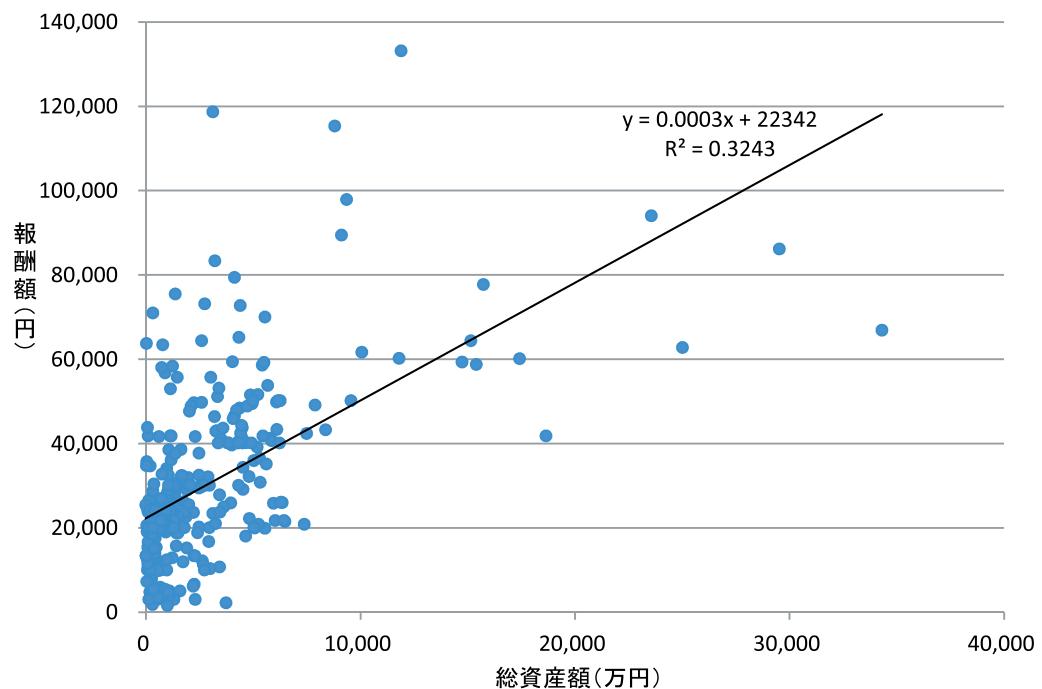
[図7-24] 金融資産額と報酬額の関係



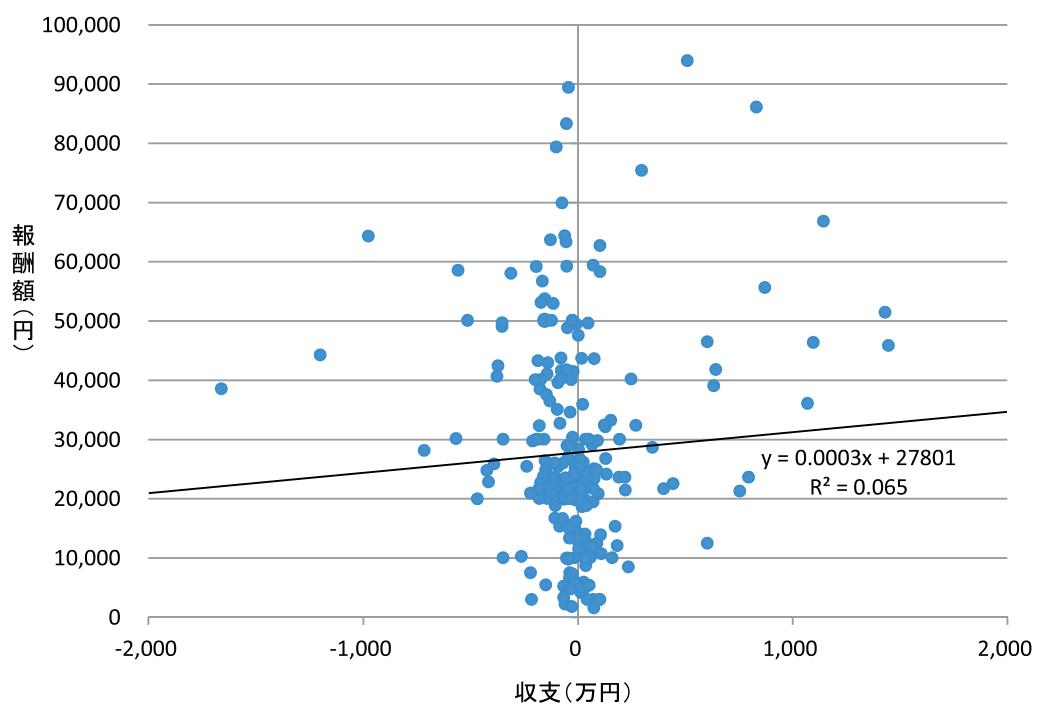
[図7-25] 不動産額と報酬額の関係



[図7-26] 総資産額と報酬額の関係

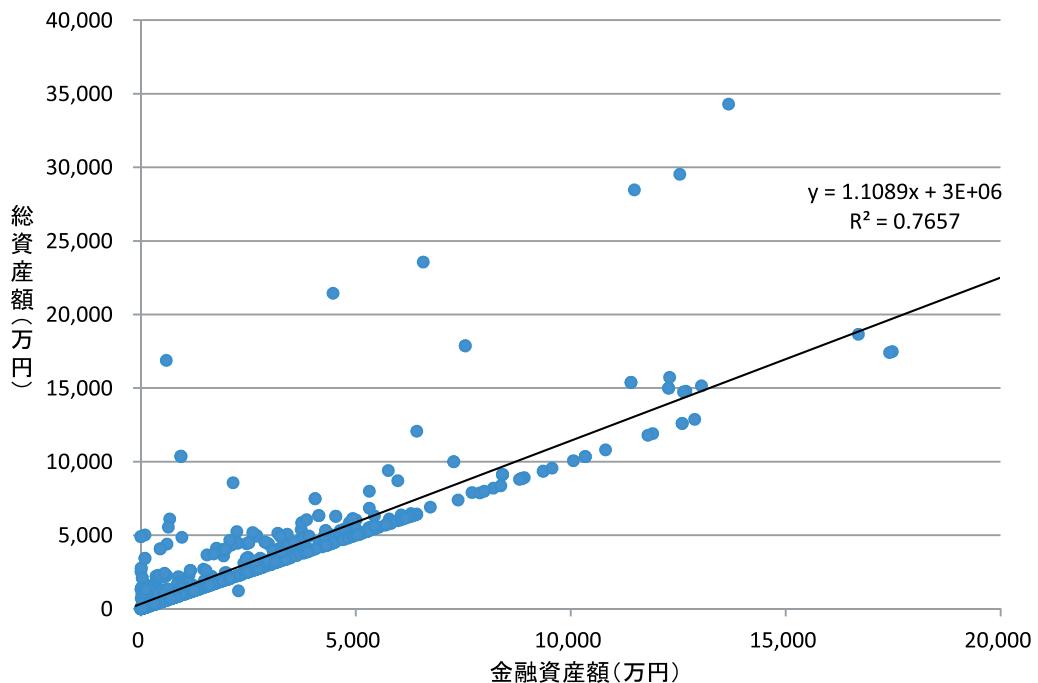


[図7-27] 収支と報酬額の関係



これらのうち特に注目すべきは、本人の金融資産額と報酬額の間、ならびに総資産額と報酬額の間にそれぞれ成立している有意な相関関係である。だがこのうち、総資産額と報酬額との関係については、先の相関分析でも示されたように、総資産額の多くの部分が金融資産によって説明されるということから生じているものと考えられる。この総資産と金融資産の関係の強さは、両者の関係を表す散布図（図7-28）によっても示すことができる。

[図7-28] 総資産と金融資産の関係



[表7-12] 回帰分析(後見報酬額[被説明変数]と金融資産額の関係)

	調整済み R^2	n
回帰	.356 **	333
	標準回帰係数	有意確率
金融資産	.596 **	.000

** p < .01

[表7-13] 重回帰分析(総資産額[被説明変数]と資産・収支の諸要素との間の関係)

	調整済み R^2	n
重回帰	1.000 **	696
	標準偏回帰係数	有意確率
金融資産	.767 **	.000
不動産	.504 **	.000
収入	.000	.718
支出	-.000	.576

** p < .01

上記の分析結果から、後見報酬は、本人の保有財産の中でも特に金融資産との間で強い相関関係が成立していることが分かった。このことを確認するために、後見報酬額と本人の金融資産額との間の関係について回帰分析を行った結果、両者の間には、統計的に有意な相関関係が成立していることが証明された（表7-12）。つまり、本人の金融資産額が多いと、それに比例して報酬額も増える傾向にある、ということである。

さらに以上のことを補強するために、総資産と資産・収支の構成要素との間の相関関係についてより詳しい分析を行うことによって、本人の保有財産全体における金融資産の位置づけを明らかにしておきたい。

表7-13は、総資産を、資産・収支の諸要素によって説明する重回帰分析（被説明変数＝「総資産」、

説明変数=「金融資産」、「不動産」、「収入」、「支出」)を行った結果である。(ただしこの分析では、資産と収支の各要素が総資産に与える影響力の大きさを示すため、強制投入法を用いて、統計的に有意でない変数も回帰式に投入してある。)

するとこれらの分析の結果として、「総資産」の多くの部分は、「金融資産」の大きさによって説明されることが統計的に明らかになった(危険率1%で有意)。

以上の分析結果を簡潔にまとめると次の3点になる。

第一に、本人の保有資産額と後見報酬額の間には正の相関関係がある。

第二に、金融資産は総資産を説明する非常に強い規定要因となっている。

第三に、総資産と報酬額の間には、一見するとかなり強い相関関係が存在しているように見えるが、これは疑似相関(見かけの相関)に過ぎず、実は報酬額との間に相関関係が成立しているのは総資産ではなく金融資産の方である。そしてこの疑似相関は、金融資産が、報酬額と総資産の両方を説明している(両方の規定要因となっている)ことから生じている。

以上のことの一言でいうと次のようになる。

すなわち、本人の保有財産や収支に係る諸要素の中でも特に金融資産は総資産を説明する基底的要素となっており、この金融資産が(一方で総資産を経由しながら)後見報酬に対して大きな影響を与えている、ということである。

7.7. 総合的分析

以上、後見報酬決定システムを構成する各要素(後見報酬、本人の財産、後見業務、業務評価)の間の関係についてさまざまな観点から分析を行ってきた。

これを受けて最後に、後見報酬と、本人の財産、後見業務、業務評価、さらには後見人の属性など、後見に係る諸要素との間の関係について総合的な分析(分析6)を行いたい。ここまでは、後見報酬と後見に係る各変数との間の関係をそれぞれ個別に分析してきたが、ここでは、それら後見に関する諸変数を網羅的に扱って、これらの変数と後見報酬との間の関係に関する総括的な分析を行う。具体的には、後見報酬に影響を及ぼすと考えられる諸変数(本人の財産、後見業務、業務評価、後見人の属性など)と後見報酬との関係を、重回帰分析を用いて明らかにする。

[表7-14] 重回帰分析(後見報酬額[被説明変数]と本人の財産や後見業務や後見人の属性などに係る諸変数との間の関係)

	調整済み R ²	n
重回帰	.434 **	333
	標準偏回帰係数	有意確率
金融資産	.576 **	.000
親族後見か否か	-.126 **	.003
特別な業務の有無	.252 **	.000

** p < .01

ステップワイズ法を用いて、後見報酬と特に関連が深いと考えられる諸変数を、その他のさまざまな諸変数によってコントロールしながら重回帰分析を行った。その結果、次のような重回帰式が導出された。

$$y = 0.000381x_1 - 11104x_2 + 13395x_3 + 19470$$

y = 後見報酬額

x_1 = 本人の金融資産額

x_2 = 親族後見人であるか否か

x_3 = 特別な業務の実施の有無

この分析結果を簡潔にまとめると次の 4 点になる。

第一に、後見報酬額は、①本人の金融資産額の多さ、②後見人が親族であるか否か、③後見人は特別な業務を実施したか否か、ということによって大きく影響される。

第二に、後見報酬額は、本人の金融資産額、および特別な業務の実施との間で正の相関関係が成立している。つまり、本人の金融資産額が多いほど報酬額は多くなり、また特別な業務を実施した方が報酬額は多くなる傾向にある。

第三に、後見報酬額と後見人の業態との間で有意な相関関係が成立しており、第三者後見人の方が、親族後見人よりも報酬額が多くなる傾向にある。ただしこの関係においては、第三者後見人であることそれ自体が報酬額の増額要件となっているわけではなく、あくまで他の諸要因の結果として、業態間で報酬額の差が生じていると考えるべきである。

第四に、これらの諸要素の中でも、本人の金融資産額が報酬額の決定に最も大きな影響を与えており、①特別な業務の実施は、結果として本人の金融資産額の増加につながる、②金融資産は、本人の資産総額や収支の状況を左右する基底的要素となっている、などの理由により、金融資産は、報酬決定（ならびにそれに影響を与えるさまざまな諸要素）を規定する最大の因子となっている。

7.8. 本分析のまとめと含意

以上、現行の報酬決定システムを構成する各要素の間の相互関係について 6 つの分析を行ってきた。最後に、これらの分析それぞれについて、あらためて簡潔にまとめておきたい。

第一に、本人の財産と後見業務の関係に関する分析（分析 1）である。本分析によって、（裁判所も採用しているとされる想定と異なり、）本人の保有財産が多ければ後見業務も難しくなる、というわけではないことが明らかになった。

第二に、後見業務とその評価の関係に関する分析（分析 2）である。本分析によって、後見人が行う業務のうち、身上監護活動は本人等の評価を高める傾向にある（他方、財産管理業務は評価に影響を与えない）、ということが明らかになった。

第三に、業務評価と報酬の関係に関する分析（分析 3）である。本分析によって、後見人の業務に対する後見関係者の評価が高くても、報酬が多くなるわけではない、ということが明らかになった。

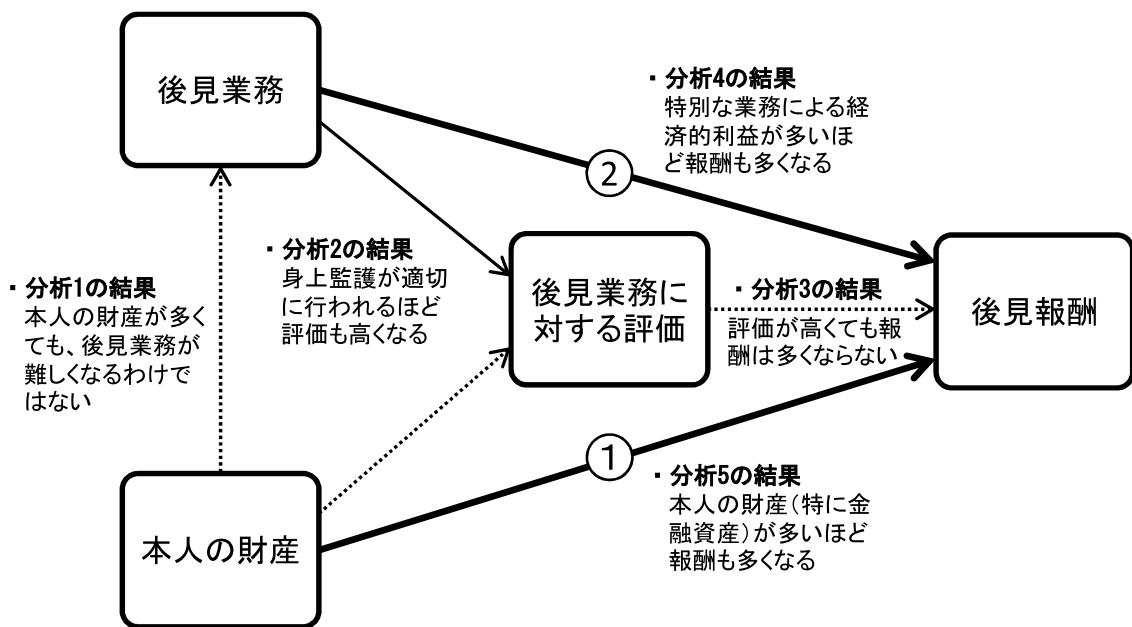
第四に、後見業務と報酬の関係に関する分析（分析 4）である。本分析によって、後見人が行う業務一般の業務量は報酬額に影響を与えないが、そのうちの特別な業務だけは、その実施による本人の経済的利益が多いほど報酬も多くなる、ということが明らかになった。

第五に、本人の財産と報酬の関係に関する分析（分析 5）である。本分析によって、本人の管理

対象財産（特に金融資産）が多いほど、報酬も多くなる、ということが明らかになった。

第六に、総合的分析（分析6）である。本分析によって、後見報酬額は、①本人の金融資産額の多さ、②後見人が親族であるか否か、③後見人は特別な業務を実施したか否か、ということによって大きく影響される、ということが明らかになった。

[図7-29] 後見報酬の決定構造に関する分析結果



以上の分析結果、ならびにそこから導き出される含意を簡潔に述べると、次のようになる。

現行の報酬決定システムは、理念型としての合理的な仕組みではなく、むしろかなり非合理的な仕組みで動いている。すなわち、客観的な根拠に乏しく、いまだ実証されていない想定に基づき、サービス受容者の評価をほぼ全く考慮せず、結果として公平性に欠けた仕組み（一生懸命仕事をした人が報われない仕組み）になってしまっているのである。

後見業務評価に関する分析結果によると、本人等は後見人による身上監護活動を評価する一方で、財産管理についてはほとんど評価していなかった。だが現行の報酬決定システムは、このような本人等による業務評価をほとんど考慮せず、客観的根拠に乏しい想定（管理対象財産が多いほど後見業務の難易度も上昇するだろうという想定）に基づきながら、もっぱら本人の金融資産の大きさ（ならびにそれを増加させる特別な業務の有無）のみを報酬決定に反映させ、その一方で身上監護については、その実施状況やそれに対する評価などを報酬額にほとんど反映させていないのである。

そもそも後見制度の基本理念とは、本人の身上に配慮し、その権利を擁護することにある。それゆえこの理念を達成するためには、これまで軽視されがちであった本人の身上監護を、従来以上に充実させていくことが重要となる。それとともに、これまで後見における中核的業務とされてきた財産管理は、後見の目的ではなく、あくまでこの基本理念を達成するための手段として捉え直す必要があるだろう。

とはいって、この身上監護業務をほとんど評価しない現行の報酬決定システムの下では、後見人（特に第三者後見人）は、本人の身上監護活動に必要以上に取り組もうとはしないであろう。人間とは基本的に自己の利益を最大化しようとする合理的行動を行う主体であり、それを前提とするならば、自

己に何ら経済的利益をもたらさない身上監護活動を行う合理的理由はない。もちろん人間は経済的利益にかかわらず、社会的規範や道徳意識等に基づいて行動を行うときもあるが、何らかの社会問題を解決しようとする場合、そのような人間性に過度な期待を寄せることは適切ではない。社会問題の解決のためにはそれに対応しうる社会制度の構築が必要であり、そしてその社会制度は、人々が経済合理的に振る舞うということを前提にして設計されなければならない。

このような点を考慮に入れるならば、合理的とはいがたい現行の報酬決定システムは、今後大幅に改変していく必要があるだろう。身上監護をほとんど評価せず、もっぱら本人の金融資産だけを反映させる現在のシステムを改め、より積極的に身上監護業務を評価する仕組みに変えていくことが求められよう。

この点に関し、現行のシステムが身上監護を軽視し、もっぱら管理対象財産だけを考慮する仕組みとなってしまっている主な要因としては、大きく言って次の3点が挙げられるであろう。

第一に、後見業務（特に身上監護）に対する客観的評価の困難性である。後見人による業務（特に身上監護の質）に対する評価の実施に関しては、サービス受容者による業務評価の聴取の困難性や、評価の実施にともなうコストの発生とその負担の問題などがあり、実際に評価を実施することは大きな困難がともなう。

第二に、本人の保有財産額の客観的把握の容易さである。上述の後見業務に対する客観的評価に比べると、本人の保有財産額の客観的把握は、ほとんどコストがかからず容易に行うことができる。それゆえ報酬決定機関としては、報酬額の算定基準として、コストのかかる業務評価ではなく保有財産額を用いようとする誘因もそれだけ大きくなる。

第三に、後見業務に対する評価を行うための体制の不備である。高齢化の進展にともない、後見事案の件数が年々増加している中、多くの裁判所において事務処理能力が追いつかなくなっているといわれている。このような状況下で、後見業務評価を行うためのさらなる人員の拡充や体制の整備などを行うことは非常に難しい。

このように、現在の制度体系を前提にする限り、今のシステムを合理的な仕組みに改変していくことは難しい。それゆえ、今の後見制度そのものの見直しも検討しながら、システムの改革を行っていく必要があると思われる。この点につき、このシステムの改革案としては、例えば次のようなものが考えられるであろう。

第一に、現在、裁判所が抱えている膨大な後見事務にかかる負担の軽減である。

先に海外事例の検討においても見たように、諸外国では、裁判所とは別に後見の事務をつかさどる別機関を設立したうえで、その機関に裁判所の事務や権限等を移管させるケースが多くみられる。現在、日本の家庭裁判所は、自身の機関のみで後見に係るほとんどすべての事務を所掌しているが、その事務処理能力も限界に達しようとしている現状においては、移管可能な事務を別機関に委託するなどの方策を、今後具体的に検討していく必要があるだろう。

第二に、後見人が実施する業務を客観的に評価するための新たな仕組みの構築である。

現在、後見が行われているさまざまな現場を見ていると、本人に対する身上監護が不十分なことを理由に問題が生じているケースが多いように思われる。これらの問題の多くは、身上監護活動が適切になされれば解決される性質のものであり、そのためにも、後見人には身上監護へのより積極的な取り組みが求められる。

この点につき、身上監護が十分に実施されていない現状をもたらしている最も大きな要因として、既述のような報酬決定の仕組み（身上監護の実績が報酬にほとんど反映されない仕組み）があると考えられる。この状況を是正するためには、客観的な業務評価を行うための新たな制度や運用を導入する必要があるだろう。後見人も、自分が行なった身上監護活動が公正に報酬額に反映されるようになれば、身上監護により前向きに取り組むようになるだろう。そしてこの評価体制の構築を実現するためには、事務量がパンクしつつある裁判所ではなく、むしろ別の機関に対して、この評価に係る事務を移管することも（効率性や公正性の観点から）検討すべきであろう。

第三に、裁判所の後見事務に係るさまざまな基準や運用方針等に関する情報の開示である。

これまで裁判所は、後見事務に係る基準や方針等をほとんど公開してこなかった。しかし、後見人や後見を利用する人々にとっては、後見を行ったり利用したりする上で必要となる情報（例えば、どのような業務を行えばより高く評価されるのか、報酬額はどのような基準により決まり、そしてそれはどの程度の金額になるのか、裁判所の指導方針はどのようなものなのか等）が得られることは非常に有益である。特に、後見活動を行う法人等の事業体においては、中長期的な経営を行っていく上でそれらの情報を得ることは必須ともいえる。それゆえ今後、裁判所は、個々の事案に係る私的な情報等については厳格に秘匿する一方で、後見事務一般に係る判断・評価基準や運用方針などについては、市民の求めに応じてより積極的に公開していくことが期待される。

あくまで以上は、後見制度をより良いものにしていくためのアイデアの一例に過ぎないが、このような改善案が実現されることを通じて、現行の報酬決定システム、ひいては後見制度全体が、これまで以上に人々が使いやすいものに改善されていくだろうと思われる。

8. 本研究のまとめと今後の展望

8.1. 本研究のまとめ

最後に、本研究の内容について、各項目ごとにその概要をまとめておきたい。

8.1.1. 後見業務の実施に係る状況

(1) 本人の財産の取扱や親族対応などの状況

後見活動についての相談や協議等を行うために本人の親族と会う、1カ月あたりの回数および時間を見てみると、親族後見人は月に平均2.3回、本人の親族に会う機会があるのに対し、第三者後見人はおよそ2カ月に1回という頻度であった。さらに1カ月あたりの平均面会時間については両者の差はさらに大きくなり、親族後見人が2時間半近くであるのに対し、第三者後見人は24分であった。概して第三者後見人は、あまり本人の親族と接することなく後見業務を行っていることが分かった。

また、後見業務を行う上で、本人の親族とトラブルが生じた回数がこれまでどのくらいあるかを見ると、第三者後見人の場合にはほとんどトラブルが生じたことがないのに対し、親族後見人は約10回にも及んでいた。

さらに、後見人等の財産による立替の程度（本人の支出を後見人等がこれまで代わりに支払った回数）についてみると、親族後見人は平均8回ほど立替を行っていたのに対し、第三者後見人は平均1.4回と、その回数には大きな開きがあった。他方、後見人等が本人の財産を借用した程度については、親族後見人、第三者後見人いずれにおいても、そうしたケースはほとんど存在しなかった。

(2) 本人の判断能力低下とともに経済的損失の状況

本人の経済的損失が生じた時期について見ると、「経済的被害」、「保有財産の損失」（自身の行為による財産の棄損）、「機会の逸失」（経済的利益を得る機会の逸失）のいずれについても、全体のおよそ8～9割の損失が、後見制度の開始前に生じていた。また、これらの損失の発生回数を見ると、「保有財産の損失」の回数が最も多く、全後見期間平均で8.7回であり、次いで「経済的被害」が2回、「機会の逸失」が1.5回であった。

さらにこれまでの経済的損失の総額について見ると、「機会の逸失」（主に仕事の退職や転職など）による経済的損失の総額が飛びぬけて多く、平均で約810万円にのぼっており、次いで「経済的被害」（同、230万円）、「保有資産の損失」（同、110万円）と続いていた。

また、「経済的被害」を受けた取引の態様について見ると、最も多い取引形態は「訪問販売」（被害全体の6割強）であり、また最も多い取引内容は「商品・サービス一般」（同、7割強）、さらに最も多い取引手法は「判断不十分者契約」（同、7割強）であった。本人は、判断能力が減退している点を悪徳業者につけ込まれ、不必要的高額商品やサービス等を主に訪問販売によって購入させられていた。

また、これら経済的被害のうちの7割強で、何らかの被害の回復が図られており、その被害回復額は平均約100万円であった。この点、被害回復の手段として最も多いのは、「和解・示談」（全体の約3分の1）であった。また、被害全体の7割強において、本人は被害の認識がなかった。

次に、「保有財産の損失」の内容について見てみると、最も多いのが、「現金・貴重品等の紛失や家財道具の破損等」で、全体の約3分の1を占めていた。次いで多いのが「無自覚な贈与・貸与等」や「同種商品やサービスの多重購入・多重契約等」などであった。

最後に「機会の逸失」の内容について見てみると、最も多いのが「本人の離職や転職による機会の逸失」(損失全体の4割)であり、次いで「親族の社会参加の機会や収入機会の逸失」(同、3割)、「親族の離職や転職による機会の逸失」(同、2割)であった。

8.1.2. 後見業務に対する後見人の認識

(1) 後見業務遂行における後見人の役割意識

後見人としての役割意識（完全に後見人としての立場で業務を行っている場合には役割意識100%）について、後見業務全般について見てみると、後見人の役割意識の平均は、78%という高さにのぼっていた。このことから、多くの後見人が、自身の本人に対する活動はあくまで後見人として行っていると考えていることが分かる。

この点につき、後見業務を、「財産管理」、「身上監護（法律行為）」、「身上監護（事実行為）」、「法的対応」の4つの業務に分けて見てみると、業務間に大きな違いが存在していた。

まず「財産管理全般」(役割意識85%)と、「法的対応全般」(同、85%)については、後見人としての役割意識は非常に高く、また「身上監護（法律行為）」(同、77%)も比較的高い意識となっていた。その一方で、「身上監護（事実行為）」の役割意識(同、46%)は、他の業務と比べてかなり低い水準となっていた。多くの後見人(特に親族後見人)は、事実行為としての身上監護を行う際、後見人と親族(ないし知人)としての立場を混在させながら、実際の業務を行っていると考えられる。

(2) 後見業務の難易度・煩雑度に関する認識と期待報酬額

後見人等による、後見業務の難易度と煩雑度についての認識と期待報酬額について概観すると、以下のような点が明らかになった。

後見業務全般の難易度（その業務を行うことが不可能なほど難しい場合は100点）についての後見人の認識を見てみると、その全体の平均点は53点であった。後見業務を「財産管理」、「身上監護（法律行為）」、「身上監護（事実行為）」、「法的対応」の4つの業務に分けた上で、それぞれの業務に対する後見人の認識を見ると、いずれの業務についても業態間では大きな差異は生じていなかった（親族後見人と第三者後見人の難易度の認識は、ほぼ同じ傾向を示していた）。また、各業務に対する認識を個別に見ると、最も難しいとされたのが「法的対応」(難易度平均68点)であり、次いで、「財産管理」(難易度平均47点)、「身上監護（事実行為）」(同、46点)、「身上監護（法律行為）」(同、45点)となっていた。

次に、後見業務全般の煩雑度（その業務を行うことが不可能なほど面倒な場合は100点）についての認識を見てみると、その全体の平均点は55点であり、その認識に業態間でほとんど差は見られなかった。各業務に対する認識を見ると、最もわざらわしいとされたのが「法的対応」(煩雑度平均70点)であり、次いで、「身上監護（法律行為）」(同、44点)、「財産管理」(難易度平均42点)、「身上監護（事実行為）」(同、41点)となっていた。

続いて、後見業務全般に対する期待報酬額（1業務単位あたり）について見てみると、業務間、業態間で大きな差が生じていた。「後見業務全般」に対する期待報酬額は、全体の平均額が約1

万8千円（親族後見人約1万6千円、第三者後見人約2万円）であった。各業務に対する期待報酬額を見ると、最も高額だったのが「法的対応」（期待報酬額約2万円）であり、次いで、「財産管理」（同、約1万9千円）、「身上監護（法律行為）」（同、約6千円）、「身上監護（事実行為）」（同、約3千円）となっていた。

最後に、これら難易度、煩雑度、期待報酬額の相互関係について見てみると、各業務の難易度、煩雑度の間に、一定の相関関係（難易度が高い業務は煩雑度も高いという関係）が成立していることが分かった。対して、期待報酬額と難易度・煩雑度の間には相関関係はあまり成立していないなかつた（業務の難易度や煩雑度が高いからといって、必ずしも期待報酬額も高くなるわけではない）。

8.1.3. 後見人によって実施される業務内容に関する分析

各後見業務の平均実施率（全61業務の実施率の平均）について概観すると、「動産管理」の実施率が最も高く、動産管理業務（全12業務）の平均実施率は72%であった。次いで実施率が高い業務として、順番に、「その他の後見業務」（全9業務の平均実施率が57%）、「身上監護（法律行為）」（全14業務、46%）、「不動産管理」（全6業務、39%）となっていた。一方で、「身上監護（事実行為）」（全9業務、29%）、「死後事務」（全3業務、22%）、「法的対応」（全8業務、18%）は、比較的実施率が低かった。

これらの業務の実施率について、業態別に見てみると、「身上監護（事実行為）」と「死後事務」以外の業務については、親族後見人よりも第三者後見人による実施率の方がやや高い傾向にあった。これに対して、「身上監護（事実行為）」については、親族後見人（なかでも本人と同居の後見人）が、第三者後見人よりも実施率が高かった。

次に、各後見業務の1年あたりの平均実施回数について概観すると、全体的な傾向として、「身上監護（事実行為）」の実施回数（年平均38回）が最も高く、次いで「動産管理」（同、29回）となっていました。日常的な現金や預金の管理や、介護等の日常生活の支援は比較的頻繁に行われていた。特に、「身上監護（事実行為）」については、同居の親族後見の実施回数（年平均83回）が突出して多かった。その一方で、「不動産管理」（年平均6回）、「身上監護（法律行為）」（同、5回）、「法的対応」（同、2回）、「死後事務」（同、0.6回）の実施回数は、相対的に非常に少なかった。

続いて、各後見業務の1年あたりの平均実施時間について概観すると、「身上監護（事実行為）」の年平均実施時間が88時間と、突出して長く、次いで「不動産管理」（年平均実施時間11時間）、「動産管理」（同、10時間）、「身上監護（法律行為）」（同、7時間）、「法的対応」（同、4時間）となっていました。この点、親族後見の「身上監護（事実行為）」（同、約130時間）の実施時間が特に長くなっています、逆に第三者後見の実施時間（同、約13時間）は非常に短かったです。

最後に、各後見業務の1回あたりの平均取扱金額について概観すると、各業務の中で、顕著に高い金額になっていたのは「不動産管理」で、平均約580万円であった。次に多いのが「法的対応」（平均取扱金額310万円）で、「死後事務」（同、約240万円）、「動産管理」（同、84万円）、「身上監護（法律行為）」（同、45万円）と続いていた。そして、著しく取扱金額が少なかったのが、「身上監護（事実行為）」（同、約7千円）であった。

8.1.4. 後見人の活動に対する評価

(1) 後見人の業務に対する本人等による評価

後見人等と本人とのコミュニケーションについての客観的評価（本人や周囲の人等によって行われる100点満点による評価）について見ると、第三者後見において評価が高く（本人〔軽度〕による評価89点）、親族後見においてはやや評価が低かった（同、67点）。

後見人等によって行われる財産管理ならびに身上監護の適切性についての評価を見ると、いずれの業務に対しても、非常に高い評価（財産管理90点、身上監護86点）が与えられていた。

後見人等による、本人の家事支援や介護についての評価を見ると、後見人等の自己評価（家事18点、介護9点）、および本人の周囲の人の評価（家事27点、介護21点）は低かったが、本人はある程度の評価（家事51点、介護50点）を与えていた。

後見人等が後見活動を行うことによって、本人の生活状況・精神状態・身体状況が良くなつたかどうかについての評価を見ると、いずれについても本人の評価（生活状況92点・精神状態89点・身体状況86点）は非常に高かった。

後見人等の仕事ぶりに対する総合評価を見ると、全体的に、おおむね高い評価となっていた（後見人による評価81点、本人の周囲の人による評価88点、本人〔軽度〕による評価98点）。

なお、後見監督人の後見監督業務に対する評価を見ると、後見人のそれと比べたとき、本人の周囲の人等からの評価は総じてかなり低かった。

(2) 業務評価に関する全体的傾向

以上の評価に関する全体的な傾向についてまとめると、次のようになる。

まず業態の違いによる評価の差として、親族後見人に対してよりも、第三者後見人に対しての方が、評価が高くなる傾向にあった。また、評価者の違いによる評価の差としては、本人（被後見人等）による評価が特に高くなる傾向にあった。

この点については、おそらく（自分の親族ではなく、赤の他人である）第三者が後見人として世話をしてくれているという事実そのものに対して、本人（やその周囲の人）から高い評価が与えられている可能性が考えられる。もし仮にそうだとすると、第三者後見人に対して評価が高くなるという全般的傾向は、第三者後見人の活動内容に対する評価というよりも、むしろ第三者（他人）がわざわざ面倒をみてくれているという事実そのものに対する感謝を強く反映していると考えられる。

また、別の観点から言うと、親族後見の場合、親族が本人の面倒を見るのはむしろ当然であるという思いが、本人（やその周囲の人）の評価を相対的に低下させていることも考えられる。

さらに言うと、本人による評価が特に高いという全般的傾向は、上記の理由に加え、後見人に対して自分の財産から報酬が支払われていることを、本人が明確に認識していないことが、その要因の1つになっている可能性がある（逆に言うと、赤の他人が無料で自分に奉仕してくれているという認識が、本人の高い評価につながっていることも考えられる）。

8.1.5. 諸外国における公的後見機関に関する事例検討

(1) オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関

オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関の主な特徴としては、次の5点を挙げることができる。第一に、成年後見を所掌する機関が裁判所ではなく、司法的機能を備えた行政機関であること、第二に後見に関する監督機関と実施機関が分離されていること、第三に身上監護と財産管理とで実施機関が異なっていること、第四に公的後見についての監督機関と身上監護機関については政府予算による運営がなされており、監督機関に対する申請および監督に関する諸手続にくわえて、公的身上監護人による活動に対しても基本的には利用者に対する費用負担が求められていないこと、第五に公的財産後見人に対して支払われる報酬についてはあらかじめ費用体系が明示されていること、である。

(2) カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関

カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関の主な特徴としては、次の5点を挙げることができる。第一に、成年後見を所掌する機関が、裁判所のほかに公的後見を担当する機関として司法的機能を備えた行政機関があること、第二に後見に関する監督機関と実施機関が未分離であり、公的後見庁自身が後見人としての活動を行うとともに、後見に関する監督についても一部担当していること、第三に機関内的一部門が身上監護と財産管理をともに担当しており、明確に分離されていないこと、第四に公的後見機関の財政面については、政府予算への依存度が低く、独自の収入を中心とした歳入構造にあること、第五に成年後見に関して利用者が負担する費用については、規則としてあらかじめ体系的に明示されていること、である。

8.1.6. 現行の報酬決定システムの構造に関する分析

(1) 本分析の枠組みと分析結果

現行の報酬決定システムを構成する主要な4つの要素、すなわち、「本人の財産」、後見人等による「後見業務」、その後見業務に対する「評価」、後見業務に対する「後見報酬」を取り上げ、理念型としての合理的な報酬決定システムのモデルを構築した上で、その構成要素間の相互関係のあり様について多変量解析を用いて分析した。

この分析とその結果について簡潔にまとると、次のようなになる。

第一に、本人の財産と後見業務の関係に関する分析（分析1）である。本分析によって、（裁判所も採用しているとする想定と異なり、）本人の保有財産が多ければ後見業務も難しくなる、というわけではないことが明らかになった。

第二に、後見業務とその評価の関係に関する分析（分析2）である。本分析によって、後見人が行う業務のうち、身上監護活動は本人等の評価を高める傾向にある（他方、財産管理業務は評価に影響を与えない）、ということが明らかになった。

第三に、業務評価と報酬の関係に関する分析（分析3）である。本分析によって、後見人の業務に対する後見関係者の評価が高くても、報酬が多くなるわけではない、ということが明らかになった。

第四に、後見業務と報酬の関係に関する分析（分析4）である。本分析によって、後見人が行う業務一般の業務量は報酬額に影響を与えないが、そのうちの特別な業務だけは、その実施による本

人の経済的利益が多いほど報酬も多くなる、ということが明らかになった。

第五に、本人の財産と報酬の関係に関する分析（分析5）である。本分析によって、本人の管理対象財産（特に金融資産）が多いほど、報酬も多くなる、ということが明らかになった。

第六に、総合的分析（分析6）である。本分析によって、後見報酬額は、①本人の金融資産額の多さ、②後見人が親族であるか否か、③後見人は特別な業務を実施したか否か、ということによって大きく影響される、ということが明らかになった。

(2) 本分析のまとめと含意

現行の報酬決定システムは、理念型としての合理的な仕組みではなく、むしろかなり非合理的な仕組みで動いていることが明らかになった。すなわち、客観的な根拠に乏しく、いまだ実証されていない想定に基づき、サービス受容者の評価をほぼ全く考慮せず、結果として公平性に欠けた仕組み（一生懸命仕事をした人が報われない仕組み）になってしまっているのである。

現行の報酬決定システムの主な問題点としては、次の5点を挙げることができよう。

すなわち、①後見報酬の決定構造の不透明性、②（主に報酬決定構造の不透明性による）後見実施主体における予測不可能性、③後見報酬が本来有するはずのインセンティブ機能の不全、④後見業務に対する評価の客観性・正確性の欠如、⑤後見業務に対する対価としての相当性の欠如（その結果としての報酬の不公平性）、である。

現行のシステムが身上監護を軽視し、もっぱら管理対象財産だけを考慮する仕組みとなってしまっている主な要因としては、大きく言って次の3点が挙げられるであろう。すなわち、①後見業務（特に身上監護）に対する客観的評価の困難性、②本人の保有財産額の客観的把握の相対的な容易さ、③後見業務に対する評価を行うための体制の不備、である。

今後は、今後の後見制度そのものの見直しも検討しながら、システムの改革を行っていく必要があると思われるが、このシステムの改革案としては、例えば次のようなものが考えられる。第一に①現在、裁判所が抱えている膨大な後見事務にかかる負担の軽減、②後見人が実施する業務を客観的に評価するための新たな仕組みの構築、③裁判所の後見事務に係るさまざまな基準や運用方針等に関する情報の開示、である。

8.2. 今後の課題と展望

本研究の特徴ないし成果は以下の4点と考える。

第一に、従来の成年後見において、誰が、誰に、何を、どのようにを行い、いくらお金が動いたか、という個々の事実やデータを可能な限り多く収集したこと。

第二に、上記の各要素が、どのような相互関係にあるかについて、計量分析を用いて実証的に説明したこと。

第三に、特に後見報酬の観点から、上記の各要素の関係について明らかにしたこと。

第四に、「豊かな生活のための支援」という概念を導入し、後見人の役割意識や成年被後見人の声などに関するデータを用いることで、成年を後見するという事象を評価するためのモデルを構築したこと。

この点につき、当該分野においてこれまで行われた研究に比して、上記1はより詳細に行われ、また2、3、4はより新規的な試みと考えている。

以上の成果を踏まえ、今後より多くのデータを収集し活用することによって、本研究をさらに発展させていく必要がある。このような観点からも、今後の後見の発展・充実に資する研究を促進していくために、裁判所が公開可能な情報を開示することについて、これまで以上に前向きに検討していくことが求められよう。

従来の、財産を後見するというマインドが底流に流れている提言や主張などは、本人の健康で文化的な生活を支援するための成年後見を今後展望していくうえで、もしかするとあまり有効ではないのかとも知れない。それゆえに、身上監護や、豊かな生活のための支援という視点が重要なのであり、このような観点に基づきながら今後の研究を展開させていく必要があるだろう。

ただ、このような観点から今後の研究を発展させて行くにあたり、一つの大きな危惧がある。つまり、後見とはほとんど縁のない（したがって後見のことはほとんど知らない）多くの国民の意見を取り入れながら研究等が進められていった場合、例えば、身上監護による成年被後見人等の健康的で豊かな文化的生活の実現などは、労多く功少なし、などといった結論が導き出されてしまうかも知れない、というものである。

仮にそうなった場合、今回の研究結果（家庭裁判所は、もっぱら本人の金融資産の多寡でしか後見人を評価していない、などの結果）が与えたものとは比べ物にならないほど、大きな虚無感に覆わされることになってしまうだろう。例えば、政策的に、「成年後見は財産管理制度に留めるべきである」、とか、「成年後見制度を廃止して新しい禁治産制度を創るべきである」などといった主張をせざるを得ないような結果が導き出されてしまうかも知れないのである。

本研究を通じて「成年後見は誰のため、何のため」という問い合わせに対する答えが、研究を始める前以上に複雑になってしまったようにも感じられる。もつといえ、分からなくなってしまった感すらある。成年を後見するという事象における真の受益者とは、われわれ自然人や法人などではなく、取引社会の構造といった漠とした何かなのかも知れないと考えるにつけ、当該分野を研究することになにやら恐ろしさすら感じられるのである。

さはいえ、成年被後見人等の純粹さに出会うにつけ、難しいかも知れないが、健康で文化的な生活を営むことの経済的価値を追求し、その実現を促すためのさまざまな制度や仕組みの構築（身上監護に係る手続き・結果・効果の評価手法の開発、身上監護の観点に基づく適切な報酬算定システムの形成、事務処理能力の限界にある家庭裁判所の事務（選任後の事務等）を軽減させるための業務委託等の仕組みづくりなど）を今後していく必要性を強く感じるのである。後見して良かった、後見されて良かった、という仕組みを今後作っていきたいと強く願うのである。

また、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見委任者において、現状でも実際に行うことができるている行為や、もう少し頑張れば可能になる行為、などに関するデータを今後より多く収集していく必要があるだろう。これらのデータに基づき、現在の代理権・同意権・取消権の行使の実施状況等を明らかにすることなどを通じて、必要以上に過剰な業務が実施されている後見や、逆に必要な業務が十分に実施されていない後見などを是正し、現在の後見業務のあり方をより適切な形に近

づけていくことが求められるのである。

科学的に導かれる知識やデータが十分活用されないならば、現在の成年後見はいつまでたっても社会化していかないであろう。科学的に摩訶不思議ともいえる成年後見の実証研究ではあるが、今後とも精力的に、利用可能なリソースを十二分に活用しつつ、さらなる発展につなげていきたいと考えている。

参考文献

書籍等

- Guardianship and Administration Board, “A Handbook for Private Administrators” , 2008
Guardianship and Administration Board, “Private Guardian’s Handbook” , 2009
Guardianship and Administration Board, “Annual Report” , 各年度版
Office of Public Guardian, “ Annual Report ” ,各年度版
Robert M. Gordon, “The 2012 Annotated British Columbia Incapacity Planning Legislation, Adult Guardianship Act and Related Statutes” , CARSWELL, 2012
The Public Guardian and Trustee, “Annual Report ” ,各年度版
The Public Guardian and Trustee, “Private Committee Services Handbook” ,2013
ジムニー , グロスバーグ , 日本社会福祉士会編訳『アメリカ成年後見ハンドブック』勁草書房 ,2002
英国医師協会 , 日本社会福祉士会編訳『イギリス成年後見ハンドブック 能力判定の手引き』勁草書房 ,2005
新井誠 , 赤沼康弘 , 大貫正男『成年後見制度 法の理論と実務』有斐閣 ,2006
新井誠 , 赤沼康弘 , 大貫正男『成年後見法制の展望』日本評論社 ,2011
新井誠監、2010 年成年後見法世界会議組織委員会編『成年後見法における自立と保護』日本評論社 ,2012
池田恵利子 , 上山泰 , 斎藤修一 , 小渕由紀夫『市民後見入門』民事法研究会 ,2011
上山泰『専門職後見人と身上監護 第 2 版』民事法研究会 ,2010
小賀野晶一『成年身上監護制度 日本法制における権利保障と成年後見法の展望』信山社 ,2000
小賀野晶一『民法と成年後見法 人間の尊厳を求めて』成文堂 ,2012
菅富美枝『イギリス成年後見制度にみる自立支援の法理 ベスト・インタレストを追求する社会へ』ミネルヴァ書房 ,2010
田山輝明編『成年後見制度と障害者権利条約』三省堂 ,2012
法制大学大原社会問題研究所 , 菅富美枝『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』法制大学出版局 ,2013
法務省大臣官房司法法制調査部編『諸外国における成年後見制度』法曹会 ,1999
宮内康二『成年後見制度が支える老後の安心 超高齢社会のセーフティネット』小学館 ,2010

論文等

- 上山泰・菅富美枝「成年後見制度の理念的再検討—イギリス・ドイツとの比較を踏まえて」『筑波ロー・ジャーナル』,8 号 ,2010
北野誠一「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度と障害者の権利擁護」,『ノーマライゼーション』, 第 20 卷 ,2000
最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年度版

白石弘巳「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における制度改革」『精神障害とリハビリテーション』,5(1),2001,33-38

菅富美枝「イギリスの成年後見制度にみる市民社会の構想」『経済志林』,30,2011

菅富美枝「オーストラリアの成年後見制度—比較法的視点から」『実践成年後見』,No20,2007

菅富美枝「自己決定を支援する法制度支援者を支援する法制度」『大原社会問題研究所雑誌』,No.625,2010

WEB サイト

最高裁判所 <http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken/>

Guardianship and Administration Board <http://www.guardianship.tas.gov.au/home>

Office of Public Guardian <http://www.publicguardian.tas.gov.au/home>

The Public Guardian and Trustee <http://www.trustee.bc.ca/default.htm>

I. 後見業務の状況に関する調査票

記入日 年 月 日

1. 関係者の社会的属性等(現在)

(1) 本人	フリガナ		性別			性別	
	氏名		男・女			男・女	
	生年月日		年 月 日	歳		歳	
	職業						
(2) 申立人	フリガナ					性別	
	氏名					男・女	
	生年月日		年 月 日	歳		歳	
	職業						
(3) 後見人等候補者	フリガナ		性別			性別	
	氏名		男・女			男・女	
	生年月日		年 月 日	歳		歳	
	職業						
	本人との続柄		後見人等との続柄				
(4) 監督人	フリガナ		性別			性別	
	氏名		男・女			男・女	
	生年月日		年 月 日	歳		歳	
	職業						
				受任件数	件		件
				後見形態	複数・分掌・前任		複数・分掌・前任
	在任期間		年 月 日	～	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	本人と接した時間		1ヵ月当たり	日	1日当たり	分	分
(5) 後見人等①	フリガナ		性別			性別	
	氏名		男・女			男・女	
	生年月日		年 月 日	歳		歳	
	職業						
	本人との続柄		受任件数	件		件	
			後見形態	複数・分掌・前任		複数・分掌・前任	
	後見類型		後見・保佐・補助・任意後見・未成年後見				
	在任期間		年 月 日	～	年 月 日	年 月 日	
	同居		別居				
	在任年数		年 カ月	～	年 カ月	年 カ月	
	本人と接した時間		1ヵ月当たり	日	1ヵ月当たり	日	日
	1日当たり		分	1日当たり	分	分	
(6) 後見人等②	フリガナ		性別			性別	
	氏名		男・女			男・女	
	生年月日		年 月 日	歳		歳	
	職業						
	本人との続柄		受任件数	件		件	
			後見形態	複数・分掌・前任		複数・分掌・前任	
	後見類型		後見・保佐・補助・任意後見・未成年後見				
	在任期間		年 月 日	～	年 月 日	年 月 日	
	同居		別居				
	在任年数		年 カ月	～	年 カ月	年 カ月	
	本人と接した時間		1ヵ月当たり	日	1ヵ月当たり	日	日
	1日当たり		分	1日当たり	分	分	
(7) 後見人等③	フリガナ		性別			性別	
	氏名		男・女			男・女	
	生年月日		年 月 日	歳		歳	
	職業						
	本人との続柄		受任件数	件		件	
			後見形態	複数・分掌・前任		複数・分掌・前任	
	後見類型		後見・保佐・補助・任意後見・未成年後見				
	在任期間		年 月 日	～	年 月 日	年 月 日	
	同居		別居				
	在任年数		年 カ月	～	年 カ月	年 カ月	
	本人と接した時間		1ヵ月当たり	日	1ヵ月当たり	日	日
	1日当たり		分	1日当たり	分	分	
(8) 協力者①	フリガナ		性別			性別	
	氏名		男・女			男・女	
	生年月日		年 月 日	歳		歳	
	職業						
	本人との続柄		後見人等との続柄				
	協力期間		年 月 日	～	年 月 日	年 月 日	
	同居		別居				
	協力年数		年 カ月	～	年 カ月	年 カ月	
	本人と接した時間		1ヵ月当たり	日	1ヵ月当たり	日	日
	1日当たり		分	1日当たり	分	分	

協力者②	(9) フリガナ			性別				
	氏名			男・女				
	生年月日	年	月	日	歳			
	職業							
	本人との続柄		後見人等との続柄					
	協力期間	年	月	日	～	年	月	日
		同居		別居				
	協力年数	年	カ月	年	カ月			
	本人と接した時間	1ヵ月当たり	日	1ヵ月当たり	日			
		1日当たり	分	1日当たり	分			
～	(11) フリガナ			性別				
	氏名			男・女				
	生年月日	年	月	日	歳			
	職業							
	本人との続柄		受任件数	件				
		後見形態		複数・分掌・前任				
	後見類型	後見・保佐・補助・任意後見・未成年後見						
	在任期間	年	月	日	～	年	月	日
		同居		別居				
	在任年数	年	カ月	年	カ月			
本人と接した時間	1ヵ月当たり	日	1ヵ月当たり	日				
	1日当たり	分	1日当たり	分				

2. 後見等の態様

後見類型(開始時)	(13) <input type="checkbox"/> 後見					
	<input type="checkbox"/> 保佐〔代理権〕					
	<input type="checkbox"/> 補助〔代理権・同意権〕					
	<input type="checkbox"/> 任意後見					
	<input type="checkbox"/> 未成年後見					
後見人等	(14) 属性・人數	<input type="checkbox"/> 親族(人)()	<input type="checkbox"/> 専門職(人)()	<input type="checkbox"/> 市民(人)()	<input type="checkbox"/> 協力者(人)()	
	任第三の第三者由選					
	(15) 監督人	有無	<input type="checkbox"/> 有()	(選任日: 年 月 日)		
		理由の選任の				
日時	(16) 開始	申し立て日	年	月	日	
		審判日	年	月	日	
		審判確定日	年	月	日	
	終了	後見終了日	年	月	日	
		本人死亡日	年	月	日	
(17) 管轄	家庭裁判所					
～	(18) 辞任・解任	<input type="checkbox"/> 辞任〔後見人等・監督人〕 (辞任日: 年 月 日)				
		<input type="checkbox"/> 解任〔後見人等・監督人〕 (解任日: 年 月 日)				
		理由				
		<input type="checkbox"/> 新規選任(選任日: 年 月 日) 〔後見・保佐・補助・任意後見・未成年後見〕 〔親族・専門職・市民・NPO等・社協・その他〕				
		理由				
～	(19) 新規選任	<input type="checkbox"/> 類型変更(変更日: 年 月 日) (→)				
		理由				
		<input type="checkbox"/> 権限変更(変更日: 年 月 日)				
		内容				

3. 本人の状況

(19)	本人の周囲の人々	<input type="checkbox"/> 本人に身寄り(親類縁者)がいる <input type="checkbox"/> 本人と交流している親類縁者がある <input type="checkbox"/> 本人と交流があり、かつ近くに住む親類縁者がある <input type="checkbox"/> 親族〔子・親・配偶者・兄弟姉妹〕 <input type="checkbox"/> その他の親族 () <input type="checkbox"/> 施設や病院等 <input type="checkbox"/> ケアマネやヘルパー等 <input type="checkbox"/> 後見人 <input type="checkbox"/> その他 ()
(20)	本人の住居	<input type="checkbox"/> 後見人等と同居 <input type="checkbox"/> 後見人等と別居 <input type="checkbox"/> 高齢者のみ世帯〔独居・本人夫婦のみ・その他〕 <input type="checkbox"/> 親族と同居 () <input type="checkbox"/> 病院 [一般・精神科] <input type="checkbox"/> 介護施設〔特養・老健・有料・GH・その他〕 <input type="checkbox"/> 障害者施設〔更生・授産・支援・GH・その他〕 <input type="checkbox"/> その他 ()
	開始後の転居	<input type="checkbox"/> 転居 (転居日: 年 月) 転居先 <input type="checkbox"/> 2度目の転居 (転居日: 年 月) 転居先 <input type="checkbox"/> 3度目の転居 (転居日: 年 月) 転居先
(21)	本人の症状(開始時)	<input type="checkbox"/> 認知症〔老年性・若年性〕 <input type="checkbox"/> 脳血管型 <input type="checkbox"/> アルツハイマー型 <input type="checkbox"/> レビー小体型 <input type="checkbox"/> 前頭側頭型 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 障がい〔知的・精神・身体〕 <input type="checkbox"/> その他 ()
	初診	症状の発症年度(初診の年度) (年)
(22)	各種認定	<input type="checkbox"/> 要支援〔1・2〕要介護度〔1・2・3・4・5〕 <input type="checkbox"/> 障がい程度区分〔1・2・3・4・5・6〕 <input type="checkbox"/> 精神障がい認定〔1・2・3級〕 <input type="checkbox"/> 知的障がい認定〔A1・A2・B1・B2〕 <input type="checkbox"/> 身体障がい認定〔1・2・3級〕 <input type="checkbox"/> 要支援〔1・2〕要介護度〔1・2・3・4・5〕 <input type="checkbox"/> 障がい程度区分〔1・2・3・4・5・6〕 <input type="checkbox"/> 精神障がい認定〔1・2・3級〕 <input type="checkbox"/> 知的障がい認定〔A1・A2・B1・B2〕 <input type="checkbox"/> 身体障がい認定〔1・2・3級〕
(23)	医療・介護・福祉サービスの利用状況	<input type="checkbox"/> 医療 <div style="margin-left: 20px;">()</div> <input type="checkbox"/> 介護 <div style="margin-left: 20px;">()</div> <input type="checkbox"/> 福祉(障がい者福祉、生活保護等) <div style="margin-left: 20px;">()</div> <input type="checkbox"/> 変更 <div style="margin-left: 20px;">()</div> <input type="checkbox"/> 2度目以降の変更 <div style="margin-left: 20px;">()</div>
(24)	経済支援・支援経済	<input type="checkbox"/> 服薬管理の実施(実施頻度: 1ヵ月あたり 回) <input type="checkbox"/> 医療同意の実施(これまでの同意回数: 回) <input type="checkbox"/> 医療行為の実施(これまでの実施回数: 回) <input type="checkbox"/> 経済的支援の実施(これまでの実施回数: 回) (これまでの支援総額: 万円)

4. 後見等開始申立

(25)	制度の契機利用	
	申立の目的	
	申立の目的	<input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 身上監護 <input type="checkbox"/> 不動産取引 <input type="checkbox"/> 医療・介護サービスの契約 <input type="checkbox"/> 相続や遺産分割等 <input type="checkbox"/> 訴訟(示談、和解等) <input type="checkbox"/> 消費者被害対策 <input type="checkbox"/> その他 ()
(26)	作成申立書	<input type="checkbox"/> 申立人(申立人兼候補者を含む) <input type="checkbox"/> 後見人等候補者 <input type="checkbox"/> 協力者 ()
	時期与	<input type="checkbox"/> 専門職が申立の準備段階から関与 <input type="checkbox"/> 専門職が裁判所(職能団体)の要請を受諾
	申立の態様	<input type="checkbox"/> 候補者でない別の人が後見人に選任 <input type="checkbox"/> 専門職が後見人に選任 <div style="margin-left: 20px;">理由 ()</div>
	調査・鑑定	<input type="checkbox"/> 本人面接を実施 <input type="checkbox"/> 本人調査を実施 <input type="checkbox"/> 精神鑑定を実施 (鑑定料: 万円)

5. 後見業務の態様

(27) 報告書の作成	<p><input type="checkbox"/> 後見人等()人 <input type="checkbox"/> 後見人以外()</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">報告書提出回数</td> <td style="width: 15%;">回</td> <td style="width: 15%;">5回目</td> <td style="width: 15%;">年</td> <td style="width: 15%;">月</td> <td style="width: 15%;">日</td> </tr> <tr> <td>1回目</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>6回目</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>2回目</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>7回目</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>3回目</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>8回目</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> <tr> <td>4回目</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> <td>9回目</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	報告書提出回数	回	5回目	年	月	日	1回目	年	月	日	6回目	年	月	日	2回目	年	月	日	7回目	年	月	日	3回目	年	月	日	8回目	年	月	日	4回目	年	月	日	9回目	年	月	日	(28) 業務上の問題	<p><input type="checkbox"/> 金融機関における問題 <input type="checkbox"/> 消費者被害 <input type="checkbox"/> 親族間における問題 <input type="checkbox"/> 後見人の業務体制における問題 <input type="checkbox"/> 監督人との関係における問題 <input type="checkbox"/> 裁判所との関係における問題 <input type="checkbox"/> 報告書関連における問題 <input type="checkbox"/> 業務の煩雑さ等の問題 <input type="checkbox"/> 後見制度の周知・普及状況の問題 <input type="checkbox"/> その他()</p>		
報告書提出回数	回	5回目	年	月	日																																						
1回目	年	月	日	6回目	年	月	日																																				
2回目	年	月	日	7回目	年	月	日																																				
3回目	年	月	日	8回目	年	月	日																																				
4回目	年	月	日	9回目	年	月	日																																				
(29) 死後事務	<p><input type="checkbox"/> 葬儀、埋火葬、永代供養など (実施時間: 分)(取扱金額: 万円)</p> <p><input type="checkbox"/> 相続や遺産分割など (実施時間: 分)(取扱金額: 万円)</p> <p><input type="checkbox"/> その他() (実施時間: 分)(取扱金額: 万円)</p>	(30)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">本人の生活状況</td> <td style="width: 5%;">身・</td> <td style="width: 5%;">生</td> <td style="width: 5%;">活</td> <td style="width: 5%;">心</td> <td style="width: 5%;">狀</td> <td style="width: 5%;">身</td> <td style="width: 5%;">・</td> </tr> <tr> <td>後見活動において生じた問題</td> <td>身上監護</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>問題の概要</td> <td>財産管理</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>今後の課題</td> <td>後見活動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	本人の生活状況	身・	生	活	心	狀	身	・	後見活動において生じた問題	身上監護							問題の概要	財産管理								今後の課題	後見活動							その他						
本人の生活状況	身・	生	活	心	狀	身	・																																				
後見活動において生じた問題	身上監護																																										
問題の概要	財産管理																																										
	今後の課題	後見活動																																									
	その他																																										

6. 特別な業務の実施状況

7 後見業務の実施状況

(32)	期間	各時期の特徴
時期①	年 ヶ月	
時期②	年 ヶ月	
時期③	年 ヶ月	
(33)	実施者	主な役割

			時期①〔同居・別居〕		時期②〔同居・別居〕		時期③〔同居・別居〕				
	業務内容		実施回数 (回)	1回の実 施時間 (分)	1回の取 扱金額 (万円)	実施回 数(回)	1回の実 施時間 (分)	1回の取 扱金額 (万円)	実施回 数(回)	1回の実 施時間 (分)	1回の取 扱金額 (万円)
動 産 の 管 理	預貯金・口座の管理、(日常的な)入出金等										
	定期預金等の高額な預貯金の取引										
	定期的な料金(公共料金、施設料金、家賃等)の支払い・受領										
	株式・国債・信託・外貨預金等の取引										
	保険の手続・請求・受領等										
	各種サービス(新聞の定期購読等)利用の契約や手續等										
	金銭貸借(金銭消費貸借契約やローン契約など)・債務の弁済										
	動産の贈与(寄付・寄進等)										
	各種物品・商品(特に高額商品)の売買										
	本人の日常生活に必要な小口現金の管理										
不 動 産 の 管 理	印鑑、通帳、各種権利証等の管理・保管										
	その他動産関連										
	不動産の売買契約の締結・変更・解除										
	不動産の賃貸借契約の締結・変更・解除										
	家屋等の修繕・改修・解体の請負契約の締結・変更・解除										
身 上 監 護	本人の土地や居宅等の管理(自宅や賃貸マンションの管理)										
	不動産の贈与(寄付・寄進等)										
	その他不動産関連										
	医療	病院の入退院に係る契約の締結や手續等									
		医療契約(主に通院による診察)の締結や手續等									
介 護	医療制度(高額療養費の支給手続等)の手続・申請等										
		その他医療関連									
	介護施設の入退所に係る契約の締結や手續等										
	介護サービスの利用に係る契約の締結や手續等										
	介護制度の手続・申請										
福 祉	その他介護関連										
	障がい者施設の入退所に係る契約の締結や手續等										
	障がい者サービスの利用に係る契約の締結や手續等										
	障がい者制度に係る手続・申請(障害者手帳の申請等)										
	その他福祉関連(生活保護等)										
その 他	年金等の手続・申請										
	施設や関係者(医療・介護従事者等)との協議・連携など										
	本人の介護(食事・排泄・入浴・着替えの介助など)										
	本人の家事支援(買い物、食事の用意、掃除、洗濯など)										
	通院・外出等の付き添い										
法 的 対 応	就労支援										
	その他の身上監護										
	相続・遺贈の承認・放棄等										
	遺産分割協議や遺留分減殺請求等										
	その他相続関連										
訴 訟	訴訟行為										
	(裁判外の)和解・示談等										
	その他										
そ の 他	消費者被害への対応										
	同意・取消・追認権の行使										
	その他の法的対応										
	役所における各種手続き(確定申告・転出転入届等)										
	専門職や専門業者等に対する契約・手続・訴訟等の委託										
そ の 他	本人の親族への対応(関係構築)										
	豊かな生活の手助け(旅行・趣味・娯楽・墓参りなどの支援等)										
	後見事務報告書の準備・作成・提出										
	その他すべての後見業務										

8. 報酬

後見人等 ①	(34) 1回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	2回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	3回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	4回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	5回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
監督人	6回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	7回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	8回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	9回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	ないし理由で				
(35)	1回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	2回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	3回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	4回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	5回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
ないし理由で	6回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	7回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	8回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			
	9回目	報酬額	円	対象期間	カ月
	開始 年 月 日	終了 年 月 日			

9. 資産

(38)	資産(円)							
	預貯金・現金	株式・債権等	負債	宅地	農地	住宅	その他	資産合計
申立時								
第1回報告								
第2回報告								
第3回報告								
第4回報告								
第5回報告								
第6回報告								
第7回報告								
第8回報告								
第9回報告								

10. 収支

(39)	収入(円)							
	年金等	稼働所得	財産所得	福祉給付	医療・介護還付金	特別な収入	その他	収入合計
申立時								
第1回報告								
第2回報告								
第3回報告								
第4回報告								
第5回報告								
第6回報告								
第7回報告								
第8回報告								
第9回報告								

(40)	支出(円)								
	生活費	住居費	入院費用	施設費用	医療費	介護・福祉費	保険料	税金	その他
申立時									
第1回									
第2回									
第3回									
第4回									
第5回									
第6回									
第7回									
第8回									
第9回									

11. 後見活動に対する評価

ここで評価対象となる後見人:

1. 後見制度に関する本人の理解		
(1) 本人は後見制度のことを理解していますか。	はい・いいえ	
(2) 本人は、自分が被後見人であることを理解していますか。	はい・いいえ	
(3) 本人は、後見人を後見人として(たまに訪れるお客さん等としてではなく)理解してますか	はい・いいえ	
2. 本人との面会		
(1) ① 後見人は、これまで平均してどのぐらいの頻度で本人に面会に行ってますか。 ② その面会の1回あたりの時間はおよそどのぐらいですか。	1年あたり 回	1回あたり 分
(2) 後見人は、本人が必要としているときに(用事があって呼ばれたときなどに)、本人に会いに行ってますか。	はい・いいえ	
3. 本人等とのコミュニケーション(後見人自身による自己評価として、0~100点の間で点数をつけて下さい)		
(1) 後見人は、本人との間のコミュニケーションをうまくとっていますか。 (参考: 0点=全くとれていない、100点=必要なコミュニケーションはすべてとれている)	点	
(2) 後見人は、本人との間で、後見に関する協議・連絡・報告等(本人の要望を聞く、業務の報告を行うなど)をどのぐらい行っていますか。 (0=全く行っていない、100=必要な協議・報告等はすべて行っている)	点	
(3) 後見人は、本人のご家族(親族)との間でコミュニケーションをうまくとっていますか。 (0=全くとれていない、100=必要なコミュニケーションはすべてとれている)	点	
(4) 後見人は、本人の周囲の医療・介護・福祉従事者等との連携をうまくとっていますか。 (0=全くとれていない、100=必要な連携はすべてとれている)	点	
4. 後見業務		
(1) 後見人は、本人の利益のために業務を行っていますか。それとも自分の利益のために行っていますか。 (-100~100点の間で評価をつけて下さい。) (-100=すべて自分の利益のために行っている、0=どちらともいえない、100=すべて本人の利益のために行っている)	点	
(2) 後見人は、本人の財産管理(預金の管理、施設料金や生活費の支払など)を適切に行ってますか (0=全く適切に行っていない、100=すべて適切に行っている)	点	
(3) 後見人は、本人が医療・介護・福祉などの各種サービスを受けるための手配や手続等を適切に行ってますか。 (0=全く適切に行っていない、100=すべて適切に行っている)	点	
(4) ① これまで後見人は、不適切な財産管理(必要な支出を行わない、不必要的支出を行うなど)を行った事がどのぐらいありますか。(一度もない場合は、0回と記入) ② これまで後見人は、不正な財産管理(本人のお金を使い込むなど)を行った事がどのぐらいありますか。(一度もない場合は、0回と記入)	回	
(5) 後見人は、本人の身上監護を、入所施設や医療・介護・福祉従事者などに任せきりにしていませんか (0=すべて任せきりにしている、100=すべて自分で主体的に身上監護を行っている)	点	
5. 本人の身上監護(事実行為)		
(1) 後見人は、本人の家事支援(買い物、食事の用意、洗濯、掃除など)をどのぐらい行っていますか。 (0=全く行っていない、100=必要と思われる家事支援はすべて行っている)	点	
(2) 後見人は、本人の介護(食事・移動・排泄・入浴の介助など)をどのぐらい行っていますか (0=全く行っていない、100=必要と思われる介護はすべて行っている)	点	
(3) 後見人は、本人の生活を豊かにするための支援(外出、趣味、娯楽、旅行、墓参りの支援など)を行っていますか。 (0=全く行っていない、100=必要と思われる支援はすべて行っている)	点	
6. 後見活動の効果		
(1) 後見人が後見活動を行うことによって、本人の生活状況は良くなりましたか、悪くなりましたか。 (-100=大変悪くなつた、0=どちらともいえない、100=大変良くなつた)	点	
(2) 後見人が後見活動を行うことによって、本人の精神状態は良くなりましたか、悪になりましたか。 (-100=大変悪くなつた、0=どちらともいえない、100=大変良くなつた)	点	
(3) 後見人が後見活動を行うことによって、本人の身体状態は良くなりましたか、悪になりましたか。 (-100=大変悪くなつた、0=どちらともいえない、100=大変良くなつた)	点	
7. 後見人の活動に対する総合的評価		
(1) 後見人の仕事ぶりを総合的に評価すると何点になりますか。 (0=必要な業務が全く行われていない、100=必要な業務がすべて適切に行われている)	点	

12. 後見監督人に対する評価（監督人がついている場合のみお答え下さい）

1. 本人との面会		
(1)	① 監督人はどのぐらいの頻度で本人に面会に来ていますか。 ② その面会の1回あたりの時間はおよそどのぐらいですか。	1年あたり 回 1回あたり 分
2. 本人等とのコミュニケーション（監督人に対する評価として、0～100点の間で点数をつけて下さい）		
(1)	監督人は、本人との間のコミュニケーションをうまくとっていますか。 (参考：0点＝全くとれていない、100点＝必要なコミュニケーションはすべてとれている)	点
(2)	監督人は、本人のために後見監督業務を適切に行ってていますか。 (0＝全く適切に行っていない、100＝すべて適切に行ってている)	点
3. 総合的評価		
(1)	あなたは監督人にどのような印象を持っていますか。 (-100＝極めて悪い印象を持っている、0＝どちらともいえない、100＝極めて良い印象を持っている)	点
(2)	監督人の仕事ぶりを総合的に評価すると何点になりますか。 (0＝必要な業務が全く行われていない、100＝必要な業務がすべて適切に行われている)	点

13. 後見についての感想、問題点、意見など

III. 後見人への第三者評価に関する調査票 ①

— 本人の周囲の方(回答者)への質問 —

記入日： 月 日

1. 社会的属性等(分からぬ箇所は空白でも結構です。)

回答者	フリガナ		職業	性別	年齢	
	氏名			男・女	歳	
本人	フリガナ		職業	性別	年齢	
	氏名			男・女	歳	
後見人	フリガナ		職業	性別	年齢	本人との続柄
	氏名			男・女	歳	
監督人	フリガナ		職業	性別	年齢	
	氏名			男・女	歳	

*後見人以外の氏名の欄につきましては、本名を記入する必要はございません。代わりに、それぞれの方のイニシャル(後見花子ならH. K.)を記入していただきますようお願いします。

2. 本人と回答者(本人の周囲の方で、かつ後見人でない方)について

1. 回答者と本人の関係性	
(1) ①回答者(あなた)が本人と親類縁者の関係にある場合、本人との続柄をお答え下さい。	続柄：
(2)回答者が本人と第三者の関係にある場合、両者の関係性をお答え下さい。 (例1:回答者=特養職員(介護職員)、本人=特養入所者) (例2:回答者=ケアマネ、本人=在宅介護サービス利用者)	
・回答者()、本人()	

3. 後見人に対する評価

1. 後見制度に関する本人の理解	
(1) 本人は後見制度のことを理解していますか。	はい・いいえ
(2) 本人は、自分が被後見人であることを理解していますか。	はい・いいえ
(3) 本人は、後見人を後見人として(たまに訪れるお客さん等としてではなく)理解してますか	はい・いいえ
2. 本人との面会	
(1) ①後見人は、およそどのぐらいの頻度で本人に面会に来ていますか。	1年あたり 回
②その面会の1回あたりの時間はおよそどのくらいですか。	1回あたり 分
(2) 後見人は、本人が必要なときに(用事があって呼んだときなどに)来てくれますか。	はい・いいえ
3. 本人等とのコミュニケーション(回答者による後見人に対する評価を、0~100点の間で点数をつけて下さい(35点や62点など))	
(1) 後見人は、本人との間のコミュニケーションをうまくとっていますか。 (参考: 0点=全くとれていない、100点=必要なコミュニケーションはすべてとれている)	点

(2) 後見人は、本人との間で、後見に関する協議・連絡・報告等(本人の要望を聞く、業務の報告を行うなど)をどのくらい行っていますか。 (0=全く行っていない、100=必要な協議・報告等はすべて行っている)	点
(3) 後見人は、本人のご家族(親族)との間でコミュニケーションをうまくとっていますか。 (0=全くとれていない、100=必要なコミュニケーションはすべてとれている)	点
(4) 後見人は、本人の周囲の医療・介護・福祉従事者等との連携をうまくとっていますか。 (0=全くとれていない、100=必要な連携はすべてとれている)	点
4. 後見業務	
(1) 後見人は、本人の利益のために業務を行っていますか。それとも自分の利益のために行っていますか。(-100~100点の間で評価をつけて下さい。) (-100=すべて自分の利益のために行っている、0=どちらともいえない、100=すべて本人の利益のために行っている)	点
(2) 後見人は、本人の財産管理(預貯金の管理、施設料金や生活費の支払いなど)を適切に行っていますか。 (0=全く適切に行っていない、100=すべて適切に行っている)	点
(3) 後見人は、本人が医療・介護・福祉などの各種サービスを受けるための手配や手続き等を適切に行っていますか。 (0=全く適切に行っていない、100=すべて適切に行っている)	点
(4) ①これまで後見人が、不適切な財産管理(必要な支出を行わない、不必要的支出を行うなど)を行った事はどのくらいありますか。(一度もない場合は、0回と記入) ②これまで後見人が、不正な財産管理(本人のお金を使い込むなど)を行った事はどのくらいありますか。(一度もない場合は、0回と記入)	回
(5) 後見人は、本人の身上監護を、入所施設や医療・介護・福祉従事者などに任せきりにしていませんか。 (0=すべて任せきりにしている、100=すべて後見人が主体的に身上監護を行っている)	点
5. 本人の身上監護(事実行為)	
(1) 後見人は、本人の家事支援(買い物、食事の用意、洗濯、掃除など)をどのくらい行っていますか。 (0=全く行っていない、100=必要と思われる家事支援はすべて行っている)	点
(2) 後見人は、本人の介護(食事・移動・排泄・入浴の介助など)をどのくらい行っていますか (0=全く行っていない、100=必要と思われる介護はすべて行っている)	点
(3) 後見人は、本人の生活を豊かにするための支援(外出、趣味、娯楽、旅行、墓参りの支援など)を行っていますか。 (0=全く行っていない、100=必要と思われる支援はすべて行っている)	点
6. 後見活動の効果	
(1) 後見人が後見活動を行うことによって、本人の生活状況は良くなりましたか、悪くなりましたか。 (-100=大変悪くなった、0=どちらともいえない、100=大変良くなった)	点
(2) 後見人が後見活動を行うことによって、本人の精神状態は良になりましたか、悪くなりましたか。 (-100=大変悪くなった、0=どちらともいえない、100=大変良くなった)	点
(3) 後見人が後見活動を行うことによって、本人の身体状態は良になりましたか、悪になりましたか。 (-100=大変悪くなった、0=どちらともいえない、100=大変良くなつた)	点
7. 総合的評価	
(1) あなたは後見人にどのような印象を持っていますか。 (-100=極めて悪い印象を持っている、0=どちらともいえない、100=極めて良い印象を持っている)	点
(2) 後見人の仕事ぶりを総合的に評価すると何点になりますか。 (0=必要な業務が全く行われていない、100=必要な業務がすべて適切に行われている)	点

4. 後見監督人に対する評価（監督人がついている場合のみお答え下さい）

1. 本人との面会			
(1) ① 監督人はどのぐらいの頻度で本人に面会に来ていますか。		1年あたり	回
② その面会の1回あたりの時間はどのぐらいですか。		1回あたり	分
2. 後見監督業務			
(1) 監督人は、本人との間のコミュニケーションをうまくとっていますか。 (0=全くとれていない、100=必要なコミュニケーションはすべてとれている)		点	
(2) 監督人は、本人のために後見監督業務を適切に行っていますか。 (0=全く適切に行っていない、100=すべて適切に行っている)		点	
3. 総合的評価			
(1) あなたは監督人にどのような印象を持っていますか。 (-100=極めて悪い印象を持っている、0=どちらともいえない、100=極めて良い印象を持っている)		点	
(2) 監督人の仕事ぶりを総合的に評価すると何点になりますか。 (0=必要な業務が全く行われていない、100=必要な業務がすべて適切に行われている)		点	

5. 回答者が本人に代わって行っている行為の実施状況

		業務内容	実施回数 (回)	1回の実施 時間(分)	1回の取扱 金額(万円)
財産管理	動産の管理	<input type="checkbox"/> 預貯金・口座の管理、(日常的な)入出金等	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 定期預金の解約等の高額な預貯金の取引	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 定期的な料金(公共料金、施設料金、家賃等)の支払い・受領	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 株式・国債・信託・外貨預金等の取引	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 保険の手続・請求・受領等	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 各種サービス(新聞の定期購読等)利用の契約や手続等	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 金銭貸借(金銭消費貸借契約やローン契約等)・債務の弁済	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 動産の贈与(寄付・寄進等)	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 各種物品・商品(特に高額商品)の売買	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 本人の日常生活に必要な小口現金の管理	回	分	万円
	不動産の管理	<input type="checkbox"/> 印鑑、通帳、各種権利証等の管理・保管	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> その他動産関連	回	分	万円
医療	不動産の管理	<input type="checkbox"/> 不動産の売買契約の締結や手続等	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 不動産の賃貸借契約の締結や手続等	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 家屋等の修繕・改修・解体の請負契約の締結や手続等	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 本人の土地や建物等の管理(自宅や賃貸アパート等の管理)	回	分	万円
	医療	<input type="checkbox"/> 不動産の贈与(寄付・寄進等)	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> その他不動産関連	回	分	万円
	医療	<input type="checkbox"/> 病院の入退院に係る契約の締結や手続等	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 医療契約(主に通院による診察)の締結や手続等	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> 医療制度の申請や手続等(高額療養費の支給手続等)	回	分	万円
		<input type="checkbox"/> その他医療関連	回	分	万円

介護	<input type="checkbox"/> 介護施設の入退所に係る契約の締結や手続等	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 介護サービスの利用に係る契約の締結や手続等	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 介護制度の申請や手続等(要介護認定の申請等)	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> その他介護関連	回	分	万円
福祉	<input type="checkbox"/> 障がい者施設の入退所に係る契約の締結や手続等	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 障がい者サービスの利用に係る契約の締結や手続等	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 障がい者制度に係る申請や手続等(障害者手帳の申請等)	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> その他福祉関連(生活保護等)	回	分	万円
その他	<input type="checkbox"/> 年金等の申請や手続等	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 施設や関係者(医療・介護従事者等)との協議・連携など	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 本人の介護(食事・移動・排泄・入浴の介助など)	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 本人の家事支援(買い物、食事の用意、掃除、洗濯など)	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 服薬管理	回	分	
	<input type="checkbox"/> 医療同意	回	分	
	<input type="checkbox"/> 医療行為(喀痰吸引等)	回	分	
	<input type="checkbox"/> 就労支援	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 上記以外の身上監護	回	分	万円
相続	<input type="checkbox"/> 相続・遺贈の承認・放棄等	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 遺産分割協議や遺留分減殺請求等	回	分	万円
法的対応	<input type="checkbox"/> 訴訟行為	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> (裁判外の)和解・示談等	回	分	万円
その他	<input type="checkbox"/> 消費者被害への対応	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 上記以外の法的対応	回	分	万円
その他	<input type="checkbox"/> 役所での各種手続き(証明書発行・確定申告・転入出届等)	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 専門職や専門業者等に対する契約・手続・訴訟等の委託	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 本人の親族への対応(協議・連絡・関係構築等)	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 本人の豊かな生活の支援(旅行・趣味・娯楽・墓参り等の支援)	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 経済的支援(本人の生活費等のための金銭等の贈与)	回	分	万円
	<input type="checkbox"/> 上記以外のすべての行為	回	分	万円

6. 後見人等の具体的な仕事ぶり、本人に関するエピソード、後見制度の問題点、後見に関するあなたのご意見など、何でもご自由にお書きください。

III. 後見人への第三者評価に関する調査票 ②

—本人への質問—

(ご本人がこの調査票②への回答が困難な場合、後掲の調査票③にご回答下さい。)

本人が直接回答： はい・いいえ 記入日： 月 日

1. 後見人に対する評価

(可能ならご本人がお答え下さい。それが難しいようでしたら、回答者がご本人に聞いて下さい。)

1. 後見制度に関する本人の理解

(1) あなたは後見制度のことを理解していますか。	はい・いいえ・不明
(2) あなたは、自分が被後見人であることを理解していますか。	はい・いいえ・不明
(3) あなたは、後見人を後見人として(たまに訪れるお客さん等としてではなく)理解していますか。	はい・いいえ・不明

2. 本人との面会

(1) ① 後見人は、およそどのぐらいの頻度であなたに面会に来ていますか。	1年あたり 回
② その面会の1回あたりの時間はおよそどのぐらいですか。	1回あたり 分
(2) 後見人は、あなたが必要なときに(用事があって呼んだときなどに)来てくれますか。	はい・いいえ・不明

3. 本人等とのコミュニケーション（本人による後見人に対する評価を、0～100点の間で点数をつけて下さい（35点や62点など））

(1) 後見人は、あなたとの間のコミュニケーションをうまくとっていますか。 (参考：0点＝全くとれていない、100点＝必要なコミュニケーションはすべてとれている)	点
(2) 後見人は、あなたとの間で、後見に関する協議・連絡・報告等(あなたの要望を聞く、業務の報告を行うなど)をどのぐらい行っていますか。 (0＝全く行っていない、100＝必要な協議・報告等はすべて行っている)	点
(3) 後見人は、あなたのご家族(親族)との間でコミュニケーションをうまくとっていますか。 (0＝全くとれていない、100＝必要なコミュニケーションはすべてとれている)	点
(4) 後見人は、あなたの周囲の医療・介護・福祉従事者等との連携をうまくとっていますか。 (0＝全くとれていない、100＝必要な連携はすべてとれている)	点

4. 後見業務

(1) 後見人は、あなたの利益のために業務を行っていますか。それとも自分の利益のために行っていますか。(-100～100点の間で評価をつけて下さい) (-100＝すべて自分の利益のために行っている、0＝どちらともいえない、100＝すべてあなたの利益のために行っている)	点
(2) 後見人は、あなたの財産管理(預貯金の管理、施設料金や生活費の支払いなど)を適切に行っていますか。 (0＝全く適切に行っていない、100＝すべて適切に行っている)	点
(3) 後見人は、あなたが医療・介護・福祉などの各種サービスを受けるための手配や手続等を適切に行っていますか。 (0＝全く適切に行っていない、100＝すべて適切に行っている)	点
(4) ① これまで後見人が、不適切な財産管理(必要な支出を行わない、不必要的支出を行うなど)を行った事はどのぐらいありますか。(一度もない場合は、0回と記入) ② これまで後見人が、不正な財産管理(あなたのお金を使い込むなど)を行った事はどのぐらいありますか。(一度もない場合は、0回と記入)	回
(5) 後見人は、あなたの身上監護を、入所施設や医療・介護・福祉従事者などに任せきりにしているませんか。 (0＝すべて任せきりにしている、100＝すべて主体的に身上監護を行っている)	点

5. 本人の身上監護(事実行為)

(1) 後見人は、あなたの家事支援(買い物、食事の用意、洗濯、掃除など)をどのぐらい行っていますか。 (0＝全く行っていない、100＝必要と思われる家事支援はすべて行っている)	点
(2) 後見人は、あなたの介護(食事・移動・排泄・入浴の介助等)をどのぐらい行っていますか。 (0＝全く行っていない、100＝必要と思われる介護はすべて行っている)	点

(3) 後見人は、あなたの生活を豊かにするための支援(外出、趣味、娯楽、旅行、墓参りの支援など)を行っていますか。 (0=全く行っていない、100=必要と思われる支援はすべて行っている)	点
6. 後見活動の効果	
(1) 後見人が後見活動を行うことによって、あなたの生活状況は良くなりましたか、悪くなりましたか。 (-100=大変悪くなった、0=どちらともいえない、100=大変良くなった)	点
(2) 後見人が後見活動を行うことによって、あなたの精神状態は良くなりましたか、悪になりましたか。 (-100=大変悪くなった、0=どちらともいえない、100=大変良くなった)	点
(3) 後見人が後見活動を行うことによって、あなたの身体状態は良くなりましたか、悪になりましたか。 (-100=大変悪くなった、0=どちらともいえない、100=大変良くなった)	点
7. 総合的評価	
(1) あなたは後見人にどのような印象を持っていますか。 (-100=極めて悪い印象を持っている、0=どちらともいえない、100=極めて良い印象を持っている)	点
(2) 後見人の仕事ぶりを総合的に評価すると何点になりますか。 (0=必要な業務が全く行われていない、100=必要な業務がすべて適切に行われている)	点

2. 後見監督人に対する評価（監督人がついている場合のみお答え下さい）

1. 本人との面会		
(1) ① 監督人はどのぐらいの頻度であなたに面会に来ていますか。	1年あたり	回
② その面会の1回あたりの時間はどのくらいですか。	1回あたり	分
2. 後見監督業務		
(1) 監督人は、あなたとの間のコミュニケーションをうまくとっていますか。 (0=全くとれていない、100=必要なコミュニケーションはすべてとれている)	点	
(2) 監督人は、あなたのために後見監督業務を適切に行ってていますか。 (0=全く適切に行っていない、100=すべて適切に行ってている)	点	
3. 総合的評価		
(1) あなたは監督人にどのような印象を持っていますか。 (-100=極めて悪い印象を持っている、0=どちらともいえない、100=極めて良い印象を持っている)	点	
(2) 監督人の仕事ぶりを総合的に評価すると何点になりますか。 (0=必要な業務が全く行われていない、100=必要な業務がすべて適切に行われている)	点	

3. 後見人等の具体的な仕事ぶり、後見に関するこれまでのエピソード、後見制度の問題点、後見に関するあなたのご意見など、何でもご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

III. 後見人への第三者評価に関する調査票 ③

— 本人(調査票②への回答が困難な人)への質問 —

本人が直接回答: はい・いいえ 記入日 月 日

1. 後見人に対する評価

(下記の質問を、回答者が本人に聞いた上で記入して下さい。)

1. 後見制度に関する本人の理解

(1) あなたは後見制度のことを理解していますか。	はい・いいえ・不明
(2) あなたは、自分が被後見人であることを理解していますか。	はい・いいえ・不明
(3) あなたは、後見人を後見人として(たまに訪れるお客さん等としてではなく)理解していますか。	はい・いいえ・不明

2. 後見人に対する評価(本人による評価を「はい・いいえ」でつけて下さい)(あるいは可能ならば、0~100点の間で点数をつけて下さい(35点や62点など))

(1) 後見人は、あなたに会いによく来てくれますか。	はい・いいえ・不明	点
(2) 後見人は、あなたが必要なときに(用事があつて呼んだときなどに)来てくれますか。	はい・いいえ・不明	点
(3) あなたは、後見人にまた来て欲しいと思っていますか(会うのを楽しみにしていますか)。	はい・いいえ・不明	点
(4) あなたは後見人とよくお話しをしていますか。	はい・いいえ・不明	点
(5) 後見人は、あなたの身内の人とよくお話しをしていますか。	はい・いいえ・不明	点
(6) 後見人は、あなたの周りの人(ヘルパーや施設の人など)とよくお話しをしていますか。	はい・いいえ・不明	点
(7) 後見人は、あなたのお金の管理をきちんとしていますか。	はい・いいえ・不明	点
(8) あなたは後見人にお金を盗られたことがありますか。	はい・いいえ・不明	点
(9) 後見人は、あなたの介護をしてくれていますか。	はい・いいえ・不明	点
(10) 後見人は、あなたの身の回りのこと(家事など)をしてくれていますか。	はい・いいえ・不明	点
(11) 後見人がいることで、あなたの生活は良くなりましたか。	はい・いいえ・不明	点
(12) 後見人がいることで、あなたの精神状態は良くなりましたか。	はい・いいえ・不明	点
(13) 後見人がいることで、あなたの健康は良くなりましたか。	はい・いいえ・不明	点
(14) 後見人は、あなたに良くしてくれていますか。	はい・いいえ・不明	点
(15) あなたは後見人のことが好きですか。	はい・いいえ・不明	点
(16) あなたにとって、後見人はいい人(優しい人)ですか。	はい・いいえ・不明	点
(17) あなたは、後見人がいたほうがいいと思っていますか(いないよりも、いる方が良いと思っていますか)。	はい・いいえ・不明	点

2. 後見監督人に対する評価(監督人がついている場合のみお答え下さい)

1. 後見監督人に対する評価

(1) 監督人は、あなたに会いによく来てくれますか。	はい・いいえ・不明	点
(2) あなたは監督人とよくお話しをしていますか。	はい・いいえ・不明	点
(3) あなたは、監督人にまた来て欲しいと思っていますか(会うのを楽しみにしていますか)。	はい・いいえ・不明	点
(4) 監督人は、あなたに良くしてくれていますか。	はい・いいえ・不明	点
(5) あなたは監督人のことが好きですか。	はい・いいえ・不明	点
(6) あなたにとって、監督人はいい人(優しい人)ですか。	はい・いいえ・不明	点

(7) あなたは、監督人がいたほうがいいと思っていますか(いないよりも、いる方が良いと思っていますか)。	はい・いいえ・不明	点
--	-----------	---

3. 後見人等の具体的な仕事ぶり、後見に関するこれまでのエピソード、後見制度の問題点、後見に関するあなたのご意見など、何でもご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

成年後見の実務的・理論的体系化に関する研究

発行日：2013年5月31日

発 行：東京大学政策ビジョン研究センター
市民後見研究実証プロジェクト

〒113-0033

東京都文京区7-3-1 東京大学 伊藤国際学術研究センター3F

Tel: 03-5841-0622, Fax: 03-5841-0811

HP: <http://www.shimin-kouken.jp/>

平成23・24年度 厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業